令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.609 企画管理事務費 （企画課）	○総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理　○まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定　○市長指示事項、国の制度等に関する調査、研究、新規施策立案　○大学、民間事業者等との連携協定の推進　○市政アドバイザーの活用	○総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的に推進し、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現する。 ○市長の政策の実現や市が直面する諸課題への対応などについて、各部署へ側面的な支援を行い、円滑な市政運営につなげる。	進捗管理実施回数 回	2 2	100.0	3,672 14,522	4,681 14,522	A	まちづくり総合計画をはじめとする主要な計画の策定・推進・進捗管理と、施策の立案、施策の実現に向けた調整、意思統一、連携等の機能を有し、円滑な市政運営の実現に不可欠な事業である。	○第２次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な推進のため、周南市版マネジメントシステムと連動した、効率的かつ効果的な進行管理体制を構築する。　○第２次まちづくり総合計画後期基本計画を策定する。　○第2次まちづくり総合計画後期基本計画に基づく「実施計画」をローリング方式により策定し、施策を効率的かつ効果的に実施する。
No.612 まちづくり総合計画策定事業費 （企画課）	○第2次周南市まちづくり総合計画の前期基本計画の計画期間が2019年度で終了するため、2020年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画案を策定する。　○まちづくり総合計画審議会の開催、パブリックコメントの実施　○実施計画は計画期間を3年間とし、毎年度見直しを行う。	まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進する。	審議会等開催数 回	5 5	100.0	2,910 5,446	0 0	A	総合計画は、まちづくり最上位計画であり、市の総合的かつ基本的な行政運営の指針を示し、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、引き続き策定する必要がある。	令和5年度から第3次まちづくり総合計画の策定に着手し、令和6年度中の策定を目指す。
No.613 秘書事務管理費 （秘書課）	市長、副市長に関する秘書業務	市政運営の効率化、円滑化を図り、もって行政サービスの充実を図ることで、間接的に市民福祉の向上に寄与する。	指標なし 	- -	-	5,036 43,566	6,924 36,305	A		
No.608 電子計算組織管理費 （情報企画課）	・システムの有効利用による関連経費の最適化を図り、住民サービスの向上と行政事務の効率化に努める。　・併せて、システム関連経費の最適化を推進する。　・自治体クラウドによる基幹業務系システムのセキュリティ向上と経費削減を図る。　・単独クラウドによる内部情報系システムのセキュリティ向上と事務の効率化を図る。	●情報システムの運用管理・利活用　・基幹業務系システム（住民情報、税、福祉等）　・内部情報系システム（文書管理や財務会計等の内部事務、グループウェア）	一般財源・決算額 千円	303,134 336,218	90.2	309,060 36,305	341,691 21,783	A	４市１町の自治体クラウドをはじめとした情報システム最適化の取組みは完了したが、引き続き安全確実な運用管理を実施するとともに、ＡＩやＲＰＡ等のＩＣＴ活用やキャッシュレスの推進に努めるとともに、スマートシティ構想を策定し、市民の利便性向上と市の活性化へ取組む。	ＡＩ（人工知能）やＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション）及びキャッシュレスを活用した「働き方改革」や「スマート自治体」へ対応し、行政の人的・財政的負担軽減を図るとともにスマートシティ構想を策定し、市民の利便性向上と市の活性化へ取組む。
No.626 統計調査総務事務費 （情報企画課）	・統計調査員の登録　・登録された統計調査員の各表彰への推薦　・県民手帳掲載事項の確認、販売斡旋　・山口県統計協会の会員　・庁舎内各課及び他関係機関への統計データを照会し、統計書の作成	・統計調査員の登録を行い、統計調査の円滑な実施と結果精度の向上を図る。　・統計資料の収集・整理を行い、周南市に関する統計データを公表する。	調査員登録者数 人	228 182	125.3	11 3,485	198 2,469	A	各種統計調査を円滑に実施することができた。また、統計書の作成を行うことができた。	登録調査員を維持し、円滑な統計調査を行うためにも、公募等新たな方法で新規調査員を確保する必要がある。
No.627 経済センサス事業費 （情報企画課）	【調査区管理（年次確認）】（調査区地図の更新）　【基礎調査（活動調査の中間年】（事業所の名簿作成）　【活動調査の前年】（事業所名簿・調査区地図の確認）　【活動調査（5年ごとの本調査）】（事業所の経営形態について調査を実施）　・調査員による調査実施（調査票の配布、回収、整理）　・調査員から提出された調査票等を指導員が審査、市職員が最終審査し、県へ提出する	全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を、全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を得る。	調査票の回収率 %	0 0	0.0	1,486 2,178	747 3,631	A	法定受託事務であり、今後の経済政策の基礎資料となる調査であることから、適正な事務執行に努めた。	年次事務として、調査区の現状を確認する調査区管理を行い、本調査中間年には、基礎調査（事業所名簿の作成）を行い本調査の準備を行う。本調査（活動調査）は、５年ごとに行う。
No.628 教育統計調査事業費 （情報企画課）	・手引に基づき、教育機関への調査依頼及び調査票の配布　・県による調査対象への調査票記入方法の説明会実施　・県が指定する提出先へ調査票の郵送提出又は、インターネットでの回答　・市町へ郵送等により提出された調査票は、審査後県へ提出	学校教育行政に必要な学校に関する基本事項を明らかにする。	調査票の回収率 %	100 100	100.0	0 145	8 145	A	法定受託事務であり、今後の学校政策の基礎資料となる調査であることから、適正な事務執行に努めた。	本調査は毎年実施される調査である。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.629 工業統計調査事業費 （情報企画課）	・県の説明会に出席し、調査方法を確認する ・指導員及び調査員の選考・推薦を行ない、県知事任命後、説明会を実施する ・調査員調査 （事業所への聞取り・名簿の作成、対象事業所の確定、調査票配布、回収、郵送又はインターネットによる回答） ・調査員が作成した名簿等審査し、県へ提出する	工業の実態を明らかにし、工業に関する政策の基礎資料を得る。	調査票の回収率 %	97.2 90	108.0	419 2,178	629 1,815	A	法定受託事務であり、今後の製造業政策の基礎資料となる調査であることから、適正な事務執行に努めた。	毎年実施される調査である。
No.663 農林業センサス事業費 （情報企画課）	【調査の前年】（農林業経営体名簿・調査区の確認） 【調査（５年ごと）実施年】 ・調査員調査（調査員による農林業経営体の経営形態を確認、調査票の配布・回収・整理） ・指導員・市職員の調査票等の審査後、県へ提出 【調査実施翌年】 ・調査結果確定値公表に必要な調査票の補正をする	農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林行政諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。	調査票の回収率 %	90 90	100.0	5,490 2,178	73 726	A	法定受託事務であり、今後の農林業政策の基礎資料となる調査であることから、適正な事務執行に努めた。	５年に１度の調査であり、次回は令和６年に実施される。
No.664 国勢調査事業費 （情報企画課）	【調査実施前年】 ・調査区の形状・居住者の増減に合わせ、調査区を修正する【調査（５年ごと）実施年】 ・調査員調査（調査員による居住状況の確認、調査票の配布・回収・整理） ・指導員・市職員の調査票等の審査後、県へ提出	国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策・その他の基礎資料を得る。	調査票の回収率 %	0 0	0.0	152 2,178	69,208 20,258	A	法定受託事務であり、次回は令和２年に実施される。	
No.667 全国消費実態調査事業費 （情報企画課）	・県の説明会に出席し、調査方法を確認する。 ・指導員及び調査員の選考・推薦を行い、県知事任命後、説明会を実施する。 ・調査員調査を実施する。 （調査対象名簿の作成、対象調査対象世帯の確定、調査票配布・回収） ・調査関係書類の審査後、県へ提出する。	家計における消費・所得・資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準・構造等を、全国的及び地域別に明らかにする。	調査票の回収率 %	93.75 90	104.2	1,986 2,178	0 0	A	定受託事務であり、今後の消費者行政等の基礎資料となる調査であることから、適正な事務執行に努めた。	５年に１度の調査であり、次回は令和６年に実施される。 なお、今回の調査より名称が、「全国消費実態調査」から「全国家計構造調査」へ変更となった。
No.614 市有財産等保険事業費 （施設マネジメント課）	・市有財産の保全にあたっては、全国市有物件災害共済会建物共済保険への加入 ・市民活動の支援にあたっては、市民総合賠償補償保険への加入	・市有財産が災害によって損害を受けた場合に補償される。 ・市民が市の主催・共催行事やボランティア活動の中で、けが等の事故に遭った場合補償される。	建物共済保険加入率 %	100 100	100.0	16,828 5,809	19,884 8,713	A	市有物件災害共済会建物保険については、加入漏れや滅失漏れがないように関係各課との連携を図る必要がある。市民総合賠償補償保険については、内容の周知を図るとともに、事故の回避に向けた注意喚起を行うことも必要である。	市有財産の管理に有効な制度であり、関係各課との連携を密にし、登録漏れや滅失漏れがないよう適正な管理に努める。
No.669 普通財産管理事業費 （施設マネジメント課）	・固定資産台帳を活用して売却可能資産を抽出し、資産の特性に合わせた効率的な処分、維持管理及び運用を行う。 ・民間の活力を生かした市有地媒介制度による財産処分の推進 ・所管する普通財産の適正な維持管理を効果的、効率的に行う。 ・市有財産を活用した有料広告の推進	市民の貴重な財産である普通財産の維持・保全を図るとともに、遊休的な資産の貸付や売払いを実行することで、自主財源の確保に寄与する。	未利用財産の売払額 千円	166,369 350,000	47.5	65,863 17,426	42,619 20,331	B	固定資産台帳を積極的に活用し、市場性がある資産を把握することにより、さらなる資産の利活用を進めて行く必要がある。また、不動産事業者と連携した媒介制度を活用し、より効率的な資産の処分に努めることが必要である。	市有財産の現状を把握し、未利用財産の売却や貸付を積極的に進めるとともに、有料広告の推進等により、市有財産の更なる有効活用を図る。
No.693 公共施設マネジメント推進事業費 （施設マネジメント課）	「周南市公共施設再配置計画」に定めるアクションプランを推進する。 ・「施設分類別計画」の策定 ・「地域別計画」の策定（優先度の高い施設が立地する地域より実施） ・「長期修繕計画」の策定 ・施設の長寿命化を図るため「自主点検」を推進	公共施設の老朽化に対応し、必要な行政サービスを持続的に提供するとともに、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現を目指す。	施設分類別計画策定・見直し件数 件	3 1	300.0	153 33,401	299 36,305	A	これまでに施設分類別計画をすべて策定し、施設の自主点検も点検結果に基づき劣化状況を点数化することで修繕箇所の優先順位付けにつなげており、全体として概ね順調に進めている。本市の財政状況もますます厳しくなると予想されるなか、今後も、行政と市民が一体となって、公共施設再配置計画の方針にそった取組みをさらに加速化させることが重要である。	今後、老朽化した各施設が一斉に更新時期を迎えるため、施設分類別計画や公共施設台帳及び固定資産台帳を活用しながら、各施設の今後の方向性や現況を把握したうえで優先順位をつけて計画的に取り組んでいく必要がある。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.214 庁舎建設事業費（総務課）	次のような特徴を持った新庁舎を建設する。 ①免震構造を採用、②本庁部局を集約、③来庁者の多い窓口を低層階に配置、④わかりやすい案内表示を採用、⑤ユニバーサルデザインを採用、⑥飲食施設、売店スペースを確保、⑦市民利用会議室を設置	低い耐震性能、バリアフリーの問題、本庁機能の分散など旧庁舎が抱えていた多くの課題を解消し、市民の安心安全の確保と利便性の向上を図る。	進捗率 %	100 100	100.0	811,690 8,713	0 0	A	新庁舎２期工事が完了し当初の目標を達成することができた。	令和元年度の２期工事完了によって事業全体が完了した。
No.215 基金管理事業費（庁舎建設基金）（総務課）	基金積立てを行い、財政負担の年度間調整を行う。	新庁舎建設に係る財政負担を平準化する。	進捗率 %	110.1 110.1	100.0	1 726	0 0	A	平成２８年度をもって当初目標である２０億円の積立を達成し、財政負担の平準化を図ることができた。	目標額を積み立て、新庁舎建設に係る財源負担の平準化を図ることができた。
No.216 庁舎建設関連事業費（総務課）	新庁舎完成を市内外に広くＰＲする。1期工事完成後にプレオープンイベント、2期工事完成後にグランドオープンイベントを開催する。	現庁舎の次期体制に支障をきたすことのないよう、管理者として適正に廃棄物を処理する。 仮庁舎の原形復旧を行い、所有者へ返却する。 完成記念式典等を開催し、市民共通の喜びをもって新庁舎を開庁する。	指標なし 	- -	-	3,645 11,618	0 0	A	庁舎建設関連事業は、新庁舎移転に伴う既存庁舎の閉庁関連対策及び新庁舎広報活動を実施するものであり、市の重点施策である庁舎建設事業を実施する上で欠かせない事業であった。グランドオープンイベント開催により、新庁舎完成を市内外に広くＰＲすることができた。	
No.600 情報公開事務費（総務課）	●公文書・個人情報開示請求に対する開示事務を行う。 ●情報公開窓口を活用し、市政に関する情報を積極的に提供する。 ●情報公開・個人情報保護の取扱いに関する疑義を審査する。	市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深める。	審査請求処理件数 件数	1 1	100.0	51 4,792	179 0	A	市政の透明性確保のため、市が保有する情報の適切な公開と、市民等の個人情報の適正な管理をすることができた。	
No.615 総務事務管理費（総務課）	安全運転管理、後援承認、各種団体の協力、行政界の確認等の事務を行う。	市政運営の円滑な遂行を図るもの。	指標なし 	- -	-	283 1,089	313 0	B	義務的、経常的経費であるが、常に改善を進める。安全運転管理については、行政として率先して交通事故ゼロを目指し、更に安全運転の励行に取り組む必要がある。	
No.616 自衛官募集事務費（総務課）	市広報への募集記事の掲載、立看板の設置、募集ポスターの掲示、デジタルサイネージを利用した広報　自衛隊募集相談員・自衛隊家族会との連携	安定的に優れた隊員を確保するために、自衛官募集に関する広報活動を通し入隊者の確保を図る。	募集広報回数 回	10 10	100.0	75 726	100 0	A	法定受託事務であり、継続して実施する。自衛官確保のためには効果的な募集活動である。	
No.620 公用車管理事業費（総務課）	公用車の適切な維持管理（導入、修繕、車検）　集中管理車両の予約確認損害保険の加入及び事故相手方との交渉・支払	公用車を使用した行政サービスが適切に提供できるようにすることで、効率的な行政運営を図る　事故発生後の円滑な対応により、通常業務に支障を生じないようにする	稼働率 %	100 100	100.0	78,642 7,261	83,994 0	B	公用車は業務遂行上必要なものであるが、維持管理費等のコスト意識をもって、必要台数、必要車種、調達方法を更に検討しなければならない。	
No.621 庁舎管理事業費（総務課）	本庁舎内の不具合箇所の修繕や適切な管理により庁舎機能の維持を図り、庁舎利用者の安全性及び利便性を確保する。	本庁舎を利用する市民や職員の安全性及び利便性を確保し、持続的、安定的な行政運営を図る。	適正施設管理指数 %	100 100	100.0	193,943 11,400	218,310 21,638	A	新庁舎を適切に維持管理することで市民、職員の利便性の向上と安定的な運営を行うことができた。	適切な管理を続けていく必要がある。また、コスト意識を高めつつ来庁者の利便性の視点から随時改善を行っていく。
No.623 仮庁舎管理事業費（総務課）	仮庁舎及び仮庁舎別館の施設及び設備の維持管理、修理、整備及び財産管理等を行うことにより行政サービスを円滑に提供する。	市民に対する行政サービスを継続的、安定的に提供する。	適正施設管理指数 %	100 100	100.0	1,460 0	0 0	A	新庁舎に移転するまで適切な管理を行うことができた。	新庁舎完成により２０１９年５月末で仮庁舎での業務終了
No.624 ＰＣＢ廃棄物処理事業費（総務課）	保有台数及び保管場所について状況把握。 新たなＰＣＢ廃棄物が発見された場合、適切な方法で収集運搬し、適切な場所で保管を開始する。 保管中のＰＣＢ廃棄物は順次計画的に廃棄処分を実施する。	市が保有するＰＣＢ廃棄物を適正に保管し、法律で定める期限までに適正な処分を行う。	ＰＣＢ廃棄物処理数 ｋｇ	256.6 256.6	100.0	7,893 726	9,232 726	A	ＰＣＢ特別措置法等関係法令を遵守し、適正な管理を行うともに、計画的な処分を実施することができた。	
No.617 政治倫理審査会費（法務コンプライアンス課）	市民からの政治倫理に関する調査請求等に対する審査、調査等を行う。	市民からの政治倫理に関する調査請求等に対する審査、調査等を行い、政治倫理を守る一般予防として機能する。	結果報告率 %	0 0	0.0	72 799	140 1,380	A	政治倫理審査会は、周南市政治倫理条例により、市民からの政治倫理に関する調査請求に対する審査等を行うものであり、継続して実施する。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.618 文書管理事務費 （法務コンプライアンス課）	●文書の収受・発送、各出先機関への逓送便業務、 ●例規の制定改廃の審査、及び議案の作成 ●ファイリングシステムによる統一的な文書管理	市民の知的資産である公文書の適切な管理を行うとともに、市民の暮らしに直結する議案、例規の審査を行う。	庁内のペーパーレス化 万枚	917.5 902.1	101.7	65,156 21,493	53,186 21,783	B	全庁的に文書管理に対する意識啓発を行いながら、ファイリングシステムによる文書を適正に管理する。	
No.619 行政安全対策事業費 （法務コンプライアンス課）	不当要求事例についての主管課からの相談・協議に対し、一定の方向性を定めることにより問題解決に向けた連携・協力を行う。	不当要求行為に対する対応を円滑に行い、業務に支障をきたさないようにする。	業務円滑化指数 %	100 100	100.0	2,355 2,748	2,743 363	A	不当要求への早期の適切な対応により、職員の負担軽減が図られ事務処理の効率化に繋がることから継続して実施する。	事業全体の更なる質の向上に努める。
No.625 固定資産評価審査委員会費 （法務コンプライアンス課）	固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査し、決定する。	中立的な機関として慎重な審査を行い、納税者の信頼を得る。	決定率 %	0 100	0.0	0 1,815	84 1,089	A	地方税法により設置が義務付けられており、中立的、専門的な第三者機関として固定資産の評価額等を審査し、納税者の信頼を確保する。	
No.630 基金管理事業費（職員退職手当基金） （人事課）	●周南市職員退職手当支給条例に基づく退職手当の財源に充てるために設置 財政状況を勘案し、中長期的な退職手当所要額を算定しながら基金の積立を行う。	職員退職手当基金の活用により、財政負担の平準化が図られる。	計画的な積立 千円	9 47	19.1	9 581	1 726	A	退職手当支給による財政負担を平準化するため、退職者の人数に応じた中長期的な所要額を算定し、計画的に積み立てる必要がある。	今後の退職金制度の変更、財政状況も勘案しながら計画的に事業を推進する。
No.631 職員研修事業費 （人事課）	・「周南市人材育成基本方針改訂版」に基づき、計画的・体系的な職員研修を実施 ・技術や知識習得のための研修を含めた全庁の研修予算を一括管理し、計画的・効果的な研修を実施 ・人的ネットワークづくり・組織化、公務の能率的な運営を図るための研修への取組み	職員の能力向上と組織の活性化へ寄与することで、より充実した市民サービスの提供が図られる	研修受講者数 人	3,557 3,000	118.6	10,604 8,786	11,417 10,892	A	人材育成基本方針に基づき計画的・体系的な研修を実施することで、職員のスキルアップや、自己啓発を促進し、組織力の強化を図っていく必要がある。	コストが限られる中で、効果的な研修を実施していく必要がある。
No.632 職員メンタルヘルス事業費 （人事課）	・職員の健康管理やメンタル疾患の早期発見・治療、予防啓発の実施 ・健全な組織体制を確立し、安定した市民サービスを提供	心身の不調の早期発見・早期治療を促し、長期病休者を縮減することで、安定した市民サービスの提供に努める.	メンタルヘルス指数 %	99.47 100	99.5	774 4,720	784 2,904	B	メンタル疾患の早期発見・治療の促進に取り組んだ結果、病休者数、休職者数の増加はなかった。今後も各職場等と連携し、早期対応に努めたい。	メンタル疾患にかかる職員数が横ばいであり、今後も研修の充実やストレスチェックの有効活用により、メンタル疾患の予防につなげる。
No.633 職員福利厚生事業費 （人事課）	・職員健康診断、予防接種、健康教育の実施 ・職員の体調不良に対する緊急的な対応 ・職員共済会への交付金	疾患の早期発見・早期治療を促し長期病休者を減らすことで、安定した市民サービスを提供する。また、予防に努めることが出来るよう、職員の健康意識を高める。	健康診断受診率 %	99.3 100	99.3	19,594 7,551	21,373 7,261	B	職員の業務が多様化し、業務量も多い中、職員の健康管理は今後もますます重要であり、引き続き健康診断未受診者を無くし、生活習慣を見直す特定保健指導の利用率を上げる。また、共済会事業については、事業内容、公費負担の有り方を見直しも含め検討する。	職員の健康管理は、健全な行政運営、安定的な市民サービスの提供のためにも必要不可欠であり、今後も推進していく。
No.634 人事管理事務費 （人事課）	●人事・職員採用・公務災害・給与関係事務費、人事管理に要する事務経費 ①職員採用事務（5～11月試験実施） ②職員異動配置事務：自己申告、庁内公募、人事ヒアリング等を実施し、適正な人員配置を行う ③新たな人事評価制度の導入・推進 ④職員労務管理事務 ⑤組織機構整備	人事・採用試験・公務災害・給与関係事務について、適正な運用を行うことにより、業務の遂行による市民サービスの向上を図る。	職員数基準 人	1,342 1,431	93.8	12,752 49,883	6,677 51,553	A	持続的かつ安定的な行政運営を図るため、人事・組織体制を見直し、組織のスリム化や適正配置による人材活用等を進める必要がある。	来年度から始まる会計年度任用職員制度の影響から人件費の増額が想定されるが、人件費の抑制を図りながらも、適正な定数管理、職員配置に努める。
No.190 防災対策費 （防災危機管理課）	周南市地域防災計画の改訂、災害種別に応じた避難所やハザードマップの周知等、市民への啓発及び、災害時の応援協定や防災訓練などの防災対策の実施。	市の防災体制を確立するとともに、地域防災力の強化と防災対策の充実を図ることにより、災害に強いまちづくりを進める。	指標なし 	- -	-	36,709 13,941	26,871 10,311	B	様々な災害を想定し、関係機関等と連携した防災対策の充実・強化を図るため、市民の防災意識の向上、自主防災組織の活動促進、防災情報収集伝達システムの効果的な運用など、自助・共助・公助が一体となった取り組みを継続し、災害に強いまちづくりの推進を図る。	ハザードマップや避難所等の周知を図るとともに、災害時に迅速・的確な初動体制が確立できるよう、災害対応マニュアルの見直し・整備や職員の研修・訓練等に取り組む。 また、自主防災組織育成事業や防災アドバイザー派遣事業等を通じ、市民と一体となった防災対策を推進する。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.191 防災アドバイザー派遣事業費 （防災危機管理課）	市民や自主防災組織等に対し、防災に関する経験や知識を有するアドバイザーの派遣を実施。【派遣テーマ】 ア）自主防災組織の運営や防災訓練の企画立案に関すること イ）自主防災組織の設立に関すること ウ）家庭や地域でできる身近な防災対策について エ）家具転倒防止講座 オ）災害図上訓練（DIG演習）	市民一人ひとりの防災意識の向上、地域での自主防災活動の活性化を図り、自助・共助による地域防災力を強化する。	防災アドバイザーの派遣件数 件	41 20	205.0	366 581	286 0	A	市民の防災に関する意識啓発、自主防災組織の育成を図るためには、防災アドバイザー派遣は重要な事業である。引き続き、防災アドバイザーと連携し、制度の周知、派遣事業の充実を図ることが必要である。	
No.192 自主防災組織育成事業費 （防災危機管理課）	防災アドバイザーやNPO法人日本防災士会山口県支部等と連携して研修会・講座等を実施するとともに、自主防災組織ネットワーク会議を開催し、各地区の情報・意見交換を行う。 また、各地区で取り組まれる防災訓練や備蓄資機材整備など、自主防災組織の活動支援を行う。	地域住民が連携して地域の被害を未然に防ぐ、また、災害発生時には地域の被害を最小限に抑えることができるよう、共助の要である自主防災組織を育成し活動の活性化を図る。	自主防災組織率 %	100 100	100.0	4,127 2,106	2,715 2,251	B	共助の要である自主防災組織は、地域の防災力強化において大きな役割を果たす。平成27年度末で組織率100%を達成したが、自主防災組織の活動の促進に向けた取り組みを引き続き実施し、地域へのきめ細かな支援を行っていくことが重要である。	
No.193 避難行動支援事業費 （防災危機管理課）	避難行動要支援者名簿の登録者を対象に、家具転倒防止器具の設置を無償で行うもので、避難行動要支援者と支援する側の自主防災組織の関係強化を図るため、自主防災組織が器具設置の申請手続き及び設置等を行う。	地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制づくり、家具転倒防止器具設置の支援による各家庭での耐震対策の普及を図る。	家具転倒防止器具設置世帯数 件	0 50	0.0	0 1,597	617 2,106	B	避難行動要支援者名簿の提供を受け、本事業に取り組まれる自主防災組織の増加を図るためには、福祉関係部署との連携、既に本事業に取り組んでいる自主防災組織の意見・情報を得ながら、周知・取組みへの支援をしていくことが重要である。	
No.195 防災ラジオ普及事業費 （防災危機管理課）	大規模災害の発生時、または災害の恐れがある場合等に、自動的に電源が入り、災害情報、避難情報などの緊急放送を受信できる防災ラジオの普及を図り、コミュニティＦＭ放送局である「しゅうなんＦＭ（78.4MHz）」の緊急割込放送により緊急情報を伝達する。	災害時の情報伝達手段の一つとして、地域防災力の強化と防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを進める。	指標なし 	- -	-	24,024 2,178	9,012 1,815	A	市民の安心・安全に直結する災害情報を市民へ伝達する情報手段として重要なツールであり、今後も普及を進めていく。	
No.196 防災資機材整備事業費 （防災危機管理課）	本庁・各総合支所への食料・飲料水・パック毛布等を備蓄、各支所・市民センター等には、非常用発電機・土のう袋・ブルーシート等の応急対応に必要となる防災資機材を配備する。 また、大規模災害時等、長期の避難所運営を想定し、迅速な物資供給などの応援協定等など、民間・他機関との連携した取り組みを進める。	地域防災の拠点となる総合支所、支所、市民センター等に防災資機材を配備するとともに、本庁、各総合支所等に食料・飲料水等の備蓄品を確保し、災害時等における市民の安心・安全の確保を図る。	非常用保存水及び保存米の備蓄 （人分／日）	0 5,000	0.0	4,023 871	4,233 0	A	災害時、迅速な初動対応を行うためにも、必要となる防災資機材の充実を図るとともに、災害時における市民の避難所生活を鑑み備蓄品の整備、物資供給について検討・充実化していく必要がある。	
No.197 国民保護法制事務事業費 （防災危機管理課）	国民保護計画に基づく情報伝達体制の整備を行い、出前トーク等を通じて国民保護の仕組み等の周知を図る。 また、国民保護計画の修正、資料編の作成・修正、国民保護協議会の開催に伴う管理運営を行う。	武力攻撃事態等から保護し、「安全な避難・救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」を図り、情報伝達体制を整え、市民の安心・安全につなげる。	指標なし 	- -	-	0 581	117 581	A	武力攻撃事態等が緊迫した情勢にあるなか、事態レベルに応じた市の体制確立、迅速な職員参集ができるよう再確認するとともに、市民へミサイル落下時の行動等について、様々な機会を通じて周知を図る必要がある。	
No.199 防災情報収集伝達システム管理運営事業費 （防災危機管理課）	既存のシステムを含めた防災情報収集伝達システムの適切な保守、管理を行う。また、職員に対する定期的な操作説明、システムの活用について研修を行う。	防災情報収集伝達システムを適切に管理することにより、市民への迅速かつ正確な防災情報の収集伝達を行い、市民の安心・安全につなげる。	指標なし 	- -	-	23,964 6,608	62,317 5,736	A	市民の安心・安全につながる重要なシステムであり、継続して適切な保守管理と運営に努める必要がある。	
No.200 ハザードマップ整備事業費 （防災危機管理課）	洪水被害を軽減するため、想定し得る最大規模降雨の洪水ハザードマップを作成し、対象河川の流域に居住する市民に配布することにより、市民に危険箇所や避難場所等の周知を図る。	対象河川の流域に居住する市民に対し、洪水被害の軽減を図る。	指標なし 	- -	-	21,804 2,178	10,913 1,815	A	法に基づき実施する事業であり、市民の安心・安全につながる事業であることから、順次実施して整備を進め、住民への周知を図る。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.605 行政改革関係費 （財政課）	・令和2年度からの5年間を計画期間とする第4次行財政改革大綱を策定。 ・第3次行財政改革大綱に基づき、各所管課に対して着実な業務改善を要請し、見直しを図る。 ・第4次行財政改革大綱行財政改革プランの着実な進行を図る。 ・事務の効率化、市民サービスと職員の改善意識の向上等を図るため、行政評価を実施する。	・第3次行財政改革大綱の目標である「『自立したまちづくり』を実現するための行財政改革のさらなる推進」を図るための事業を推進する。 ・まちづくり総合計画を着実に推進するため、行政評価を軸とし、実施計画、予算編成、組織機構などと一体的な行財政運営を進められるようシステム化を図り、各施策で実施される行政サービスの向上を目指す。	行財政改革大綱個別行動計画の実施状況 %	100 100	100.0	292 13,070	414 18,153	A	行財政改革は、終わりなく実施していく必要がある。令和元年度については目標通りに実施できた。 令和２年度以降コロナウイルス感染症への対応、今後の少子化高齢化への対応が避けられない状況を踏まえると、行政評価をはじめとした行政改革の結果を予算編成を含めた財政改革に直接結びつける必要がある。	令和2年度から、指定管理者制度の移管に伴い、職員数が1名増員。（事業費については変更なし）
No.670 基金管理事業費（財政調整基金等） （財政課）	【財政調整基金】 前年度繰越金の１／２以上を積立て、予算編成における財源調整のため取崩しを行うなど、適正管理を行う。【その他基金】 減債基金、地域振興基金、ふるさと周南応援基金、子ども未来夢基金の適正管理を行う。	周南市財政の効率的で健全な運営を行う	財政調整基金及び減債基金の年度末残高 億円	35.7 40	89.3	2,321,560 726	300,890 363	B	「当初予算編成において、財政調整基金の繰入金をゼロにする」という目標の実現のため、令和２年度当初予算では財政調整基金の繰入額を、前年度当初予算時点との比較で約８億円減額した。しかし、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって財政調整基金の減額が進み、また、歳入の減も予測されることから、次年度以降の取り組みを見直す必要が出てくるが、最終的な目標に向けては様々な手法を用いて実現を図っていくこととする。	今後の公債費の増嵩や公共施設等の老朽化対策のため、緊急財政対策を引き継いだ第４次行財政改革大綱の取組みを一層進めることで一般財源を捻出し、財政調整基金残高を確保するとともに、地域振興基金をはじめとする特定目的金の有効活用を図る。
No.671 基金管理事業費（過疎地域自立促進基金） （財政課）	過疎地域の住民が将来にわたり、安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、過疎地域自立促進基金条例に基づき、基金の適正管理を行う。	計画区域の住民が将来にわたり、安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業を行う。	過疎地域自立促進基金の年度末残高 千円	45,466 40,000	113.7	9 73	21,522 73	B	本事業は、鹿野地域に限定して活用できるものであり、目的に沿った効果的な活用に努める。	過疎地域自立促進特別措置法の執行期限後の過疎対策の動きを注視しながら、今後のソフト事業実施に必要な財源としての適正な基金残高の確保に努めるとともに、計画地域での公共施設老朽化対策などのハード事業での過疎債活用の取り組みと合わせ効果的に運用していく。
No.678 財政管理事務費 （財政課）	財政計画の作成・見直しの実施。 第３次行財政改革大綱に掲げる健全財政堅持のための取り組みを通じ、周南市版マネジメントシステムを着実に運用することにより、予算編成やその執行管理を円滑に進める。 統一的基準での地方公会計による財務書類を活用し、財政マネジメントの強化を図りつつ、財政情報を的確にわかりやすく提供・周知することにより、市民の理解と信頼を深め、財政状況の透明性を確保する。	周南市財政の健全で効率的な運営を行う	財政指標等の達成状況 指標	3 4	75.0	2,840 48,431	4,120 60,048	B	一般財源不足が続く中、財政調整基金の残高確保と、基金に頼らない財政運営の実現が必須の状況となっている。新型コロナウイルス感染症や公共施設の老朽化への対応等課題が山積する中、財政課が中心となって、庁内各所管課のほか、関係外郭団体も含めた徹底的な事務事業の見直しを行っていく必要がある。	地方公会計制度による財務書類に関する数字の比較が全国的に始まったことにより、単年度のフロー情報に加え、固定資産などをはじめとするストック情報を活用した指標も、財政状況の分析に活用できる。 今後、財政健全化法にもとづく指標などと合わせながら、より有効で分かりやすい目標設定を行う。
No.672 課税管理費 （課税課）	条例改正関係事務・経理事務・課税課内庶務全般事務	適正課税の達成に向けた環境整備	指標なし -	- -	-	1,759 8,713	1,737 8,713	A	毎年度実施される税制改正に適切に対応するとともに、事務への適切な反映、改正内容の周知などに、引き続き、組織として対応できるよう、体制の整備や職員の育成を図る。	課税の根拠となる条例整備をはじめ、管理運営業務が中心であり、内部事務として継続する。
No.673 賦課一般事務費 （課税課）	軽自動車税の賦課事務　市たばこ税及び入湯税の賦課事務　税証明等発行事務	軽自動車税の適正課税　市たばこ税及び入湯税の適正課税　税証明等交付の迅速かつ正確な交付	指標なし -	- -	-	6,225 19,304	7,979 18,153	A	市税の賦課事務は、常に法令に則った公平・公正で、正確な事務執行が求められる。これに対応した、チェックを含めた事務処理の徹底を図るため、効率的な処理方法や手順となるようマニュアル等の見直しを定期的あるいは臨時に実施し、常に最新の情報を職員間で共有すること。また、その結果として、正確な事務処理と時間外勤務時間の削減を実現する。	地方税法に基づく事務であり、自主財源の確保とともに、現行どおり継続していく。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.674 市民税関係賦課事務費 （課税課）	個人市県民税の賦課事務　法人市民税の賦課事務	個人市県民税の適正課税　法人市民税の適正課税	指標なし	-	-	16,816	17,602	A	市税の賦課事務は、常に法令に則った公平・公正で、正確な事務執行が求められる。これに対応した、チェックを含めた事務処理の徹底を図るため、効率的な処理方法や手順となるようマニュアル等の見直しを定期的あるいは臨時に実施し、常に最新の情報を職員間で共有すること。また、その結果として、正確な事務処理と時間外勤務時間の削減を実現する。	地方税法に基づく公平公正な課税を行う。
				-		92,578	91,489			
No.675 固定資産税関係賦課事務費 （課税課）	固定資産の評価事務　固定資産税・都市計画税の賦課事務	固定資産税の適正課税　都市計画税の適正課税	指標なし	-	-	55,882	26,118	A	市税の賦課事務は、常に法令に則った公平・公正で、正確な事務執行が求められる。これに対応した、チェックを含めた事務処理の徹底を図るため、効率的な処理方法や手順となるようマニュアル等の見直しを定期的あるいは臨時に実施し、常に最新の情報を職員間で共有すること。また、その結果として、正確な事務処理と時間外勤務時間の削減を実現する。	地方税法に基づく公平公正な賦課を行う。
				-		111,819	111,819			
No.676 徴収事務費（税） （収納課）	市税徴収、口座振替、市税還付及びその他庶務に関する経費　早期に滞納整理に着手するとともに、滞納処分強化による収納率の向上を図る　平成２８年度よりコンビニ収納を開始　平成３１年度よりＰａｙＢでの納付を開始	税の公平性、自主財源の確保が図られる。　（収納率　H31目標　：99.38%）	現年度収納率	99.41	100.0	35,850	36,969	A	徴収事務については、常に法令に則った公平・公正で、正確な事務を執行し、あわせて、納付環境の整備等により、収納率向上を図り、自主財源を確保する。このために、研修体制の強化等により人材の育成を推進する。また、引き続き、事務処理の内容や手順の見直しなどにより、結果として、時間外勤務時間の削減につなげる。	事業の見直しについては行っていくが、現段階では最小限の経費で、成果を出しているので現状維持としたい
			%	99.38		74,062	73,699			
No.690 契約管理事務費 （契約監理課）	・入札参加業者の資格審査、登録及び管理　・建設工事、業務委託、物品調達等における業者選定、要件・資格審査、入札執行、入札結果の公表　・入札参加業者の指名停止処分　・入札・契約制度の見直し及び改正　・契約等審査会の開催事務　・入札監視委員会の開催事務	市が発注する工事、業務委託、物品調達等の入札・契約事務について、公契約としての効率化を進め、公平性・公正性・透明性・競争性を有した、適切な入札・契約制度の確立を図る。	条件付一般競争入札件数【建設工事、測量・建設コンサルタント、業務委託、物品調達等】	148	116.5	759	851	B	入札契約事務については、常に公平性、公正性、透明性、競争性を求められている。今後も法令等の適切な運用はもちろん、国県の動向にも注視し、継続的に制度の見直しを行っていく。また、官製談合等の不祥事を二度と起こさない為に職員のコンプライアンス意識をさらに高めていく必要がある。	・談合等の不正行為の排除を徹底するとともに、入札の競争性を確保し、より公平、公正で透明性の高い入札制度の確立に取り組む。　・建設技術の適切な指導助言により、工事の品質確保をサポートするとともに、研修会の充実や技術の継承を進め、職員の技術力の向上を図る。　・入札契約事務の透明性を確保するため、第三者機関である入札監視委員会の審議結果を尊重し実務に反映する。
			%	127		87,132	87,132			
No.601 広報事業費 （広報戦略課）	広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスなどを活用し、積極的に市政情報を発信する。	行事や手続きなどの市民生活に必要な情報を届ける。また、市の施策について市民理解を深め、市民協働のまちづくりを推進する。	市ホームページへのアクセス件数	1,270	50.8	50,697	54,933	B	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどそれぞれが持つ特性を活かした情報発信を行う必要がある。	広報紙については、市民のニーズや要望を把握し、分かりやすい情報伝達のための掲載内容の見直しのほか、発行回数についても検討を行うとともにインターネットを利用した読者層の拡大、併せてＳＮＳの活用を図る。
			件	2,500		22,146	22,146			
No.602 シティプロモーション事業費 （シティプロモーション課）	周南市シティプロモーション基本方針に基づき、主に市民をはじめ企業・団体など市の関係者を対象とした取り組みや、庁内関係各課と連携した取り組み、また各種メディアを活用した事業展開を図る。	シティプロモーション活動を通じて、市の認知度向上とシビックプライドの醸成を図り、本市の活性化につなげ持続可能なまちづくりに寄与する。	市公式ＳＮＳ（フェイスブック・ツイッター等）フォロワー数の合計	115,534	781.2	1,555	17,124	B	市の認知度向上とシビックプライドの醸成を図り、本市の活性化につなげ持続可能なまちづくりを進めていく上で、当該事業を推進していく必要がある。	市内外へ向けた新たなシティプロモーション事業の検討、関係人口の創出・拡大に向けたネットワークの構築を行う。
			件	14,790		14,159	16,700			
No.668 頑張るふるさと応援事業費 （シティプロモーション課）	・ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保と市のＰＲを行う。　・各界で活躍する本市ゆかりの方を「周南ふるさと大志」に任命し、市の知名度アップに協力を得るとともに、助言等をまちづくりに活かす。　・市外在住者を対象に、ふるさとサポーター「周南志民」を募集し、市のＰＲを行う。　・本市出身者が集う団体に対し市政報告やＰＲ等を行い、市政に関心を持ってもらい、協力を得る。	・自主財源の確保　・本市の知名度をアップさせるとともに、様々な分野での人材発掘につなげる。	頑張るふるさと応援寄附金（ふるさと納税）受入件数（個人）	2,108	58.6	36,707	39,063	A	地方にとって有意義なふるさと納税制度の活用を図る事業で、円滑に執行されており一定の成果を上げている。制度の趣旨を踏まえ、適切な執行にあたるとともに、工夫を凝らして事業を推進していく。また、寄附の勧奨についても更に検討する。	納付者から見たふるさと納税の機会拡大を図るため、現在の寄附金納付サイト１社から多サイト化を行い、納付者の増加や納税額の増額につなげていく。
			人	3,600		5,083	5,446			

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.172 支所管理運営事業費 （地域づくり推進課）	１５支所の庁舎の施設及び設備の維持管理、補修、整備及び財産管理を行い、市民に対する行政サービスの提供や管轄区域の振興を図る。	各種行政サービスの提供　地域の振興	税・住民関係証明書等発行件数 件	27,049 30,000	90.2	75,835 294,434	95,831 258,855	A	市民センターと一体的に管理運営し、施設管理の効率化や地域づくりの支援体制を強化するとともに、老朽化等が進む施設について、計画的な整備を行い、市民サービスの維持及び地域の振興を図ること。	支所の職員体制や宿日直業務の見直しを検討する。運営コストの削減が図れる。
No.173 コミュニティ推進事業費 （地域づくり推進課）	○３１地区コミュニティ推進組織及び周南市コミュニティ推進連絡協議会に対し活動を補助　○コミュニティレンタル機材の維持管理　○須金なし・ぶどう祭の事業費を補助	市内３１地区において、市民自らが行う地域づくり活動が展開されるとともに、地域間交流や人材育成に係る取り組みが進む。	コミュニティ交流会等の年間延べ参加者数 人	167 150	111.3	11,050 1,089	8,712 1,815	B	各地区のコミュニティ補助金が地域の担い手となる人材の育成や、地域づくり活動に対して効果的に活用されている事を確認・検証しながら事業を継続して行く。	コミュニティ活動推進費補助金として、３１地区に対して一律２５万円の補助を行っているが、人口規模、事業規模に違いがある中、各地区の実態に即した補助金額を設定する事について検討の余地がある。またコミュニティ推進組織に交付金として一括して交付し、統括組織から各地区に再交付することも合わせて検討したい。
No.174 ふるさと振興事業費 （地域づくり推進課）	市民自らが行う地域づくり活動の振興を目的とする「(公財)周南市ふるさと振興財団」の運営を支援	コミュニティ活動の支援、地場産品の振興、コミュニティ関連施設の効果的運営等が図られ、市民自らが行う地域づくり活動が促進される。	特色あるコミュニティ活動助成件数 件	8 6	133.3	34,517 363	36,637 363	B	公益財団法人周南市ふるさと振興財団では、専門性や蓄積された経験を発揮し中間支援組織として地域づくりの支援を行っている。「ふるさと振興財団」との役割分担を明確にし、多様化・高度化する市民活動の支援ニーズに対応していく。	
No.175 地域づくり支援事業費 （地域づくり推進課）	○地域の夢プラン策定支援及び実現支援による住民主体の地域づくり活動の促進。　○地域づくり活動の担い手となる新たな人材の発掘・育成。　○地域づくり活動のコーディネート役を担う人材のスキル向上を目的とした研修会等の実施。	市民と行政、市民と市民の多様な主体同士が「対話」により連携し、地域の「価値」を共に創出する「共創の地域づくり」の促進。	「地域の夢プラン」の策定数 団体	17 14	121.4	2,428 14,885	3,847 12,344	B	都市部や都市周辺部の特性に応じた地域づくりの機運醸成や効果的な運営手法について検討する。地域づくりの支援に関わる職員の人材育成を図るとともに、市民センターや関係課職員との連携を図りながら事業を推進する。	正職員の配置がない都市部において、地域の夢プランの取組みを支援する体制の強化を図る。
No.177 自治会関係経費 （地域づくり推進課）	○自治会及び自治会連合会に対し、広報等配布報償金及び活動費補助金を交付　○住民自治組織の運営、活動に対する各種支援を実施	住民自治組織において、様々なまちづくり活動が展開され、住民自治が促進される。	自治会加入率 %	75 80	93.8	83,470 2,541	82,209 3,267	B	住民自治組織の必要性について住民の理解を深めていく。ライフスタイルの変化や地域特性を踏まえて、住民自治組織の活動が持続・発展していけるように支援を行う。	
No.178 自治会集会所建設費助成事業費 （地域づくり推進課）	各自治会が行う集会所の建設及び補修、または備品や掲示板の新設及び補修等に対し補助をする。	地域住民の活動拠点施設の整備が促進され、住民自治活動が推進される。	集会所等整備申請件数 件	17 15	113.3	5,715 1,089	10,959 726	A	自治会運営を支援するために必要かつ重要な事業であるため、補助制度の内容を精査し、見直しも検討しながら継続的に実施する。	
No.179 市民センター管理運営事業費 （地域づくり推進課）	市民センター３６施設が快適に使用でき、拠点施設機能が発揮できるよう、効果的な管理運営を行う。	地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、市民センターの管理運営を実施。	利用件数 件	35,792 37,000	96.7	119,549 136,374	122,845 182,324	B	地域づくりの機運醸成や夢プランの取組みの必要性について理解を深めるとともに、地域づくり活動の持続・発展に向けて地域の意向を踏まえながら地域団体による施設の指定管理への移行を支援すること。	従来の生涯学習活動は継続しつつ、地域づくりの支援体制を強化することで地域課題の解決につながる活動を促進するとともに、指定管理者制度による施設の地元管理への移行を支援していく。
No.180 市民センター整備事業費 （地域づくり推進課）	市民センターの機能維持および向上を図るため、改修や整備を行う。	地域づくり活動および生涯学習活動の推進拠点である市民センターの利便性の向上、および安心・安全の確保を図る。	市民センター建築設計　着手件数 件	0 0	0.0	89,037 4,357	777,051 4,720	A	施設の安心・安全を確保するため、施設分類別計画の方向性を踏まえ、計画的な改修及び整備を進めること。	施設の老朽化が進む中で、施設分類別計画の方向性を踏まえ、計画的な改修及び整備を進めていく。
No.181 中山間地域戦略プロジェクト事業費 （地域づくり推進課）	地域の夢プラン策定団体の活動支援　小さな拠点づくりに取組む地域の支援　※1「小さな拠点づくり」とは、小学校区の枠組みの中で、地域の将来ビジョンに基づき、暮らしを守るサービスの提供や地域資源を活用して収入を生み出す取組み、生活交通の導入、活動拠点となる施設の運営など暮らし続けられる地域を実現するための仕組みや体制をつくること。	小学校区の枠組みの中で、地域の課題解決や活性化に向けた住民の自主的・主体的な取組み（夢プランの実践活動）を推進するとともに、生活サービスや交通のネットワーク化を図ることにより安心して暮らし続けられる生活圏づくりを推進する。	小さな拠点づくりに取組む地区の累計数 地区	1 2	50.0	4,000 7,624	9,199 16,946	B	小さな拠点づくりについて、地域の実情や意向を踏まえながら、生活交通の担当課をはじめ関係課と連携を図り取組みを進めること。　地域づくりの持続・発展に向けて、新たな地域の担い手として期待される関係人口を増やす取組みについて検討すること。	引き続き各地区の夢プランの策定・実践活動を推進するとともに、生活機能が不足する地域においては、生活交通等によるネットワーク化により近隣地区との連携を図り、安心して暮らし続けられる中山間地域の生活圏づくり、小さな拠点づくりを地域の実情に応じて進める。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.182 離島活性化プロジェクト事業費 （地域づくり推進課）	身近な暮らしの機能の維持・確保に向けた取組みや、地域ぐるみの移住・交流の取組みを推進し、住民全体で地域を支えることができるコミュニティの再生・強化を図るとともに、島外の人材や団体など、多様な主体との連携による地域づくりを促進する。	人口減少や高齢化の進行が著しい大津島地区において、多様な主体による持続可能な地域の運営体制の構築や生活サービスの維持に向けた取組み、交流・移住の促進などの具体的な事業展開を図る。	地域を守る仕組み・体制の数 件	2 2	100.0	536 1,452	604 2,178	A	出身者の会や島内外の民間団体と地域コミュニティ組織が連携するなど、持続可能な地域運営の組織づくりを推進すること。	人口減少や高齢化が進展する中でも、暮らしを維持できる運営体制や仕組みづくりを地域の実情に応じて進める。 移動販売車による買い物支援について内容を充実させるとともに、移住・交流の促進に向けた地域の主体的な取組みを継続的に支援する。 出身者や民間団体など、多様な主体との連携により持続可能な島づくりを支援する。
No.183 中山間地域振興対策事業費 （地域づくり推進課）	地域振興計画の策定・進捗管理及び中山間地域振興に資する調査・研究等	持続可能な中山間地域づくりの推進	地域振興計画の策定数 計画数	2 2	100.0	4,323 1,452	788 4,357	A	国・県等の動向や地域の状況など実情に応じた取組みを行うこと。	地域の状況等に応じて振興計画の策定・変更等を行う。
No.184 ＵＪＩターン促進事業費 （地域づくり推進課）	本市へのＵＪＩターンを促進するため、次の事業を行う。 ・東京で実施される移住フェアやホームページ等を活用し、本市の情報発信を行う。 ・空き家の有効活用及び移住による地域の活性化を図るため、空き家情報バンクの運用を行う。 ・地域の担い手となる若い世代を確保するため、地域ぐるみでの空き家の確保や相談体制の確立を支援する。 ・中山間地域において、活力のある地域の実現を図るため、空き家を活用した移住者受入支援を実施する。 ・人や経済の循環を創出し活力ある地域の実現を図るため、空店舗等を活用した起業支援やサテライトオフィス誘致を実施する。	本市へのＵＪＩターンを促進し地域に移住者が増えることにより、持続可能な地域コミュニティの実現を図る。	中山間地域へ移住した世帯数 件	2 4	50.0	3,367 7,624	3,295 7,261	A	地域ぐるみでの移住者の受入を推進するとともに、増加する相談に対しては、市民センターや関係課と連携して対応し、住居の確保など受け入れ体制の強化を図ること。	移住相談の件数や地域ぐるみで移住者の受入に取組む地域も増えており、本市での暮らしの魅力を効果的に発信するとともに、空き家を活用した住居の確保など受入体制を一層強化する必要がある。
No.185 市民活動推進事業費 （地域づくり推進課）	市民活動の支援拠点として市民活動支援センターを設置・運営（情報収集・提供、相談、交流事業等）	市民活動の自主性・自立性が高まり、それぞれの活動の活性化につなげる。	市民活動相談の年間件数 件	124 200	62.0	8,142 6,535	14,323 10,528	B	市民活動がより多様化し、活動内容も高度化していることから、市民活動支援センター側も対応できる体制をとる必要がある。 今後も市民活動支援センターの機能強化を図り、市民活動の持続・発展につなげていく。	市民活動支援センターに、コミュニティビジネスや新しい公共を担う事業など地域課題の解決につながる取組を、総合的支援できる体制を整備する。
No.186 向道湖ふれあいの家管理運営事業費 （地域づくり推進課）	市民交流と住民福祉の活性化を図ることを目的に設置された向道湖ふれあいの家の管理運営を行う。	地域コミュニティ、市民活動団体等による自主的・主体的な活動の拠点施設として、市民交流と住民福祉の活性化を図る。	年間利用者数 人	1,672 3,000	55.7	2,013 1,452	2,058 1,452	C	本施設は地域住民の集会の場や福祉農園利用者等の交流の場としての役割を果たすとともに、災害避難場所にも指定されており、引き続き、長寿命化を図りつつ適切に管理を行うこと。	本施設は地域住民の集会の場や福祉農園利用者等の交流の場としての役割を果たすとともに、災害時の緊急避難場所にも指定されていることから、施設の長寿命化を図りつつ適切な管理運営を行う。
No.189 共創プロジェクト事業費 （地域づくり推進課）	○市民同士が連携して取り組む公益的な事業の創出・自立に対する支援(事業計画の策定、事業計画の実施、情報発信等) ○地域づくりを推進する人材の育成	「新しい公共」の取組を創出するとともに、新たな公共の担い手の育成を図り、市民と行政が共に地域の価値を創出する「共創の地域づくり」の実現を目指す。	共創プロジェクト認定件数 件	8 25	32.0	14,083 14,885	0 0	B	多様な主体が連携し地域の価値を創出する「共創の地域づくり」が進展している。 しかしながら、実績が指標の目標値を大きく下回るなど課題もあった。 本事業は令和元年度で終了するため、成果や課題等を踏まえて、今後のテーマ型の市民活動を推進する事業について検討を行う。	本事業は令和元年度で終了するため、後期基本計画や地域づくり推進計画の方針を踏まえ、市民活動の促進にむけた新たな支援体制の検討と構築を行う。
No.577 大津島ふれあいセンター管理運営事業費 （地域づくり推進課）	施設の適正かつ効率的な管理運営、大津島の魅力等の情報発信	レクリエーション、研修などの幅広い活動を通して、人々が交流できる場を確保し、離島の振興及び住民福祉の増進に資すること。	施設利用者数 人	3,789 5,000	75.8	6,618 5,507	10,106 1,815	B	指定管理者との連携を図り、施設利用者や地域住民のニーズ等の的確な把握に努めながら施設の活性化を進めること。	指定管理者と連携し、施設利用者等の満足度を高めるとともに、大津島の玄関口としての機能や地域のコミュニティ施設としての機能を高めていく。
No.578 ふるさとスローツーリズム推進事業費 （地域づくり推進課）	体験型教育旅行等の受け入れや体験交流事業を実践する地域や団体組織である「周南学びの旅推進協議会」の運営を支援する。 民泊ホームステイの受入家庭の確保や研修等によるスキル向上、地域資源を活用した体験交流活動の充実、体験型教育旅行の誘致活動等を通じて中山間地域のツーリズムを推進する。	地域資源を活用した民泊ホームステイの受け入れや体験交流活動等を通じて、都市農山漁村交流の意識の醸成や交流人口の拡大を図るとともに、地域経済の活性化を促進させる。	民泊受入れの登録家庭数 戸	112 110	101.8	820 1,452	670 1,452	A	協議会との連携を図りながら受入体制の充実に努めるとともに、関係人口の創出に繋がる取組みを積極的に進めること。	都市農山漁村交流の意義や受入の魅力・充実感を各地に広げるとともに、地域の主体的な取組みを支援し、中山間地域の自然や歴史、文化、暮らしなど、地域固有の地域資源を活かした体験交流活動を推進する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.579 体験交流施設大津島海の郷管理運営事業費 （地域づくり推進課）	指定管理者である一般社団法人大津島研究所と連携しながら利用者の誘客を図る。	大津島の豊かな自然や歴史、文化の中で、体験活動や宿泊研修を通じて、健全な心身の育成を図るとともに、交流による離島地域への理解と地域住民の活動を促進することにより、地域の活性化と住民福祉の増進を図ること。	大津島海の郷利用者数 人	2,506 5,000	50.1	23,037 726	23,249 1,815	B	指定管理者との連携し、新たなターゲットに対する情報発信・ＰＲ活動を積極的に進めるとともに、体験プログラムの開発・充実などにより利用率の向上を図ること。	指定管理者と連携し、研修内容や体験プログラムの充実等により利用者の満足度を高めるとともに、高校・大学の合宿等の受入など、新たなターゲットに対して情報発信・ＰＲ活動を進め、閑散期の利用促進を図る。
No.603 市民参画推進事業費 （地域づくり推進課）	市民参画の実施状況の評価・公表　市民参画の適正な運用等について審議する市民参画推進審議会の運営　市民参画を担う人材育成、市民参画方法の普及啓発	市民参画条例の実効性を高め、市民の市政への参画が促進される。	ワークショップ実施件数 件	1 5	20.0	261 1,089	504 1,815	B	職員を対象とした研修を計画的に実施し、市民参画の手法を用い市民の意見・提言を市の取組みに展開できる職員の育成を図る。　市民参画条例の理念を広く市民に周知する。	市民の意見・提言を市の取組みに展開できる職員の育成を図る。
No.127 尾崎記念集会所管理運営事業費 （文化スポーツ課）	・地元婦人会による効率的な管理運営を行う。　・文化振興財団の協力により、尾崎正章氏の小作品を鑑賞する機会を提供する。	地域のふれあい活動及び芸術にふれる機会を創出する。	利用者数 人	1,155 1,600	72.2	551 145	578 218	B	施設の老朽化に伴い、将来的には廃止も視野に入れた検討をする必要があるが、それまでの間は適切な管理に努める。	当面、適正な維持管理を行い施設を存続していくが、安全面等の問題が生じた場合は、施設の廃止、建物の解体等も含めて検討する。
No.128 文化振興一般事務費 （文化スポーツ課）	・文化振興に係る事務を円滑に進める。 ・文化振興財団、文化協会等の文化関係団体との連携を深める。　・文化行事等に対して、共催や後援による支援を行う。	文化振興事務の円滑化及び市民や団体等の文化活動の支援	後援件数 件	27 60	45.0	1,371 1,815	267 1,960	B	本市の文化振興を推進するため、文化振興財団と文化協会との連携を深めるとともに、組織強化を継続的に検討・支援する。	施設管理のみならず、市民や団体の文化活動を支援するとともに、ソフト事業の充実を図っていけるように、文化振興の担い手として期待する文化振興財団と共に取り組む。
No.129 市美術展開催費 （文化スポーツ課）	周南市美術展の開催　　美術博物館を会場として、例年10月（前期後期各５日間）に平面・立体・書・写真の4部門で開催。　公開で審査を行い、観覧料は無料。	広く一般から作品を募ることで、市民の創作活動を促し美術に対する関心を高めるとともに、鑑賞を通して市民文化の振興を図る。	出品点数 点	316 300	105.3	1,530 1,815	1,536 1,815	A	市民や文化協会等の活動の成果を発表する場として、出品点数が増える仕組みを継続的に検討する。	毎年、有識者で組織される運営委員会を開催し、公平な運営と市民の目標・励みとなるような開催要項を検討しており、今後も継続実施していく。
No.130 文化行事等開催費 （文化スポーツ課）	山口県及び県内文化団体との連携による山口県総合芸術文化祭の分野別フェスティバルの開催地（共催）支援として、「周南市文化事業等開催費補助金交付要綱」に基づき、H31年度は山口県俳句作家協会に対して支援を行う。	県・市及び文化団体が、連携・協力して山口県総合芸術文化祭を盛り上げ支援することで、市民文化の向上及び振興を図る。	文化事業等開催費補助金交付 件	1 1	100.0	200 0	0 0	A	県総合芸術文化祭開催のために開催地として活動団体に補助を行ってきたが、令和２年度からは県が補助金の交付をとりやめたため、市としても支援のありかたについて検討を行う必要がある。	県総合芸術文化祭開催のために県とともに補助金を交付するための事業であるため、市としても支援のありかたについて検討を行う必要がある。
No.131 文化会館管理運営事業費 （文化スポーツ課）	指定管理者により、文化会館を安全かつ効率的に管理運営し、優れた舞台芸術等の鑑賞機会を提供する。　指定管理者：周南市文化振興財団（Ｈ28～Ｒ2）。	文化会館の良好な活動環境と快適な鑑賞空間を維持し、質の高い舞台芸術・展覧会・講演会等、優れた文化・芸術にふれる機会を提供する。	使用率 %	68.6 70	98.0	130,001 726	132,806 1,162	A	公益財団法人として一定の制約はあるが、経営という視点で、施設の利用者（出演者、観覧者等）へのサービスやチケットの販売促進、会員の勧誘など営業努力は必要である。	指定管理者である文化振興財団と、随時連絡調整の場を設け、緊密な連携を図りながら、適正な維持管理に努める。
No.132 文化会館整備事業費 （文化スポーツ課）	計画的な改修等を行い、施設と設備の長寿命化を図る。	文化会館を鑑賞及び発表の場として、利用者が安心して快適に利用できる環境を提供する。	文化会館改修工事等件数 件	1 1	100.0	14,575 799	8,573 799	A	ライフサイクルコストを踏まえた改修・修繕について、計画性のある対応が必要である。	周南市の文化拠点施設の一つであり、指定管理者の文化振興財団等と協議しながら、計画的な改修等を実施し、施設の長寿命化を図る。
No.133 文化振興団体助成事業費 （文化スポーツ課）	各団体の運営及び事業に対して支援を行う。	市民の文化活動を振興する団体を支援することで、市民が文化芸術活動に触れる機会を増加させる。	自主企画事業入場者数（文化振興財団） 人	9,777 10,000	97.8	26,042 1,452	26,082 1,670	B	文化振興財団等を育成していくとともに、財団と文化協会との連携も視野に市全体の文化振興の担い手として組織強化を継続的に支援する必要がある。	各団体の運営強化及び特色ある事業に対して支援を継続する。
No.134 美術博物館管理運営事業費 （文化スポーツ課）	美術博物館の適切かつ効率的な管理運営を行い、郷土の歴史や質の高い美術の鑑賞機会を提供する。　指定管理者：周南市文化振興財団（Ｈ28～Ｒ2）。	快適な鑑賞空間で優れた美術・芸術にふれる機会を提供し、美術文化に対する関心を高める。	入館者数 人	108,653 100,000	108.7	135,176 871	139,376 1,017	A	公共性や公益性、専門性が高いことや、収蔵品（市の財産）を有することなどから、指定管理者制度を活用し、連携を密に取りながら効率的な施設の管理運営が必要である。	指定管理者である文化振興財団と、随時連絡調整の場を設け、緊密な連携を図りながら、適正な維持管理に努める。
No.135 美術博物館資料収集事業費 （文化スポーツ課）	郷土ゆかりの優れた作家の作品や特色ある芸術品、郷土に関わりのある歴史資料などを、資料収集委員会の承認を経て収集する。	後世に残すべき特色のある芸術品や歴史を伝える資料などを収集し、市民共有の財産として展覧会を開催する。	新規収集点数 点	20 3	666.7	3,045 944	1,799 799	A	絵画、資料等の収集とともに、今後も、収蔵品の定期的な展示など積極的な活用や美術博物館の大きな役割でもある資料等の調査・研究のためのデータ化等による資料等の保存も継続的に実施していく必要がある。	文化振興財団と連携し、収集の方針と収集品の活用について検討しながら進めていく。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.136 美術博物館特別展覧会等開催事業費 （文化スポーツ課）	生誕110年「まど・みちお　てん　－国際アンデルセン賞　子どもたちに愛された５つの星－」及び地元で活躍する作家の近作を紹介する秀作美術展「しゅうなんアート・ナウ2019」を開催した。	本市にゆかりのある作家の顕彰や関連する内容を、調査研究し独自に企画した本市ならではの意義ある展覧会を開催することで、美術に対して市民等の関心を高める。	特別展覧会等開催数 回	2 2	100.0	10,941 1,743	11,109 1,743	B	特別展は、計画的に周南市ならではのテーマを選定し、企画力の高いものとなるように調査研究に努める必要がある。アート・ナウ展は、今後も開催方法の見直しなどを継続して検討されたい。	文化振興財団に委託して特別展を開催しているが、調査研究も必要となることから計画的なテーマの選定と予算措置を行っていく。また、アート・ナウ展は、関係者と協議し、見直し等もしており、今後も開催要項を検討していく。
No.137 美術博物館企画事業助成事業費 （文化スポーツ課）	全国発信事業である「林忠彦賞」の運営及び、文化振興財団主催の企画展覧会「竹久夢二展」等の開催を支援	全国発信事業を実施し、本市の文化的知名度及び市民の誇りを高める。また、地方において観覧機会の少ない大規模あるいは意義ある展覧会を開催し、質の高い美術芸術を提供する。	企画事業観覧者数 人	19,543 36,000	54.3	10,563 436	10,763 436	A	林忠彦賞は、林忠彦氏の顕彰を目的として創出された全国発信事業であり、関係者へ認知度も高まっているが、継続して実施する必要がある。また、企画展覧会についても、収益が見込め、かつ質の高い展覧会の開催がなされるよう支援をされたい。	「林忠彦賞」は全国発信事業として市の知名度や文化的イメージの向上に、企画展覧会及び企画事業は幅広い世代を対象として市民文化の向上等に寄与していることから、補助内容や企画内容を検証しながら、引き続き実施する。
No.138 郷土美術資料館管理運営事業費 （文化スポーツ課）	会期中のコンサート開催や公園イベント時の館前でのグッズ販売など、館の知名度向上に努め、郷土作品を身近で鑑賞できる機会を提供する。 指定管理者：周南市文化振興財団（Ｈ28～Ｒ2）。	公園内という立地から館を身近に感じてもらえるような事業にも取り組みながら、郷土美術の鑑賞の機会を提供する。	入館者数 人	6,482 7,000	92.6	13,901 726	15,778 726	B	美術博物館との連携や差別化を図りながら、公共性と公益性を維持しするとともに両施設の役割を分担し、効果・効率的な運営方法の検討を継続していく必要がある。また、施設設備等の更新なども、中長期的な方向性を視野に入れながら対応する必要がある。	指定管理者である文化振興財団と連携しながら施設の適正な維持管理を行い、施設機能の維持に努めていく。
No.139 須金和紙センター管理運営事業費 （文化スポーツ課）	須金和紙振興協議会が定期的に和紙絵教室を開催しているほか、体験学習として紙漉き体験を受け入れている。	和紙作り等を体験する機会を提供し、地域に根ざした伝統文化を伝承・維持する。	利用者数 人	187 400	46.8	421 145	441 145	B	須金の地域施設としての視点を持ちながら、施設の設置目的や意義と継続性を関係課や関係団体と協議していく必要がある。	地域に伝わる伝統工芸の伝承という観点から、情報発信等について、須金市民センターも含め関係団体及び関係課と連携・協議を重ねていく。
No.146 回天記念館管理運営事業費 （文化スポーツ課）	・回天記念館の適切な管理運営及び、平和学習を行う。 ・命と平和の尊さについて考える機会を提供する施設として、回天関係資料の展示及び解説や講話、講座等を通じて、平和啓発を行う。 S43.11開館。開館時間：8：30～16：30。休館日：水曜日及び年末年始。入館料：大人310円（団体250円）、18歳以下無料。	入館者に平和の尊さについて考察を深めてもらうとともに、大津島の振興にも寄与する。	入館者数 人	12,446 17,000	73.2	19,211 10,020	6,425 15,756	A	平和の尊さや戦争の悲惨さを考える機会を提供する平和学習施設であり、周南市の特色のある施設として知名度の向上と展示解説等・講話を実施するスタッフの体制維持に努める。	回天の史実や記念館の活動を周知するための取り組みを、今後も実施し、来館者に平和を考える機会を提供する平和学習施設として運営していく。
No.151 スポーツ振興一般事務費 （文化スポーツ課）	・スポーツコンベンションやスポーツ大会等に対して、共催や後援による支援を行う。 ・市民にスポーツ活動の機会を提供するため、学校施設スポーツ開放の支援を行う。 ・県と連携してオリンピック事前キャンプ地誘致に取組む。	市民や競技団体等が取組むスポーツ活動に対し、行政がサポートすることで、市民の自発的な活動を促し、スポーツ社会の進展を図る。	後援・共催件数 %	139 150	92.7	1,744 3,050	269 3,515	B	少子・高齢化が進み、地域でもスポーツ活動を続けることが難しくなっている事例も出ているため、施設の利用および大会の共催・後援などの取り組みを積極的に支援すること。また、賑わいの創出や経済効果が期待できるスポーツコンベンションと位置付けられる取組みの促進や、東京2020オリンピックの事前キャンプ地の誘致実現に向け、継続的な活動に取組むこと。	スポーツ振興だけではなく、地域の活性化等にも繋がる世界大会等キャンプ地誘致事業の取組みも続ける。
No.152 体育協会関連事業費 （文化スポーツ課）	・体育協会が実施するスポーツへの関心や競技力の向上を図るための事業に対し、体育協会の取組みを支援する。 ・スポーツコンベンション推進のため、全国大会等の誘致、開催に対し補助金の交付等をする。	・本市のスポーツ推進のため、市民のスポーツへの関心の高揚や、競技力の向上を図る。 ・スポーツコンベンションの推進により、交流人口の拡大や賑わいの創出を図る。	市内で開催する中国大会以上の大規模大会誘致数 件	34 50	68.0	14,895 1,017	11,085 871	B	本事業は、体育協会の取り組みを支援する事業であるが、現在の事業内容が競技力向上と団体の活性化を促し、スポーツ人口の拡大に繋がっているか検証していく必要がある。引き続き体協のスキルアップの向上を支援するとともに、インセンティブを高め、自主活動を促進する仕組みを検討すること。	本市のスポーツ推進や賑わいの創出に繋がる、体育協会の取組みに対する支援を継続する。
No.153 スポーツ推進委員関係経費 （文化スポーツ課）	・スポーツ推進委員の資質向上のため協議会の運営を行う。 ・周南３市、山口県、中国地区で連携し、協議会の運営を行う。	地域に密着したスポーツ推進委員と地域団体の連携により、地域に則した方法でスポーツ人口の拡大を図る。	スポーツ推進委員の各種事業等の延べ出席者数 %	1,144 1,300	88.0	4,332 1,452	4,493 1,182	A	スポーツ推進委員は、市行事等の支援だけでなく、委員個人の資質を高め、スポーツ活動のコーディネーターとしての役割が一層求められている。引き続き、市民の健康増進、人や地域を繋げるよう、自主的かつ積極的な取組みをされるとともに、３１地区のスポーツ振興団体との連携を図るための組織の在り方を検討されたい。	引き続きスポーツ推進委員の資質向上に努めるとともに、各地区スポーツ団体との連携が密になるよう取組む。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.154 トレーニングルーム運営事業費 （文化スポーツ課）	市民の健康・体力づくりのため、専門指導員による有料制・会員制トレーニングルームを運営する。	専門指導員の配置により、安心・安全の確保や、トレーニングに対する助言を行うことで、施設利用者の増加や市民の体力づくりを推進する。	利用者人数 人	11,001 13,000	84.6	2,788 73	417 228	B	施設のＰＲや健康教室など、市民の健康維持に直接つながる取組みにより利用者数が増加した。今後は、利用者の意見を聞きながら適正な自己負担額の検討や、利用者の構成比率等を検証し、将来のトレーニングルームの方向性を検討されたい。	適切な器具の維持管理を行いながら、施設の維持に努める。
No.155 スポーツ奨励事業費 （文化スポーツ課）	・スポーツの奨励、発展を目的に、全国大会等へ出場する市民に対し祝意を表し、祝金を交付する。 ・スポーツへの関心、競技力の向上を図るため、県大会以上の大会で優秀な成績をあげた選手、団体の表彰を行う。 ・周南市スポーツ少年団本部に対し、加盟団体の活動を推進するための補助金を交付する。 ・故津田恒実氏の顕彰や「みるスポーツ」の機会の提供等のため、プロ野球ウエスタンリーグ公式戦の開催に向けて広島東洋カープと協議等を行なう。	・市民のスポーツに対する意識の高揚や競技力の向上等を図る。 ・青少年の健全育成とスポーツ参画の推進を図る。 ・本市出身で野球殿堂入りした故津田恒実氏の顕彰等を図る。	全国大会出場者 %	413 500	82.6	6,346 3,558	4,654 2,012	B	プロ野球ウエスタンリーグの開催は、本市出身の故津田恒実投手を顕彰するとともに、子供たちがプロの選手から指導を受ける数少ない機会にもなっている。市内外から多くの来客が見込まれ「賑わい」の創出にもつながることから、今後も実施できるよう継続的な協議をされたい。	ウエスタンリーグ公式戦は、プロ野球選手と触れ合える貴重な機会であるとともに、賑わいの創出等にも繋がることから、継続開催できるよう努めていく。
No.156 スポーツ交流地域活性化推進事業費 （文化スポーツ課）	・スポーツ人口の拡大や競技力の向上につなげるため、トップアスリート等との交流機会を創出 ・スポーツボランティアを活用し、大規模大会等での「おもてなし推進事業」を実施	・トップアスリート等の交流によるスポーツへの関心を高め、スポーツ人口の拡大や競技力の向上に繋げる。 ・大規模大会等の誘致を推進し、スポーツ交流人口の拡大等を図る。	トップアスリート交流事業参加者 %	684 600	114.0	1,930 1,234	2,000 508	B	大規模大会や地域のスポーツ活動を「ささえる」立場である指導者、団体及びスポーツボランティア等を活用し相互に連携できる体制づくりを進められたい。	スポーツ人口の拡大や賑わいの創出等に繋がる事業であり、今後も継続する。
No.157 地区スポーツ振興事業費 （文化スポーツ課）	・各地区スポーツ振興団体の運営費補助を行う。 ・山口県、県体育協会と連携して総合型地域スポーツクラブの育成・拡充を推進する	スポーツによる地域活動を通して、地区住民の連帯感を高め、地域づくりを推進する。	地区スポーツ事業参加者数 人	28,473 40,000	71.2	3,347 2,033	3,347 601	B	活動規模が縮小・停滞している団体もあるが、スポーツをする機会が失われ地域の活力が減退しないよう、人・地域・組織を「まとめる」「繋げる」取組みが必要であるため、市スポーツ推進委員協議会との連携が不可欠と考える。よって３１地区のスポーツ振興団体と市スポーツ推進委員協議会との組織的な繋がりを強化する体制づくりを検討されたい。	地区スポーツ団体の維持が困難になった地域のスポーツ活動が縮小することがないように努める。
No.158 スポーツ大会開催事業費 （文化スポーツ課）	・スポーツを「する」「みる」「ささえる」の観点から市民が気軽に参加できるスポーツ大会の開催。 ・地域に根ざした「大津島ポテトマラソン」や「くまげ鶴の里ウオーク大会」の開催。 ・各種競技団体の市民大会の開催を体育協会に委託。	・気軽に参加できるスポーツ大会の開催により、スポーツを行うことへのきっかけをつくる。 ・地域に根ざしたスポーツ大会の開催により、地域の活性化を図る。 ・各種競技団体の市民大会の開催により、アマチュアスポーツの競技力向上及び普及、振興を促進する。	しゅうなんスポーツフェスタ参加者数 人	5,500 4,000	137.5	21,672 6,898	20,861 4,645	B	スポーツを行うきっかけづくりや、地域に根差したスポーツ大会の開催による地域の活性化、各種競技の市民大会の開催による競技力の向上や普及などを促進するための各種事業の継続は必要であるが、しゅうなんスポーツフェスタを契機に関係団体がスポーツの裾野を広げる仕組みづくりを検討されたい。	「する」、「みる」、「ささえる」の様々な立場でスポーツに参加する市民が増えるよう、事業を継続する。
No.159 体育施設管理費 （文化スポーツ課）	ライフサイクルコストに配慮した計画的な改修・修繕及び適正な維持管理を行う。	スポーツ施設の適正な維持管理により、市民が気軽にスポーツ活動等を実施できる環境の維持及び、スポーツコンベンションの誘致を可能とする。	利用者数（指定管理スポーツ施設） 人	588,498 700,000	84.1	275,735 7,043	272,540 3,433	A	多くの施設で老朽化が進んでいるが、人口が減少する中では新たな施設を整備することは困難である。平素から、適切な点検・営繕を行い、施設の長寿命化を図ること。	引き続きスポーツ施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る。
No.160 体育施設整備事業費 （文化スポーツ課）	老朽化が進んでいるスポーツ施設の適切な修繕等を行なうとともに、スポーツコンベンションの拠点となる施設については、ライフサイクルコストを見据えた計画的な改修・整備等に努める。	スポーツ施設を安全で快適に利用できるよう改修・修繕等を行うことによるスポーツ人口の増加と、拠点施設の計画的な改修等によるスポーツコンベンションの推進を図る。	スポーツ施設改修工事等件数 件	2 2	100.0	34,492 6,317	17,313 1,017	A	多くの施設で老朽化が進んでいるが、人口が減少する中では新たな施設を整備することは困難である。平素から、適切な点検・営繕を行い、施設の長寿命化を図ること。	引き続きスポーツ施設の計画的な改修・修繕等を行い、施設の長寿命化を図る。
No.147 友好都市交流事業費 （観光交流課）	教育、文化、スポーツ、経済などの幅広い分野の交流について、友好都市である鹿児島県出水市と協議を行う。	友好都市相互の地域振興を図ることができ、地域生活の向上に繋がる。	出水市との交流事業参加者数 人	56 150	37.3	0 2,541	0 2,178	C	友好都市として、青少年訪問団派遣・受入事業による交流にとらわれず、民間交流も含めた幅広い交流について、出水市と協議していく必要がある。	市としての友好都市交流事業の方向性を検討し、今後の交流について、出水市と協議する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.148 国際交流事業費 （観光交流課）	姉妹都市（タウンズビル市、デルフザイル市）との青少年による友好親善訪問団の派遣・受入のほか、市内において国際交流を体験できる機会を提供するため、国際交流サロン等を開催する。	姉妹都市との友好親善と相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応できる人材を育成する。また、より身近に国際交流を体験できる機会を提供する。	国際交流事業参加者数 人	1,034 1,100	94.0	2,139 9,439	5,484 6,898	A	姉妹都市との青少年訪問団の派遣・受入事業を中心に、外国人との一層の交流を図るとともに、より多くの市民が国際交流の機会に関心を持ち、参加しやすいよう取り組みを進めることで、市内の多文化共生の意識醸成を図る必要がある。	引き続き、姉妹都市との青少年訪問団の派遣・受入を実施することで、若い世代の育成を図るとともに、国際交流サロン事業を通して、在住外国人と多くの市民が国際交流の機会に参加できるよう取り組むことで、市内の多文化共生の推進を図る。
No.149 国際交流運営事業費 （観光交流課）	国際交流を推進するための一般事務	国際交流への関心が高まる。	国際交流事業参加者数 人	1,034 1,100	94.0	121 1,452	491 1,452	B	引き続き、（公財）山口県国際交流協会と連携しながら外国人のための日本語講座を開催等を行うとともに、姉妹都市交流に係る事務を円滑に進めていく。また、様々な出身地の外国人に対して情報発信する方法について検討する必要がある。	外国人に対する必要な生活情報の提供や多言語での相談対応など、引き続き、（公財）山口県国際交流協会と連携しながら実施していく。
No.150 基金管理事業費（国際交流基金） （観光交流課）	国際交流基金の活用	国際交流への関心が高まる。	指標なし 	- -	-	1 363	1 363	A	国際交流の進展を図るため、国際交流基金を適切に管理・活用している。	
No.563 観光施設管理運営事業費 （観光交流課）	観光施設の管理運営を行う。 ①指定管理者による施設運営（長野山緑地等使用施設、鹿野地域資源活用総合交流施設、東善寺やすらぎの里） ②業務仕様書に基づく観光地（公園・登山道・施設等）の維持管理及び老朽化等に伴う修繕や整備 ③各種協会等への賛同（負担金の支出）	豊かな自然環境と歴史・文化資源の活用を図り、周南市の観光振興の拠点として快適かつ安全に利用できるよう、協定・事業計画等に基づいた適正な維持管理に努める。	観光施設利用者数（延べ人数） 人	616,184 700,000	88.0	42,152 5,809	40,972 5,083	B	豊かな自然環境と多彩な観光資源の活用を図り、市民をはじめ本市を訪れる観光客に対して、快適性や満足度の向上を図るため、引き続き適切な維持管理に努める。また、施設の老朽化が進んでいるため、毎年の施設点検等により、安全安心な施設運営を心がける。	
No.564 泉源管理事業費 （観光交流課）	三丘温泉は、その主な泉質はアルカリ性単純硫黄泉であり、２つの泉源が利用されている。温泉の公共的利用の増進と安定的な供給を図るため、水質管理や施設設備等の保守管理を行う。	三丘温泉は、豊富な泉量と泉質に恵まれ多くの湯治客が訪れる温泉地である。都市部に近接した良好な立地条件と優れた交通の利便性を活かし、地域の歴史や文化、豊かな自然環境の中、幅広い年齢層に利用できる保養・療養の場としての温泉地を目指すものである。	三丘温泉観光客数 人	85,721 120,000	71.4	1,432 0	1,642 726	B	引き続き適正な管理に努める。	
No.565 湯野荘管理費 （観光交流課）	湯野荘の管理事業として負担金及び補助金の交付を行う。 ・全国国民宿舎協会への負担金補助 ・施設に関わる維持管理	国民宿舎湯野荘は、周南市湯野地区の豊かな自然環境の中に建てられた公共の宿泊・休憩施設である。市民をはじめ利用者の保養・休養の場として、また、市民生活の福祉の向上や健康増進を図ることを目的として設置されたものである。	日帰り入浴客数 人	71,891 88,000	81.7	176 726	1,879 1,815	B	観光ニーズの多様化や施設の老朽化により利用者数の減少が続いているが、新規利用者の確保や日帰り利用者の増加に向け取り組んでいくとともに、民間譲渡の諸課題を整理し準備を進めていく。	民間譲渡が実現すれば事業費が不要となり、民間による活性化も期待できる。 実施までの間は、引き続き適正な施設管理に取り組む。
No.566 湯野荘運営費 （観光交流課）	指定管理者制度に基づき、周南市国民宿舎湯野荘の管理及び運営について周南市国民宿舎運営協会を指定し、以下の業務を行わせている。 ①国民宿舎の使用許可に関する業務②宿泊休憩等のための接遇に関する業務③国民宿舎の維持管理に関する業務④売店の運営に関する業務⑤以上に掲げるほか、市長が必要と認める業務	国民宿舎湯野荘は、周南市湯野地区の豊かな自然環境の中に建てられた公共の宿泊・休憩施設である。市民をはじめ利用者の保養・休養の場として、また、市民生活の福祉の向上や健康増進を図ることを目的として設置されたものである。	日帰り入浴客数 人	71,891 88,000	81.7	66,712 4,357	79,573 4,720	B	多様化する観光ニーズにより利用者数の減少が続いているが、新規利用者の確保や日帰り利用者の増加に向け取り組んでいくとともに、民間譲渡の諸課題を整理し準備を進めていく。	年間利用者数８万人の維持に努めると共に、民間譲渡の早期実現に向けて対応していく。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.567 観光振興事業費 （観光交流課）	観光ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した観光振興を推進するため以下の事業に取り組む。 ・県主催のキャンペーン事業を視野に入れて効果的に観光ＰＲ活動を実施し、観光誘客を推進する。 ・観光ポスターやパンフレット等のＰＲ媒体やＳＮＳ等を活用し、周南市の知名度と観光素材の認知度の向上を図る。 ・防府市、下松市、光市等との連携強化を進め、広域的な観光事業を展開する。 ・周南観光コンベンション協会や各種観光団体と連携を強化し、観光事業を促進させる。	周南市の多彩な地域資源（自然、工場夜景、歴史、文化等）を活かした観光事業を推進するとともに、「日常をときほぐす観光」や「まちなか観光」「夜型観光」をテーマに、新たな切り口で交流人口拡大による経済の活性化や賑わいの創出を図る。	年間観光客数 人	1,649,883 1,800,000	91.7	26,144 17,789	29,125 18,516	B	民間団体や企業との連携強化をさらに図り、周南工場夜景などの夜型観光の推進や広域的なエリアでの観光振興事業の展開といった施策について、取組みを進めていく必要がある。	関係団体や観光事業者とより一層の連携を密にして、現行予算内で最大の効果を得る事業展開を図る。
No.568 観光行事費 （観光交流課）	観光交流人口や観光消費の拡大を図ることを目的に、下記の観光行事等に係る経費の一部を補助金として交付する。 ①冬のツリーまつりＬＥＤ設置②冬のツリーまつり③サンフェスタしんなんよう④鹿野冬の花火大会⑤徳山夏まつり⑥東川ぼんぼりまつり⑦周南地域産業観光事業⑧周南みなとまつり	官民の一体的な連携により、特色ある観光資源を最大限活用した観光行事を実施し、地域経済の活性化・賑わいの創出、また市民の地域への愛情や誇りの醸成を図る。	観光行事への来場者数 人	185,376 380,000	48.8	25,325 1,452	20,325 1,452	B	現在実施されている観光行事について、集客力、地域経済への波及効果、市民意識の変化等、様々な視点による効果検証を実施する必要がある。	補助額は維持するが、イベント主催者等と連携を密にしてより一層の内容の充実を図るとともに、将来的には自立を促す必要がある。
No.569 国際観光推進事業費 （観光交流課）	外国人の誘客活動、受入体制の整備、情報の収集及び発信等に取り組む。	海外からの観光客を呼び込むことによる賑わいの創出及び地域経済の活性化を図る。	外国人観光客数 人	5,129 5,000	102.6	1,235 6,898	0 4,357	A	国際観光の取組は粘り強く行っていくことが大切であり、山口県等と連携した情報発信や台湾の旅行会社等とのネットワークの構築とともに、地域資源を活用した訪日教育旅行の誘致など、ターゲットを絞った誘客の取り組みが必要である。	今後、外国人観光客数の増加につなげていくためには、案内表示等の多言語対応やＷｉ-Ｆｉ整備など、受入環境の整備を推進する必要がある。
No.570 コンベンション推進事業費 （観光交流課）	コンベンションの誘致、受入体制の整備、アフターコンベンションの強化・充実等に取り組む。	交流人口の増加を通じて、地域の活性化（賑わいの創出、地域経済の活性化など）を図る。	コンベンションによる延べ宿泊者数 人	5,848 9,000	65.0	5,149 7,624	5,914 6,535	B	引き続き、ビジネス系のコンベンションの誘致に取り組むとともに、主催者に対する利便性やサービスの向上を図るため、（一財）周南観光コンベンション協会等との官民一体となった連携により、ワンストップサービスの充実やアフターコンベンションの提案など、受入体制のさらなる強化を図っていく。	開催支援を継続するとともに、幅広い情報収集、ワンストップサービス等の受入体制の充実、アフターコンベンションの魅力強化等を図ることで、コンベンション誘致活動を展開する。
No.571 動物園管理運営事業費 （動物園）	【事業概要】動物園を交流拠点施設として、また、社会教育施設として、管理運営を図る。【主な内容】入園者の受付、駐車場の整理、予算管理執行、開園のための勤務体制の確保、施設の維持・保守点検、事業を告知するための広告宣伝、入園料収入以外の財源の確保	周南市最大の情報発信・交流拠点として、動物園に市内外から多くの来園者を迎える体制を確保することで、その役割を果たすことができる。	徳山動物園の入園者数 人	268,607 360,000	74.6	80,053 24,034	94,359 20,839	A	動物園管理運営業務については、安心安全を第一に運営を行っている。今後、窓口業務の見直しを検討していく。	動物園は、市内における重要な交流拠点施設であるとともに、「いのちの博物館」として、種の保存、環境教育等の重要な役割を担っており、今後も、適切に管理運営をしていくことが必要である。
No.572 動物園教育普及事業費 （動物園）	教育イベントやコンクールの実施、各種解説の表示などで、入園者が動物の環境などについて考えていただく。	動物園に来園された方などに、動物の情報などに興味を持っていただき、豊かで文化的な市民生活に資するもの	教育イベントの延べ参加者数等 人	12,557 15,000	83.7	887 20,766	816 7,261	A	動物園は、「いのちの博物館」であり、動物を通して、「自然環境」や「いのち」について学ぶ場であることが大切である。	動物園は、「いのちの博物館」という使命をもって、今後も教育普及活動に取り組んでいく。
No.573 動物園飼育事業費 （動物園）	適正な飼育環境を維持し、必要な飼料を準備する。適切な検査、診療を行い、飼育技術の向上のために情報を収集し研究する。	展示動物を適切に飼育管理し、また繁殖、調達することで、継続的な動物園業務の実現を図るもの。	繁殖推進種繁殖率 %	45 30	150.0	31,048 79,944	32,890 84,300	A	動物園の役割の重要な要素に、種の保存があり、動物園内で適切な飼育を実施し、繁殖を促していくことが重要であり、継続していく。	動物園の大事な役割の一つである「種の保存」を実現していくため、今後も適切な飼育を行い、繁殖を促していくことが重要である。
No.574 動物園魅力拡大「ズー夢アップ２１」実施事業費 （動物園）	動物園に関する情報を発信し、多くの人々に楽しく興味深い企画開発を展開する。	常に動物園から情報を発信し、身近な存在として感じていただくことで、動物園の魅力を向上させるもの。	各体験などの利用者数 人	225,839 250,000	90.3	14,400 29,770	20,086 55,035	A	動物園は、博物学的比較展示等から行動展示や体験展示へと移りつつあり、来園者にも「見る」だけから「ふれあう、体験する」というニーズが高まってきており、このようなニーズに対応していく必要がある。	動物園来園者には、「見る」だけでなく、「ふれあう、体験する」というニーズの高まりがあり、こうしたことに動物園も対応し、来園者の増加につなげていきたい。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.575 動物園リニューアル事業費 （動物園）	老朽化が進む動物園の全面リニューアルを計画的に行い、動物、人、環境にやさしい動物園として整備していく。	動物園の全面リニューアルを計画的に進め、魅力向上による来園者数の増加を図るとともに、「まちなか動物園」として中心市街地との連携を図り、交流人口の拡大や「まち」の活性化につなげる。	整備進捗率（面積ベース） %	35.7 35.7	100.0	163,918 8,495	605,459 28,100	A	動物園リニューアル事業は、平成21年度に基本計画を策定し、平成25年度の工事着手以降、順次整備を進めている。	動物園リニューアル事業は、平成25年度の工事着手以降、順次整備を進めている。 計画策定時からの環境変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行い、事業期間等の精査をしていくこととしている。
No.576 基金管理事業費（ぞうさんの夢基金） （動物園）	事業のＰＲを含めて園内等に募金箱を設置し、募金を募り、「ぞうさんの夢基金」へ積み立てる。	動物園運営に関して市民等からの財政的支援と、動物購入時における経費の平準化を図る。	ぞうさんの夢基金 千円	5,098 3,000	169.9	5,098 436	202 436	A	基金は、新たに動物を導入するにあたり、財源確保を図る体制を整えるものであり、今後も継続して取り組んでいく。	基金は、動物を導入するにあたり、財源確保を図るためのものであり、今後もPRをしっかりと行い、継続して行く必要がある。
No.441 水道事業費 （環境政策課）	地方公営企業法第１７条の２及び繰出し基準に基づき、周南市上下水道局の上水道会計へ繰出す。	地方公営企業法第１７条の２及び繰出し基準に基づき、周南市上下水道局の上水道会計へ繰出すことで、清浄、低廉な水の供給を図り、市民の健康、快適な生活の確保に寄与する。	指標なし 	- -	-	428,951 1,089	538,315 726	A	上下水道局のみならず財政部局とも調整し、適正執行に努める。	地方公営企業法に基づき、引き続き的確に事務を遂行していく。
No.442 下水道事業費 （環境政策課）	地方公営企業法第１７条の２	生活排水等を下水道に接続することで、市民の健康、快適な生活の確保に寄与する。	指標なし 	- -	-	1,779,713 1,089	1,811,653 726	A	上下水道局のみならず財政部局とも調整し、適正執行に努める。	地方公営企業法に基づき、引き続き的確に事務を遂行していく。
No.456 給水施設等管理事業費 （環境政策課）	八代給水施設の維持管理、鶴いこいの里給水施設の維持管理を行う。	八代、鶴いこいの里給水施設から清浄にして安定した水を供給する。	年間給水量 ㎥	6,593 10,000	65.9	6,484 1,815	4,401 726	A	現状の施設を維持管理し、安定した水の供給を図る。	
No.457 飲料水供給施設管理事業費 （環境政策課）	小野・花河原飲料水供給施設、中野・四熊飲料水供給施設の維持管理を行う。	県企業局、道路公団の公共事業により井戸枯れした地区において、補償施設として設置された飲料水供給施設の維持管理を行い、安定した水を供給する。	給水戸数 戸	101 104	97.1	16,639 6,535	23,781 2,904	A	高齢化等による給水人口の減少などの現状を適宜把握し、上下水道局とも調整しながら、効率的な水の供給を図る。	高齢化等による給水人口の減少などの現状を適宜把握し、上下水道局とも調整しながら、効率的な水の供給を図る。
No.460 給水施設等整備費助成事業費 （環境政策課）	井戸については、飲用水の供給が困難で、概ね１０戸までが共同で設置して利用するもの。ただし、隣接する住居の位置的な状況等を勘案し、共同設置が著しく困難な場合は個人でも設置できる。新設、改良及び災害復旧に要する経費が３０万円以上のもので、経費の２分の１以内とし、１戸あたり３０万円を限度とする。浄水器については、１０万円を限度とする。	水道及び簡易水道の給水区域外の区域で、生活用水の不足を生じている地域（世帯）において、安定的な生活用水を確保するため、給水施設工事費の２分の１以内（３０万円を限度）を補助する。	給水設置件数 件	7 5	140.0	1,745 1,089	1,400 1,089	A	安心安全な水の確保のために必要な事業であり、継続して実施していく必要がある。	
No.461 合併処理浄化槽整備推進事業費 （環境政策課）	①下水道事業計画区域外で集落排水処理施設区域外の浄化槽整備区域に設置する合併処理浄化槽への設置費補助（窒素または燐高度処理型：5人槽44.4万円、7人槽48.6万円、10人槽57.6万円等）　②公共下水道事業計画区域から削除されて3年の間、その地域に設置する合併処理浄化槽への設置費補助（窒素または燐高度処理型：5人槽88.0万円、7人槽97.0万円、10人槽115.0万円等）　③下水道事業計画に定められた予定処理区域外および予定処理区域内での未供用区域、農業・漁業集落排水の処理区域外での合併処理浄化槽を適正管理している者への維持管理費補助（1基当たり1万円）	①浄化槽整備地域の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図り、水環境を保全する。 ②公共下水道事業計画区域から削除された場合の浄化槽設置に関する優遇措置とし、計画区域を適正化する。 ③法定検査受検率を向上させ、適正な管理を推進し、水環境を保全する。	浄化槽整備区域における整備率 %	37 37	100.0	20,701 3,994	21,797 5,083	A	上乗せ補助のある地域については、制度についての周知を図ること。また、適正管理補助の制度を周知する等、継続して法定検査受検率の向上を目指すこと。	制度の周知を図り、引き続き事業を継続する、

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.462 浄化槽関連事務事業費 （環境政策課）	浄化槽設置に関する届出・使用開始報告の受理、勧告、変更命令　水質検査・定期検査の受理　保守点検・清掃における助言、指導、勧告、改善命令　休止・再開・廃止届の受理、未届浄化槽の調査、浄化槽に関する相談対応等	山口県の事務処理の特例に関する条例により、平成27年度から浄化槽事務の権限移譲を受け、当該事務を実施している。浄化槽法に基づいて管理することにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	合併浄化槽・単独浄化槽の法定点検受検率	77	77.0	1,869	1,820	A	山口県より権限移譲を受けた際の台帳情報などを整理し、浄化槽の適正管理と事務効率の改善につなげること。	台帳を整理し事務改善を行い制度の周知に努め、管理者の法令順守の意識の高揚を図る。
			%	100		1,307	2,904			
No.581 地球温暖化を防ぐまちづくり事業費 （環境政策課）	①削減温室効果ガス量を把握できる事業（市内一斉ノーマイカーデー等）、②削減量は把握できないが実行したことを把握できる事業（小学生を対象に環境保全活動を計画し、その実績を記入して報告してもらい表彰等を行う事業で、夏休み版「キッズ・エコチャレンジ」、冬休み版「エコ日記」等）、③削減量も実行の有無も把握できないが普及啓発できる事業（市民向け「エコ川柳」）、④地球温暖化対策法第40条に基づく「周南市温暖化対策地域協議会」の運営支援を実施する。	地球温暖化防止や省エネルギーの実践行動を通じて意識の高揚を図り、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。	事業実施により削減した温室効果ガス排出量	18.1	97.8	945	916	A	イベントや啓発等の事業内容を見直しつつ、事業効果を考慮しながら、市民への周知を図り、参加者の増加に努めること。	活動指標を、温室効果ガス排出量とし、今後も色々な実践行動を通じて、温室効果ガスの削減に努める。
			トンーＣＯ２	18.5		8,495	12,562			
No.596 環境基本計画推進事業費 （環境政策課）	①周南市環境基本計画（第2次）の策定及び進捗状況の把握（計画期間：平成27～令和6年度）　②周南市役所エコ・オフィス実践プラン（第3期）の策定及び進捗状況の把握（計画期間：平成27～令和元年度）　③省エネ法の定期報告書及び中長期計画書の提出	①総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与する。②市役所の事務に関する環境への負荷を低減し、排出される温室効果ガスを削減して地球温暖化の防止に寄与する。③市長部局のエネルギーの使用の合理化による所要の措置等により、経済の健全な発展に寄与する。	環境基本計画推進委員会の開催回数	3	100.0	196	146	A	環境基本計画及び周南市役所エコ・オフィス実践プランに基づく事業を実施し、目標達成を目指すとともに、計画の進捗管理に努めること。	環境基本計画及びエコ・オフィス実践プランは、計画中の目標達成に向け、事業を実施する。省エネ法定期報告書については、エネルギー使用量及び電気需要平準化評価量の５年度間平均原単位を活動指標とする。
			回	3		3,558	7,188			
No.597 公害対策一般事務費 （環境政策課）	①環境保全協定の締結及び見直しを行う。 ②協定締結事業所の環境影響の大きいプラント新増設に対し、環境審議会において環境保全対策を審査する。 ③環境保全協定に基づく細目協定における自主監視測定値の報告及び立入調査により、遵守状況を把握する。 ④環境苦情・相談に対する対応・処理を行う。	公害の発生原因への措置、指導、注意等や、公害の未然防止策を講ずることにより、生活環境の保全を図る。	協定値遵守状況	204	99.5	1,044	1,330	A	周南コンビナート地区における事業所の良好な協定遵守状況を維持するとともに、多種多様な相談内容に対し、職員の対応スキル・専門知識の向上を図ること。	職員のスキル・専門知識の向上を図る。
			件	205		13,142	8,786			
No.598 公害調査分析事業費 （環境政策課）	一般環境の調査を行うとともに、環境保全協定締結事業所への立入調査を実施する	環境状態の把握、公害発生時の原因追及、環境保全協定の遵守状況の確認により、生活環境の保全を図る。	大気・水質・自動車騒音・悪臭の４項目の実施	4	100.0	6,866	7,278	A	今後も環境基準達成状況を継続的に監視するとともに、県や国の動向及び法令等の改廃について注視していくこと。	職員のスキル・専門知識の向上を図る。
			項目	4		4,720	2,396			
No.635 環境衛生推進事業費 （環境政策課）	・環境衛生思想の普及を図り、快適な環境づくりを目指す。 ・ボランティア、自治会清掃の活動を支援する。 ・浸水被害があった場合、消毒作業を行う。	生活環境を保全し、快適な環境づくりを行うことで、公衆衛生の向上及び公共福祉の増進を図る。	指標なし	-	-	2,018	1,331	A	路上喫煙禁止区域内監視については、一定の効果が得られたと判断したことから、嘱託職員による巡視業務を終了しているが、引き続き啓発等に努める。	
				-		3,994	726			
No.636 ごみのないきれいなまちづくり推進事業費 （環境政策課）	・自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体への感謝状の贈呈やイベント清掃等の啓発活動を通し、市民、事業所、行政が一体となってきれいなまちづくりを推進する。 ・こども議会から提案されたポイ捨て防止のための啓発を推進する。(絵画募集)	きれいなまちづくりの推進	市民のボランティア清掃活動参加人数	1,887	72.6	126	335	B	イベント清掃やポスター募集などの取組を通じて、きれいなまちづくりの意識が醸成されつつある。今後も啓発活動を充実していく必要がある。	引き続き、きれいなまちづくりを目指した市民の意識醸成を図っていく。
			人数	2,600		3,122	2,904			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.637 公衆浴場経営安定事業費 （環境政策課）	公衆浴場事業者に対して、その経営経費及び施設合理化経費の一部を補助する。	公衆浴場の経営の安定及び公衆衛生の向上を図る。	補助金額 万円	61 56	108.9	606 1,452	560 363	A	当面は現状の補助を継続するが、現状把握に努め適宜の見直しを検討する。	
No.638 狂犬病予防事業費 （環境政策課）	飼犬及び狂犬病予防注射の状況を登録原簿に登載する。 野犬の捕獲器の貸し出し、収容犬の保健所までの搬送を行う。 狂犬病予防接種の集合注射を獣医師会と共に行う。 野犬の棲みにくい環境づくりの充実を図る。	狂犬病の発生を予防し、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉を増進するとともに、野犬を減らすことで市民生活の安全安心を確保する。	狂犬病予防注射頭数 頭	5,404 6,200	87.2	15,222 10,502	686 7,987	B	より実効性のある野犬対策を実施する。	より実効性のある野犬対策の構築
No.639 一部事務組合負担金（斎場分） （環境政策課）	下松市、光市、周南市で構成する一部事務組合が運営する御屋敷山斎場の負担金を支払う。	御屋敷山斎場の維持管理運営経費を負担し、公衆衛生の確保と国民の宗教的感情の尊重を図る。	利用実施率 件	1,271 1,220	104.2	136,796 1,089	147,924 726	A	新斎場の建設は、構成市との調整について遺漏のないよう進める必要がある。	新斎場の建設を構成市と協議して進める。
No.640 斎場施設管理事業費 （環境政策課）	斎場の運営、管理	斎場の運営、管理により、火葬及び祭祀の場を提供する。	実施率 %	100 100	100.0	49,292 871	51,378 1,089	A	御屋敷山斎場移転計画を勘案し、施設の延命化に取組む必要がある。	
No.641 墓地等管理運営事業費 （環境政策課）	・市営墓地使用申込者の許可、承継の許可を行う。 ・市営墓地の維持管理、清掃、草刈を行う。 ・地元管理の共同墓地に対する整備補助を行う。 ・改葬許可申請に対する許可を行う。 ・墓地経営許可申請、変更申請に対する許可を行う。	公衆衛生、公共の福祉から支障のないよう、健全な市営墓地経営を行う。	年間墓地貸出件数 件	36 40	90.0	15,189 4,720	11,739 5,809	A	適正に管理されていない墓地区画の状況を計画的に調査し、対策を検討する必要がある。	適正に管理されていない墓地区画の状況を計画的に調査し、対策を検討。
No.582 し尿処理事業費 （リサイクル推進課）	一般家庭から排出されるし尿を処理するため、一般廃棄物許可業者に委託し実施する。	し尿の収集及び処理を円滑かつ適正に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	し尿収集世帯（熊毛地域を除く） 世帯	2,100 2,700	77.8	179,200 8,132	189,061 6,099	B	引き続き、し尿の収集及び処理を円滑・適正に実施するとともに、し尿処理手数料の見直しを含め、経費削減を図っていく必要がある。	収集運搬の実施方法や費用負担の考え方を整理しながら、見直しをすることでコスト削減を検討していく必要がある。
No.583 ごみ対策推進事業費 （リサイクル推進課）	●ごみの正しい分別やごみの減量化、再資源化等、ごみ問題に関する啓発活動を行う。 ●市民・事業者・行政及び関係団体が協働してマイバッグ持参によるレジ袋の削減、食品ロスの削減に取り組む。 ●ごみ収集場所の整備、家庭ごみのコンポスト化を推進するために、費用の一部を補助する。 ●災害廃棄物処理基本計画を策定する。 ●一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行う。	ごみ排出量の削減	１日１人あたりごみ排出削減量《平成２７年度計画値７０４．５ｇ／人／日との対比》 ｇ／人／日	15.7 21.4	73.4	107,001 22,001	132,874 17,063	B	ごみの減量化、再資源化を推進していくためには、市民との協働が不可欠である。今後も、市広報、ケーブルテレビ、出前トーク等様々な機会を通じた更なる啓発や助成制度を活用した3R推進に取り組んでいくことが必要である。	3Rの推進や啓発活動の更なる取組みにより、ごみの減量化・再資源化を推進していく必要がある。
No.584 資源物団体回収推進事業費 （リサイクル推進課）	●資源物（紙・布、金属、びん、ペットボトル）の回収を行った登録団体に対し、その回収重量に応じた報奨金（4円/kg）を交付する。 ●現在の登録団体は、子供会、ＰＴＡなどの学校関連団体が中心で、これら団体の活動は活発で定着しつつあることから、さらに小中学校等と連携のもと充実を図ることで輪を広げていく。また、クリーンリーダー研修会や自治会総会等において周知を引き続き図ることにより、各地域における取組みを促進させる。	市民のごみ減量化・再資源化に対する意識の向上が図られるとともに、資源物の収集運搬経費が軽減できる。	資源物団体回収量 t	715 1,194	59.9	2,898 2,687	3,287 2,687	B	資源物団体回収の有用性を広く市民に周知し、回収を行う団体を増やすことにより、団体運営の支援とごみの減量化・再資源化を推進していくことが必要である。	現在の登録団体は、子供会、ＰＴＡなどの学校関連団体が中心で、これら団体の活動及び登録団体数は平成30年度から減少に転じたことから、さらに小中学校等と連携のもと充実を図ることで輪を広げていく。また、クリーンリーダー研修会や自治会総会等において周知を引き続き図ることにより、各地域における取組みを促進させる。
No.585 清掃業務管理事業費 （リサイクル推進課）	清掃業務全般にわたる管理業務を行う。	清掃業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることができる。	一般廃棄物処理業等許可業者数 業者	125 124	100.8	4,821 13,505	4,885 12,997	B	引き続き、家庭から出されたごみや資源物を適正・円滑に処理していくとともに、安全安定・効率的な収集運搬・処理を進めていくことが重要である。	適正な一般廃棄物及び資源物の処理システムを維持しつつ、処理経費の削減を目指す。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.586 災害応急対応費（リサイクル推進課） （リサイクル推進課）	災害廃棄物対策指針（環境省）に基づく適正処理を行う。	被災地域の環境衛生の確保及び復旧・復興の推進	公費解体件数 件	4 4	100.0	23,388 1,815	0 0	A	災害廃棄物対策指針（環境省）による公費解体・がれき撤去を適切に実施した。今後は新たに策定した災害廃棄物処理基本計画を基に適正に対応する。	公費解体及び災害廃棄物処理を実施する本事業は、平成31年度で終了した。
No.587 不燃物処分場施設管理事業費 （リサイクル推進課）	市内２カ所の処分場（周南市鹿野一般廃棄物最終処分場、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場）の適切な管理運営を行い、適正で衛生的な最終処分を実施する。	適正で衛生的な最終処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生を確保するとともに、埋立容量の削減を目指し、ごみの再資源化を図る必要がある。	最終処分量削減目標達成率 %	114.1 100	114.1	45,136 3,413	43,416 3,703	A	新南陽N7地区最終処分場を大切に使用するとともに、引き続き埋立量の削減を目指し、ごみの減量化・再資源化を図る必要がある。	新南陽N7地区最終処分場整備は（一財）山口県環境保全事業団との共同事業により、供用開始した。今後も引き続き埋立量の削減を目指し、ごみの減量化・再資源化を図る必要がある。
No.588 周辺地域生活環境配慮事業費 （リサイクル推進課）	市が設置している廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に要する事業を実施する。	廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全を図るとともに、廃棄物処理施設の円滑な運営を図ることができる。	補助対象自治会数 自治会	5 5	100.0	2,688 1,162	2,893 1,089	A	廃棄物処理施設周辺地域住民の生活環境の保全及び増進等に寄与する本事業を継続する必要がある。	廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に寄与するための重要な事業であり、事業の継続が必要である。
No.589 リサイクルプラザ施設管理事業費 （リサイクル推進課）	リサイクルプラザの円滑かつ適正で効率的な管理運転を行う。 搬入された資源ごみを適正に処理し、より一層の再資源化を図る。	資源ごみ等を効率的に処理することで、再資源化が推進されるとともに、最終処分量が削減される。	リサイクル率 %	31.2 34.5	90.4	392,265 5,373	399,486 5,228	A	ごみの再資源化を図る中間処理施設として安心安全な運転、安定した稼働を行うため、引き続き、委託業者と連携を密にし、適正・効率的な管理運営を行っていく必要がある。	リサイクルプラザの運営にあたっては、適正で効率的な運営を行いながら、かつ、安全で安定した運営を行っていかなければならないことから、運転管理委託業者との連携を密にし、運転状況を的確に把握し、監理・指導していくことが必要である。
No.590 家庭ごみ搬入受付センター管理事業費 （リサイクル推進課）	平成24年度から、市内全域の家庭系ごみ自己搬入を実施しており、引き続き実施することで、市民の利便性の向上を図るとともに、古紙・衣類の再資源化により、リサイクル率の向上を図る。 家庭系ごみ搬入監視員を設置することで、家庭系ごみの適正な搬入、効率の良い再資源化を実施する。	市内全域の家庭系ごみの自己搬入を家庭ごみ搬入受付センターで受付けることにより、市民の利便性の向上を図る。また、古紙・衣類を有価として売却することにより、リサイクル率の向上を図るとともに、財政負担の軽減を図る。	リサイクル率 %	31.2 34.5	90.4	20,723 10,819	26,848 26,720	B	家庭ごみの自己搬入件数が増加に伴い運営経費の負担も大きくなっていることから、実施方法やコスト等の面から見直しが必要である。	現体制で、受付件数の増加に対応は困難となっており、費用面（処理手数料等（搬入手数料の増や50kg以下無料の特例等））も含めて見直しを検討していく。
No.591 し尿処理場施設管理事業費 （リサイクル推進課）	周南市衛生センター及び徳山中央浄化センターし尿投入施設の維持管理運営を適正に行い、し尿・汲取り業者が搬入した徳山・新南陽・鹿野地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を前処理する。	適正に前処理することで、生活環境の保全を行なうとともに公衆衛生の向上を図る。	し尿及び浄化槽汚泥の処理量 ｋＬ	16,775 15,987	104.9	120,772 3,994	122,837 2,904	A	本市のし尿・浄化槽汚泥の処理一元化に向け、上下水道局と連携し徳山中央浄化センターの再構築事業を着実に進める必要がある。	再構築事業の計画見直しに伴い、徳山中央浄化センターの施設整備が4年間延長することとなったため、当センターで以前使用していたし尿投入施設を平成30年度より能力を増強し、徳山、新南陽、鹿野地域のし尿処理のため再稼働した。今後は、熊毛地域の処理も実施する見込み。
No.592 ごみ収集運搬事業費 （リサイクル推進課）	ごみ(可燃物・不燃物）・資源物の収集・運搬を委託及び直営で行う。	生活環境の保全及び公衆衛生の確保	前年度比不法投棄削減件数 件	53 46	115.2	764,374 123,219	793,925 120,823	B	家庭から出されたごみの収集運搬業務は市民の生活に密着した業務であり、安定・確実に業務を遂行する必要がある。	ごみの収集運搬業務は、市民の生活に最も身近な業務である。経済性、効率性も必要であるが、安定した確実な業務遂行が最も重要であり、今後も引き続き、計画性を持って安定した収集運搬業務を行っていく。
No.593 処理困難物選別施設管理事業費 （リサイクル推進課）	市内（徳山・新南陽・熊毛地域）から発生した処理困難物を選別する。	市内（徳山・新南陽・熊毛地域）から発生した処理困難物を選別、再資源化を行い、最終処分量の削減を図る。	最終処分量削減目標達成率 %	114.1 100	114.1	68,028 5,954	70,424 6,971	A	処理困難物の処理を集約し効率的な運用を行っている。引き続き埋立量の削減を目指し、ごみの減量化・再資源化を図る必要がある。	処理困難物の処理を集約し効率的な運用を行っている。引き続き埋立量の削減を目指し、ごみの減量化・再資源化を図る必要がある。
No.594 環境館運営事業費 （リサイクル推進課）	●環境館を会場とした「周南市エコフェスタ」を開催し、ごみや環境問題に関する啓発を推進する。 ●施設見学を積極的に受け入れ、小学生から自治会等幅広い市民への啓発を図る。 ●体験や交流を通じた啓発促進を図るため、エコフェスタや３Ｒ講座及びリユース品無料コーナーの充実を進める。	３Ｒに対する啓発促進が図られ、ごみの排出削減や再資源化への意識が高まる。	環境館利用者数 人	3,908 4,000	97.7	5,135 3,631	7,287 3,340	B	循環型社会形成に向けた啓発と来館者数の増加を図るため、現在、エコフェスタや３Ｒ講座及びリユース品展示等のソフト面の充実に取り組んでおり、引き続き、新鮮でタイムリーな企画を実施していく必要がある。	コロナ禍の中、来館者の3密を防ぐ新たな安心安全対策が求められる中、引き続き施設見学のＰＲを行うとともに、市民の関心の高い講座やイベントが開催できるよう企画力を高め、より多くの市民に３Ｒの拠点として有効活用されることを目指すとともに、効果的な情報発信を行っていく。。
No.595 環境衛生団体活動事業費 （リサイクル推進課）	●周南市快適環境づくり推進協議会に対する活動を支援する。 ●地域におけるボランティア清掃に対して、ごみ袋を配布し、事業を推進する。	活動を支援することで、住みよい生活環境づくりを主体的に、また組織的に推進することに寄与できる。	指定ごみ袋交付枚数 枚	59,839 73,000	82.0	4,770 3,195	3,283 4,211	A	ごみの発生・排出量削減、再資源化は、市民との協働が不可欠であり、今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいくことが重要である。	ごみ発生・排出量削減、再資源化は、市民との協働が不可欠であり、今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいく。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.599 放置自動車対策事業費 （リサイクル推進課）	「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に則り、所有者不明の放置自動車の廃物認定を行い、適正に処理を実施する。	放置自動車による障害を撤去することにより、公共の場所の美観と機能を保持し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	放置自動車処理台数 台	0 15	0.0	0 145	56 290	B	放置自動車が発生した場合、放置自動車を適正に処理するためには、自動車の廃物認定手続きが必要であることから、事業を継続していく。	放置自動車が発生した場合、放置自動車を適正に処理するためには、自動車の廃物認定手続きが必要であることから、事業を継続していく。
No.433 住居表示事業費 （市民課）	現行の住居表示の適正な管理とともに、新たに当該地区に建築された家屋等について適正な表示を行う	住居表示地区の適正な管理運営を行う 住居表示未実施地区について、住所の表記を〇〇町（丁目）〇〇番〇〇号に改めることで、「わかりやすく、訪ねやすい」まちづくりの推進を図る	住居番号付定処理平均日数 日	3 3	100.0	169 7,987	527 2,904	B	久米中央地区及び富田西部地区の住居表示については、今後も地区住民の意見を十分反映し、制度との整合性を図りながら進捗を図る。	久米中央地区及び富田西部地区の住居表示実施に係る事業費の増大が見込まれる。
No.642 戸籍住民基本台帳費 （市民課）	①戸籍届出書及び住民異動届書の受理並びに届書に基づく台帳の整理 ②国保・国民年金に関する届書受付 ③印鑑登録申請の受付及び登録 ④戸籍全部事項証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の作成交付 ⑤税に関する証明書の作成交付 ⑥人口動態の記録 ⑦窓口の夜間延長開庁（毎週火・木曜日、午後７時まで） ⑧証明書コンビニ交付サービスの実施	戸籍や住民異動の届出、印鑑登録の申請に基づく台帳の整理 税証明などを市民課の窓口で交付することは、市民の利便性の向上につながる 窓口時間延長については、昼間働いている市民が利用しやすくなる	窓口利用者の満足度 %	98.5 94	104.8	20,809 137,596	18,590 136,812	B	今後も法の規定に基づき、適正な業務の執行を行う。 特定業務（証明書交付の受付及び引渡し）の民間委託については、費用対効果の面からだけでなく、適正な体制構築が可能であるかも含め、今後検討を行う。	マイナンバー制度における情報連携の推進と、コンビニ交付サービスの利用拡大に伴い、窓口での各種証明書の交付数は逓減することが予想されるが、人員削減に結び付くほどの減少には至っていない。
No.643 戸籍総合システム管理事業費 （市民課）	戸籍・附票等の記載や証明発行など、戸籍総合システム及びコンビニ交付システムの適正な運用とデータの保護管理	戸籍等のデータの一括管理により、戸籍処理に係る実務時間の短縮と事務の合理化を図る	指標なし -	- -	-	23,369 3,267	31,639 4,663	A	戸籍法の規定及び法務局からの指導に基づき、引き続き戸籍事務処理を適正に実施する。	戸籍事務におけるマイナンバー制度との連携を行うための改正戸籍法が令和元年５月２４日に可決、成立したことにより、マイナンバーでの情報連携による戸籍情報の迅速な確認が可能となり、戸籍記載及び交付事務の負担軽減などが見込まれるが、これに伴うシステム構築に係る経費及び人的負担の増加が見込まれる。
No.644 旅券発給事業費 （市民課）	一般旅券の発給申請の受理及び交付を行う	市民課内で、旅券申請の添付書類である戸籍謄抄本の取得と、旅券申請手続きを行えることで、市民の利便性の向上を図る。	旅券の申請件数 件	2,932 3,000	97.7	3,247 5,446	4,815 7,261	A	旅券法に基づく事業であり、今後も適正な事務処理に努める。	
No.645 住民基本台帳ネットワーク運用管理費 （市民課）	住民基本台帳をネットワーク化した、全国共通の本人情報検索が可能なシステムの適正な運用管理を行う マイナンバーカードの利便性等を広報し、取得率を向上させる	マイナンバーカードは、住民票、戸籍、印鑑証明、税証明等を取る際の本人確認の証明となり、また、顔写真付きの公的身分証明書として今後、幅広い利用が可能となる コンビニエンスストア等での各種証明の広域交付など、市民の利便性の向上を図る	マイナンバーカード申請件数 件	4,854 3,400	142.8	33,453 24,687	115,894 26,419	A	マイナンバーカードの申請件数については目標数に達している。引き続き窓口での申請補助、出張申請受付などを実施することで、さらにマイナンバーカードの普及を図る。	マイナンバーカードの普及拡大に伴い、転入転居等にかかる事務処理及びマイナンバーカードの申請受付、交付事務が増加しており、業務量の増加に伴い必要人員増加によるコストの増大が見込まれる。
No.238 交通災害共済事業費 （生活安全課）	山口県市町総合事務組合の共同処理する交通災害共済に加入している。市では、見舞金の支払い請求を受け付けている。	万一事故に遭ったときの経済的負担の軽減を図る。	加入率 %	16.2 25	64.8	426 1,089	542 1,234	A	市町総合事務組合での共同処理により事業を継続する。	交通災害共済の加入率の向上を目指す。
No.239 基金管理事業費（交通安全基金） （生活安全課）	交通安全基金利子の積立	周南市の交通安全対策の財源に充てる。	交通安全基金利子 千円	8 38	21.1	8 145	32 145	A	今後も基金利子の積立てを継続していく。	交通教育センター管理棟及びトイレ整備に関して、交通安全基金を活用し建替えを実施しているため、基金残額は減少しているものの、今後も適正に基金管理を実施する。
No.240 交通安全推進事業費 （生活安全課）	交通安全に係る各種啓発・広報活動により、交通事故防止を促進する。	交通安全意識を高めることで、安心・安全なまちづくりを目指す。	年間人身事故発生件数の対前年減少数 件	96 31	309.7	4,154 2,541	5,289 4,284	A	高齢者が関係する交通事故を減少させる取組みが必要である。	高齢者が関係する交通事故を減少させる取組み
No.241 交通教育センター管理運営事業費 （生活安全課）	・周南市交通教育センターの管理を行う。 ・周南市交通安全対策推進協議会への委託により交通安全教室を開催し、幼児から高齢者までを対象に正しい交通ルールやマナーを身につけてもらう。	主に幼児や児童の交通安全知識を普及・啓発することにより、次世代につながる安心・安全なまちづくりを進める。	年間利用者数 人	31,046 30,000	103.5	8,070 1,089	8,080 1,815	A	類似する施設は周辺自治体にもない。その独自性を生かして利用者数の増加を図る。	交通ルールや交通マナーを学ぶ核施設として、新たなプログラムの開発も取り入れながら運営していく。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.242 交通教育センター整備事業費 （生活安全課）	●令和元年度：地質調査、基本設計・実施設計を行い、建物解体に着手　●令和2年度：管理棟、トイレの建設、施設整備等	管理棟及びトイレは老朽化し、雨漏りなどが発生していることから、管理棟及びトイレを建て替えることにより、安定的に市民サービスを提供する。	進捗率（整備事業） %	20 20	100.0	9,950 1,452	62,740 1,089	A	類似する施設は周辺自治体にない。完成後は、その独自性を活かして利用者の増加を図る。	整備が完了すれば、施設が安全で快適なものとなり、交通安全意識の普及・啓発を一層進める事ができる。
No.243 防犯関係事業費 （生活安全課）	・犯罪のないまちづくり県民大会への参加（令和元年度で終了）　・防犯団体等との協力・連携	市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める。	年間刑法犯認知件数の対前年減少数 件	77 44	175.0	3,869 726	4,116 1,089	A	防犯カメラ、ドライブレコーダー等の活用について検討する必要がある。	防犯カメラ、ドライブレコーダー等を活用した防犯の取組み
No.244 防犯灯設置費補助事業費 （生活安全課）	①通常分：自治会等が防犯灯（LED）を新設・補修する費用の一部を補助（新設20,000円／灯、支柱20,000円／本、補修6,000円／灯） ②特別分：自治会境の通学路の安全を確保するため、自治会等が防犯灯（LED）を新設・補修する費用の一部を補助（新設50,000円／灯、支柱50,000円／本、補修6,000円／灯） ③受付場所：周南防犯協議会（徳山）、本庁（特別分）、新・地域政策課（新南陽、徳山西部）、熊・地域政策課（熊毛）、鹿・地域政策課（鹿野）	犯罪発生の防止を図り、安心して生活できるまちづくりを進める。	防犯灯設置費補助の件数 件	859 1,000	85.9	16,228 1,452	14,500 726	A	引き続き防犯灯のＬＥＤ化を進めていく。	今後、ＬＥＤの更新（取り換え）が進むと予想されるため、市民のニーズに合わせた補助を行っていく。
No.245 暴力追放関係事業費 （生活安全課）	○暴力追放に関する各種啓発・広報活動を行う。　○周南地区暴力追放運動協議会の事務局業務を行う。	暴力追放運動を推進し、安心して生活できるまちづくりを進める。	暴力追放県民大会参加者数 人	73 20	365.0	151 581	127 871	A	暴力追放の継続的な啓発が必要である。	警察等の関係団体と連携し、暴力追放運動に取り組んでいく。
No.247 市民相談事業費 （生活安全課）	・市民の日常生活上の様々な相談や、市に対する要望・苦情等について、適切な窓口等を案内・紹介する。　・法律の専門家（弁護士・司法書士）による無料法律相談会を実施する。	市民の日常生活上の悩み等の解決への方向性を見い出し、ひとり一人が安心安全な生活を送れるようにする。	相談件数 件	804 1,000	80.4	1,368 5,373	1,368 4,865	A	市政運営の参考となる市民の声や提言を聞く新たな部署と連携を図りながら、市民の日常生活上の相談や市に対する要望・苦情等に適切に対応することで、市民が安心な生活を送れるよう本事業を継続していく。	徳山・新南陽地区以外での無料法律相談の利用率がやや低調であり、利用率向上に向けた検討を行う。
No.248 消費生活事業費 （生活安全課）	・複雑・巧妙化する消費生活相談についての助言・あっせん等の実施　・消費者トラブルの未然防止・拡大防止のための啓発活動の実施　・多面的に消費者活動に取り組む消費者団体の活動を支援	消費生活相談窓口の周知と消費生活相談員等による適切で迅速な助言・あっせん等により、消費者被害の未然防止や早期発見・被害軽減を図る。	消費者啓発活動回数 回	60 44	136.4	5,960 8,350	7,000 9,512	A	高齢者や障害者である消費者の見守り体制の検討が必要である。	これまで補助金対象であった事業が、新たに消費生活事業費に上乗せされる事になる。今後、最小の費用で最大の効果が得られるよう事業を精査していく必要あり。
No.249 地方消費者行政推進事業費 （生活安全課）	・悪質化・巧妙化・複雑化する消費生活相談への対応のため、専門家による研修への受講支援を行い、消費生活相談員等の能力・資質向上を図る。　・幼児期から高齢期までの年代に応じた消費者教育・啓発活動の総合的な推進を図る。	・相談員等の資質向上が図られ、複雑・巧妙化する相談対応に繋がる。　・各年代に渡って積極的に消費社会に関わり、自立した消費行動ができる消費者の育成に繋がる。	消費者啓発活動回数 回	60 44	136.4	2,238 4,066	2,102 3,485	A	引き続き、補助金メニューに則した事業を実施していく。	補助金は令和7年度で終了の予定であり、それ以降は単市負担（一般財源）となる。最小の費用で最大の効果が得られるように、事業を精査していく必要である。
No.161 人権推進事業費 （人権推進課）	●周南市人権施策推進審議会の開催　●関係団体の各種大会、研修会への参加　●関係団体への活動支援	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、総合的な人権施策の推進を図る。	人権関係団体の各種大会、研修会への参加回数 回	10 12	83.3	3,944 4,139	4,719 2,759	B	市民や関係団体との連携を図りながら、さらに時流に適合した人権課題も考慮した施策を推進していくべきである。	人権推進施策を総合的かつ効果的に推進する中で、庁内組織の連携や情報共有を進めるとともに、可能なコスト等の抑制を図っていく。
No.162 人権啓発事業費 （人権推進課）	●人権講演会やイベントを各地区で開催 ●広報、ホームページ等による啓発活動 ●人権擁護委員等と連携して啓発活動を推進	山口県人権推進指針、周南市まちづくり総合計画、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、人権意識啓発の高揚を図る。	人権啓発活動の実施回数 回	25 25	100.0	1,839 7,406	2,050 5,228	B	人権尊重社会の実現に向けた事業が、幅広い市民に対する効果的な啓発につながるよう、また新たな人権課題に対する取組も積極的にすべきである。	人権教育課、人権擁護委員、企業職場等とより連携を図りながら、効果的な啓発活動を進めるとともに、さらなる人権意識の高揚に努める。
No.163 隣保館運営事業費 （人権推進課）	●調査研究事業　●生活相談事業　●地域福祉事業　●啓発及び広報活動事業　●地域交流促進事業　　など	地域住民の福祉の向上，人権啓発の住民交流の拠点として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。	相談件数及び交流講座開催件数 件	1,571 1,360	115.5	23,291 5,010	29,314 3,413	B	地域住民の福祉向上，人権啓発の交流拠点として、幅広い世代の利用を促進していくために、様々な人権課題や地域ニーズに対応した事業展開が必要である。	各種相談事業や人権課題解決のための各種事業について、地域ニーズに対応した開かれたコミュニティセンターとして、効率的かつ効果的な事業運営に取組む。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.170 隣保館整備事業費 （人権推進課）	第一次・第二次耐震診断の実施及び「施設分類別計画」に基づき、今後の事業継続のために必要な維持・修繕等の整備を、計画的に行う。	第一次・第二次耐震診断の実施及び「周南市隣保館施設分類別計画（平成30年3月策定）」（以下、「施設分類別計画」）に基づき、地域住民の福祉の向上や人権啓発の交流拠点としてのみならず、災害時の避難場所としての役割も兼ね備えていることから、耐震改修等を行うことで、利用する地域住民等にとっての安心・安全確保に繋がり、福祉と人権のまちづくりの拠点施設として更なる発展を図る。	隣保館整備事業の進捗率 %	100 100	100.0	3,612 1,089	54,295 3,631	B	「施設分類別計画」に基づき、安心・安全の観点から、必要な維持・修繕等に努めながら、安全対策や再配置等を含め検討を行い、更なる効果的・効率的な施設整備が必要となる。	隣保館事業の継続にあたっては、「施設分類別計画」に基づき、今後も継続の方針として、必要な維持・修繕等を行うとともに、施設の建替えや大規模修繕等が見込まれる場合は、近隣の公有施設等の利活用も含めて検討することで、効果的・効率的な整備を図っていく。
No.171 男女共同参画推進事業費 （人権推進課）	●第2次周南市男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」に基づく男女共同参画の普及・啓発　●市民センター等での地域講座、啓発セミナーの開催　●男女共同参画推進員の活動支援　●男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行　●ＤＶ防止の広報・啓発	男女共同参画社会への理解が得られ、男女共同参画社会の実現に近づく。	地域講座等の参加者数 人	1,926 1,750	110.1	1,185 8,060	1,033 6,027	A	男女共同参画への意識は少しずつ変わってきているが、継続的な取組により更なる変革が必要である。	令和2年3月に策定した第2次男女共同参画基本計画すまいるプラン～後期～に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより施策をより総合的に推進する。
No.232 ＡＥＤ設置事業費 （健康づくり推進課）	不特定多数の市民が利用する公共施設に設置した「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）」（電気ショックで心肺蘇生を図る医療機器）の維持管理	市民が突然のアクシデントで心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った時に一命を取り留める可能性が高くなる。	設置施設数 台	66 66	100.0	2,129 726	2,162 508	A	所管課評価のとおり。今後も設置場所の周知に努め、適正な管理を行うこと。	
No.348 保健衛生総務一般事務費 （健康づくり推進課）	保健事業に関する知識・技術の向上のための情報収集及び関係機関との連携強化の推進	情報収集及び関係機関との連携による保健サービスの質の向上	指標なし 	- -	-	393 726	417 145	A	所管課評価のとおり。今後も積極的に情報収集及び関係機関との連携強化を図ること。	
No.349 予防接種事業費 （健康づくり推進課）	感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防するために、定期予防接種対象者に定期予防接種を実施。 接種対象者の接種漏れがないように積極的な勧奨を実施。	予防接種により感染症の発症を予防し、流行を抑制する。	接種人数（定期接種Ａ類疾病） 人	25,495 26,000	98.1	404,994 6,680	498,738 4,357	A	所管課評価のとおり。	
No.350 感染症予防事業費 （健康づくり推進課）	感染症の患者が発生した場合の消毒を実施する。 ６５歳以上の人に対して集団検診により胸部レントゲン間接撮影を実施する。	結核の早期発見、早期対応をする。	結核検診受診者数 人	6,445 7,500	85.9	800 508	851 3,848	A	所管課評価のとおり。今後も積極的な啓発活動に努めること。	
No.351 健康推進事業費 （健康づくり推進課）	健康づくり計画の推進のため、健康づくり推進協議会を母体とした計画的な健康課題への取り組みを検討する。	市民の主体的な健康づくりの推進を図り、健康寿命の延伸を目指す。	参加者数 %	5,000 4,500	111.1	2,114 6,244	703 2,759	A	所管課評価のとおり。	
No.353 地域自殺対策強化事業費 （健康づくり推進課）	一般市民を対象に人材育成研修（ゲートキーパー研修）、正しい知識の普及啓発活動（講演会の開催、健康教育）を実施する。 うつ傾向にある人や精神不安がある人を対象に相談会を開催する。	啓発活動、相談支援体制の充実を図り、自殺者を減らす。	ゲートキーパー研修受講者数 人	150 120	125.0	1,396 4,937	664 2,687	A	所管課評価のとおり。	
No.354 健康管理システム事業費 （健康づくり推進課）	システムにより、市民の健康診査、予防接種等の情報を管理する。 健診の受診券発送、予防接種、各健診の未受診者抽出、健康相談や保健指導等に対するデータ活用する。	市民の健康状況を把握し、保健指導等に有効活用することによって市民の健康増進を目指す。	指標なし 	- -	-	13,485 3,631	9,026 2,033	A	所管課評価のとおり。今後もシステムの効率的な運用とデータの有効活用に努めること。	
No.355 成人保健指導事業費 （健康づくり推進課）	生活習慣病予防及び健康寿命を延ばすことを目的に、より多くの市民が健康づくりの意識を高め、自発的にかつ積極的に健康の保持・増進に取り組める事業を「しゅうなんスマートライフチャレンジ」と位置づけ、チャレンジ事業を実施。 健康相談や訪問による保健指導を実施。	主体的な健康づくりへの取組みを支援し、健康づくりを推進するための環境づくりを進め、健康寿命の延伸を目指す。	集団健康教育受講者数 人	8,398 10,000	84.0	2,105 27,011	3,103 24,542	A	所管課評価のとおり。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.356 保健センター管理運営事業費 （健康づくり推進課）	母子保健、生活習慣病予防、健康づくり等に関する総合的な保健サービスを提供するための核となる施設としての整備及び管理運営する。	健康相談、健康教育、健康診査等の健康管理サービスを提供する場として、快適に利用することができる。健康管理サービスを提供する場として、快適に利用することができる。	指標なし -	- -	-	16,758 1,815	17,589 2,178	A	所管課評価のとおり。今後もコスト意識を持って施設の維持管理を進めること。	
No.357 保健センター整備事業費 （健康づくり推進課）	外壁・屋上防水改修及び非常用発電機取替	昭和６３年に建築した周南市徳山保健センターは、タイルの剥離が生じており、漏水のおそれ等もあるため、通行者の安全確保及び建物の長寿命化のために外壁改修及び屋上防水改修を行う。また、停電時の消火活動用として本施設地下に施設建設時から設置している非常用発電機は、老朽化しているため、非常時に機能できるよう交換を行う。	指標なし -	- -	-	23,740 1,089	60,919 726	A	所管課評価のとおり。施設の長寿命化及び施設利用者の安心・安全のため、適宜、施設の維持補修を行うこと。	
No.364 食育推進事業費 （健康づくり推進課）	第３次食育推進計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等と連携して食育を推進する。	市民が食をめぐる課題を解決し、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目指す。	食育出前トークの回数 回	52 40	130.0	4,535 11,690	3,359 3,994	A	所管課評価のとおり。	
No.365 生活習慣病健康診査事業費 （健康づくり推進課）	生活習慣病健康診査、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の実施、それに基づく事後の指導する。	生活習慣病予備群を早期発見し、栄養・運動等の生活指導や適切な医療に結びつける。	支援指導実施率 %	75 100	75.0	3,063 2,178	4,621 2,251	A	所管課評価のとおり。	
No.366 がん検診事業費 （健康づくり推進課）	集団及び個別検診による、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を実施する。	がん検診の受診により、早期発見・早期治療に結びつけ、がんによる死亡者を減少させる。	がん検診受診者数 人	26,046 27,500	94.7	119,510 14,232	138,693 11,182	A	所管課評価のとおり。	
No.368 地域保健医療推進事業費 （地域医療課）	徳山医師会病院の本館建替えに係る建設費の一部、及び（独）福祉医療機構から借受けた建設資金の利子相当額を補助する。	地域医療を確保するために、徳山医師会病院の経営の安定化を図る。	地域保健医療推進事業の経費 	29,295 29,298	100.0	29,295 3,631	28,477 3,994	B	地域医療の要である徳山医師会及び徳山医師会病院の経営安定のため補助金を交付するが、必要な書類を提出してもらい、経営状況を把握したうえで補助を行う。	
No.369 診療所管理運営事業費 （地域医療課）	市が設置した中山間地域の診療所の管理及び運営を行う。	地理的条件が悪く、高齢化が進む地域（中須・須金・大向・大道理・大津島・八代地域）において、医療サービスを提供することで住民の安心安全の確保に努める。	診療所数 箇所	7 7	100.0	38,881 7,261	44,108 6,898	B	中山間地域、離島における、医療提供体制の確保は市の責務であることから、地域の住民が安心して、安定的に医療サービスを受けることができる体制について検討を行う。また、施設分類別計画に基づいた施設管理を行う。	
No.370 一般管理事務費 （地域医療課）	・一般管理事務費：診療所運営経費（診療所運営委託料、医師派遣負担金他） ・運営財源：診療収入、使用料・手数料収入、繰入金他） ・職員体制：計17名【非常勤医師：9名（市民病院4名、県立総合医療ｾﾝﾀｰ5名）、看護師：3名（正職員1名、会計年度任用職員1名、非常勤派遣職員1名）、診療受付等事務職員：2名（委託業者職員）、その他：3名（管理者1名：市民病院医師・診療所勤務医、診療所長1名：健康医療部次長兼地域医療課長兼、事務局長1名：コアプラザかの所長兼務）】	安心・安全な医療サービスを提供する。	開設日数 日	140 143	97.9	23,820 12,182	26,510 12,692	A	医師の派遣により現行運営体制の維持を図りつつ常勤医師を確保、ＩＣＴ活用による遠隔医療の導入に取り組み、高齢化・過疎化に伴う受診困難者への医療の提供を継続していく。	ＩＣＴ活用、オンライン診療、常勤医師の確保を検討しつつ、周南北部の要の医療施設として本診療所の運営を継続していく。
No.371 医療用機械器具整備事業費 （地域医療課）			診療を実施した患者の割合 %	100 100	100.0	42 7,261	517 7,261	A	医療機器の適正な維持・管理に努め、医療機器の更新整備は、優先順位を付しながら実施計画事業との調整を図り、効率的かつ計画的に整備していく必要がある。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.372 医薬品衛生材料整備事業費 （地域医療課）	医薬品及び医薬材料等を適切に購入する。	安心・安全な医療サービスを提供する。	診療を実施した患者の割合 %	100 100	100.0	647 7,261	888 7,261	A	適切な医薬衛生材料の確保を図り、安心安全な医療提供体制を維持する。	受診者に適正な診療が提供できるよう、医薬剤料等の適切な調達・確保に努めていく。
No.373 検査解析業務等委託事業費 （地域医療課）	専門の検査解析業者への業務委託により、適正な結果のもと、受診者に対し適正な医療サービスが提供でき、医療の精度や質も向上を図ることができる。	安心・安全な医療サービスを提供する。	検査実績 %	100 100	100.0	275 7,261	461 7,261	A	引き続き受診者の検査解析業務は専門業者に委託していく必要がある。	外来受診者の検体検査や臨床検査・解析等を専門業者に委託を継続していく。
No.374 休日夜間急病診療所運営事業費 （地域医療課）	休日や夜間において、応急的な初期救急医療（一次救急医療）を担う休日夜間急病診療所の管理及び運営をする。	休日（年末年始を含む。）及び夜間における急病に際し、安心して応急的な初期救急医療（一次救急医療）を受けることができる。	開設日数 日	366 366	100.0	75,419 5,083	76,289 3,994	A	休日・夜間の救急患者に備えた初期救急医療体制は、市民にとって必要なものであり、引き続き維持に努める。また、休日夜間急病診療所の移転建替えについても、関係機関と協議しながら進め、令和３年度中の完成を目指す。	
No.375 救急医療対策事業費 （地域医療課）	休日歯科診療所の運営を委託により行う。 産婦人科休日在宅当番医及び熊毛地域休日在宅当番医事業を委託により実施する。 休日及び夜間における二次救急医療を行う病院群輪番制病院の運営費の一部を補助する。	休日における急病（歯科・産婦人科・熊毛地域の内科等）に際し、安心して応急的な初期救急医療（一次救急医療）を受けることができる。 病院群輪番制病院を支援することにより、休日及び夜間における重症患者に対する医療（二次救急医療）を安心して受けることができる。	延診療日数 日	574 574	100.0	53,832 2,904	52,664 3,267	A	市民の安心安全の観点から引き続き救急医療体制を維持することが必要であるが、受診者数の推移等状況の変化に応じて制度の検証を行う。	
No.376 休日夜間急病診療所整備事業費 （地域医療課）	徳山中央病院に近接する市営住宅建替予定地を一部確保し、移転建替えを行う。	市民にとって利便性がよく、二次救急医療との連携が図りやすい場所へ移設する。	進捗率 %	100 100	100.0	13,735 1,452	158,836 3,267	A	市民にとって必要な施設であるため、関係機関の協力を得ながら、計画どおり整備をすすめるとともに、診療体制の維持に努める。	
No.308 介護老人保健施設事業費 （病院管理室）	一般会計から、企業債の元利償還金のうち用地取得分の全額及び建物建設分の３分の１を補助金として繰り出す。	経営の健全化を図り、長期的に安定して経営する。	経常収支比率 %	91.9 100.1	91.8	44,231 10,165	44,232 10,165	B	経費節減の余地が小さくなってきている中、入所者の在宅復帰を促進することで、利用者の満足度向上とともに、単価の向上を目指す。	
No.377 市立病院事業費 （病院管理室）	一般会計から、 ①救急医療の確保に関する経費②リハビリテーション医療に要する経費③高度医療に要する経費④医師・看護師等職員の研究・研修に要する経費の１／２、⑤医師確保対策に要する経費（派遣職員通勤経費）⑥建設改良に要する経費（借入の元金・利息）（平成１４年以前は２／３、平成１５年度以降は１／２） を繰り出す。	市民病院の経営の健全化を図り、長期的に安定して経営する。	経常収支比率 %	93.2 98.6	94.5	435,275 11,618	452,703 11,618	B	安定した経営のために、新改革プランの推進に加え、現状を踏まえた経営分析を医療公社と共に進め、収益の改善につとめる。	
No.367 特定健康診査・特定保健指導事業費 （保険年金課）	特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、30歳から74歳の被保険者を対象に、個別方式や集団方式により6月から2月末の期間に、血圧・身体測定、腹囲測定、血液・尿検査、心電図、眼底検査（医師の判断により実施）を実施する。 特定保健指導は、特定健診を受診した者のうち、特定保健指導が必要と判断された者に、4月から3月末までの期間に6か月間生活改善の指導を実施する。	生活習慣病を予防し、健康的な生活を送れる。	受診率 %	32 40	80.0	66,224 6,172	82,720 6,099	A	分析を通して効果的な実施方法を検討し、実施方法の見直しを図りながら実施していく。	持続可能な国保制度のためには、医療費適正化への取り組みは重要であり、その一環として特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上への取り組みは必要な事業であるため、実施方法の見直しを検討し実施していく。
No.610 高額療養費等貸付事業費 （保険年金課）	周南市社会福祉協議会において行う高額療養費相当額を限度とする貸付金事業に必要な事務費相当額を、同社会福祉協議会に交付する。	病院などの窓口で自己負担額の支払いが困難な被保険者の負担軽減を図る。	指標なし 	- -	-	87 799	87 799	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	生活が困難な被保険者の生活安定のため必要である。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.646 基礎年金等事務費 （保険年金課）	国からの法定受託事務　国民年金の資格取得・喪失、種別の変更等被保険者に関する事務及び各種年金の裁定に関する事務、並びに年金制度の周知及び相談業務	国民年金等の制度広報や各種申請に関する受付及び相談を実施し、制度の円滑な運営に寄与する。	指標なし 	- -	-	8,732 14,522	10,508 21,783	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく。
No.679 国民健康保険特別会計繰出金 （保険年金課）	保険基盤安定制度（保険料軽減分・保険者支援分）、国民健康保険事務費、出産育児一時金及び財政安定化支援事業に係る経費を法令等に基づき、国民健康保険特別会計に繰出す。 福祉医療助成措置に係る国庫負担金減額相当額を、県要綱に基づき国民健康保険特別会計に繰出す。	構造的に脆弱な国保財政の安定的な運営に資する。	指標なし 	- -	-	1,117,330 508	1,395,085 1,017	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた繰出金であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
No.680 総務費（国民健康保険特別会計） （保険年金課）	国保の保険給付や経理などの業務を円滑に行うための事務費を支出する。	保険者として国保に関する事業を円滑に実施していくことで、安心して医療を受けることができる。	指標なし 	- -	-	239,551 0	278,379 0	B	所管課評価のとおりであり、常に効率化を検討しながらの実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく。
No.681 保険給付費 （保険年金課）	国民健康保険の被保険者について、疾病、負傷、出産、死亡の四つの保険事故に対し保険給付を行う	法で定められた保険給付を行うことで、国保被保険者の医療費等の負担軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	指標なし 	- -	-	11,119,493 32,661	11,130,218 28,413	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要である。
No.682 事業費納付金 （保険年金課）	国民健康保険被保険者から徴収した保険料等を県に納付する。	県が財政運営の責任主体となることで、制度の安定化を図る。	指標なし 	- -	-	4,288,486 2,541	4,091,252 3,921	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた事業であり、国保財政の安定的な運営を図るうえで必要であるため、従来通り実施していく。
No.683 疾病予防事業費 （保険年金課）	頻回重複受診者に対し、看護師による訪問指導を行う。	健康の維持増進が図られ、健康的な生活を送れる。	診療点数減少者率 %	3.1 11	28.2	2,200 1,743	2,729 2,251	A	所管課評価のとおり、確実な実施が必要である。	頻回重複受診者に対する指導への取り組みは、被保険者の健康の維持増進につながるとともに、医療費適正化を図る重要な取り組みであり、今後もより充実を図る必要がある。
No.684 生活習慣病重症化予防事業費 （保険年金課）	●糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して医療機関等と連携して保健指導を行う。 ●生活習慣病の重症化するリスクの高い健診結果に異常値があるが医療機関を受診していない者や生活習慣病の受診中断者に対して受診勧奨、訪問指導を行う。	生活習慣病の重症化予防、ＱＯＬの向上、健康寿命の延伸、医療費の適正化。	保健指導実施率 %	94.7 100	94.7	2,353 6,172	4,551 4,139	A	所管評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく。
No.685 後期高齢者医療特別会計繰出金 （保険年金課）	後期高齢者医療制度の運営に要する費用を後期高齢者医療特別会計へ繰り出す。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし 	- -	-	550,781 363	580,173 218	A	所管課評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担するものであり、継続して実施していく。
No.686 後期高齢者医療一般事務費 （保険年金課）	後期高齢者医療に係る資格・給付・健康診査（受診券発送）などの事務を行うための事務経費を支出する。	後期高齢者医療制度に係る資格・給付・健康診査などの事務を円滑に行うことにより、安心して医療を受けることができる。	指標なし 	- -	-	17,495 16,265	18,313 14,595	B	所管課評価のとおりであり、効率化を図りながらの実施が必要である。	現行どおり取り組んでいく
No.687 後期高齢者医療広域連合納付金 （保険年金課）	事務費等負担金、保険基盤安定負担金及び本市で徴収した保険料等を保険者である山口県後期高齢者医療広域連合へ納付する。	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	指標なし 	- -	-	2,348,743 363	2,556,877 653	A	所管評価のとおりであり、確実な実施が必要である。	法令等で定められた負担金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るうえで必要であることから、従来どおり実施していく。
No.71 子どもの明るい未来サポート事業費 （次世代政策課）	①子どもの居場所づくり事業　生活習慣の習得や学習支援、食事の提供をモデル的に実施 ②地域子どもの未来応援事業　貧困対策の効果的な支援のための啓発セミナーや研修会等を実施	家庭、学校、地域が連携して、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。また、不登校や経済的環境に左右されることなく、子どもの力を発揮できる教育の充実を図る。	「子どもの居場所づくり」事業実施箇所数 箇所	2 2	100.0	3,961 7,551	9,491 7,043	B	実態調査の結果を踏まえ、「子どもの居場所づくりモデル事業」と「地域の担い手育成研修」を実施し、民間での事業普及を推進した。また、庁内においても「子どもの明るい未来サポート推進本部」体制により、全庁的に事業へ取り組んだ。	令和元年度まで実施の「子どもの居場所づくりモデル事業」と「地域の担い手育成研修」の検証を行い、民間での取組みの輪が広がるよう進めていく。その一方で、「子どもの明るい未来サポート推進本部」による全庁的な事業の推進を図る。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.74 児童福祉総務一般事務費 （次世代政策課）	・地域活動団体への補助　・こども育成支援対策審議会の開催　・「子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価を実施　・「第２期子ども・子育て支援事業計画」について、平成30年度に「ニーズ調査」、令和元年度に「計画策定」	・地域組織に補助を行うことで、児童の福祉の増進、子育てネットワークの強化を図る。　・こども育成支援対策審議会を開催し、広い範囲からの意見を聴収する。　・利用者のニーズ調査を基に、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的な事業実施を図る。	指標なし	-	-	2,857	852	A	補助金の支出にあたっては、補助団体の財政状況や実績を検討しながら、適正に行う。また、こども育成支援対策審議会を必要に応じて開催し、意見を聴取しながら、「子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価、進捗管理を行う。	「子ども・子育て支援事業計画」は、国からの策定義務があること、地域活動団体への補助は、地域への子育て支援の観点からこのまま継続する。
				-		4,647	3,050			
No.75 児童館運営事業費 （次世代政策課）	児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童厚生員を配置し、自由来館者の見守りや相談対応のほか、各種講座を開催する。	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びの体験を通じて、子どもの自主性、創造性、社会性を育てる。	来館者延べ人数	7,387	82.1	18,908	18,639	C	子ども関連施設施設分類別計画の基本方針に従って、事業の廃止、建物の転用を進めていく。	児童館事業は廃止し、児童館が担ってきた「児童の居場所づくり」は、地域の既存の施設で取組みを継続する。　また、児童館の施設については、効果的な活用方法について検討していく。
			人	9,000		4,720	4,429			
No.78 婚活・子育て応援事業費 （次世代政策課）	①婚活・子育て支援活動助成事業（婚活イベント開催事業補助金）②婚活・子育て支援活動助成事業（子育て支援活動補助金）③乳幼児ふれあい体験交流事業④しゅうなんイクボス同盟推進事業⑤児童の居場所づくり事業（櫛浜児童館廃止に伴う激変緩和措置）	まちづくり総合計画の社会で育む少子化対策プロジェクトの一環として、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」の展開を図り、子育てしやすい環境づくりを推進する。	補助金助成件数	10	76.9	1,664	2,158	A	活動経費の助成や乳幼児ふれあい体験などを通し、民間団体や企業等による子育て支援活動を促進させることで、子育て家庭を社会全体で支える環境づくりを推進していく。	子育て家庭を取り巻く環境づくりを推進し、民間団体・企業等による子育て支援活動を促進する。
			件	13		3,558	2,759			
No.80 児童クラブ整備事業費 （次世代政策課）	入会児童数の増加で飽和状態にある児童クラブについて、小学校教室の確保・整備を行い、施設・環境の改善を図る。　夏期休業中の入会者数の増加に伴い、教室を一時的に開設する児童クラブの整備を行う。	保育環境の改善を図ることにより、安全で質の高い保育サービスを提供する。	指標なし	-	-	1,128	0	A	安全で質の高い保育サービスが提供できるよう、保育環境の整備に努めていく。	保育環境の改善を図ることにより、安全で質の高い保育サービスを提供していく。
				-		2,178	0			
No.82 児童園運営事業費 （次世代政策課）	満３歳以上就学前の幼児を対象とした児童厚生施設である「長穂児童園」を運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。	児童園利用者数	5.5	18.3	10,879	860	C	施設分類別計画に基づき、令和２年３月末の廃止を行った。今後は、既存施設の活用方法の検討を進めていく。	園内の設備・備品等を整理後、普通財産に転用し、効果的な財産活用について検討していく。
			人	30		726	436			
No.84 幼稚園施設整備事業費 （次世代政策課）	幼稚園施設の整備・改修等	安心・安全な教育環境の確保	指標なし	-	-	22,322	0	A	幼児教育の充実のため、公立幼稚園の教育環境の整備を行っていく。	今後も引き続き、公立幼稚園の教育環境の整備を行っていく。
				-		726	0			
No.86 保育所地域活動事業費 （次世代政策課）	「世代間交流事業」「異年齢児交流事業」「育児講座」など、地域の特性や多様化する保育ニーズに応じた事業を展開する私立保育所に対し補助金を交付	地域の特性や多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図る。	事業実施数	3	100.0	600	600	B	事業内容、経費の見直しを検討の上、私立保育所について方向性への理解を求めていく。	私立保育所に方向性についての理解を求めるために、経過措置などの段階を踏むなど、手法を検討する必要がある。
			件	3		726	218			
No.96 保育所再編整備事業費 （次世代政策課）	●公立保育所の再編整備計画の策定 ●公立保育所・幼稚園の連携・一元化 ●公立保育所の民営化に伴う民間事業者の参入調整、施設整備に対する補助 ●公立保育所の民営化に向けた引継保育の実施	公立保育所の再編整備を推進し、保育サービスの向上と安心・安全な保育環境の確保に努める。	廃止する公立保育所の数	1	100.0	2,954	136,753	A	鹿野保育園、鹿野幼稚園を統合し幼保連携型認定こども園を開設するなど、一定の成果が見られた。再編整備計画に位置付けた残り1施設の民営化を進めるとともに、次期整備方針を策定し、計画的に事業を進めていく。	再編整備方針で未実施となっている施設の民営化の早期実現に向けた調整を進めていく。　また、今後の保育ニーズ等の動向を踏まえ、就学前施設のありかたを再検討し、新たな再編整備計画を策定する必要がある。
			施設	1		14,522	5,373			
No.110 母子福祉団体等助成事業費 （次世代政策課）	周南市母子寡婦福祉連合会へ補助金支払。	会員相互の生活の向上、子女の健全育成と母子寡婦の福祉の増進を図る。	会員数	67	44.7	350	350	B	母子家庭、寡婦家庭が連携し、協同して子育てを支援する地域社会をつくるうえで必要な事業であり、実施方法やコストを見直しながら継続していく。	若年層の入会者が減少しているため、役員が高齢化している傾向がある。
			人	150		218	218			
No.45 幼稚園運営事業費 （こども支援課）	公立幼稚園の適正管理及び効果的な幼稚園運営の実施　(1) 幼稚園運営に必要な臨時職員の配置　(2) 幼稚園教育の効果をあげるための環境整備　(3) 特別な配慮を要する園児に対する補助員の配置	公立幼稚園の適正な管理運営を行うことで、幼児教育の機会を確保する。	公立幼稚園充足率	36.7	73.4	31,236	39,002	B	私立幼稚園との役割分担のもと、幼児教育の一層の向上に努めていく。	研修の充実や小学校教育への円滑にする取組みにより幼児教育の質の向上を図るとともに今後の利用者の減少を踏まえ、認定こども園化等による園の統廃合についても検討を進める。
			%	50		7,406	5,591			

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.46 幼児ことばの教室運営費 （こども支援課）	ことばに課題をかかえる幼児のことばの改善を図るための通級指導 （1）指導に必要な嘱託職員を配置 （2）指導環境の整備 （3）保護者、各幼稚園・保育所等関係機関への啓発	ことばに課題をかかえる幼児・保護者への支援を行うことで、個に応じた望ましい育成を図る。	指標なし	-	-	4,965	6,540	A	ことばに課題をかかえる幼児・保護者への必要な支援であり、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実に努めていく。	
				-		14,762	22,001			
No.47 私立幼稚園就園奨励事業費 （こども支援課）	（1）園児保護者補助金 在園児一人当たり月額5,000円を保護者に補助（単市事業）※H31は4月～9月 （2）園奨励費補助金 世帯の市民税所得割額に応じた補助（国補助率1/3）※H31は4月～9月 ア）第１子：補助限度額62,200円～308,000円、イ）第２子：補助限度額154,000円～308,000円、ウ）第３子：補助限度額308,000円 ひとり親世帯等は217,000円～308,000円 ※生活保護世帯はア～ウにかかわらず、補助限度額 308,000円 （3）施設等利用給付 幼児教育・無償化制度開始に伴い世帯の市民税所得割額に関わらず給付を実施 ※H31は10月～3月	私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図る。	私立幼稚園充足率	83.1	105.2	119,027	0	A	私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図った。	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により3歳児以上の保育料が無料となったことに伴い、令和２年度から本事業は廃止する。
			%	79		3,267	0			
No.48 私立幼稚園特別支援教育費補助事業費 （こども支援課）	山口県私立幼稚園協会に対する補助 （１） 特別教育を必要とする幼児が在園する幼稚園に対し、私立幼稚園協会が実施する補助事業が対象 （２） 特別教育を必要とする幼児一人当たり県と市町がそれぞれ年額131,000円を私立幼稚園協会に補助	私立幼稚園における特別支援教育の充実を図る。	指標なし	-	-	131	131	A	支援を要する児童数は増加しており、今後とも必要な事業として継続実施する。 また、支援制度の拡充を要望するとともに、私立幼稚園での特別支援教育への協力について要請していく	
				-		726	726			
No.49 多子世帯応援保育料等軽減事業費（私立幼稚園） （こども支援課）	幼稚園を利用する多子世帯（第３子以降）の幼稚園保育料を軽減	多子世帯の幼稚園保育料を軽減することにより、保護者の負担軽減を図る。	指標なし	-	-	1,392	0	A	有効な少子化対策として、多子世帯に対する子育て支援策の充実を図った。	これまで私立幼稚園を利用される多子世帯の保護者負担の軽減を図る事業として実施してきたが、令和元年１０月からの幼児教育無償化に伴い、９月末をもって終了とした。
				-		726	0			
No.50 幼児教育推進事業費 （こども支援課）	（１）市の事業として幼児教育推進事業に取り組んでいる先進地への視察を実施する。 （２）保育所・幼稚園の指導担当が質の向上の核となり、幼児教育の教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行う。 （３）指導担当以外に幼児教育アドバイザーを配置し、職員の育成を行う。 （４）年間を通しての研修会を行う。	幼児教育に携わるすべての職員の資質を向上させ、本市の幼児教育の更なる質の向上を目指す。	合同研修会への参加率	82	82.0	162	2,864	A	周南市全体の幼児教育・保育の質の向上に向けて実施すべき事項を明確にした上で、全職員が認識し、計画的に取り組む必要がある。	公私立保育所・幼稚園・認定こども園等の枠を超えて事業を実施することで、周南市全体の幼児教育の質の向上を図る必用がある。
			%	100		10,892	4,357			
No.76 地域子育て支援拠点事業費 （こども支援課）	施設ごとに開所時間を設定し、年間計画による季節行事、運動遊びなどのミニイベントや子育て講習会等を開催するとともに、日頃親子が自由に来館し、ふれあえる場を提供。また、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークル等への支援にも対応。	各地域で、親子がともに遊ぶ場や、交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供し、子育てに不安や悩みを持つ親を支援する。	子育て支援センター事業実施区域数	12	100.0	83,385	87,212	A	市内の中学校区を基本に設定した１２の区域に、子育て支援センターを設置し、市内全域に乳幼児親子の交流の場を提供できている。	地域の子育て支援拠点として、従来の子育て支援に加えて、母子保健サービスの提供など、子育てと母子保健双方からの支援を行う。
			区域	12		6,535	8,060			

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.77 ファミリーサポートセンター運営事業費 （こども支援課）	育児の援助が必要な人と、提供できる人を会員登録し、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動等の調整を行い、保護者の仕事と子育ての両立支援を行う。	地域において育児の援助が必要な人と、提供できる人の調整・橋渡し的業務を行うことにより、子育て世帯の男女労働者の子育ての両立と、働きやすい環境づくりを行い、児童の福祉の向上を図る。	提供会員数 人	348 390	89.2	6,937 2,178	6,794 1,380	B	提供会員の世代交代が喫緊の課題である。	幼保無償化対象事業となっていることもあり、子育て講習会や子育て世代との交流会等を通じて、支援者の新規掘り起しを進める。
No.79 児童クラブ事業費 （こども支援課）	保護者が仕事や病気などにより家庭での保育ができない場合、授業終了後及び長期休業中に、小学生を対象に専用施設や小学校余裕教室、児童館等で、学童保育を実施する。	児童クラブを実施することにより、児童の安心安全な居場所づくりを提供する。	児童クラブ定員数 人	1,750 1,750	100.0	239,247 8,931	281,995 12,344	A	入会者数の増加に対応できるよう、教室確保などの環境整備とともに、専任アドバイザーや職員向け研修を通して資質の向上に努めていく。	放課後子供教室との一体的実施を推進するため、教室の学校内移転を進める。 また、児童クラブ専任アドバイザーの継続や、職員向け研修を通して、資質向上と保育内容の充実にも努めていく。
No.81 社会福祉施設整備関係借入金等償還補助事業費 （こども支援課）	社会福祉法人岳陽会（こもれび保育園）に対して、独立行政法人福祉医療機構からの建設費借入金の利息について補助金を交付（債務負担）	「周南市社会福祉法人に対する助成に関する条例」に基づく、建設借入金の利息補助により、民間保育所施設運営の健全化を図る。	指標なし 	- -	-	15 363	12 363	A	社会福祉施設運営が健全に行われることを目的に、条例等に基づいて施設整備のための借入れに対する利子について一部補助を行っていく。	
No.83 保育所運営事業費 （こども支援課）	公立保育所１４施設（定員１，２３５人）における保育の実施に必要な管理運営	保護者の子育て支援の充実を図り、児童の心身の健全な発達を図る。	保育所待機児童数 人	0 0	0.0	438,416 22,436	416,419 17,426	A	周南市全体の幼児教育・保育の質の向上に向けて実施すべき事項を明確にした上で、全職員が認識し、計画的に取り組む必要がある。	
No.85 障害児保育事業費 （こども支援課）	（１）障害児の保育に対応するため、障害児を受け入れている公立保育所に対し、保育士を加配　（２）事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対し補助金を交付	障害児に対する子育て支援の充実を図る。	障害児保育実施園数 施設	17 20	85.0	30,124 1,089	49,514 1,743	A	障害児の受け入れを困難にさせないためにも、事業を継続していく。	
No.87 民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費 （こども支援課）	民間保育サービス施設（認可外保育施設）の職員研修経費と職員及び入所児童の健康診断経費について補助金を交付　（１） 研修代替職員雇用事業費補助金　（２） 入所児童健康診断事業費補助金　（３） 職員健康診断事業費補助金	認可外保育施設へ入所している児童及び職員の処遇向上を図る。	民間保育サービス施設入所児童数 人	90 140	64.3	1,760 2,178	312 21,783	A	民間保育サービス施設（認可外保育施設）の入所児童の処遇向上を図っていく。	
No.88 多子世帯応援保育料等軽減事業費（認可外保育施設） （こども支援課）	認可外保育施設を利用する第３子以降の児童を対象とし、年間１人５万円を限度に補助金を交付　（認可保育所への多子世帯保育料等軽減措置との均衡を図るもの。）	子育て支援、少子化対策の一環として、多子世帯における経済的負担の軽減を図る。	民間保育サービス施設での対象児童数 人	21 26	80.8	948 726	2,457 726	A	民間保育サービス施設（認可外保育施設）の入所児童の処遇向上を図っていく。	
No.89 産休等代替職員雇用経費 （こども支援課）	産休等により長期間にわたって休暇を取得する職員の職務を行わせるため、産休等代替職員を雇用	職員の母体保護及び専心療養の保証を図り、児童等の処遇の正常な実施を確保する。	指標なし 	- -	-	6 0	1,663 799	A	産休等代替職員の雇用を確保することにより、産休・育休を取得しやすい職場環境づくりを行っていく。	
No.90 延長保育事業費 （こども支援課）	多様な保育ニーズに対応するため、通常１１時間の開所時間を超えて更に１時間の延長保育を実施（公立保育所）事業目的に沿った保育を実施する私立保育所、認定こども園、地域型保育施設に対し補助金を交付	通常保育の時間帯では送迎が困難な保護者に対しての就労支援	延長保育実施園数 施設	22 17	129.4	17,019 1,815	27,825 1,452	A	延長保育のニーズは増加しており、必要不可欠な就労支援であるため、引き続き事業を実施していく。	
No.91 一時預かり事業費 （こども支援課）	●地域子ども・子育て支援事業における幼稚園児の「一時預かり事業」を私立幼稚園に委託　●保護者のパート就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難となる児童の一時預かりを実施　●事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対し、補助金を交付	保育を必要とする幼稚園児の一時預かり事業を市が幼稚園に委託することにより幼稚園教育を受ける機会の拡大を図る。 保護者の勤務形態の多様化や急病、育児疲れの解消に伴う一時的な保育ニーズに対応するとともに、通常の保育事業を補完する有効な保育サービスを提供する。	事業実施数 件	32 31	103.2	59,625 3,631	82,945 3,267	A	一時預かりを実施することで、保育の実施範囲を広げ子育て支援を行っていく。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.92 病児保育事業費 （こども支援課）	家庭での保育が困難な生後３か月から小学生までの児童が、急性期あるいは病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を病児保育施設で預かり、保育を実施する。	急性期あるいは病気回復期にある児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	実施医療機関 施設	3 3	100.0	57,097 726	92,615 14,522	A	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上のためには、極めて重要な事業である。	現在、市内３か所の医療機関で実施しているが、徳山エリアについては、十分に病児保育の受入れ体制が確保できている状況ではないため、実施施設の増加を検討する。
No.93 利用者支援事業費 （こども支援課）	「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、子ども及びその保護者が教育・保育施設を円滑に利用するための支援を行う専門職員を配置。	教育・保育施設を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。	設置箇所数 箇所	1 1	100.0	1,799 1,736	2,361 2,050	A	利用者支援事業の普及と適正な実施のため、本事業を確実に実施していく。	
No.94 施設型給付事業費 （こども支援課）	●私立保育所に対する施設型給付費の交付　●「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園に対して施設型給付費を交付　●認定こども園に対する施設型給付費の交付	地域のニーズに基づき、幼児期の教育の提供について計画を策定し、給付事業を実施することで量の拡充と質の向上を図る。	指標なし 	- -	-	1,962,773 6,898	2,383,496 14,159	A	私立幼稚園が新制度に円滑に移行できるよう必要な支援を行っていく。	
No.95 地域型保育給付事業費 （こども支援課）	小規模保育施設、事業所内保育施設に対する地域型保育給付費の交付	地域のニーズに基づき、幼児期の教育の提供について計画を策定し、給付事業を実施することで量の拡充と質の向上を図る。	指標なし 	- -	-	185,202 726	198,878 1,815	A	円滑な運営のために必要な支援を行っていく。	
No.97 実費徴収補足給付事業費 （こども支援課）	保育所等の実費徴収額について補助を行う。 補助金額:給食費（副食材料費）子ども1人当たり月上限額4,500円、教材費・行事費等　子ども１人当たり月上限額2,500円（生活保護世帯のみ該当）	世帯の所得状況や世帯員の状況に応じ、保育所等の利用支援を行う。	指標なし 	- -	-	1,272 726	1,932 726	A	保護者の世帯状況等を勘案し、教育・保育に必要な実費徴収費用等の一部を給付することで、子どもの健やかな成長を支援する。	
No.99 児童手当費一般事務費 （こども支援課）	受給資格者の認定請求や現況届により受給要件および手当の額についての認定を行う。	受給資格者に対し児童手当を支給する。	受給者数 人	9,598 10,800	88.9	3,083 6,172	1,831 5,954	A	児童手当法に基づく手当の支給事務であり、法に基づき実施していく。	児童手当法に基づく児童手当の支給事務であり、法に基づき実施する。
No.100 児童扶養手当費一般事務費 （こども支援課）	認定請求や現況届により受給要件及び手当の額について、認定を行う。	受給資格者に対し児童扶養手当を支給する。	受給者数 人	940 1,300	72.3	2,835 6,172	1,938 7,406	A	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給事務であり、法に基づき実施していく。	
No.102 児童手当 （こども支援課）	中学校終了前の児童の養育者に対し児童手当を支給。	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	受給者数 人	9,598 10,800	88.9	2,120,720 2,541	2,142,690 1,452	A	児童手当法に基づいた手当であり、法に基づき事業を実施していく。	児童手当法に基づいた手当であり、法に基づき事業を実施していく。
No.103 乳幼児医療費助成事業費 （こども支援課）	県の所得制限内の乳幼児の医療費の自己負担相当額を助成。	乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	受給者人数 人	4,051 5,000	81.0	157,677 4,574	170,052 5,518	A	乳幼児を養育する世帯の経済的負担の軽減、乳幼児の保健の向上および福祉の増進に意義のある事業であるため、他市の動向や他の支援制度全体の中で研究しながら、引き続き実施していく。	県においては医療費の一部負担が導入されているが、周南市は無料化を継続している。今後も、他市の動向や他の支援制度全体の中で研究を進めたい。
No.104 遺児福祉手当 （こども支援課）	保護者に対し、遺児一人につき年額30,000円を支給する。ただし、当該年度の9月30日までに転出等により受給資格を喪失したときや、当該年度の10月1日から翌年3月31までに資格取得のときは、遺児一人につき年額15,000円を支給する。	義務教育終了までの遺児の福祉の増進を図る。	対象児童数 人	57 100	57.0	1,725 218	2,400 799	A	市単独事業ではあるが、困窮する母子・父子家庭等への施策として意義があるため、他市の状況等を勘案しながら継続していく。	他市の状況等を把握し、その状況を勘案しながら事業を継続する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.105 母子父子自立支援事業費 （こども支援課）	●高等職業訓練促進給付金 ： 看護師、介護福祉士等の資格を取得する期間(1年以上のカリキュラム)、月100,000円(市民税非課税世帯)、月70,500円(市民税課税世帯)を上限3年として支給。【最終学年40,000円加算】 ●自立支援教育訓練給付金 ： ホームヘルパー等の厚生労働大臣指定の資格取得のための講座受給費用の6割程度を補助する。（20万円以内） ●母子福祉資金等貸付事業 ： 事業・住宅・修学資金等12種類の貸付があり、申請を受付け、県に進達。	ひとり親家庭の母または父の就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得や能力開発の取り組みを支援することにより自立が図られる。また、経済的自立を図るための貸付や、子どもの修学等の貸付をすることで母子家庭等の生活の安定が図られる。	給付人数 人	9 15	60.0	14,517 581	10,936 581	A	ひとり親家庭の経済的自立に有効な事業であるため、引き続き事業を進めていく。	母子父子自立支援のための有効な事業であり、ハローワークや、山口県母子家庭等就業・自立センターとも連携し、積極的なPRに引き続き努めたい。
No.108 ひとり親家庭医療費助成事業費 （こども支援課）	ひとり親家庭の医療費の自己負担分を助成。	ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進が図られる。	受給者人数 人	1,692 2,170	78.0	66,959 5,083	73,149 5,010	A	経済的基盤の弱いひとり親家庭等の診療費用の負担軽減を図ることにより、診療を容易にし、対象世帯の保健の向上、生活の安定及び福祉の増進を図るうえで意義のある事業であることから、今後も継続していく。	県主導で創設された制度である。経済的基盤の弱いひとり親家庭等の診療の機会を容易にし、その費用の負担軽減を図ることにより、対象世帯の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るために意義のある事業であるため、今後も継続していきたい。
No.109 児童扶養手当 （こども支援課）	父又は母と生計を同じくしていない児童の養育者に対して、経済的安定と自立の促進を図るため手当を支給。	ひとり親家庭等の経済的安定と自立の促進が図られる。	受給者数 人	940 1,300	72.3	629,731 2,904	554,963 1,525	A	児童扶養手当法に基づく制度であり、ひとり親家庭等の経済的支援策として有効である。児童扶養手当法に基づく国制度であり、今後も国制度に基づき事業を実施していく。	児童扶養手当法に基づく支給事務であり、今後も法に基づき適正に支給していきたい。
No.111 こども医療費助成事業費 （こども支援課）	県の所得制限超の未就学児と県の所得基準内の小・中学生の医療費について自己負担相当額を助成。	児童の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	受給者人数 人	7,642 8,100	94.3	232,104 4,647	275,573 5,518	A	乳幼児及び子どもを養育する世帯の経済的負担の軽減、乳幼児及び子どもの保健の向上および福祉の増進に意義のある事業であるため、他市の動向や他の支援制度全体の中で研究しながら、引き続き実施していく。	他市の動向や他の支援制度全体の中で研究を進めたい。
No.112 児童扶養手当臨時特別給付金事業費 （こども支援課）	支給対象者が申請を行い、審査の上、給付額１７，５００円を支給する。	２０１９年１０月からの消費税が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置を実施する。	受給者数 人	62 100	62.0	1,258 1,888	0 0	A	未婚のひとり親家庭に対し、手当を支給することにより、経済的安定を図ることができた。	
No.98 子ども家庭総合支援拠点事業 （あんしん子育て室）	○妊産婦、子どもに関する相談窓口の設置 ○関係機関との連携により、児童虐待など要保護児童等の早期発見と適切な保護を実施するための調査及び支援の実施。 ○周南市要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各種会議の招集、支援内容の協議、及び支援の進捗管理及び見直し。 ○協議会のネットワーク強化や支援者の専門性の向上を図るための研修等の実施	子どもに関する相談について、助言・指導の実施や、関係機関との連携により相談支援体制を整えることで、児童虐待の発生予防、子どもの最善の利益の保障と、安心安全な暮らしを守る。また、児童虐待防止に向け、人材育成および支援体制の強化を図る。	児童虐待通告４８時間以内の安全確認実施率 %	100 100	100.0	14,626 20,040	23,419 26,793	A	令和元年７月に「こども・子育て総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと一体的に、子ども・家庭への継続的、包括的な支援を実施することで、児童虐待の未然防止、早期対応に努めている。令和２年度からはあんしん子育て室こども・子育て相談センターとして体制を整備している。	
No.101 子育て短期支援事業費 （あんしん子育て室）	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童の養育・保護を社会福祉法人に委託する。	一時的に養育が困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	申請者に対する利用率 %	100 100	100.0	250 218	415 1,452	A	需要拡大に向け、委託先を２か所に増加できた。	今後ともニーズを把握し、利用促進を図る。
No.106 母子生活支援施設措置委託事業費 （あんしん子育て室）	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を委託する。	母子家庭の自立の促進を図る。	指標なし -	- -	-	5,488 218	11,358 726	A	児童福祉法第23条の規定に基づく事業であり、保護すべき母子世帯の入所先として必要であることから、法に基づき事業を進めていく。	児童福祉法第23条の規定に基づく事業であり、保護すべき母子世帯の入所先として必要であることから、法に基づき事業を進める。 現在施設入所中の1世帯が、コロナの影響による退所時期延期となっている。状況が落ち着き次第、面接指導を行っていく。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.107 助産施設措置費委託事業費 （あんしん子育て室）	経済的に入院助産を受けることができない妊産婦の助産施設への入所を委託する。	衛生的な分娩ができ妊産婦の保健増進が図られる。	指標なし	-	-	604	1,087	A	児童福祉法第22条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則に基づき実施しなければならない。これらの基準を満たし、緊急時にも対応できる設備の整った施設が求められることから、全ての条件を持つ独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院以外に委託契約の余地はない。	児童福祉法に基づき、経済的に入院助産ができない妊産婦に対する制度であり、入院助産は今後も徳山中央病院に委託することによりコストの削減に努めていきたい。
				-		218	726			
No.352 虫歯予防事業費 （あんしん子育て室）	妊産婦や乳幼児・学童が健康な歯を保ち、一生自分の歯で楽しく食べることができるために、歯科相談やむし歯予防教室、フッ化物洗口、歯科検診を実施	早い時期からの「健康な歯」への関心及び正しい知識の習得と実践により、う歯・歯周疾患の罹患者を減少させる。	３歳児健診むし歯非罹患率	83.5	100.6	5,225	3,069	A	今後ともむし歯予防対策に取り組んでいくため、必要な事業である。	
			%	83		3,776	0			
No.358 母子健康診査事業費 （あんしん子育て室）	妊産婦に対し、安全・安心な妊娠出産の体制確保及び産後早期からの母子への育児支援を図るために、妊産婦健康診査を実施する。また、乳幼児に対し、疾病等の早期発見や健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査を実施する。	妊産婦健康診査により、妊娠経過や健康状態を把握し、安全な妊娠出産を迎える。また、産後の身体機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握を行い、産後うつの予防や産後早期からの育児支援を図る。 乳幼児健康診査により、発育及び精神発達の遅れ等の早期発見並びに健康の保持増進を図る。	妊婦健診受診率	96.7	96.7	138,414	154,953	A	母子保健法に基づく事業であり、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進のために必要であることから、法に基づき事業を進めていく。	
			%	100		14,449	13,578			
No.359 母子保健指導事業費 （あんしん子育て室）	妊産婦、子育て中の親や家庭に対し、家庭訪問や育児相談・学級、発達支援を実施。 子育て世代の親を孤立させないよう、産後早期から乳児家庭全戸訪問後の産後うつ等の相談体制の強化や継続支援のための養育支援訪問事業を実施。	妊娠、出産、育児、子どもの発達等に関する正しい知識の習得により、育児不安の解消ひいては虐待防止につなげる。	乳児家庭全戸訪問実施割合	99	99.0	8,959	14,362	A	母子保健法及び子ども子育て支援法、児童福祉法に基づく事業であり、適切な養育及び発達支援のために必要であることから、法に基づき事業を進めていく。	
			%	100		69,415	63,969			
No.360 母子保健ブックスタート事業費 （あんしん子育て室）	母子保健推進員または保健師が家庭訪問して絵本を配付	乳児期から絵本の読み聞かせを通して、親子の心のふれあいを深めるとともに、育児の孤立化を防ぐため、地域の身近な相談役である母子保健推進員の家庭訪問により、子育て支援の充実を図る。	配本率	90.4	90.4	1,152	1,000	A		
			%	100		1,089	1,452			
No.361 不妊治療費助成事業費 （あんしん子育て室）	●一般不妊治療費助成：医療保険各法の規定による不妊治療を受けた場合、一年度３万円を上限に費用を助成。 ●人工授精費助成：医療保険適用外の人工授精費を受けた場合、一年度３万円を上限に費用を助成。 ただし、夫婦の所得合計額が730万円未満であれば申請受付及び県へ進達。 ●特定不妊治療費助成：医療保険適用外の特定不妊治療を受けた場合、治療方法に応じて一回の体外受精に係る費用の一部または全部を助成。 ただし、夫婦の所得合計額が730万円未満であれば申請受付及び県へ進達。 ●不育症治療費助成：不育症検査及び治療を受け、市税の滞納がない場合、一年度３万円を上限に費用を助成。 ●がん患者妊よう性温存治療費助成：精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結に要する医療保険適用外の治療費を女性30万円、男性３万円を上限に１人１回限り助成。	市民の経済的負担の軽減を図るとともに、子供を産み育てやすい環境づくりを推進する。	指標なし	-	-	4,149	11,085	A	所管課評価のとおり。今後もより一層、市民への周知を図ること。	
				-		3,994	2,904			

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.362 未熟児養育医療費 （あんしん子育て室）	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を助成	市民の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を育てられる環境づくりを推進する。	指標なし 	- -	-	8,442 871	8,017 145	A	母子保健法第20条の規定に基づく事業であり、入院による養育を必要とする未熟児とその保護者の支援として必要であることから、今後も法に基づき事業を進めていく。	
No.363 子育て世代包括支援センター事業費（母子保健型） （あんしん子育て室）	妊産婦及び0歳からから18歳までの子どもと子育て家庭に対するワンストップでの相談対応。 産前産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施。 継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針等を協議し、支援プランを策定。 関係機関との連携強化に向けたネットワークづくり。	保健師・助産師等の専門職による相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を構築する。	特定妊婦の支援プラン策定率 %	100 100	100.0	7,076 8,350	10,803 5,664	A	所管課評価のとおり。 母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施しており妥当である。	産前・産後サポーター派遣事業のニーズ拡大のため、委託事業者を増やすことが必要である。
No.250 社会福祉総務一般事務費 （地域福祉課）	福祉医療部、地域福祉課、各総合支所福祉担当課の一般事務費。 訪問歯科診療等の推進のため、訪問歯科診療事業の補助を行う。	課内の業務の円滑化　訪問歯科診療等の推進	指標なし 	- -	-	616 581	685 436	A	引き続き経費の節減に努めること。	課内の業務の効率化を図るため、維持する。 訪問歯科診療等の推進を図るため、維持する。
No.251 社会援護総務一般事務費 （地域福祉課）	不慮の災害等発生に際し、り災者に対し迅速な救助を行う。 献血の周知や、献血者増に向けたイベントの実施。 災害救助等にかかる援護関係の一般事務費。	日本赤十字の事業を円滑に推し進める。 不慮の災害等発生時、迅速な対応を行う。	献血実施件数 回	124 140	88.6	773 5,736	926 3,050	A	引き続き効果的な献血の啓発活動・方法を実施すること。	災害援護や献血事業を実施する必要があるため、維持する。
No.252 民生委員活動事業費 （地域福祉課）	・民生委員推薦会の開催。民生委員推薦会の幹事及び書記、市民生委員児童委員協議会の事務局 ・県や県社協等が開催する各種研修会への民生委員・児童委員の参加促進	民生委員・児童委員が、高齢者の見守り、安否確認など地域福祉の担い手となる。	研修参加者数 人	1,182 800	147.8	46,732 16,119	48,515 7,334	A	引き続き民生委員・児童委員の資質の向上を図る支援を継続すること。	委員の資質向上に資するよう、支援の継続を維持していく。
No.253 遺族関係事業費 （地域福祉課）	先の大戦における戦没者、戦災犠牲者に対する弔慰と遺族の援護を行う。	戦没者、戦災犠牲者に対し弔慰することで、平和への祈念や先祖を敬う気持ちを醸成する。	参加率 %	20.1 20	100.5	999 2,832	1,207 4,429	A	連合遺族会と連携しながら、参列者数の維持に努めること。	
No.254 社会福祉団体運営費等助成事業費 （地域福祉課）	周南市社会福祉協議会の運営を補助する。	社協の活動を補助することにより、市の全域において、地区社協単位で福祉活動を推進することができる。	指標なし 	- -	-	121,705 145	106,558 145	A	経営改善計画の進捗状況を確認し、適正な執行を継続すること。	市の全域において、地区社協単位で福祉活動を推進することができるため、今後も維持する。
No.255 社会福祉団体等助成事業費 （地域福祉課）	連合遺族会、原爆被爆者の会、保護司会、更生保護女性会、山口県更生保護協会の活動を助成する。	各社会福祉団体が掲げる目的を達成するための活動を補助する。	指標なし 	- -	-	2,445 2,324	2,405 1,234	A	引き続き各団体の活動を支援していくこと。	今後も維持する。
No.256 社会を明るくする運動経費 （地域福祉課）	法務省の主唱のもとに、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国的な運動を展開する。	保護司の活動に理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くきっかけづくりとすることができる。	啓発活動参加人数 人	896 1,000	89.6	272 1,670	247 1,162	A	「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止の取組みに努めること。	今後も活動を行っていく。
No.257 離島在宅福祉サービス提供促進事業費 （地域福祉課）	離島（大津島地区）に居住する高齢者・障害者等に対して訪問在宅福祉サービスを行う事業所に対し、往復の船賃を助成し、福祉サービス提供の継続を図る。	大津島地区に福祉サービスを提供する事業所に往復の船賃を助成することにより、事業所が経済的負担なく福祉サービスの受託が可能となることで、大津島地区で継続した福祉の充実が図れる。	指標なし 	- -	-	127 73	288 145	A	引き続き、適切に情報を把握し、離島における在宅福祉サービスの提供の継続を図ること。	
No.258 生活困窮者自立支援事業費 （地域福祉課）	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れがある者に対し、自立の支援を行うことにより生活困窮者の自立助長を図る。	生活困窮者に対し早期の支援を行い、生活保護に至る前に自立の促進を図る。	生活困窮からの離脱 %	24.4 30	81.3	12,232 3,267	19,072 3,267	A	引き続き支援員の資質向上を目指すこと。	平成３１年度から家計改善支援事業、就労準備支援事業を実施
No.259 徳山社会福祉センター管理運営事業費 （地域福祉課）	市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を目的に、高齢者活動を図るため、貸館業務、高齢者及び障害者へ入浴設備を提供	高齢者、障害者の憩いの場、ボランティア活動の拠点、地域福祉のコミュニティの場として、多くの市民が利用する場を提供する。	延べ利用者数 人	70,584 70,000	100.8	38,035 871	32,127 218	A	経費の節減も視野に入れた、適切な維持管理に努めること。	市民福祉の増進、福祉意識の高揚のため、維持する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.260 新南陽総合福祉センター管理運営事業費 （地域福祉課）	市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を目的に、高齢者活動拠点としての場を提供、また、デイサービス事業による高齢者の機能回復、介護予防を図るための場を提供。	高齢者、障害者の憩いの場、ボランティア活動の拠点、地域福祉のコミュニティの場として、多くの市民が利用する場を提供する。	延べ利用者数 人	17,512 15,000	116.7	26,945 508	27,317 218	A	経費の節減も視野に入れた、適切な維持管理に努めること。	市民福祉の増進、福祉意識の高揚のため、維持する。
No.261 三世代交流センター管理運営事業費 （地域福祉課）	児童の健全育成と高齢者の生きがいづくり活動、三世代間の交流を図るための場を提供。	三世代交流の拠点として、高齢者の介護予防を推進するとともに、子育て親子の交流の場を提供する。	延べ利用者数 人	10,269 15,000	68.5	7,570 0	8,878 0	A	経費の節減も視野に入れた、適切な維持管理に努めること。	高齢者の介護予防の推進、子育て親子の交流場の提供のため、維持する。
No.262 社会福祉施設維持管理事業費 （地域福祉課）	社会福祉施設の緊急を要する修繕に対して速やかに対応することで、利用者の利便性や安全性を確保する。	市内の社会福祉施設の利用者の利便性や安全性を確保する。	指標なし 	- -	-	1,600 363	1,000 218	A	施設の適正な維持管理を行い、延命化に努めること。	施設納老朽化に伴う修繕費用の増加
No.263 社会福祉施設整備事業費 （地域福祉課）	新南陽総合福祉センター施設整備を計画的に行う。	新南陽総合福祉センターの利用者の利便性や安全性を確保する。	指標なし 	- -	-	55,982 726	0 0	A	引き続き施設の維持管理に努めること。	平成３０年度に実施計画、令和元年度で計画する工事全てを完了したため、令和２年度以降の予算を要しない。今後は、施設の維持管理に努める。
No.264 被災者支援事業費 （地域福祉課）	平成30年7月豪雨災害で被災された市民に対し、被災者生活再建支援金、災害見舞金等を支給。 周南市社会福祉協議会が設置した災害ボランティアセンターの運営費を補助。	被災された市民が日常生活を送れるように支援する。	指標なし 	- -	-	2,750 726	0 0	A	平成３１年度を以って完了したが、災害が起きた場合には、迅速な被災者支援に努めること。	平成30年7月豪雨災害による被災者支援であり、被災者された全世帯に対する支援が完了したため。
No.265 地域福祉計画策定等事業費 （地域福祉課）	令和３年度から令和７年度を計画期間とする「第４次周南市地域福祉計画」を策定するため、平成３１年度に基礎調査、令和２年度に同計画の策定を行う。	地域福祉の課題に的確に対応するための計画として、「第４次周南市地域福祉計画」を策定する。	指標なし 	- -	-	606 1,089	1,839 1,380	A	計画の策定に向けて進めること。	
No.266 もやいネットセンター推進事業費 （地域福祉課）	もやいネットセンターの体制整備　福祉全般に関する相談支援体制づくり	もやいネットセンターを核として、福祉に関する総合相談体制の整備とともに、地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。	見守り支援事業者との協定数 社	70 70	100.0	6,886 4,357	8,356 12,707	A	地域見守りネットワークの更なる強化を図ること。	
No.267 福祉政策アドバイザー事業費 （地域福祉課）	（１） 市の福祉政策課題に対する助言及び提言　（２） 福祉の地域づくり全般における助言及び提言　（３） 市が開催する会議及び職員等を対象とした研修会への出席	本市の福祉政策において直面する諸課題及び今後の福祉の地域づくりについて、専門知識及び経験を有する者から専門的かつ大局的な視点から助言及び提言を受けることにより、市の発展を図る。	指標なし 	- -	-	253 363	317 363	A	引き続き、職員のスキルアップを図ること。	
No.275 緊急通報体制等整備事業費 （地域福祉課）	ひとり暮らし等の高齢者又は重度身体障害者に対し、緊急通報システムを設置し、対象者の安否確認及び緊急事態等の発生時に適切な処置をするとともに、各種相談受付を実施。	高齢者又は重度身体障害者の孤独や不安を解消し、在宅で安心安全に過ごすことができる。	年度末設置台数 台	1,003 1,250	80.2	32,069 363	38,528 363	A	引き続き、適切なサービスが提供できるよう努めること。	
No.276 介護予防ケアマネジメント事業費 （地域福祉課）	高齢者が要介護状態になることを予防、または要介護状態になっても、状態がそれ以上悪化しないように維持、改善を図り、アセスメント、介護予防プランの作成を実施するための業務を地域包括支援センターに委託。	要支援者等に対し、総合事業におけるサービス等が適切に提供できるようなケアマネジメントを行う。	指標なし 	- -	-	35,040 2,614	37,721 2,614	A	引き続き、要支援者等に対して、総合事業におけるサービス等が適切に提供できるケアマネジメントを行うこと。	
No.277 要援護者等安否確認実施事業費 （地域福祉課）	民生委員協議会の協力のもと、高齢者保健福祉実態調査を実施。70歳以上のひとり暮らしや、75歳以上のふたり暮らしなど、見守りが必要な高齢者の最新の情報を管理し、日々の相談などに活用する。	日常から、高齢者等を見守り、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを推進する。	高齢者保健福祉実態調査票の回収率 %	100 100	100.0	1,411 726	2,500 726	A	引き続き調査を継続し、高齢者の見守り業務に活用すること。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.278 成年後見制度利用支援事業費 （地域福祉課）	成年後見制度のうち、法定後見制度である市長による後見等開始審判請求が妥当であるかを判断し、家庭裁判所に審判請求を行うとともに必要な費用を負担する。また、決定された後見人等が行った援助活動に対しての報酬支払ができない者の後見人等に助成を行う。　{●親族がいない、又は親族の協力が得られない判断能力の不十分な認知症高齢者等へ市長申立により、成年後見制度の利用を支援（高齢化に向け目標を決めて推進する事業）　●成年後見制度の市民への周知}	認知症高齢者等、判断能力の低下した人が安心して生活できることを目的とする。	決定した割合 %	0 100	0.0	707 726	3,244 1,089	A	今後も継続して制度の利用体制の充実と啓発を進めていくこと。	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に伴う事業の拡大
No.279 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業費 （地域福祉課）	高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応を図り、高齢者の安心した生活を確保するために、もやいネットセンター、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者虐待防止のためのネットワークを構築	高齢者虐待の防止、および早期発見・早期対応による被害の拡大を防ぐ	虐待事例の改善 %	100 100	100.0	63 2,178	196 2,178	A	今後も、関係機関との連携の強化を図ること。	
No.280 高齢者安心・安全推進事業費 （地域福祉課）	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して安全な生活を継続するために、見守り配食、福祉電話加入権の貸与、友愛訪問活動の促進などの見守りサービスをおこなう。	高齢者が住み慣れた地域において安心・安全に暮らせる。	年間配食数（見守り配食） 食	17,785 20,000	88.9	16,350 2,904	17,411 3,631	A	今後も、効率的なサービスの実施に努めること。	
No.281 生活支援体制整備事業費 （地域福祉課）	社会福祉協議会への委託　・第１層（市全域）、第２層（およそ小学校区域）にコーディネーターを配置し、協議体の設置及び支援	医療・介護のサービスのみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	生活支援体制整備事業検討会等の開催数 回	214 10	2140.0	20,165 5,446	35,950 5,446	A	今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備に努めること。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備に努める。
No.288 地域包括支援センター運営事業費 （地域福祉課）	・地域包括支援センターの保健や福祉の専門職が、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。　・主治医・介護支援専門員等との他職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行う。	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。	指標なし -	- -	-	150,598 4,720	150,353 4,720	A	引き続き、地域包括支援センターの機能強化に努めること。	
No.289 認知症サポーター等養成事業 （地域福祉課）	・認知症サポーター養成講座の開催　・地域のキャラバン・メイトを活用した認知症サポーター養成講座等の開催	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成する。	認知症サポーター累計数 人	14,347 14,000	102.5	102 0	288 0	A	認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進に努めること。	
No.290 地域ケア会議推進事業費 （地域福祉課）	個別ケア会議、圏域会議、周南市地域ケア会議等を実施する。	高齢者の自立支援、重度化防止等に資するケアマネジメントの取り組みを推進する。	地域ケア会議開催数 回	55 37	148.6	490 0	561 0	A	高齢者の自立支援、重度化防止等に資するケアマネジメントの取り組みを推進すること。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.305 介護予防・生活支援サービス事業 （地域福祉課）	要支援１～２の者や、それ以外の者を対象とする訪問型サービス、通所型サービスの実施 ・従前の訪問介護・訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）・訪問型サービスB（住民主体による支援）・訪問型サービスD ・従前の通所介護・通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）・通所型サービスB（住民主体による支援）	要支援者等に対し、訪問型サービス（掃除・洗濯等の日常生活上の支援）や通所型サービス（機能訓練や集いの場等日常生活上の支援）を提供する。	介護予防・生活支援サービス事業者数 箇所	120 120	100.0	283,101 2,904	315,973 2,904	A	適正なサービスの実施に努めること。	適正なサービスの実施に努める。
No.306 在宅医療・介護連携推進事業費 （地域福祉課）	・「あ・うんネット周南」在宅医療介護連携全体会議、ワーキンググループ会議、コア会議 ・医療・介護関係者研修会 ・在宅医療介護連携相談支援	医療と介護の連携の仕組みづくりを目指して、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を推進するとともに、医療・介護関係者相互における多職種ネットワークづくりの推進を図る。	あ・うんネット周南在宅医療介護連携会議の開催回数 回	16 10	160.0	3,620 4,429	3,743 4,357	A	引き続き医療と介護の連携推進に努めること。	引き続き医療と介護の連携推進に努める。
No.307 審査支払手数料（地域福祉課） （地域福祉課）	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払	適正な介護予防・日常生活支援総合事業の実施	指標なし 	- -	-	1,621 0	1,850 0	A	適正な介護予防支援に努めること。	
No.310 一般介護予防事業費 （地域福祉課）	地域において介護予防に資する取り組みが主体的に実施されるよう育成・支援を図るため、ふれあいいきいきサロン担い手研修、ねたきり防止事業等を実施する。	地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者自ら活動し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築をすることを目的に、介護予防に資する活動の育成・支援を行う。	住民運営の通いの場箇所数 箇所	114 100	114.0	27,932 2,614	30,048 2,614	A	地域において自発的な介護予防の活動が広く実施されるよう、育成・支援を行うこと。	
No.311 認知症施策総合推進事業費 （地域福祉課）	・認知症地域支援推進員等による家族会、認知症カフェ等への支援 ・認知症講演会の開催 ・認知症ケアパス（認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成、配布 ・認知症初期集中支援チームの配置等	介護者の負担を軽減するため、家族会支援や認知症カフェなどの認知症の人や介護者が集う取り組みを推進する。また、認知症についての理解を深め、認知症の状態に応じた適切な情報提供を行い、認知症の人及び介護者が安心して生活できるように支援する。	認知症カフェの設置数 箇所	6 8	75.0	966 6,317	1,077 6,317	A	認知症に対する理解を深める啓発活動に努めること。	認知症に対する理解を深める啓発活動に努める。
No.273 生活支援短期宿泊事業費 （高齢者支援課）	ショートステイを実施（１年間につき１４日まで）	対象者の基本的生活習慣等の支援。健康状態等の状態改善を目的に実施。	指標なし 	- -	-	624 1,338	903 1,247	A	事業対象者の判定については、申請者の状況等を適切に判定し、継続して実施する。	
No.282 老人福祉一般事務費 （高齢者支援課）	高齢者支援担当、各総合支所福祉担当課の一般事務費	課における円滑な事業実施を図ると共に、窓口での市民サービスに努める。	指標なし 	- -	-	136 1,048	127 449	A	老人福祉法に規定された事務であり、経費の削減に努めながら実施する。	
No.283 生活支援ハウス運営事業費 （高齢者支援課）	60歳以上の高齢者に、介護支援、交流機能、居住機能がある居所を提供。	高齢者が、健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の増進を図る。	適正入所者数（年度末） 人	18 20	90.0	11,977 1,121	12,227 1,030	B	適正な入所判定とともに、管理運営費の適正化を図る。	
No.284 老人保護措置費 （高齢者支援課）	措置希望者の受付、面談、調査、入居調整、入所判定委員会の実施、扶助費の支払、措置者の現況把握、負担金徴収	老人の生活の安定（家庭環境の調整、身体的精神的健康の保持、向上）を図る。	措置入所者数 人	83 95	87.4	146,573 4,461	157,632 4,515	A	老人福祉法により市が措置を行うこととされており、継続していく必要がある。対象者の判定については、今後も事前の状況調査を徹底し、適切な措置判定により継続実施していく。	
No.285 在日外国人等高齢者福祉給付金支給事業費 （高齢者支援課）	高齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった低所得の外国人及び帰国者等（配偶者および扶養義務者も低所得者）に対し、給付金を給付し、生活資金を援助（生活保護受給中の場合は給付停止。）を行う。	高齢者の福祉の増進をはかり、対象者の生活の安定を図る。	指標なし 	- -	-	240 322	240 231	A	無年金在日外国人等低所得者への経済支援であり、今後も継続して適正に実施していく必要がある。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.286 老人福祉施設整備費等助成事業費（高齢者支援課）	地域福祉のハード面の推進に寄与するために、民間法人の施設整備費を補助	施設整備費の負担が軽減されることから、施設運営に力を入れられることで安定した運営が期待できる。	指標なし 	- -	-	11,310 394	8,289 303	A	今後も介護を必要とする高齢者の増加が予想されるため、介護サービスの安定的な供給という観点から、計画的に整備していく必要がある。	
No.287 軽費老人ホームきずな苑管理運営事業費（高齢者支援課）	日常生活上、必要な便宜を提供し入所者が健康で明るい生活を送れるよう、施設を管理運営	入所者へ自立した生活環境を提供する。	入所率 人	45.2 50	90.4	69,767 394	68,814 303	B	軽費老人ホームの類型としてＡ型、Ｂ型、ケアハウス、という3つがあるが、今後、きずな苑を軽費老人ホームとして建てかえる場合は、ケアハウスという型にならざるを得ない。よって、事業の存廃を含めた施設の方向性を検討する必要がある。	
No.291 保険事業勘定繰出金（高齢者支援課）	介護給付費・地域支援事業費の市法定負担分、及び介護保険事業に係る事務費・職員給与費について、介護保険特別会計に繰り出す。 ①介護給付費繰出金 ②地域支援事業繰出金 ③職員給与・事務費繰出金 ④低所得者保険料軽減繰入金	介護保険法に定められた負担であり、介護保険特別会計の運営に必要である。	指標なし 	- -	-	1,780,018 145	1,965,097 363	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.292 介護保険低所得者利用者負担対策事業費（高齢者支援課）	特別養護老人ホーム等の利用者のうち、低所得者に係る費用を減額した社会福祉法人に対しその一部を補助する。	社会福祉法人の低所得者対策を支援する。	低所得者並びに費用を負担した社会福祉法人対策として支援 件	11 13	84.6	8 145	992 726	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.293 介護サービス事業勘定繰出金（高齢者支援課）	介護老人保健施設（H15年度建設）に設置した、訪問看護ステーション建設費に係る地方債償還元金。	建設費の償還を継続して行うことにより、適正な財政運営を図る。	指標なし 	- -	-	115 145	115 363	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.294 総務費（介護保険特別会計）（高齢者支援課）	介護保険サービス利用者への諸通知、介護保険料の賦課徴収、認定審査会の実施、訪問調査票の作成等の介護保険事業に係る一般事務	介護保険特別会計に必要な事務を、適正に行うことができる。	指標なし 	- -	-	217,419 6,608	245,241 45,962	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.295 介護サービス事業（高齢者支援課）	要介護被保険者が、介護サービス事業者から介護サービスを受けた時、費用額の9割(一定以上の所得者は8割又は7割)を給付する。 (居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費の支給)	介護サービス利用者の要介護状態の軽減や悪化を予防する。	指標なし 	- -	-	10,114,121 2,251	10,600,245 3,703	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.296 介護予防サービス給付事業（高齢者支援課）	要支援被保険者が、介護予防サービス事業者から介護予防サービスを受けた時、費用（基準額）の9割(一定以上の所得者は8割又は7割)を給付する。 （介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、地域密着型介護予防サービス給付費の支給）	介護サービス利用者の要支援状態の軽減や悪化を予防する。	指標なし 	- -	-	309,298 73	317,201 3,413	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
No.297 審査支払手数料（高齢者支援課）（高齢者支援課）	委託している介護保険給付の審査・支払に対し、手数料を支払う。	専門的業務を県内で統一的に一括処理する。	指標なし 	- -	-	8,499 0	14,547 145	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 / 単位	実績値 / 目標値	達成率 %	R1事業費 / R1人件費	R2事業費 / R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.298 高額医療合算介護サービス事業 （高齢者支援課）	医療保険制度に該当する世帯員がいる場合、被保険者からの申請に基づき高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、居宅サービスまたは施設サービスに要した費用が設定された自己負担額を超えた時、超える額を償還払いで支給する。（算定期間等：8月～翌年7月末までの介護・医療の負担額を合算）　（高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費の支給）	所得に応じた軽減を行う。	指標なし	-	-	33,475	41,255	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
				-		1,162	1,452			
No.299 高額介護サービス事業 （高齢者支援課）	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの利用者負担世帯合算額が、所得区分に応じた負担限度額を超えるとき、超える額を償還払いで支給する。（高額介護サービス費、高額介護予防サービス費の支給）	所得に応じた軽減を行う。	指標なし	-	-	261,426	264,842	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
				-		2,251	1,452			
No.300 特定入所者介護サービス事業 （高齢者支援課）	低所得者が、施設サービス及び短期入所サービスを受けた時、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付する。　（特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費の支給）	施設介護サービス利用者の経費負担について、所得に応じた軽減を行う。	指標なし	-	-	347,231	366,208	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
				-		1,525	3,485			
No.301 介護給付等費用適正化事業費 （高齢者支援課）	利用者に対する適正な介護サービスの確保と、不適切な給付の削減を図るため、認定調査状況の点検、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報突合・縦覧点検、介護給付費の通知の５事業を実施する。 ①認定調査状況チェック：全件実施　②ケアプラン点検：抽出実施　③住宅改修等の点検：抽出実施　④医療情報突合・縦覧点検：毎月実施　⑤介護給付費の通知：年2回実施	介護給付費や介護保険料の増大の抑制につながるとともに、市民の介護保険制度への信頼感が高まる。	介護給付費適正化事業の実施状況	5	100.0	7,301	9,166	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
			事業	5		5,083	3,631			
No.302 家族介護継続支援事業費 （高齢者支援課）	●市民税非課税世帯であり、在宅の要介護４・５相当の高齢者で過去１年介護サービスを受けなかった方を介護している家族に対し慰労金(10万円)を支給する。 ●紙おむつが必要な在宅の高齢者の介護を支援する家族に対し、紙おむつを支給する。	介護している家族に対する介護負担を軽減	慰労金と紙おむつの支給人数	71	100.0	1,667	2,100	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	紙おむつ支給事業は、介護保険事業として実施出来るのはＲ２年度までである。　（Ｒ３年度も継続する場合、全額市費（一般財源）で対応する必要がある。）
			人	71		436	726			
No.303 福祉用具・住宅改修支援事業費 （高齢者支援課）	契約介護支援専門員がいない要介護・要支援被保険者の住宅改修等申請に必要な理由書作成に対し支給　居宅介護支援計画（ケアプラン）作成にかかるもの	契約介護支援専門員がいない被保険者の、住宅改修等申請に必要な理由書作成を支援することでサービスの利用が容易になる。	給付利用件数	29	64.4	63	97	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
			件	45		73	145			
No.304 地域自立生活支援事業費 （高齢者支援課）	介護相談員が介護サービス施設に出向き、利用者の疑問や不満・不安を受け付ける。	介護相談員の相談活動により、介護サービス事業者と行政の橋渡しを行う。	訪問施設数	44	97.8	2,177	2,573	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
			施設数	45		145	1,452			
No.309 地域介護・福祉空間整備等事業費 （高齢者支援課）	施設整備について、補助金を支給する。	高齢者施設の防災・減災対策等を行う。	指標なし	-	-	5,080	0	A	介護保険制度に則り、実施しているため。	
				-		0	0			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.312 はり・きゅう等施術費助成事業費 （高齢者支援課）	国民健康保険被保険者以外の医療保険加入者で70歳以上の高齢者と後期高齢者医療保険被保険者への保険適用外のはり・きゅう・あん摩マッサージの施術費の助成。	高齢者への健康増進を図り、介護予防を図る。	延べ利用件数 件	13,268 13,000	102.1	12,584 1,411	10,800 1,320	A	事業の成果、助成の経緯・目的など確認し、限られた財源での事業推進において、事業内容の見直しが必要。	
No.313 老人日常生活用具支給事業費 （高齢者支援課）	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付。	高齢者の在宅生活を円滑にし、在宅生活を継続してもらうことを目指し、介護保険適用への移行を防ぐ。	延べ利用件数 件	6 13	46.2	108 830	200 739	B	対象品目の選定と扶助費の上限額の見直しを、引き続き検討する必要がある。	
No.314 デイサービスセンター事業費 （高齢者支援課）	通所サービスを提供する。	高齢者の社会的孤立感を解消するとともに、自立した生活を支援する。	須金老人デイサービスセンター及び大津島老人デイサービスセンターの延べ年間利用者数 人	1,761 2,800	62.9	42,104 322	41,995 231	A	平成２９年度に策定した「周南市老人デイサービスセンター施設分類別計画」の今後の方向性に則った適切な施設管理運営に努めるとともに、人員基準の見直しや、施設の機能の見直し等を検討すること。	
No.315 敬老の日記念行事開催事業費 （高齢者支援課）	・高齢者自らの生活向上に努める意欲を高めるとともに、老人福祉思想の啓発や長寿をお祝いするために記念行事を開催 ・元気な百歳の方への市長の表敬訪問	市民の高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、高齢者の方々の生活への意欲向上を図る。	敬老会出席率 %	22.3 28	79.6	28,355 1,629	29,289 1,683	B	より多くの対象者に参加いただけるように実施内容の改善を図るとともに敬老事業、長寿祝金事業を併せて、高齢者を敬う事業としての方向性を含め総合的に検討していく必要がある。	高齢者が増加する中、出席率は伸び悩んでいる。より多くの対象者に参加いただけるような事業にするため、現場にどのような課題があるのか、事業を委託している社協にアンケート調査を実施中である。そのアンケート調査の結果をもとに、事業の見直しについて検討を行っていく予定である。
No.316 福川シニア交流会館管理事業費 （高齢者支援課）	高齢者の生きがいづくり活動などのため、地域の福祉活動及びコミュニティ活動の拠点としての場を提供	高齢者の生きがいづくり活動の活性化、および関連団体の活動向上を図る。	年間利用者数 人	1,160 1,800	64.4	461 540	388 449	B	今後の継続して実施するが、地域コミュニティ施設として幅広く利用いただきながら将来的には、地元管理への移行も含めて施設管理について検討していく必要がある。	
No.317 鹿野高齢者生産活動センター管理運営事業費 （高齢者支援課）	高齢者自らが働く喜びと生きがいを持ち、高齢者の連帯感を醸成することを目的に、高齢者の生きがい対策として、自立の研修・生産活動を行う場を提供	高齢者の生きがいづくりの意識向上と併せて、生産活動による伝統継承を図る。	年間利用者数 人	3,635 6,000	60.6	6,613 612	6,652 521	A	継続的に事業運営していくが、高齢者への就業機会の拡大等、生きがい対策の拠点として、より広域の方の利用向上を図るよう周知を必要とする。	
No.318 老人クラブ助成事業費 （高齢者支援課）	生きがい、健康、社会活動他活動を行うため、クラブ運営上に必要とする活動費を助成することにより、会員の増加、活動の活性化を図る。あわせて、高齢者の社会参加と交流拡大から仲間づくり、生きがいづくり等を推進し、生涯現役社会を目指す。	地域に根付いた老人クラブ活動を支援することから、地域活性化および生涯現役社会づくりを推進できる。	会員数 人	5,442 5,900	92.2	14,343 1,629	14,431 1,538	A	老人クラブに対する助成事業について、国・県補助金の削減から大変厳しいことが予想されるが、生涯現役社会づくり事業において中心的な活動団体であり、今後も協力連携していく必要がある。	
No.319 長寿祝金支給事業費 （高齢者支援課）	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝福し、対象者に対して長寿祝金（１万円）の支給と、市長からのメッセージカードを授与することにより、高齢者福祉の増進と市民の敬老精神の高揚を図る。	長寿祝金を対象者へ支給することから、市民の敬老精神の高揚を図れ、対象者が福祉・生活の一助として活用できる。	指標なし -	- -	-	10,702 1,048	11,937 957	A	敬老のお祝い事業としてより充実したものとするため、敬老事業・長寿祝金事業と併せて総合的な検討をしていく必要がある。	
No.320 老人憩の家管理運営事業費 （高齢者支援課）	高齢者の健康と福祉増進及び生きがいづくりの促進を目的に、老人憩の家を管理運営し、地域住民との交流の場を提供	施設環境を維持し、高齢者の生きがいづくりに利用できる場を提供できる。	石船温泉利用者数 人	52,904 60,000	88.2	18,407 612	19,017 508	B	全般的に施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修を行うとともに、今後の施設の方向性を検討する必要がある。	観光交流施設への転換は、移転に併せて実施する予定である。
No.321 嶽山荘管理運営事業費 （高齢者支援課）	高齢者に対し低廉で健全な保健休養の場を提供する。	高齢者の休養と心身の健康増進を図る。	年間利用者数 人	31,194 35,000	89.1	25,213 540	24,735 521	B	全般的に施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設改修等の対応が必要である。	
No.322 老人福祉センター管理運営事業費 （高齢者支援課）	高齢者の生きがい支援や健康増進への寄与を目的に、老人福祉センターを設置する。	生きがい支援のために施設の利用促進を図り、あわせて機能訓練等により利用者の健康増進を図る。	年間利用者数 人	19,453 25,000	77.8	8,957 540	9,015 449	B	全般的に老朽化しているため、計画的な改修を行う必要がある。同様の機能を持つ施設との複合化等について、公共施設再配置計画の方向性による検討を行う必要がある。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.323 老人福祉施設維持管理事業費 （高齢者支援課）	老人福祉施設の老朽化等による修繕対応により、利用者の利便性・安全性を確保する。	各施設維持が適正に維持でき利用者が快適かつ安全に過ごせる。	指標なし	-	-	35,338	3,000	A	老人福祉施設全般的に老朽化しているため、計画的な改修を行うための改修計画等を必要とし、効率的な修繕ができるようにしていく必要がある。	
				-		685	594			
No.268 生活保護費一般事務費 （生活支援課）	生活保護法施行に要する事務費	国、県の補助金を最大限活用し、事務費の抑制を図る	自立度	5.4	77.1	16,382	17,245	B	生活保護法により実施している法定受諾事務であり、国の補助事業を活用しながら、引き続き事業実施が必要と思われる。今後も事務の効率化を進め、事務的経費の削減に努める必要がある。	ハローワークと引き続き連携し、就労による自立を強化していきたい。
			%	7		2,178	2,178			
No.269 生活保護扶助費 （生活支援課）	生活に困窮するものに対し、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を図る。	「漏給防止」、「濫給防止」、「被保護者への自立支援」、「ジェネリック医薬品の使用促進等」を目標に掲げ、生活保護業務の適正化を図りながら、生活困窮者への扶助及び自立助長のための支援を実施。	後発医薬品使用率	87.26	116.3	2,208,843	2,198,519	A	生活保護法により実施している法定受託業務であり、継続しての事業実施が必要と考える。	
			%	75		151,392	144,131			
No.270 一時保護費 （生活支援課）	行旅病人に医療費・旅費等を支給。 行旅死亡人を収容の上、火葬に付し遺骨を納骨堂に安置、供養。身元不明又は身内のいない死亡人を火葬し遺骨を納骨堂に安置、供養。 行旅困窮者に対し、近隣市町までの旅費、飲食費を支給。	本籍地、住所地に帰郷したくても旅費のない旅行者に対し、近隣市町までの旅費を支給し、目的地まで帰らせる。身元不明の死亡人を収容の上、火葬に付し、遺骨を納骨堂に安置・供養する。	行旅病人等経費補填率	38.9	51.9	2,703	4,407	B	行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、行旅病人、死亡人及び困窮者に対して支援を行っており、今後も引き続き事業実施が必要と考える。	
			%	75		1,089	1,089			
No.271 特定中国残留邦人等支援給付事業費 （生活支援課）	中国残留邦人の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に基づき、被支援者に必要な給付を実施する。	生活支援費、住宅支援費、医療支援費等の支給により、被支援者の生活支援を実施する。	訪問調査率	100	100.0	2,326	3,907	A	本制度は、平成２０年から実施された生活保護制度に代わる支援策であり、今後も引き続き事業実施が必要と考える。	
			%	100		726	726			
No.272 生活困窮者住居確保給付金支給事業費 （生活支援課）	生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失する恐れのある者を対象として、住宅費を支給する。	給付金の支給により、住宅及び就労の確保に向けた支援を実施する。	生活困窮からの離脱	100	100.0	93	612	A	この制度は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなく恐れがある者に対し、住宅費の支給を行うことにより、生活困窮者の自立促進を図るものであり、今後も引き続き事業実施が必要と考える。	
			%	100		363	363			
No.324 障害一般事務費 （障害者支援課）	障害者福祉に係る事務を円滑に実施するための当該事務経費	障害者福祉に係る事務を円滑に実施する。	指標なし	-	-	3,188	3,191	B	障害者福祉に係わる事務は多岐にわたっており、新たな事務も増加していることから、事務の効率化、コスト意識を持った執行が必要である。	
				-		6,027	5,155			
No.325 地域自立支援協議会運営事業費 （障害者支援課）	●定例協議会と5つの専門部会（相談支援、地域生活、就労、教育、医療的ケア児）、個別ケア会議の開催 ●「障害者の福祉を考える集い」の開催 ●「大人の発達障害セミナー」の開催	障害者福祉に関するシステムづくりについての協議を通じて障害者福祉を推進する。共生社会の理念普及、障害者の社会参加の促進のための理解を広める。	協議会等開催回数	23	76.7	639	979	B	定例協議会や専門部会における協議課題や情報提供のあり方等について検討し、会議の活性化を進める必要がある。	
			回	30		17,644	16,628			
No.326 障害者権利擁護事業費 （障害者支援課）	●障害者虐待に対する体制整備として、障害者虐待対応協力者連絡会議を開催。 ●成年後見制度利用に係る市長申立。	虐待の防止及び虐待を受けた障害者とその擁護者の保護・自立の支援。 判断等が困難な障害者の権利を保護。	障害者虐待事案に対する対応率	100	100.0	572	1,144	B	障害者虐待発生時に、関係機関と対応チームが円滑に動くことができるよう、日頃からの連携を図る必要がある。	
			%	100		1,815	1,597			
No.327 障害者相談支援事業費 （障害者支援課）	●障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業所を設置 ●相談支援の拠点として総合的な相談や障害者の権利擁護の援助等を行う基幹相談支援センターを設置	情報の提供・助言が障害福祉サービス等の適切な支援につながり、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	相談件数	1,260	70.0	18,199	17,922	B	増加する相談に対して概ね対応できているが、身近な地域で相談ができる体制整備を推進する必要がある。	
			件	1,800		2,469	1,888			
No.328 障害者自立支援審査会事業費 （障害者支援課）	障害福祉サービス利用申請者の認定調査資料、医師意見書を基に障害支援区分の判定等を行う審査会を開催	障害福祉サービスの適正な支給決定を行うなめに必要な「障害支援区分認定」を行う。	審査件数	151	85.3	1,841	2,512	A	障害福祉サービスの支給決定に不可欠な事務であり、今後も計画的に進める。事務の効率化を図るため、臨時職員の活用や調査委託の可能性について検討する必要がある。	
			件	177		5,809	5,083			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.329 障害者自立支援給付事業費 （障害者支援課）	●個々の利用者の障害支援区分、介護を行う者の状況、利用についての意向等を総合的に勘案し、介護給付費、訓練等給付費を支給　●失われた身体機能を補完・代替する用具を取得・修理する補装具給付費を支給	障害者総合支援法に基づく居宅、通所、入所による障害福祉サービスや、補装具の支給により、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	給付件数（介護・訓練等給付費） 件	15,986 15,370	104.0	2,229,038 14,086	2,271,435 17,862	A	法に基づいた支給であり、サービスを必要とする障害者への適正な給付が必要である。事務の効率化を図りながら、今後も事業を継続していく。	
No.330 難聴児補聴器給付事業費 （障害者支援課）	障害者総合支援法の補装具費支給制度の補完的措置として、「軽度・中等度」の難聴児に対して、補聴器の購入費等を助成（県制度）	幼児期から補聴器を装着することにより、言語能力の健全な発達と学力の向上が図られる。	給付件数 件	8 10	80.0	374 218	373 73	A	事業の重要性は高く、事業の周知を図る見直しが必要である。	
No.331 日常生活用具給付事業費 （障害者支援課）	障害の種類・部位に応じて、作成・改良・開発にあたり障害に関する専門的な知識や技術を要し、日常生活品として一般的に普及していない用具を給付	障害児・者の日常生活上の困難を改善する。	給付件数 件	1,911 1,770	108.0	34,760 5,881	36,067 363	A	給付件数が多い事業であり、事務の効率化を図る必要がある。殊にストマ用装具や紙おむつのように継続的に給付が必要な物について事務の効率化を図る余地がある。	
No.332 通所支援事業費 （障害者支援課）	障害者デイサービスセンター、精神障害者地域生活支援センター、障害者福祉作業所に通所する障害者に、創作的な活動や生産活動の機会を提供し、また入浴等のサービスを実施	社会との交流の促進等により地域生活を充実することができる。	登録者数 人	172 230	74.8	45,020 944	43,698 1,960	B	本事業は、法定サービスの補完的事業という側面があることから、法定サービスへの移行も視野に入れた対応を考える必要がある。	
No.333 日中一時支援事業費 （障害者支援課）	在宅の障害者・障害児を対象に、家族が介護できない場合や日常生活訓練等を行う場合に預かりサービスを提供	障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息や障害児の発達を支援する。	延利用回数 回	4,908 6,800	72.2	7,968 2,178	9,140 4,647	B	障害児・者のニーズとサービス提供事業所の体制整備の状況を把握しながら、効果的な事業内容を検討するする必要がある。	
No.334 居宅生活支援事業費 （障害者支援課）	●重度の障害者に対してタクシーの基本料金を助成する　●自宅での入浴が困難な障害者に浴槽車を派遣する　●外出支援のためヘルパーの派遣や、福祉車両の貸し出しを行う　●自動車運転免許の取得や自動車改造に必要な費用を助成する	障害者の社会参加を進め、また介護する家族の負担軽減を図る	移動支援の利用時間数 時間	768.5 1,200	64.0	37,357 3,195	41,491 7,269	B	単独市費の事業である福祉タクシー助成については、現状をしっかりと分析し、不公平感がないか精査した上で、制度改正の必要性について検討する必要がある。	
No.335 障害者地域支援事業費 （障害者支援課）	●在宅の障害者へ定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否を確認　●ひとり暮らしなどの重度障害者宅に緊急通報システムを設置	在宅障害者の健康維持と自立した生活を支援する。	利用者数 人	7 14	50.0	180 4,720	413 581	B	携帯電話や民間の宅配サービス、ネットスーパーの普及など、環境の変化に対応したあり方を検討する必要がある。	
No.336 療育訓練等事業費 （障害者支援課）	●専門職員の指導のもとに療育訓練や療育キャンプを行う。	障害児（者）の障害の軽減・情緒の安定を図るとともに、親が情報交換を行える。	延参加組数 組	145 158	91.8	943 1,525	1,003 581	B	療育専門職員招へい・療育訓練参加促進は、新規の利用者数が伸びない現状があり、事業の周知が必要である。	
No.337 スポーツ・レクリエーション活動支援事業費 （障害者支援課）	●周南３市の身体障害者が軽スポーツ等を体験する「ふれあいフェスタ」を開催（令和元年度は周南市で開催）　●県スポーツ大会（春・秋　キラリンピック）への参加を支援する。	障害者同士の交流、障害者の生きがいづくりに貢献する。家族のふれあい、情報交換を図る。	参加者数 人	185 150	123.3	294 2,178	541 1,888	B	参加者の高齢化により参加者数の減少が懸念されるが、内容を精査し、障害者の社会参加の促進に結びつける必要がある。	
No.338 障害者・ボランティア団体育成事業費 （障害者支援課）	当事者・家族団体の活動、ボランティア団体の活動を補助金で助成	組織強化と活動の活発化により、福祉の推進を図る。	交付団体数 団体	7 7	100.0	2,150 1,888	2,200 2,614	B	各団体の会員の確保、組織強化について助言し、障害者の社会参加の促進に結びつける必要がある。団体の存在を知らない障害者もいるため、活動内容等の紹介が必要である。	
No.339 福祉ホーム事業費 （障害者支援課）	他市が設置する福祉ホーム入居者の負担金	福祉ホーム利用希望者の居住の確保	利用者数 人	1 1	100.0	168 363	168 73	A	利用者の生活の場を確保するものであり、希望により継続することは妥当である。	
No.340 自立支援医療・療養介護医療給付事業費 （障害者支援課）	●身体障害児・者に、身体機能の障害を軽減・改善するための医療費を助成　●医療と常時介護を必要する重度障害者に、療養上の管理、医療等を行う医療費を支給	障害児・者に必要な医療を給付する。	給付件数（育成医療、更生医療、療養介護） 件	7,734 7,020	110.2	168,740 5,446	186,753 6,753	A	法に定められた事務であるが、権限移譲や給付件数の増により事務量が増加している。事務の効率化を図りながら、今後も事業を継続していく。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.341 重度心身障害者医療費助成事業費 （障害者支援課）	医療保険の自己負担分を助成する。	重度心身障害者が、負担無く安心して医療を受けられる。	給付件数 件	109,518 111,400	98.3	584,485 7,479	606,248 10,973	A	給付件数が大変多く、内容によっては医療保険者ごとに対応が異なるため事務が煩雑となっている。事務内容を精査し、効率化を図る必要がある。	
No.342 特別障害者手当等支給事業費 （障害者支援課）	重度の障害者や重度の障害児を看護する保護者等に手当を支給する。	経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。	受給者数 人	374 410	91.2	52,222 5,881	56,032 6,535	A	手当の給付決定に際して障害の状況や医学的な数値による判断、日常生活動作などにより判定する必要があり、専門的知識が求められるが、支払等の定型業務については、臨時職員の活用等による効率化の余地がある。	
No.343 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業費 （障害者支援課）	山口県心身障害者扶養共済制度掛金の2分の１を助成	保護者が亡くなった後の心身障害者（児）の生活安定と福祉の増進を図る	助成件数 件	37 50	74.0	3,586 1,089	4,230 1,452	B	加入者に自助努力を求める制度で、推進すべき事業である。制度の周知に努める必要がある。事業実施に当たっては適正かつ効率的な助成となるよう他市の状況等も踏まえ、内容を精査する必要がある。	
No.344 障害児通所給付等事業費 （障害者支援課）	障害児に対する通所サービス事業等の利用に係る給付	児童福祉法に基づく障害児への相談支援や通所サービスを提供し、障害児の健やかな発達を促進する	給付件数 件	4,257 4,320	98.5	290,450 2,178	309,284 3,994	A	児童福祉法に基づく法定サービスに対する給付であり、今後も適正な給付をしていく。障害児への支援が切れ目なく行えるよう、関係機関との連携を図りながら取り組む必要がある。	
No.345 障害児・者福祉施設整備費助成事業費 （障害者支援課）	民間の法人が整備した障害者福祉施設の整備費を補助（債務負担）	障害者福祉施設の運営の安定に寄与する。	助成施設数 施設	2 2	100.0	11,511 290	11,209 290	B	障害者の施設整備に係る国庫補助事業の採択がされたものに対する助成事業であり、施設整備の必要性に鑑み、適正に事務を行う必要性がある。	
No.346 就労支援給付金支給事業費 （障害者支援課）	●就労継続支援事業所等に通所する者に就労支援給付金を支給　●職場実習等を行う障害者に就労支援給付金を支給	障害者の就労意欲の向上と就労にチャレンジする機会の増加	就職者数 人	18 10	180.0	13,945 1,452	14,197 2,721	B	効果的な事業となるよう、常に状況を検証するとともに、制度の周知が必要である。	
No.347 意思疎通支援事業費 （障害者支援課）	●手話通訳者や要約筆記者を派遣　●手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成する講座を開催　●点訳広報、声の広報を発行	聴覚障害者や視覚障害者のコミュニケーションを支援し情報を保障する。	派遣回数 回	323 400	80.8	8,282 9,018	11,125 8,266	B	従事者を育成するため、養成事業の受講生確保のための周知について積極的に取り組む必要がある。	
No.274 社会福祉法人等指導監査事業費 （指導監査室）	・社会福祉法人指導監査（社会福祉法人の認可業務、各種受付業務、指導監査業務、各種証明書発行業務）　・指定介護保険サービス事業所指導監査（指定介護保険サービス事業所に対する指導監査）　・指定介護保険サービス事業所の指定（指定介護保険サービス事業所の指定事務、指定変更事務、休止・廃止事務）　・指定特定相談支援事業所等指導監査（指定障害福祉サービス事業所に対する指導監査）	・社会福祉法人指導監査（社会福祉法人の健全な運営、不正の防止）　・指定介護保険サービス事業所指導監査（介護保険制度の理解促進、サービスの質の確保、不適正な介護報酬請求の防止）　・指定介護保険サービス事業所の指定（指定介護保険サービス事業所の指定基準の審査）　・指定特定相談支援事業所等指導監査（指定障害福祉サービス事業所の健全な運営、サービスの質の向上）	社会福祉法人指導監査実施数 法人	8 8	100.0	2,159 36,305	4,329 32,675	A	指導監査の実施等により、社会福祉サービスの質が確保される体制を引き続き維持していく必要がある。	実効性のある指導となるよう専門的知識を習得し、職員の指導監査能力の向上と指導監査体制の充実に努めることで、より適正なサービスを確保する。
No.541 商工振興一般事務費 （商工振興課）	商工業振興に関する事務を遂行する。主に、市内企業情報（事業所概要、主要製品、特色や得意分野など）をデータベース化し、インターネットで発信することで、新製品の開発や企業間の交流・取引の拡大を促進するとともに、併せて、本市の企業立地支援策や最新情報を紹介し、本市立地企業のＰＲ及び企業立地支援をワンストップでサービスできるシステムを運営する。	商工業の振興を図る。	企業情報データベースページビュー数 件	147,795 190,000	77.8	520 3,994	533 0	B	登録企業への情報発信方法を整理し、当方から発信する情報の価値を高めていく必要がある	登録企業への情報発信方法を整理し、当方から発信する情報の価値を高めていく必要がある

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.542 中小企業金融対策事業費 （商工振興課）	市内中小企業を対象とした、本市融資制度に基づく資金融資、信用保証料の補助の実施と、緊急経済対策として平成２３年度末まで実施した利子補給制度に基づき補助金を交付する。	市内中小企業者の経営の安定化や事業の活発化を促進することで、地域経済の循環と発展が図られる。	市制度融資利用件数 件	233 240	97.1	607,592 3,413	641,201 0	A	中小企業に対する金融支援は、中小企業振興を図る上で必要な施策であるため、引き続き、金融機関と連携を図り、事業を進めていく。	中小企業に対する金融支援は、中小企業振興を図る上で必要な施策であるため、引き続き、金融機関と連携を図り、事業を進めていく。
No.543 商工団体育成事業費 （商工振興課）	各種商工団体等の育成、振興を目的に、負担金の交付や商工会議所・商工会等が行う地域振興事業及び産業関係イベント等を支援する。	各種商工団体等の活動の活性化	会員数（商工会議所、商工会） 会員	3,327 3,200	104.0	10,226 2,687	11,082 0	B	市内産業の振興・発展を図るために、各種団体の諸事業は必要であるが、各団体で行われている事業が効果的に実施されているか精査し、負担金額・補助額についても検討する必要がある。	各種団体は、市内産業の振興・発展を図るために必要であるが、商工業者のための事業が行われているかの検証は引き続き行っていく。
No.544 中小企業経営指導事業費 （商工振興課）	市内中小企業者を対象に、商工会議所・商工会が行う経営指導事業の充実を図るため、これを支援する。	専門機関による経営指導事業を支援し、多くの事業者に利用いただくことで、広く市内中小企業の経営の安定化が図られる。	経営指導相談件数 件	12,682 10,460	121.2	18,315 436	18,315 0	A	商工会議所や商工会は中小企業振興の中核をなす機関であることから、経営指導事業について、引き続き支援していく	商工会議所や商工会は中小企業振興の中核をなす機関であることから、経営指導事業について、引き続き支援していく
No.545 まちなかオフィス立地促進事業費 （商工振興課）	中心市街地賃貸物件へ新規オフィス開設をする事業者に対する運営と新規雇用に係る補助	中心市街地にオフィスを誘致することで、都市の活力向上と賑わいを創出することができる。	事務所開設（オフィス認定）件数 件	0 3	0.0	3,557 508	3,800 0	A	企業誘致、創業支援、クリエイティブ産業支援、中心市街地の賑わい創出等の観点から、引き続き、経済状況に応じた効果的な支援制度を構築していく	企業誘致、創業支援、クリエイティブ産業支援、中心市街地の賑わい創出等の観点から、引き続き、経済状況に応じた効果的な支援制度を構築していく
No.546 商業活性化対策事業費 （商工振興課）	・商工会議所、商工会が行う市内共通商品券事業に対する補助　・政所駐車場の地元商店街への管理委託	商品券による地元消費の囲い込みや自動車利用者のための駐車場を確保する	共通商品券販売額 千円	6,862 20,000	34.3	1,638 871	1,890 0	B	令和元年度より、国、県、市を挙げてキャッシュレス決裁の導入をすすめることとなり、共通商品券に対する考え方を今後整理していく必要がある	令和元年度より、国、県、市を挙げてキャッシュレス決裁の導入をすすめることとなり、共通商品券に対する考え方を今後整理していく必要がある
No.549 地場産業振興事業費 （商工振興課）	公益財団法人周南地域地場産業振興センターの管理費及び新商品等開発支援事業への負担金	特産品開発をはじめ総合的なものづくり支援と情報発信・企業間取引の場を確保することで地場産業の振興を図る。	新商品等開発支援件数 件	21 20	105.0	62,406 2,178	67,260 0	A	地場産業の振興・育成の中核施設として、今後も地域の中小企業をリードしていくため、他の商工団体等とも有機的に連携し多角的な支援をしていくことが必要である。	地場産業の振興・育成の中核施設として、今後も地域の中小企業をリードしていくため、他の商工団体等とも有機的に連携し多角的な支援をしていくことが必要である。
No.550 プレミアム付商品券事業費 （商工振興課）	プレミアム付商品券の発行及び販売	消費税及び地方消費税率の引上げによる消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため	プレミアム付商品券の購入引換券交付数 人分	12,065 30,000	40.2	263,455 303,642	0 0	B	『「地域における消費の喚起・下支え」を「低所得者」の消費により実現する』という制度設計が、適切であったのか疑問が残る。	制度設計に疑問があることに加え、効果の検証ができないため、単年度での事業廃止は妥当と考える。
No.551 産業等活性化推進事業費 （商工振興課）	○コンビナート活性化推進懇談会等により、企業側からの要望・意見を抽出し対応策を検討・実施　○新たな産業振興施策の立案	地域と調和した生産環境の推進と、将来にわたる事業活動の活性化を図る。	工場立地法にかかる届出件数 件	30 21	142.9	60 1,307	434 1,525	A	海外コンビナートの急成長やコンビナートにおけるIoT活用、ポストコロナ期における生産活動のあり方の模索など、コンビナートを取巻く環境が目まぐるしく変わる中、本市産業の持続的な発展を図るため、真に効果的な施策を検討し、展開する必要がある。	年度毎の事業費の増減は、企業立地を目的とする旅費の執行状況によるもの。よって、コストについては維持としている。
No.552 水素イノベーション創出事業費 （商工振興課）	○水素関連製品などに必要な要素技術や水素関連産業の最新動向を学習することを目的とした勉強会・講演会を開催する（平成29年度～）　○製品の開発や試作・試験などを支援するための補助を行う（平成29年度～）　○企業ヒアリング・文献調査をとおして、企業の技術シーズや、水素関連産業の現状を把握する（平成28年度～）	勉強会等を通し、中堅・中小企業が水素製造拠点都市に立地することを利点として活用し、水素関連産業へいち早く参入するための機会を提供する。	補助件数 件	1 1	100.0	818 3,703	1,664 1,597	A	本市は全国有数の水素発生都市であり、水素に関し、知識や経験を有している企業も多い。この優位性を活かし、「周南市水素利活用計画」の基本目標である「水素関連ビジネスの創出と市内企業の連携・競争力の強化」に向けて着実に取組む。	勉強会の内容等を常に精査し、より多くの中小企業が水素関連産業に参入できるよう取組む必要がある。
No.548 創業支援推進事業費 （商工振興課）	創業支援等事業者に対する補助の実施	・創業希望者への創業までの支援　・創業者への創業後の支援　・事業承継に課題を抱える事業者への支援、創業機運の醸成	新規創業者数 人	26 15	173.3	132 5,155	1,130 0	A	国においても創業支援を推進している中で、創業支援事業計画に基づく本事業は、本市の創業支援施策の柱である。引き続き、市内の創業支援事業者間で連携を図り、地域経済の活性化に繋げていく。	国においても創業支援を推進している中で、創業支援事業計画に基づく本事業は、本市の創業支援施策の柱である。引き続き、市内の創業支援事業者間で連携を図り、地域経済の活性化に繋げていく。
No.553 企業立地促進事業費 （商工振興課）	○本市の地域特性や優位性を活かした企業誘致等の活動　○事業所等を新設、増設、更新した事業者に対する補助　○固定資産税の不均一課税に関する条例の運用	企業の進出、事業規模拡大による雇用の創出と、地域経済の活性化を図る。	周南市企業立地促進条例に基づく事業所等設置奨励補助金の指定件数 件	16 9	177.8	77,615 8,931	92,936 10,746	A	市内企業については、設備投資や雇用創出、本社機能の移転といった効果が現れている。企業立地促進条例の改正を踏まえ、より多くの設備投資を促進するよう、引き続き、積極的な周知に努める必要がある。また、市外企業の誘致を進めるため、引き続き、民間保有を含めた適地の把握を進める必要がある。	事業費の大部分は企業立地促進条例に基づく補助金である。これは、企業の設備投資に対する補助金であり、その性質上、年度によって大幅に補助金額が増減する。よって、コストについては維持としている。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.554 地域連携・低炭素水素技術実証事業費 （商工振興課）	○道の駅ソレーネ周南での3.5kW純水素燃料電池を活用した実証事業　○地方卸売市場での100kW純水素燃料電池及びＢＯＧ（ボイルオフガス）の回収機器を活用した実証事業　○燃料電池自動車（ＦＣＶ）カーシェアリング実証事業　○燃料電池フォークリフトの実証事業	将来的な低炭素化された水素サプライチェーンの構築と、地域での水素利用の大幅拡大を実現し、中長期的な地球温暖化対策を実施すること。（実施予定年度：平成27年度～令和3年度）	実証事業件数（累計） 件	5 5	100.0	103,574 5,228	57,115 5,228	A	ＣＯ２削減効果や経済性の実証のため、事業期間を令和3年度まで延長するが、引き続き本事業を通して、水素サプライチェーンの構築、水素利活用の拡大を図るとともに、今後の実証機器の取扱いについて、具体的な方針を決定する必要がある。	本実証事業等で得た知見を活用し、さらなる水素需要の拡大や地域経済の活性化に繋げていく必要がある。
No.555 労働関係一般事業費 （商工振興課）	中小企業における従業員の退職金制度の確立のために補助金を交付	中小企業勤労者に対する退職金制度の整備、充実が図られる。	中小企業退職金補助対象事業所交付申請数 件	169 150	112.7	2,604 3,848	2,922 0	A	今後も中小企業従業員の雇用の安定、中小企業の振興策として、継続していく。	今後も中小企業従業員の雇用の安定、中小企業の振興策として、継続していく。
No.556 シルバー人材センター運営事業費 （商工振興課）	公益社団法人周南市シルバー人材センターに対し補助金を交付	高齢者に対する雇用や生きがいの場の提供が推進される。	受注金額（請負＋派遣） 万円	51,231 59,300	86.4	11,092 1,089	13,128 0	A	元気に働ける高齢者に活躍の場を提供することは、福祉の維持の観点からも重要であることから、市として、平成２９年度から国庫補助基準限度額と同額を補助金とし、センターの運営を支援しており、当面の間継続していく。	元気に働ける高齢者に活躍の場を提供することは、福祉の維持の観点からも重要であることから、市として、平成２９年度から国庫補助基準限度額と同額を補助金とし、センターの運営を支援しており、当面の間継続していく。
No.557 地域若者サポートステーション運営事業費 （商工振興課）	臨床心理士による心理カウンセリングの実施体制の充実を図るために要する経費を補助	ニート、引きこもり等、様々な要因により就労が困難な人に対し、就労促進支援を行うことにより、若年無業者の職業的自立が促進される。	就職者数 人	87 110	79.1	475 1,089	500 0	A	ニートや引きこもり等の若者が社会に出て自立するための支援は、対象者の将来や社会全体にとっても重要なことであるため、若者ステーションの運営の支援を計画どおり進める。	ニートや引きこもり等の若者が社会に出て自立するための支援は、対象者の将来や社会全体にとっても重要なことであるため、若者ステーションの運営の支援を計画どおり進める。
No.558 労働者福祉対策事業費 （商工振興課）	・労働団体等の福利厚生事業に対し補助金を交付　・中小企業勤労者への低利融資	労働団体を通じての福利厚生事業の提供と、低利の融資制度の確立。	貸付件数 件	0 8	0.0	1,412 1,888	3,132 0	B	利用実績が少ないことから、現在、山口県において事業の必要性等を検討されている。市としては、事業の活用に向けたＰＲ等に取り組みつつ、今後の事業の在り方等について、山口県と協議を行っていく。	利用実績が少ないことから、現在、山口県において事業の必要性等を検討されている。市としては、事業の活用に向けたＰＲ等に取り組みつつ、今後の事業の在り方等について、山口県と協議を行っていく。
No.559 熊毛勤労者総合福祉センター運営費 （商工振興課）	市民並びに各種団体等に対し、多目的ホール、会議室、トレーニング室等の貸出を行う。	熊毛地区を中心とした地域住民および勤労者に対する文化・体育活動の場の提供する。	利用件数 件	1,902 2,300	82.7	18,743 1,089	19,192 0	B	平成３０年３月策定の施設分類別計画に基づき、施設の位置付けや運営面の見直し等を行い、利用者の満足度の向上を図っていく。	平成３０年３月策定の施設分類別計画に基づき、施設の位置付けや運営面の見直し等を行い、利用者の満足度の向上を図っていく。
No.560 地方創生推進交付金事業費（女性雇用マッチング事業） （商工振興課）	・周南市女性雇用対策連絡会議の設置 ・女性サロンと産官学ネットワークの構築（仕組みの実証）　・女性就労に関する普及啓発	「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「若者・女性が住みたいと思い、活躍できるまち」を目標に、雇用面で女性が活躍できる機会の創出に取り組むことで、人口減少（社会減）の抑制や女性の潜在的労働力の掘り起しを図る。	新規女性就業者数 人	19 20	95.0	4,000 3,703	3,700 0	A	女性雇用に係る課題の抽出や課題解決への対策の実施等について、産官学連携による推進組織を中心に取り組んでいく。今後、雇用面で女性が活躍できる機会を創出するため、未就職女性や企業に対して働きかけを行っていく。	女性雇用に係る課題の抽出や課題解決への対策の実施等について、産官学連携による推進組織を中心に取り組んでいく。今後、雇用面で女性が活躍できる機会を創出するため、未就職女性や企業に対して働きかけを行っていく。
No.580 水素利活用推進事業費 （商工振興課）	○市民や事業所の水素に対する理解の深化のため、イベントや出前講座等による普及啓発活動を実施　○水素の利活用促進に向けた方策の検討　○水素利活用協議会の開催　○燃料電池自動車購入者に対する補助	水素利活用推進の普及啓発活動の実施により、水素需要の拡大と地域経済の活性化を図る。	水素ステーション利用台数（累計） 台	25 70	35.7	738 5,881	8,189 6,099	A	地域連携・低炭素水素技術実証事業、水素イノベーション創出事業を実施する中で得た多くの知見を効果的に活用し、本事業の目的である地域経済の活性化や雇用の創出につなげる道筋を明確にしていく必要がある。	水素需要の拡大、地域経済の活性化という目標の達成に向けて、今後も効果的な施策の展開を図っていく必要がある。
No.539 中心市街地活性化事業費 （中心市街地活性化推進課）	●徳山駅前賑わい交流施設を生かした活性化事業　●テナントミックス推進事業（空き店舗対策・新規出店促進）　●タウンマネジメントや賑わい創出に係る人材育成・組織体制強化ほか	●中心市街地の活性化	中心市街地１４箇所における歩行者等通行量 人	25,987 28,800	90.2	105,944 18,153	73,850 13,675	B	公共のハード事業が終盤を迎える中、中心市街地活性化は、引き続き取り組むべき課題であり、第２期中心市街地活性化基本計画に沿って、活性化に資する事業を公民が連携して進めていく。	徳山駅周辺整備事業も終盤に近づき、公共のハード整備はほぼ終了したと言えるが、中心市街地の活性化は引き続き取り組んでいくべき課題であり、第２期中心市街地活性化基本計画を策定し、公民が連携して進めていく。
No.540 再開発推進事業費 （中心市街地活性化推進課）	組合施行による第一種市街地再開発事業への支援事業　・事業認可支援　・補助金の交付　等	中心市街地における賑わいの再生　・商店街の再生　・旧近鉄松下跡地問題の解消　・ホテル不足の解消	事業進捗率 %	3.367 6.179	54.5	100,918 18,879	921,398 11,618	A	中心市街地の賑わいの創出を目的として行われてきた公共事業が契機となり、地権者自らが中心市街地再生に向けて取り組む大変意義のある事業である。引き続き民間の事業推進意欲を損なうことのないよう支援を行う必要がある。	令和2年冬頃に予定されている権利変換計画認可に向けて、引き続き再開発組合へ必要な支援を行う。その後も引き続き、令和4年度内の施設建築物完成を目指し、各段階で必要な支援を行って行く必要がある。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.547 中心市街地商業活性化事業費 （中心市街地活性化推進課）	中心市街地における空き店舗対策、情報発信、まちづくり活動を一体的に支援する。	中心市街地の活力向上と消費等の市外流出を防ぐため、商業を中心とした賑わいを創出する。	店舗活用率（１－空き店舗率） %	80.5 85	94.7	7,604 2,178	0 0	A	地域に密着した商業活動・購買活動を促進するとともに、徳山駅周辺をはじめとする中心市街地の活性化を図るため、関係団体等と協議を行いながら、引き続き、より成果に繋がる支援策を検討する。	中心市街地商業活性化事業については、令和2年度から中心市街地活性化事業へ統合。
No.653 中心市街地施設整備一般事務費 （中心市街地活性化推進課）	徳山駅南北自由通路、徳山駅北口駅前広場の維持管理	●徳山駅周辺の公共空間、公共施設の利活用を推進し、中心市街地の活性化に資する。 ●施設の適正管理により、駅周辺利用者の利便性向上を図る。	駅南口利用者数 人／日	6,208 7,000	88.7	24,007 5,083	23,866 9,183	B	南北自由通路や徳山駅南北の駅前広場は、交通結節点としての機能をもつ一方、市の玄関口としての情報発信や賑わい・交流の場としての活用を今後も推進していきたいと考えており、利用者の安全・安心・利便性を確保しながら適切な維持管理を行うことが必要である。	徳山駅南北自由通路及び南北の駅前広場は、単に交通結節点というわけではなく、市民の賑わい・交流の場でもあることから、利用者の安心・安全・利便性の確保や景観等にも配慮した維持管理を図っていく必要がある。
No.194 農村地域防災減災事業費 （農林課）	○不要となったため池の切開工事を実施する。 ○ため池の監視やハザードマップの作成を行う。	本事業により総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしのの安全確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。	進捗率 %	1 9	11.1	984 1,452	26,900 1,597	A	農村地域の安心・安全確保に直接関わる事業であるため、必要な事業である。	
No.468 地域農業担い手支援事業費 （農林課）	青年の就農意欲の喚起と就農後の営農定着を図るため、農業研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金を交付する。 農業後継者の育成支援（新規就農者の研修支援及び指導農家支援）	周南市が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、効率的、安定的な農業経営の目標達成を目指す担い手を育成。	新規就農者数 人	42 35	120.0	32,049 2,178	25,661 2,178	A	農業従事者の高齢化が進み、山村の維持が懸念される中、若者の就農が図られており、今後も地元に根付いた担い手の育成を進めたい。	
No.469 集落営農等支援事業費 （農林課）	地域農業の担い手となる集落営農法人、ＪＡ等が行う施設等の整備を支援するとともに、集落営農法人の設立に対して支援をする。 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者に対して、農地集積協力金を交付する。	地域の中心となる経営体の経営力の強化のため、機械、施設の整備や農地の集積を図ることで、経営力の強化を図り、農産物の産地化が促進される。	法人数 法人	32 31	103.2	9,798 4,357	9,457 5,373	A	今後も、集落営農法人による若者の雇用を推進し、持続可能な地域農業の担い手として育成する必要がある。	
No.470 新規就農者パッケージ支援事業 （農林課）	意欲ある若者が農業を始めるに当たって課題となる「技術研修」「農地の確保」「機械・施設の整備」「住居の確保」を、課題解決のためパッケージで支援する。	地域農業の担い手となる、若手の独立自営就農者を確保することで、地域農業の持続可能性を高める。	認定新規就農者等による対象作物（トマト、わさび、イチゴ、ほうれんそう）の栽培面積 a	331 331	100.0	28,939 2,904	172 1,815	A	持続可能な農業と中山間地域の活性化には新規就農者の確保と定着が必須であり、引き続きパッケージでの支援を継続する。	求人倍率等、雇用情勢の変化に合わせ、就農希望者の増加が期待できる。今後、新規研修生が確保された際は、ハウス調達の予算措置が必要である。
No.472 農地耕作条件改善事業費 （農林課）	○八代地区　農地利用集積、水田汎用化のため、暗渠排水工事を行う。 ○小原地区　農地利用集積、水源確保のため水路整備工事を行う。 ○管蔵地区　農地利用集積、水田汎用化のため、暗渠排水工事を行う。	耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行い、農業競争力の強化を図る。	進捗率 %	100 100	100.0	10,016 218	0 0	A	耕作条件の改善を進めることで、農地や農業用施設の機能強化を図り、競争力のある農業が目指せることから必要な事業である。	
No.473 あぐりハウス管理事業費 （農林課）	あぐりハウスの管理経費　わさび苗の生産販売　バイオ技術によるわさび苗の育苗	わさび生産を普及させることにより特産品としての知名度を上げ、地産地消の推進を図る。	わさび苗の売上高 円	1,076,100 2,132,000	50.5	1,183 145	1,446 508	A	わさび苗の培養・生産にあたり、当施設は大変重要な拠点である。苗需要増を見込み、施設管理担当職員の配置など適切な施設の維持管理を行う必要がある。	
No.474 市民農園管理事業費 （農林課）	市民農園の管理運営	市民の農業への理解が推進されるとともに、農地の保全を図る。	貸付区画数 区画	87 104	83.7	146 436	163 1,017	B	利用率の向上や農業への理解のために情報発信を行う一方、持続可能なサービスが提供できるよう、独立採算で賄えるようにする。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.475 地産地消促進事業費 （農林課）	六次産業化・地産地消法により、「周南市地産地消促進計画」を定め、この計画に基づき、地産地消推進店及びしゅうなんブランドを認定するなど、安心・安全な地元農産物の供給を支援し、地産地消の普及・啓発の推進を図る。　【主な取り組み】地産地消推進店の認定、しゅうなんブランドの認定、新商品の開発(宇部フロンティア大学短期大学部)、6次産業化・農商工連携フェスタ、地産地消料理教室、地産地消推進店レシートラリー、首都圏での販促活動（周南地域うまいっちゃフェア出展）、イベント出展、商談会による地産外商	地産地消推進活動を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕組みづくり、生産者と消費者の相互理解を促進する。	地産地消推進店・しゅうなんブランドの認定	13	65.0	2,894	2,734	B	しゅうなんブランドの認知度向上のため、周知方法を工夫するとともに、関係機関と連携し、集客力のあるイベントや商談会等に参加することで、引き続き利用促進を図る。	
			個	20		11,835	11,763			
No.476 地方卸売市場管理一般事務費 （農林課）	●法令遵守の励行と適切な管理運営の実施　●市場内での課題解決のため卸売業者、仲卸業者、買参人等との調整　●県内他市場との協同仕入れの安定、再生計画を基に青果卸売業者の経営改善を行う。	適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	市場取扱高の増加	3,909	89.1	414	994	A	市民への安心・安全な生鮮食料品の安定供給と生産者の販売ルートを確保するための流通拠点施設であることから、市場関係者間で綿密に連携を取り、引き続き、取扱高の維持・上昇を図っていく必要がある。	市場を安定存続することで、安心で安全な生鮮食料品を安定的に供給するために継続して運営していく必要があるが、民間による市場管理運営の可能性について検討が必要である。
			百万円	4,388		5,809	5,809			
No.477 地方卸売市場施設維持管理費 （農林課）	●施設機能の保持に係る修繕・更新の実施と環境保全　(1)施設・設備の日常点検の実施　(2)消防・電気・空調・機械設備の保守点検、警備委託　(3)予防保全の観点からの計画的な修繕と更新の実施	計画的な修繕や機械設備の保守管理を行い、市場施設・設備の機能維持を図る。	市場施設整備	1	100.0	67,924	52,062	A	市場の機能を低下させないよう、市場施設の計画的な更新・整備及び適正な維持管理に努める。	市場の機能低下や衛生管理等の状況を把握し、市場施設の計画的な更新・整備が必要である。
			基	1		8,713	8,713			
No.478 道の駅管理運営事業費 （農林課）	指定管理者である一般社団法人周南ツーリズム協議会へ業務委託（H31年度～R5年度までの5年間）	道路利用者の利便性の向上及び道の駅「ソレーネ周南」を6次産業化・地産地消の拠点施設と位置付け、「しゅうなんブランド」をはじめとする地場産品を市内外に幅広くPRする。	来場者数	807,670	100.9	15,026	15,233	A	イベントの企画開催等による集客や、オリジナル商品を開発するなど、様々な取り組みを行なっており、順調に運営されている。	
			人	800,800		1,597	2,977			
No.479 都市農村交流促進事業費 （農林課）	・ルーラル315・376フェスタ　・棚田オーナー制度や農業体験交流　・都市農村交流の実施及び活動団体への支援　・イベント（石船温泉さくらまつり、カントリーフェスタ/鹿野わんぱくフェスタ）開催の委託	地産地消や地域活動を通じて都市と農村の交流を促進し、都市住民の農業・農村への理解を深める。	親子農業体験交流参加者	618	88.3	874	668	B	地域の活性化や農業への理解を深めるため、効果的な方法を検討しながら、引き続き都市と農村の交流の場を創出する。	
			人	700		2,178	1,452			
No.480 多面的機能支払交付金事業費 （農林課）	交付金による活動支援（国50%、県25%、市25%）　事務費（国100%）	地域ぐるみの共同活動で農地・農業用施設の保全と改修を実行することで、地域環境と農業環境の向上を効果的に図り、耕作放棄地の発生を防止する。	認定面積	812	100.2	55,958	60,808	A	集落ぐるみで行う農業農村の持つ多面的機能の増進活動に支援を行うことで、耕作放棄地の発生防止や浸水防止等が図られることから必要な事業である。	
			ｈａ	810		2,178	1,089			
No.481 農業振興一般事務費 （農林課）	農業振興各種協議会及び団体の活動費への助成を行う。　(山口県なし連絡協議会負担金　・公益財団法人やまぐち農林振興公社賛助会費　・周南地域野菜等振興協議会負担金　・周南市農業改良普及協議会負担金　・山口県わさび生産者団体連絡協議会負担金　・山口県農業共済組合運営費補助金　・生活改善実行グループ活動促進費補助金　・ジャンボタニシ防除対策費補助金）	各分野ごとの農業に関する振興・普及を図る協議会・団体の活動費を助成することにより、農業の振興を図る。	協議会、講習会等への参加	2,732	49.7	1,974	1,545	B	負担金・補助金の支出にあたっては、効率性、公益性を充分考慮する必要がある。	
			人	5,500		7,769	6,027			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.482 利子補給事業費 （農林課）	農業者等の資金の整備及び経営の近代化を図るため各種資金の利子補給を行う。	農業者等の各種資金の借り入れに対し利子補給を行うことにより、農業経営の安定化を図る。	利子補給件数 件	3 10	30.0	1,325 726	1,331 436	A	地域農業の担い手である新規就農者や、集落営農法人による新たな機械・施設の整備に際し、負担軽減を図るものであることから重要な事業である。	農業生産法人の設立等を推進するなかで、規模拡大及び営農の省力化を図ることが重要で、機械・施設の整備を進めている。 このような中で、資金の借入も必要となることから、今後も県とあわせて事業を継続していく。
No.483 中山間地域等直接支払交付金事業費 （農林課）	農業生産活動等を行う地域の農用地の面積に応じて交付金を支払う。	農業生産条件の不利な中山間地域等における適正な農業生産活動等を支援することで、耕作放棄地の発生防止や洪水・土砂崩れの防止、定住条件の向上等を図る。	対象農用地面積 ㎡	4,592,921 4,750,000	96.7	60,049 5,083	60,259 1,452	A	中山間地域の集落及び農地の保全に有効な事業として、引き続き推進していく。	中山間地域において高齢化が進行する中で、農業の担い手の確保を進めるとともに、集落における農業生産活動等の維持を図り、耕作放棄地の発生等を防止するため、引き続き事業を推進することが必要である。
No.484 環境保全型農業直接支払交付金事業費 （農林課）	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して交付金を交付する。	環境保全に効果の高い営農活動の普及推進が図られる。	対象農地面積 a（アール）	5,351 4,500	118.9	2,806 1,452	2,848 1,452	A	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づくもので、環境保全に効果の高い営農活動に対する支援として重要である。	地球温暖化の防止や生物多様性の保全のために有効な事業であることから、引き続き適正な管理を行い、事業を推進する。
No.485 畜産業事業費 （農林課）	市有牛の運搬、登録　家畜改良増殖事業	畜産業の振興を図る。	和牛の出荷頭数 頭	99 90	110.0	3,132 2,904	3,175 1,452	A	畜産クラスター計画推進により高収益型の畜産業を構築するなど、畜産業発展に欠かせない事業である。	
No.486 経営所得安定対策直接支払推進事業費 （農林課）	自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料作物等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。	水稲以外の作物の生産を奨励し、食料自給率の向上に寄与する。　（水稲以外作付面積 周南地域R2目標：651ha）	戦略作物の作付面積 ｈａ	147 170	86.5	4,655 3,558	5,660 2,832	A	食料自給率の向上を図るため、水稲から小麦や大豆、トマト・ほうれん草といった園芸作物への転換を進めるうえで重要な事業である。	
No.487 農産物産地化支援事業費 （農林課）	【特定品目種苗購入費補助】特定品目の種苗購入費を1/2以内で補助　（補助金額の上限は、同一品目年間２０万円）　・産地特化品目：トマト、わさび、いちご、ホウレンソウ、りんどう　・栽培面積：５００㎡以上	大規模農家の支援と併せて中小規模の農家に対し支援を行うことで農産物の増産を図り、直売所等への出荷量を増加させ、新規就農者等の農業経営の安定化を図る。	戦略作物の作付面積 ｈａ	1.5 3.9	38.5	1,870 726	2,942 2,541	B	特定品目の産地化を進め作付面積を増やし、道の駅や直売所等への安定出荷及び出荷量の増加を図る。	
No.488 土地改良振興一般事務費 （農林課）	○農免農道の草刈業務委託　○農道維持費の補助　○土地改良事業推進団体への補助	効率的、継続的な農業基盤の維持管理を図るため、補助金などを用いて土地改良推進協議会や土地改良区など関係団体への支援を行う。	土地改良事業推進団体の数 団体	18 18	100.0	4,123 436	8,683 436	A	土地改良振興事業を推進するうえで必要な経費である。	
No.489 単市土地改良事業費 （農林課）	○農業施設整備工事　○原材料支給　○小規模土地改良事業補助金　○市街化区域農業用水路浚渫交付金（新南陽地区）	農地・農業用施設の整備や維持管理のための助成を行い、農業経営の基盤強化を図る。	施工箇所 箇所	9 10	90.0	15,987 2,251	13,925 2,106	A	土地改良施設を守るために行う事業であることから必要な経費である。	
No.490 土地改良事業償還助成費 （農林課）	土地改良事業の償還金の一部を助成する。	旧熊毛町でS56～H15に実施した土地改良事業についての助成	助成件数 件	25 25	100.0	14,545 145	12,196 145	A	償還助成を行うことで、受益者の負担軽減が図られるため、必要な事業である。	
No.491 農業用施設整備管理事業費 （農林課）	施設の運営管理及び周辺遊水池の維持管理	室尾かんがい排水機場を円滑に運営することにより、周辺農地の浸水被害を防止する。	可動率 %	100 100	100.0	3,589 1,452	4,151 145	A	適切な管理を行うことで、浸水被害を防止できることから、必要な事業である。	
No.492 土地改良施設維持管理適正化事業費 （農林課）	5年間で対象施設の事業費を積立て事業を行う。	農業用施設を計画的に維持管理することで、良好な農業環境を持続する。	施工箇所数 箇所	1 1	100.0	47,252 2,106	41,620 1,089	A	計画的に老朽化した施設を整備することで、良好な農業環境が保てることから必要な事業である。	
No.493 集落基盤整備事業費（県営事業費） （農林課）	県営事業により基盤整備等を実施し、市が負担金を県に納入	農業における生産活動の維持、経営の安定化及び防災への対応を図るため、生産基盤及び生活基盤の整備を総合的に行う。	進捗率 %	99 100	99.0	9,500 218	750 363	A	農村集落の基盤整備を進めることで、農村環境の整備、営農の省力化が図られるため必要な事業である。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.494 農業競争力強化基盤整備事業費（県営事業費） （農林課）	県営事業により基盤整備等を実施し、市が負担金を県に納入	生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化を推進するための農地の区画整理、用排水路施設の整備等を行う。	進捗率 %	58 56	103.6	37,440 218	40,800 363	A	生産基盤の整備を行い集約化を進めることで、営農の省力化を図り、競争力のある農業が目指せることから必要な事業である。	
No.495 農業施設災害復旧事業費（補助） （農林課）	補助対象となる、農地・農業施設の災害復旧事業	被災した農地・農業施設の復旧を行い、良好な農業生産基盤を維持する。	指標なし 	- -	-	106,190 5,228	19,795 5,228	A	災害発生時には速やかに復旧工事を実施し、農地や施設の効用回復を行うことで農家の営農意欲の減退を防ぐ。	
No.496 農業施設災害復旧事業費（単独） （農林課）	補助対象とならない、農業施設の災害復旧事業	被災した農業施設の効用回復を行い、良好な農業生産基盤を維持する。	指標なし 	- -	-	26,526 1,597	5,070 1,597	A	災害発生時には、速やかに復旧工事を実施し、施設の効用回復を行うことで農家の営農意欲の減退を防ぐ。	
No.497 災害応急対応費（農林課） （農林課）	工事概要　仮設道設置　土砂撤去　水路復旧　道路復旧	小成川地区の農業用施設の復旧工事を行い、良好な農業生産基盤の維持を行うとともに、住民の生活環境の安定を図る。	進捗率 %	70 100	70.0	0 363	0 0	A	速やかに復旧工事を実施し、現状回復に努める。	
No.498 鳥獣被害防止対策事業費 （農林課）	有害鳥獣捕獲隊の編成、捕獲した有害鳥獣の買上げ等の捕獲対策を行う。 鳥獣被害防止施設等整備補助による防護対策を行う。 地域ぐるみの自助対策等を取り組む地元説明会の開催する。	有害鳥獣による農作物等の被害の軽減及び未然防止が図られる。	被害防止施設 m	9,580 10,000	95.8	8,648 8,205	10,516 8,205	A	捕獲隊員の若返りを図りながら、関係機関と連携等により効果的な策を講じ、農作物等の被害軽減に努める。	国・県の事業を活用、関係機関との連携による有害鳥獣捕獲隊編成等を進め、被害防止に努める。併せて、地域住民への研修、広報等により自助対策の必要性を啓発する。
No.499 鳥獣害に強い集落づくり事業費 （農林課）	集落ぐるみで実施する防除、捕獲等の農作物被害防止対策を支援。	野生鳥獣による農作物被害の低減及び未然防止。	野生鳥獣対策を実施した集落数 集落	2 3	66.7	672 2,759	760 2,759	B	平成３０年度より開始した県事業であり、より効果的な事業の推進を検討する。	県と連携を図り、集落単位での効果的な事業の推進を図る。
No.500 単市林道維持管理事業費 （農林課）	草刈業務、路面補修等、林道の維持管理を行う。	林道網の計画的な維持管理を行う事で、木材生産コストの低減や施業の効率化を図り、森林施業者の負担を軽減する。	無事故日数 日	365 365	100.0	3,596 2,178	13,678 1,670	A	林業の効率化を図るために、林道の維持管理は必要である。	
No.501 林道改良事業費 （農林課）	林道大正屋敷線の起点にある老朽化した長渡路橋を改修する。また、既設の林道について、老朽化等により機能が低下した橋梁の点検診断を行う。	木材生産コストの低減や施業の効率化を図る。	進捗率 %	72 100	72.0	122,124 2,396	0 0	A	林業振興や山間地域の住民の生活に必要な重要な事業である。	
No.502 林道施設災害復旧事業費（補助） （農林課）	補助対象となる、林道施設の災害復旧事業	被災した林道施設の復旧を行い、良好な林業生産基盤を維持する	指標なし 	- -	-	0 0	5,400 3,558	A	災害発生時には速やかに復旧工事を実施し、施設の効用回復を行うことで森林所有者の営林意欲の減退を防ぐ。	
No.503 林道施設災害復旧事業費（単独） （農林課）	補助対象とならない、林道施設の災害復旧事業	被災した林道施設の復旧を行い、良好な林業生産基盤を維持する	指標なし 	- -	-	6,218 871	1,600 871	A	災害発生時には速やかに復旧工事を実施し、施設の効用回復を行うことで森林所有者の営林意欲の減退を防ぐ。	
No.504 市有林等災害復旧事業費 （農林課）	被災箇所を復旧する。	市有林を適切な状況に保持する。	災害復旧箇所数 箇所	1 1	100.0	46,053 2,178	0 0	A	被災箇所の復旧するものであり、必要な事業である。	
No.505 緑山バイオマス材生産モデル事業費 （農林課）	早生樹種による短期間での安定的な収入と木質バイオマス材の生産ができる体系の構築に向けた実証	林業経済の好循環と市内産木材の地産地消の推進	植林面積 ｈａ	0 0	0.0	6,100 6,971	84,998 5,518	A	市有林の有効活用、短期間で確実に収入が得られる森林整備の推進のため必要な事業である。	
No.506 一般造林等補助事業費 （農林課）	森林所有者等が実施する作業道整備、下刈、人工造林、除伐、間伐等の森林施業、竹材利用推進等の事業に対し、補助を行う。	補助により森林所有者等の林業活動が促進され、不良林の改良と林業生産活動の活性化が図られる。	流域育成林整備事業施業面積 ｈａ	155 200	77.5	1,968 871	3,000 871	B	民有林の適切な経営に必要な事業であるので、効率的・効果的な補助を実施する必要がある。	民間による森林経営活動の活性化、森林荒廃に歯止めをかける上で必要な事業であることから、補助単価の見直し等も検討し、継続する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.507 分収林調査事業費 （農林課）	地元団体等と契約している分収林について、契約状況を調査し、原契約者が死亡しているものについては後継者の追跡及び名義の変更手続を行う。 その後、現地調査を実施し、契約地及び立木の状態を確認、処分の方針を決定。処分方針は主に収益性の有無によるものとし、収益が見込める場合は売払手続を取り、見込めない場合は、現状のまま市へ返還（解約）する。売払処分は、入札事務の全てを市で行い、売却額を契約に定める分収割合により契約者及び市に収益として分配する。	50年間の分収契約地約1,700件が満了期を迎えており、これらの契約の処分を円滑に実施する。	分収林処理件数 件	109 200	54.5	3,457 6,898	1,351 6,898	B	契約満了の案件に係る契約者の状況や現地の境界等の整理が必要であり、引き続き実施する必要がある。	森林資源の有効活用を図るために、引き続き適切な契約の執行に努める。
No.508 地域が育む豊かな森林づくり推進事業費 （農林課）	○中山間地域対策　繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生生物の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備 ○地域課題対策　森林公園の保全や海岸林の整備、観光地周辺の景観保全等、地域の様々な課題、景観保全等、地域の様々な課題・要望を踏まえた多様な森林整備	やまぐち森林づくり県民税　第3期対策（H27～31）　中山間地域の元気創出に向けた集落周辺の里山の一体的整備など地域課題等を踏まえた多様な森林整備を支援することで、災害の防止や水源の涵養、生活環境の保全等、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する。	整備箇所数 箇所	2 4	50.0	7,767 871	0 871	B	多様な森林整備を進める上で、有効な事業であり、引き続き県と協調し取り組みを進める。	令和２年度以降の県の方向性を注視し、適切な対応を図る。
No.509 公有林保育事業費 （農林課）	保育が必要な林地において、下刈り、間伐等の施業を行う。 伐採跡地において、造林を行う。 森林資源の有効利用を図るため、作業路を開設し、搬出間伐を行う。	市の財産である森林を適切に保育し、その多面的な機能の保持・増進を図る。	間伐面積 ｈａ	12 900	1.3	31,396 3,558	33,769 3,994	B	森林の持つ多面的機能の維持発揮や木材の価値を保ち、高めるために必要な事業である。	森林機能の最大限の発揮させるためにも計画的な実施が必要であり、森林組合の内部統制の改善等を指導・助言しながら、適切な保育に努める。
No.510 公有林管理事業費 （農林課）	市有林の看守を行う。 森林保険へ加入する。 支障木の伐採、病害虫対策を行う。	市の財産である森林を適切に管理し、その多面的な機能の保持・増進を図る。	指標なし -	- -	-	19,552 1,670	2,708 2,469	B	適切な管理が木材価値の保持につながることから、必要な事業である。	適正な財産管理に欠かせない事業であり、適宜内容を精査し効果的な事業推進に努める。
No.511 小規模治山事業費 （農林課）	山林斜面の安定を図り、土砂流出を防止する工事を実施。　単県補助事業県50/100　市47.5/100　地元2.5/100	法面の安定を図り、土砂の流出によって発生する、人命、財産等への被害を防止する。	施工箇所 箇所	3 1	300.0	14,417 944	3,000 799	A	市民の生命や財産を守るため、必要な事業である。	
No.512 森林経営管理推進事業費 （農林課）	森林所有者に対する意向調査　意向調査を踏まえ、経営管理のされていない森林を意欲・能力のある森林経営者に集積・集約化　経営管理ができない森林の経営管理を市が行う	経営管理のされていない市内私有林・人工林を適正に管理する。	指標なし -	- -	-	2,245 0	7,728 2,178	A	林業の成長産業化と森林の適正な管理両立のため必要な事業である。	
No.513 高瀬集会所施設管理事業費 （農林課）	地元住民等の交流及び集会等に利用されている施設の維持管理を行う。	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	年間利用者数 人	2,028 1,500	135.2	469 218	499 218	A	農林業の振興及び地域住民相互の連体感の醸成という設置目的に沿った利用がなされれている。今後は地域への移譲を含め、施設の運営形態を検討する。	平成30年11月に策定した施設分類別計画では、当該集会所が緊急避難所として指定されていることを踏まえ、地域住民の安心・安全を確保する観点から継続利用し、将来的に地域への移譲など、施設の運営形態を検討することとしている。
No.514 烏帽子ヶ岳ウッドパーク維持管理事業費 （農林課）	施設の維持管理を行う。	施設の適正な維持管理により、市民が森林とふれあい、交流できる場を提供する。	年間利用者数 人	280 1,100	25.5	302 218	295 218	B	保養による心身のリフレッシュを図っていくうえで一定数の需要は見込まれるが、老朽化に伴う維持管理コストの増大が見込まれる。利用状況等を考慮しつつ、廃止等の検討を進める。	平成３０年１１月に策定した施設分類別計画では、保養による心身のリフレッシュを図っていくうえで一定数の需要は見込まれるが、年間20人程度のテントサイトの利用状況であり、状況等を考慮しつつ、廃止等の検討を進めることとしている。
No.515 生活環境保全林管理事業費 （農林課）	生活環境保全林(太華山、高瀬、烏帽子ケ岳)の維持管理を行う。	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	利用者数（太華山年間利用者数） 人	5,500 7,000	78.6	2,420 436	2,630 436	B	最小限の予算で執行しており、生活環境保全及び市民の憩いの場の提供のために、引続き継続する。	常にコストを意識しながら、生活環境の保全と共に、市民に良好な憩いの場の提供に努める。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.516 ふれあいの森維持管理事業費 （農林課）	施設の維持管理を行う。	施設の適正な維持管理により、市民が森林とふれあい、交流できる場を提供する。	年間利用者数 人	7,177 6,500	110.4	621 436	435 436	A	市民が森林と親しむことのできる有効な施設であり、引き続き、幅広い利用に向けた事業の検討が必要である。	森林資源を有効活用したふれあいの場であり、市民の自主的な活動の推進の観点からも、継続する。
No.534 大潮田舎の店管理事業費 （農林課）	大潮田舎の店の管理運営	生きがい活動の拡充や就業機会の創出など、地域の活性化を図る。	直売所来客者数 人	13,199 14,000	94.3	970 145	973 508	A	当該施設では地域の特産品を活かした生産・加工・販売を行っており、鹿野産品のＰＲのほか、地域の方々の生きがい的な役割を担っており、必要な事業である。	
No.536 ６次産業化チャレンジ支援事業費 （農林課）	農林魚業者による6次産業化や中小企業者と連携した農商工連携を一体的に取組み、国制度の活用に加え、県で創設された支援制度に市の上乗せ補助を行い、市内産農林水産物を活かした魅力ある新商品の開発や販路開拓を積極的に推進する。【やまぐち6次産業化・農商工連携事業補助金】　①新商品開発事業（ソフト事業）　県：1/3　市1/6 ②施設等整備事業（ハード事業） 県：3/10　市1/6【ステキ女子活躍推進補助金】　③商品開発・改善/市場調査/販路開拓/販促活動事業（ソフト事業）　県：1/3　市1/6	地域の農林水産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスを創出することで、雇用の創出と所得の向上を図り、農山漁村地域の再生と活性化を推進する。	支援件数 件	1 1	100.0	447 5,518	166 2,832	A	6次産業化を推進することで、女性や若者の雇用創出や、地域の活性化を図る。	
No.535 わさび産地化推進事業費 （農林課）	あぐりハウスのバイオ苗生産能力の増強及びバイオ苗の安定出荷	あぐりハウスのバイオ苗が生産者へ安定供給されることで、わさび産地が拡大されるとともに、トマト・わさび複合経営による就農者の経営安定を支援する	わさび栽培面積 a	234 129	181.4	6,476 4,357	4,433 7,987	A	良質のわさびバイオ苗を供給するあぐりハウスの生産能力を強化・維持することで、苗を生産者へ安定供給し、わさび産地拡大化を図るとともに、就農者の経営安定を支援するためにも必要な事業である。	
No.647 畜産振興一般事務費 （農林課）	山口県畜産振興協会への負担金　周南地区畜産振興協議会への負担金	市内の畜産団体を支援し、畜産経営安定対策等の事業を推進する各関係機関と連携することで、畜産業の復興を図る。	牛の飼養頭数 頭	446 500	89.2	500 1,815	523 1,888	A	各畜産団体と連携し、畜産農家を支援することで畜産振興を図る事業であり、継続する必要がある。	
No.648 馬神集会所管理事業費 （農林課）	馬神集会所の管理運営	地元住民の交流に寄与する。	利用者数 人	756 500	151.2	262 145	292 508	A	将来的には地元に譲渡することを検討する。	平成３０年１１月に策定した施設分類計画では、当該集会所が緊急避難所として指定されていることを踏まえ、地域住民の安心・安全を確保する観点から継続利用し、将来的に地域への移譲など、施設の運営形態を検討することとしている。
No.649 金峰仙の里交流館管理運営事業費 （農林課）	周南市金峰仙の里交流館の管理運営	地域住民の福祉の向上及び都市住民との交流を図る。	施設利用件数 件	29 30	96.7	332 145	336 508	A	将来的には地元に譲渡することを検討する。	
No.650 鹿野山村広場等管理運営事業費 （農林課）	鹿野山村広場等の管理運営	地域住民の健康増進及びコミュニティの推進を図る。	利用者数 人	15,203 13,000	116.9	1,227 145	1,239 508	A	類似施設を管理している文化スポーツ課に施設を移管することで事務の効率化を図りたい。	
No.651 林業振興一般事務費 （農林課）	林業振興を目的とした協議会活動を通じ、造林及び保育等の情報収集を行う。森林ＧＩＳシステムの運用を行う。	本事務を適正かつ効率的に行うことで、林政事業遂行の基盤とする。	指標なし -	- -	-	998 3,050	1,113 3,050	A	林業振興を図る上で必要な事業である。	林政事業推進のために、制度の動向把握、知識・技術の向上、情報収集が重要であり、事業の継続は必要である。
No.212 海岸保全施設長寿命化事業費 （水産課）	海岸保全施設の老朽化診断を行い、長寿命化計画を策定し、計画に基づいて機能保全工事を実施する。粭・大島漁港：１箇所、大津島漁港 ：５箇所、戸田漁港：７箇所、福川漁港：２箇所 指標の海岸保全施設の長寿命化計画策定漁港数については、海岸保全施設区域数とする。	海岸保全施設を波浪や高潮による被害から守るため、海岸堤防の維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りつつ、施設の老朽化対策を計画的に進め、国土及び背後地住民の生命、財産の保全を図る。	海岸保全施設の長寿命化計画策定漁港数 箇所	7 7	100.0	11,525 2,541	28,000 3,267	A	海岸保全施設の機能維持を図るために必要な事業であり、長寿命化計画に基づき機能保全工事を実施していく必要がある。	計画的かつ効率的な事業執行に努める。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.517 赤潮等漁業被害対策事業費 （水産課）	海水井戸ポンプや配管設備等の関連施設の維持管理や修繕及び水質管理を実施し、安定的な活魚槽の利用ができるようにする。	赤潮発生時における魚介類の鮮度保持並びに活魚の需給調整を図り、赤潮被害の防止と共に漁家や漁協等の漁業経営基盤に資する活魚槽及び関連施設の維持管理を実施する。	採水モニタリング検査回数 回	3 3	100.0	1,071 726	1,559 363	A	赤潮対策に重要な施設であるが、受益者による管理委託等について検討する。	管理方法（受益者への管理委託等）について検討する。
No.518 沿岸漁場整備開発事業費 （水産課）	魚礁等の設置（県実施事業の一部負担）	魚礁設置等の漁場整備を行うことで、水産資源の増殖を図る。	漁場整備実施箇所数 箇所	1 1	100.0	2,795 726	3,185 726	A	県事業負担金であり、市の負担はやむを得ない。	計画的かつ効果的な事業執行を要望していく。
No.519 増養殖種魚等放流事業費 （水産課）	キジハタ、トラフグ等の種苗放流（8魚種）	稚魚等の種苗を放流することで水産資源の枯渇化を防止すると共に、栽培漁業の定着化を促進し、漁業生産の安定向上と水産資源の増大を図る。	稚魚の放流個体数 万尾・個	28 28	100.0	10,393 1,815	11,500 1,452	A	キジハタやトラフグなどブランド化につながる魚種の選定等、漁獲量を検証しつつ効果的な放流に努める。	資源管理型水産業に種苗放流は不可欠であるため引き続き継続する。
No.520 漁業生産基盤整備事業費 （水産課）	戸田・大津島地区近海で産卵用の素焼きタコツボを沈設する。	周南西地区の近海において、タコの産卵床用タコツボを沈設することで、戸田産タコの資源確保と生産拡大を図る。	たこの漁獲量 t	51 53	96.2	1,501 726	1,077 1,815	A	タコの漁獲量の検証を行うとともに、周南ブランドである「周南たこ」のＰＲを図る。	引き続き、沈設したタコツボの産卵状況のモニタリングを実施する。
No.521 内水面増養殖事業費 （水産課）	・佐波川水系和田地区、錦川水系鹿野、大向、長穂、須金、及び島田川水系にアユの稚魚を放流　・錦川上流漁業協同組合の放流事業に対して補助金を交付	アユの稚魚放流及び内水面漁協への補助を実施することで、内水面の生産力の維持増大を図る。	アユの稚魚放流数 ｋｇ	100.1 100	100.1	860 726	860 1,089	A	漁協や県農林水産事務所と連携し効果的な放流に努める。	山口県水産研究センターが実施するアユの再生産研究等の結果も検証しながら事業を継続する。
No.522 漁業金融対策事業費 （水産課）	漁業者の資本装備（漁船、漁具等）の高度化及び経営の近代化に必要な資金融資に対して利子補給を行う。	漁業経営の近代化及び安定化に対する支援を行う。	新規の利子補給件数 件	0 1	0.0	22 726	33 1,089	B	漁業者の資本設備（漁船・漁具等）の高度化が図られ、漁業者の経営基盤強化のために必要な事業である。	現在は金融政策により利子部分の利用者負担が０であることを関係機関等へ積極的にＰＲし、制度の活用を促す。
No.523 新規漁業就業者定着促進事業費 （水産課）	新規漁業就業者定着支援事業：1,800千円×１人　新規漁業就業者住宅支援事業：300千円×2人　経営自立化支援：1,200千円×2人　　指標の新規漁業就業者数は、平成17年度以降、新規に漁業経営を開始した人数の累計である。	水産業を支える担い手の確保・育成を図るため、研修中及び経営自立化等を経済的に支援し、新規漁業就業者の地域定着を図る。 平成31年度の目標値（累計）を10人に設定している。	新規漁業就業者数 人	7 10	70.0	4,770 2,178	12,345 2,541	B	漁業者の増加に向けて重要な事業である。	事業スキームの拡充及び積極的なＰＲにより新規漁業就業者の増加を図る。
No.524 水産多面的機能発揮対策事業費 （水産課）	干潟の保全、海岸清掃等を行う活動組織を支援する。	水産業や漁村が有する水産物供給機能及び水質浄化、文化継承等の多面的機能の発揮を支える活動を支援する。	活動組織数 組織	2 3	66.7	732 1,452	736 1,452	B	里海づくりを推進するためには、藻場・干潟保全や海岸清掃を実施する活動組織を育成する必要がある。	環境保護にもつながる重要な事業であるため、引き続き活動組織との連携を強化し支援する。
No.525 水産業振興施設整備事業費 （水産課）	水産業関連施設の改修等を実施する。	漁業者の就労環境の改善、安全性及び効率性の向上	水産業施設整備実施箇所数 箇所	2 2	100.0	37,984 2,178	0 0	B	事業完了を契機に、漁協への事業移管について検討	漁業就業環境や生産性の向上のためには必要な事業であるが、事業実施方法について検討していく。
No.526 水産業振興一般事務費 （水産課）	水産物消費拡大運動推進協議会の補助金を活用して、学校給食で地場水産物食材を提供する。 下松市栽培漁業センターの職員による「つくり育てる漁業について」の出前講座等を開催する。	地産地消運動の推進や食文化の伝承・食生活指針の指導等に取組む団体に負担金を支出し、市民に対して水産物の消費拡大と魚食の普及に関する啓発を行う。また、小学生を対象に「つくり育てる漁業について」の出前講座等を開催し、地場水産物への関心を高める。	出前講座等の回数 回	8 10	80.0	1,034 1,089	1,048 1,452	A	たこ飯給食については、食材のたこを提供、出前講座では講師派遣により「つくり育てる漁業について」の研修を実施している。２つの事業とも専門家からの話を聞くだけでなく、実物との触れ合いを行うことで、水産業に興味を持ってもらうことができている。	学校給食への水産物食材の活用は重要であり、たこ飯給食では今後もたこの提供を実施していく。出前講座では、「つくり育てる漁業について」栽培漁業センター職員の派遣による講座回数を増やすなどして、より多くの小学生が地場水産物への関心を高めるようにする。
No.527 水産物市場管理一般事務費 （水産課）	●法令遵守の励行と適切な管理運営の実施　●市場内での課題解決のため、卸売業者・仲卸業者・買参人等との協議、調整	適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。	水産物市場取扱量 トン	813 945	86.0	1,992 1,670	2,429 6,535	B	生鮮食料品等の流通の拠点施設であり、今後も市民に安心で安全な水産物を安定的に供給するためには、継続して運営していく必要がある。	市場を安定存続することで、安心で安全な水産物を安定的に供給するために継続して運営していく必要があるが、民間による市場管理運営の可能性について検討が必要である。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.528 水産物市場施設維持管理費 （水産課）	●施設機能の保持に係る修繕・更新の実施 (1)施設・設備の日常点検の実施 (2)消防・電気・空調・機械設備の保守点検 (3)予防保全の観点からの計画的な修繕と更新の実施	計画的な修繕や機械設備の保守管理を行い、市場施設・設備の機能維持を図る。	維持管理工事・修繕件数 件	15 20	75.0	21,301 1,815	21,495 6,535	A	機械設備等の計画的な更新や機械設備保守管理を行い、機能維持に努める。	市場の機能低下や衛生管理等の状況を把握し、市場施設の計画的な更新・整備が必要である。
No.529 漁港管理事業費 （水産課）	漁港施設の維持管理、漁港施設の使用等に係る許認可事務	周南市漁港維持管理運営計画に基づく漁港施設の適正な維持管理及び、施設利用の利便性の向上を図る。	維持管理工事・修繕件数 件	27 30	90.0	17,258 9,439	14,218 9,439	A	漁港管理者として、引き続き漁港の適切な維持管理を行う。	漁港管理者として、引き続き漁港施設の適切な管理運営を行っていく。 効率的な事業実施に努める。
No.530 水産物供給基盤機能保全事業費 （水産課）	漁港施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づいた機能保全（長寿命化）工事を実施する。	漁港施設の適切な維持管理と整備を行うため、施設の現状を診断し、維持改修費の軽減と平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、計画的に機能保全（長寿命化）工事を実施する。	漁港施設整備実施延長 m	50 60	83.3	86,933 4,720	182,769 5,083	A	漁港施設の機能維持を図るために必要な事業であり、計画に基づき機能保全工事を実施していく必要がある。	計画的かつ効率的な事業執行に努める。
No.531 長田フィッシャリーナ管理事業費 （水産課）	プレジャーボートの適性な管理を促し、海洋レジャーを通じて憩いの場を提供する。プレジャーボート専用の係留施設の管理運営を行う。	漁港内の漁船とプレジャーボートとの調整及び棲み分けを図り、利用者に対して利便性の高い海洋レジャーに関する施設サービスを提供する。	利用隻数 隻	13 72	18.1	1,883 2,904	1,939 2,178	B	漁港内の漁船とプレジャーボートの棲み分け等利用調整のため必要な事業である。今後とも引き続き利用促進を図る。	国土交通省は令和４年までに放置艇解消を目標としており、係留先のない艇について、フィッシャリーナへの係留を促すことにより利用促進を図る。フィッシャリーナ浮桟橋については、構造的に使用箇所を減らすことでの経費削減は困難と考えられるため、係留艇確保に努める。
No.532 長田海浜公園管理事業費 （水産課）	年間を通じ公園施設の適正な維持管理を行う。夏期には海水浴場が開設され、海の家の管理運営及びサメ網・遊具の設置撤去等が地元漁協により実施されている。	公園利用者の安全を確保し利便性を向上させ、施設利用の拡大を図る。	公園利用者 人	18100 17500	103.4	8,540 3,631	9,597 3,631	A	年間を通じ多くの利用者があり必要な事業である。適正な管理・運営を実施し、より維持管理経費の削減に努める。	親水公園を備えた市内唯一の海浜公園であり、適正管理のもと年間を通じた利用者の増加を図る。
No.533 粭・大島漁港あさり増養殖推進事業費 （水産課）	干潟内の定点におけるアサリの成育調査を行う。　　指標のあさりの資源量は、1㎡あたりのあさりの総重量である。	国土交通省より造成された大島人工干潟を有効活用するため、アサリの維持管理手法及び干潟保全活動組織への支援を図る。	あさりの資源量 ｋｇ	1.2 2	60.0	3,341 1,815	261 2,541	B	３年間のモニタリング調査を終え、今年度以降の事業のあり方等について見直す必要がある。	干潟保全活動の主であるアサリの成育には、被覆網による食害対策を施す方法が効果があるが、被覆網の維持管理作業が重労働となっている問題点がある。今後は、保全活動組織の干潟保全活動の労力負担の軽減及び、効率的なアサリ育成の技術取得を図る必要がある。併せてアサリを活用とした地域活性化策を検討する必要もある。 また、アサリの稚貝が少ないため、母貝となる種苗を購入し放流する必要がある。
No.246 空家対策関係事業費 （住宅課）	空家等対策の推進に関する特別措置法や周南市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等の改善を優先的に取り組む。また、宅建協会や司法書士会及び建築士会と連携して無料相談会などに取り組む。	特定空家等の改善を図ることにより市民の安心安全な生活を確保する。	特定空家等の改善件数 件	0 1	0.0	1,159 18,576	1,944 10,892	B	空き家実態調査から必要な施策を検討すべきである。	空き家実態調査結果を取りまとめ必要な施策を検討する。
No.434 市営住宅管理事業費 （住宅課）	●市営住宅管理戸数3,723戸（徳山2,569戸、新南陽890戸、熊毛163戸、鹿野101戸）の維持管理	住宅に困窮する市営住宅の入居希望者に対し、低廉で良質の市営住宅を提供するとともに、適正な住宅管理を行うことで、入居者が快適で安全な生活を送ることを目指す。	現年度収納率 %	99.5 98	101.5	186,524 31,948	184,011 30,496	A	公営住宅の維持管理を計画的に行うことでライフサイクルコストの縮減と長寿命化に取り組み、安心・安全な居住環境を確保する。 安心安全な公営住宅の維持管理と収納率の向上のため、指定管理者への指導と協力を行っていく。	
No.435 市営住宅改修事業費 （住宅課）	・市営住宅の機能維持及び便益向上のための改修工事を実施する。 ・周辺への影響を考慮し、空家となった市営住宅を解体する。	安心・安全を第一に、市営住宅の機能維持及び便益向上のため改修工事を行う。また、老朽化している市営住宅を解体することにより周辺環境の安全を確保する。	工事の進捗率 %	16 10	160.0	24,534 2,178	17,951 2,178	A	安心・安全な居住環境を確保し、効率的かつ円滑に管理運営するためには、ライフサイクルコストの縮減が大切である。そのため、点検の強化及び早期の管理・改善を実施し、予防保全的な維持管理を進める。	
No.436 住宅支援事業費 （住宅課）	●長期優良住宅の認定　●住まいへの関心を高めるため、住宅相談の実施	長期に渡り、良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」の建設の促進を図る。	長期優良住宅の認定数 件	221 250	88.4	42 10,892	65 9,802	B	認定件数も200件を超えており、一定の成果は出ている。これからも引き続き、長期優良住宅の認定を推進していく。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.437 住宅等耐震化促進事業費 （住宅課）	●昭和５６年５月以前に建設された、木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、無料で耐震診断員を派遣　●昭和５６年５月以前に建設された、木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対し、補助金を交付　●昭和５６年５月以前に建設された、多数利用建築物の耐震診断を実施する所有者に対し、補助金を交付　●通学路等に面し地震時に倒壊の恐れがある危険なブロック塀等の撤去を実施する所有者に対し、補助金を交付	耐震診断及び耐震改修、危険な塀等の撤去を行う所有者を支援することで、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図る。	耐震化事業の進捗増加率 %	9.6 20	48.0	5,801 7,987	10,021 11,255	C	事業の利用促進のため、耐震化の必要性や無料耐震診断員派遣、耐震改修及び危険なブロック塀等の撤去の補助金制度について更に周知を図る必要がある。	
No.438 公営住宅等整備事業費 （住宅課）	既存入居者の移転、老朽化した住宅の解体、建替え	市営住宅に入居を希望する市民に快適な居住空間を提供するとともに、団地内の住環境の改善を図る。	工事の進捗率 %	10.6 15	70.7	37,957 5,083	44,580 6,535	A	長寿命化計画に基づき、限られた予算のなかで、計画的かつ効率的に建替えを進めていく必要がある。	
No.378 道路橋りょう総務一般事務費 （道路課）	旅費、事務用品、道路パトロールカー等の車検及び重量税、保険料、負担金、損害賠償金等の支出	道路法に基づいた道路行政を行う上で、必要な経費を支出するものである。	市内直轄道路事業件数 件	2 2	100.0	4,026 5,446	3,838 3,921	A	道路法に基づく、道路行政を行う上で必要な経費である。	事業費の精査を行いながら、引き続き、事業を推進する。
No.379 道路台帳整備事業費 （道路課）	新規認定路線や廃止路線、道路改良等により変更のあった路線について、適宜、道路台帳に反映し、最新の道路情報を一元管理するため、図面や調書等を整備する。	道路管理者として、道路台帳を適正に更新することで、道路の円滑な維持及び管理を行うことができる。 また、道路に接する沿道の住民等のためにも、道路法が及ぶ領域を明確にしておく必要がある。	市道延長距離 ㎞	1,219.80 1,220	100.0	8,289 2,541	12,301 2,178	A	道路管理者として、市道等の管理業務を適切に遂行するために、本事業を着実に実施する必要がある。	事業費の精査を行いながら、引き続き、事業を推進する。
No.380 街路灯管理事業費 （道路課）	街路灯の維持管理	道路状況や交通状況を把握するための良好な視覚環境を確保することにより、道路交通の安全及び円滑化が図られる。	省エネ灯具の割合 %	54.2 38	142.6	32,845 1,815	33,217 2,832	A	コスト等を踏まえた街路灯の改善見直しを行ないながら、安全な道路環境を維持していく。	省エネ灯具への切り替えを検討するとともに、交差点付近以外に設置した街路灯に異常が発生した場合には、必要性や費用対効果の観点から、修繕等の対応を慎重に検討していく。
No.381 市道維持管理費 （道路課）	①市道維持補修　②市道清掃除草　③街渠桝清掃　④市道地下道清掃　⑤道路施設等の維持管理	道路・橋梁が安全快適に利用できるように保全を図る	地元要望に対する対応率 %	100 100	100.0	298,531 49,012	313,346 35,869	A	安心・安全な道路環境を維持することは、市民生活に密着した重要な事業である。	
No.382 法定外公共物管理事業費（道路維持） （道路課）	境界確認及び原材料支給による法定外公共物の機能確保に努める	法定外公共物の機能管理及び財産管理	法定外公共物に係る損害賠償件数 件	0 0	0.0	789 14,159	3,064 8,278	A	住民に身近な公有財産を、利用する地元が自ら管理するための事業であるが、地域環境の変化に対応した効率的で効果的な事業を実施する。	
No.383 災害対応費 （道路課）	土のうなどで応急的に道路河川の市外に対応するための工事費、機械設備保守管理委託料	応急的な対応を行う	台風災害等対応の件数（累計） 件	19 15	126.7	183 3,631	400 3,050	A	災害発生時の迅速で的確な対応で、市民の安心・安全を確保する。	
No.384 除雪対策費 （道路課）	降雪量、沿道条件等を考慮し、緊急度に応じた除雪作業を行う	除雪対策により、生活道路の通行確保を図る	除雪対策の瑕疵による損害賠償件数 件	0 0	0.0	1,661 4,357	4,754 3,050	A	降雪期において、迅速に除雪作業を実施し、道路の安全な交通を確保する。	
No.385 調整池管理事業費 （道路課）	集中豪雨等により調整池に流れ込んだ土砂の撤去及び清掃作業	開発許可を受けて整備された調整池の適正な管理を行う	土砂の撤去及び清掃作業 箇所	4 4	100.0	2,315 2,178	2,623 1,960	A	近年の集中豪雨に対して、調整池は必須であり、調整池に流れ込んだ土砂の撤去等により雨水調整の機能回復を図る必要がある。	
No.386 通学路安全対策事業費 （道路課）	通学路安全対策プログラムに基づき、通学路の危険箇所について安全対策工事等を実施する。	通学路の交通安全を確保する	通学路の整備箇所数（累計） 箇所	8 8	100.0	9,999 2,541	14,000 2,469	A	安全な道路環境を維持するために必要な事業である。	
No.387 交通安全対策事業費 （道路課）	道路の現状を確認し、危険個所にカーブミラー・ガードレール・区画線等の設置及び補修	道路を利用する全ての人が安全に通行できる道づくり	地元要望に対する対応率 %	100 100	100.0	22,410 3,267	22,748 3,558	A	安全な道路環境を維持するために必要な事業である。	
No.388 市道改良事業費 （道路課）	施工場所：周南市全域　施工内容：市道改良工事	市民の安心安全を確保するため。	改良路線数 路線	5 5	100.0	93,099 4,720	30,193 4,937	A	適切な箇所に効率よく実施する必要がある。	市民の安心・安全を確保するため事業を着実に推進する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.389 中開作線整備事業費（道路課）	施工場所：室尾１丁目地内　施工内容：バイパス道路の新設　Ｌ＝570m　Ｗ＝12m	福川南地区の生活道路を整備する。	取得筆数 筆	3 3	100.0	13,946 1,815	11,000 5,301	A	下水道の雨水事業と協力しながら事業を進める。	市民の安心・安全を確保するため事業を推進する。
No.390 道路舗装事業費（道路課）	施工場所：周南市全域　施工内容：市道舗装改修工事	石油交付金事業を活用し道路舗装工事を行うことで、安心・安全・快適な道路環境を目指す。	施工延長 m	213 213	100.0	27,830 3,994	23,600 5,736	A	現状を的確に把握し、効率的に事業を進める必要がある。	今後も計画的に舗装改良事業を進めていく。
No.391 野村一丁目７号線整備事業費（道路課）	●施工場所：野村一丁目地内　●施工内容：バイパス道路の新設　L=700m　W=20m	新南陽地区の地域幹線道路として物流活性化、交通円滑化、生活環境向上を目指す。	取得筆数 筆	0 4	0.0	5,041 1,815	47,500 5,664	B	交通円滑化のため、早期の事業完了を目指す必要がある。	用地交渉を進める。
No.392 過疎対策道路整備事業費（道路課）	鹿野地区の市道整備	過疎対策事業により、鹿野地区の道路整備を実施し利便性の向上を目指す。	施工延長 m	80 80	100.0	26,500 3,267	60,000 2,832	A	生活道の通行止めを解除する為、早期の完成を目指す。	
No.393 勝間原団地第１幹線整備事業費（道路課）	施工場所：呼坂地内　施工内容：道路改良　L=142m　W=13m	歩道、右折レーンの整備を行うことにより、歩行者の安心・安全を目指す。	事業実施率 千円	45,701 45,000	101.6	45,701 3,267	30,000 2,832	A	早期に事業を完了する必要がある。	市民の安心・安全の確保のため確実に事業を進めていく。
No.394 橋りょう長寿命化対策事業（道路課）	●施工場所：周南市内　●施工内容：橋梁の点検・修繕	橋梁が安全快適に利用できるように保全を図る	橋梁数 橋	91 86	105.8	246,742 14,522	236,930 19,532	A	市民生活に密着する橋梁の維持管理には、今後多くの経費が予想されることから、長期的な視点に立って、アセットマネジメントを行い、計画的に事業を推進していく。	
No.395 古川跨線橋整備事業費（道路課）	●施工場所：花園町～清水2丁目～古川町地内　●施工内容：橋梁整備工　L=132m	道路の安全と跨線橋下の旅客車両、貨物車両の安全な通過が確保できる	指標なし -	- -	-	80,355 12,707	319,115 16,991	A	地域住民、鉄道利用者にとって、安心安全な橋となるように事業を推進していく。	
No.396 歩道バリアフリー推進事業費（道路課）	歩道のバリアフリー化整備（段差解消・点字ブロックの敷設等）	だれもが安心・安全に移動できる、暮らしやすいまちを実現する。	道路バリアフリー化延長 ｋｍ	0.212 0.2	106.0	4,642 1,597	10,000 4,284	A	高齢化社会が進む中、歩道のバリアフリー化は喫緊の課題である。	市民の安心・安全確保のため継続して事業を実施していく。
No.397 道路ストック点検整備事業費（道路課）	老朽化が進展する道路施設等（ストック）について、従来の事後的な修繕ではなく、予防的かつ計画的な修繕を行うため、各種施設の点検及び計画的な補修・修繕を実施する。	道路が安全快適に利用できるよう保全を図る。	路面下空洞調査延長 ｋｍ	76 10	760.0	60,854 5,664	46,000 7,697	A	安心・安全な道路環境を維持することは、市民生活に密着した重要な事業である。	道路インフラの安全の確保のため継続して事業を実施していく。
No.398 道路施設情報伝達システム事業費（道路課）	SNSを利用し、市民から提供される道路の異常等の情報について対応すること、及びシステムを常に最新のＯＳに反映できるよう保守管理を行なう。	道路施設等の異状箇所の早期発見、位置の特定・迅速な対応を行うことで、市民の安心・安全を確保する。	道路施設等の異状通報に対する応募件数（累計） 件	863 800	107.9	466 6,535	471 3,994	A	通報内容に対し、効率的かつ、効果的に対処していく必要がある。	
No.198 砂防・急傾斜対策事業費（河川港湾課）	県が実施する砂防・急傾斜対策に係る事業費を一部負担　県事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策事業　・急傾斜事業：内谷、東金剛山、風呂ヶ迫、中原、蔵掛、荒神、小成川第３川、清尾、大河内、御所尾原	土砂災害防止事業の進捗を図ることによって、土砂災害から対象地区内の住民の安心・安全を確保する。	事業実施箇所数 箇所	11 6	183.3	111,670 2,759	45,000 3,703	A	土砂災害防止法に基づく区域指定も完了したことから、県や地域と密接に連携して、積極的に事業を進める。	土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、今後も県や地域住民と密接に連携して積極的に事業を推進する。
No.201 河川総務一般事務費（河川港湾課）	河川の管理区域内における放置自動車対策を実施　用地取得関連事務にかかる経費	河川の管理区域内の放置自動車について適切な対応を実施し、河川景観や河川環境の適切な保全を図る。	放置自動車の処理対応状況 %	100 100	100.0	21 363	41 871	A	早期対応により、河川管理施設の適正管理を実施する。	近年は地域住民からの通報などにより、河川・港湾管理施設全般に放置自動車が増加している傾向にあり、巡回や啓発活動を強化する。
No.202 法定外公共物管理事業費（河川維持）（河川港湾課）	法定外公共物（水路）の管理　・境界立会・確定業務　・占用等の許認可業務・原材料支給業務	法定外公共物（水路）に関する管理事務や、原材料支給によって、地域に密着した法定外公共物施設（水路）の適切な財産管理と機能保全を図る。	原材料支給状況 %	100 100	100.0	201 8,641	535 5,518	A	法定外公共物（水路）の維持・管理に関して、地域環境の変化に対応する維持管理手法を検討しながら効果的に事業を実施する。	占用等の許認可業務における適切な財産管理と、法定外公共物の適切な維持管理を行う。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.203 河川維持管理費 （河川港湾課）	河川の維持管理を実施　・河川施設管理等委託業務　・河川維持補修工事　・河川浚渫工事	河川管理施設の適切な管理と併せて、脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの、補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を実施し、流域住民の安心・安全の確保を図る。	維持補修・浚渫工事件数 件	25 14	178.6	19,715 9,367	20,807 5,736	A	浸水等被害を防止・軽減させる雨水対策として、予防保全的手法を取り入れた維持管理を展開する。	河川管理施設の適切な管理や脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの、補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を行い、流域住民の安心・安全を確保し、効率的に行う。
No.204 河川改良補助事業費（黒木川） （河川港湾課）	準用河川黒木川の河川改修事業を実施・護岸工　L=60.6m　（右岸）　・護岸工　L=35.5m　（左岸）【繰越】	河川改修の実施により、流下能力を向上し、流域における浸水等被害を軽減する。	河川改修率 %	84 82	102.4	31,790 2,178	15,505 3,413	A	地域における治水・利水及び農業基盤整備の観点からも総合的に整備計画を検討し、事業実施を図る。	未整備区間の早期整備により効果発現を図る。
No.205 河川改良補助事業費（隅田川） （河川港湾課）	準用河川隅田川の河川改修事業を実施・護岸工　L=15.0m（左岸）　・護岸工　L=15.3m（左岸）【繰越】	二級河川西光寺川の河川改修事業と連携・連帯して重点的に隅田川河川改修事業を推進し、流域における浸水等被害の防止と軽減を図る。	河川改修率 %	21 22	95.5	42,306 3,776	58,247 5,518	A	地域の雨水対策・浸水対策として、関係部署や県と連携し、早期事業効果の発現を図る。	県による西光寺川河川改修事業と連携して、計画区間の早期改修を図る。
No.206 排水路維持管理費 （河川港湾課）	排水路の維持管理を実施　・排水施設等委託業務　・排水路補修・浚渫工事	排水施設の適切な保守管理と併せて、豪雨高潮時の緊急対応業務や、排水路の補修・浚渫工事によって、適切な雨水排除を行い、地域における雨水対策の充実と安心・安全を確保する。	排水路浚渫・維持工事実施水路数 件	22 14	157.1	43,508 13,215	44,883 13,142	A	雨水対策の観点から予防保全的な維持管理を進め、地域住民とも協同し、効果的・効率的な事業を実施する。	排水路の機能保持と併せて、脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を実施し、流域住民の安心・安全を図る。
No.207 排水路改良事業費 （河川港湾課）	排水路改良による雨水対策のため、改良工事を実施　改良工事（西坂本、南武井地区）	多発する豪雨や宅地化の進行によって、断面狭小による排水不良や流下機能の低下している排水路について、排水路改良による適正な雨水排除を行うことにより、浸水等被害の防止と良好な生活環境を確保する。	整備箇所数 箇所	3 2	150.0	10,772 1,815	5,000 3,776	A	豪雨や浸水被害が多発している地区について、改良計画に基づき効率的な整備を推進する。	浸水被害の防止や生活環境の改善のため、緊急性や必要性の観点に基づき、計画的かつ重点的に事業を進めていき、早期効果の発現を目指す。
No.208 河川改良単独事業費 （河川港湾課）	局部的な河川改修を実施　改修工事（新引川、馬屋川、黒木川）	断面の狭小部分や護岸高の不足などによって、流水機能の低下や浸水等被害が発生している河川について、局部的な河川改良工事の実施により、河川機能を強化し浸水等被害の防止と軽減を図る。	整備箇所数 箇所	3 2	150.0	21,217 2,396	15,000 1,089	A	地域の雨水排水・浸水対策として積極的に河川改良事業を展開し、浸水等被害の防止・軽減を図り、地域住民の安心・安全を確保する。	近年の異常気象により集中豪雨が頻繁に起きることから、県河川や下水道の整備計画と連携・連帯して効率的な整備をしていく必要がある。
No.209 公共土木施設災害復旧事業費（現年補助） （河川港湾課）	補助対象となる公共土木施設の災害復旧を実施　・公共土木施設災害復旧工事	災害発生時において、補助災害復旧事業として、迅速且つ早期の復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。	現年度災害復旧状況 %	95.24 100	95.2	537,379 5,518	45,337 5,083	A	災害発生時には、迅速かつ的確な復旧を図り、被害の拡大を防止する。	国の補助金審査で必要な査定申請時に未計上の工種は、実施において単独費対応となることから、精査した査定設計書の作成が必要である。
No.210 公共土木施設災害復旧事業費（現年単独） （河川港湾課）	補助対象とならない公共土木施設の災害復旧を実施　・測量設計業務委託　・公共土木施設災害復旧工事	災害発生時において、単独災害復旧事業として、緊急対応や応急対策を的確に実施し、迅速且つ早期の復旧対応によって、市民の安心・安全を確保する。	現年度災害復旧状況 %	100 100	100.0	73,285 3,631	36,639 4,357	A	災害発生時には、迅速かつ的確な復旧を図り、被害の拡大を防止する。	公共土木施設災害復旧における単独災害対応は、補助災害対応可能かどうか十分に精査検討したうえで実施し、単独災害復旧の対応としても、早急かつ迅速な対応が求められる。
No.211 公共土木施設災害復旧事業費（過年補助） （河川港湾課）	補助対象となる公共土木施設の災害復旧を実施　・公共土木施設災害復旧工事	災害発生時において、補助災害復旧事業として、迅速且つ早期の復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。	過年度災害復旧状況 %	46.15 100	46.2	135,886 2,469	0 581	A	災害発生時には、迅速かつ的確な復旧を図り、被害の拡大を防止する。	
No.213 港湾管理一般事務費 （河川港湾課）	港湾施設・海岸保全施設の保守管理：晴海緑地公園・櫛ヶ浜船だまり・陸こうほか　港湾関係団体運営に係る一部負担を実施：全国市長会港湾都市協議会ほか5団体	港湾施設及び海岸保全施設の適切な保守・維持管理により、施設利用者や地域住民に対して安心・安全を確保し、良好な環境を保持する。加盟組織によって連携した活動により、港湾整備の推進と利用促進を効果的に展開する。	晴海緑地公園行為許可件数 件	16 20	80.0	11,833 3,340	11,236 3,122	A	日本港湾協会外の団体と連携し、港湾施設の整備を推進する。	施設の老朽化に伴い、今後、維持管理費の増加が見込まれるが、県と協議・調整を図りながら計画的に施設の維持補修をしていく必要がある。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.561 港湾振興事務費 （河川港湾課）	徳山下松港の港湾振興に関する一部負担を実施　・徳山下松港ポートセールス推進協議会負担金、徳山下松港ポートラジオ局運営費負担金	国際拠点港湾徳山下松港の利用促進及び活性化が図られ、港湾利用者における船舶の航行に関する安全性と利便性を確保される。	徳山下松港取扱貨物量 千トン	50,604 66,000	76.7	4,812 436	5,185 290	B	港湾整備と共に利用促進は徳山下松港の基幹的事務事業であり、効率的な施策を実施する。	ポートラジオ局の設置・運営及びポートセールス事業は、徳山下松港の利用促進を図っていくための基幹をなす事務事業である。しかしながら、合理的かつ効率的な事業運営が求められているもので、実施方法やコスト等の見直し等について、市として積極的に関与しながら継続していく。
No.562 港湾整備県事業負担金（現年分） （河川港湾課）	県が実施する徳山下松港（徳山港区・新南陽港区）の港湾建設（修築）事業に係る一部負担を実施　・港湾施設改良：築港可動橋改良、フェリーターミナル再編整備　・海岸高潮対策：徳山護岸、粭島護岸、離岸堤改良　・海岸老朽化対策：排水機場補修	徳山下松港における港湾施設の改良や延命化対策により施設利用者及び海上輸送の安全性や効率性を、海岸高潮対策の実施により海岸沿岸部の高潮被害防止が図る。また、港湾の整備促進によって、周南コンビナートの国際競争力の強化と周南市の活性化を図る。	徳山・新南陽港区整備事業数 件	7 7	100.0	82,049 726	126,250 1,888	A	改訂された港湾計画に沿って、産業基盤を踏まえた港湾機能の強化に資する。	事業の進捗状況の把握や改訂された港湾計画に基づき、事業実施においては選択と集中のもと、優先順位を持って中・長期の視点で計画的な事業展開を図っていく。併せて高潮被害から後背地を防護するため、今後も継続して積極的に海岸高潮対策事業を推進する。
No.652 建築設計監理事務費 （建築課）	安心・安全の観点から、公共施設の整備をはじめ、未実施の耐震化の促進や市民の要望に応える質の高い施設の提供を目指す。	公共施設の安心・安全、質の高さを効果的・効率的に実現する。	安心・安全な公共施設 %	100 100	100.0	2,422 152,481	1,688 152,481	A	新規事業を始め老朽化した公共施設を限られた予算の中で、安心・安全で質の高い施設の整備・改修が出来ている。	
No.422 地籍調査事業費 （都市政策課）	国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界、面積、所有者、地目及び番地の調査と測量を実施する。	地籍調査を行うことにより、土地の開発・保全や利用の高度化及び固定資産税の公平化、災害復旧の迅速化が図られる。	地籍調査実施面積 平方Ｋｍ	0.77 1	77.0	28,554 18,153	27,818 16,337	A	事業完了まで長期間を要するが、市民の財産管理上重要な施策であるため、今後も引き続き事務事業の効率化を図り、国・県と連携し、計画的に事業を推進する。	本市の調査対象面積647.53㎢のうち、令和元年度末調査済面積は112.27㎢で、調査対象残面積は535.26㎢である。現在の計画面積は約1.0㎢であるが、事業の受益や税の公平性を考慮すると、リモートセンシング等新たな調査技術の導入等により、出来る限り早い時期の完了が望ましい。
No.423 都市計画一般事務費 （都市政策課）	社会情勢の変化に対応した今後のまちづくりについて検討を行う。また、都市計画審議会及び景観審議会の運営、その他都市計画に係る法的事務、景観行政の推進に関する事務等を行う。	人口減少、少子高齢化社会に対応した都市の健全な発展を図るため、土地利用や都市施設等の適正で計画的な配置など持続可能なまちづくりを推進する。	指標なし -	- -	-	1,587 29,044	9,068 29,770	B	今後も適正な都市計画事務に努め、安心で快適な市街地形成を図るため、計画的なまちづくりを推進する。	時代の要請と関係法令に基づく経常的な業務である。
No.424 集約型まちづくり推進事業費 （都市政策課）	・立地適正化計画の策定　・立地適正化計画の推進　・立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内に医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を集約する。　・立地適正化計画に基づき、居住促進区域内への居住を促進する。	人口減少・少子高齢化社会に対応するため、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること等を目指す。	都市機能誘導施設の立地件数 件	35 32	109.4	7,983 9,076	6,733 13,796	B	いつまでも暮らしやすい都市の実現を図るために、周南市立地適正化計画に基づき、施策に取り組んでいく。	
No.237 自転車駐車場対策事業費 （公共交通対策課）	○徳山駅東側、徳山駅南側、徳山駅西側、櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅前、福川駅前、福川駅南、高水駅、勝間駅、大河内駅１１ヶ所の自転車等駐車場の管理を行う。　○特に利用者の多い徳山駅東側、徳山駅西側、櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅前駐輪場については、シルバー人材センターへの整理業務委託により適正な管理を行う。　○令和2年度から駐車場管理事業に統合	ＪＲ駅利用者等の利便性の確保並びに良好な周辺環境の確保を図る。	放置自転車撤去回数 回	4 3	133.3	4,795 3,631	0 0	A	駐輪場の利用状況を把握し必要な対応をする。	令和2年度から「駐車場管理事業」と統合
No.400 離島航路対策事業費 （公共交通対策課）	大津島～徳山航路の運航によって生じる欠損額の一部を補助することにより、航路経営の安定化を図る。	離島航路を安定的に維持する。	前期の旅客者数 人	98,905 90,374	109.4	109,521 5,010	96,491 6,898	A	航路改善計画を基本に大津島巡航と連携し、今後とも運航体制の見直しに取組み、運営の効率化に努める。	大津島と本土を結ぶ離島航路を確保するため、大津島住民の意見も伺いながら、寄港地の集約等の効率的な運航について検討を行う。
No.401 離島高齢者航路運賃助成事業費 （公共交通対策課）	大津島における75歳以上の高齢者が、大津島巡航を利用する場合の利用券（2回/月分）の交付。	大津島・徳山航路の利用促進と大津島地区の高齢者の生きがいや健康の維持を図る。	申請率 %	76 75	101.3	1,793 363	1,811 363	A	申請率の向上に向け、今後も大津島支所と連携し、対象住民への制度の周知と利用促進を図る。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.402 地方バス路線維持対策事業費 （公共交通対策課）	市民生活に最も身近な交通手段であるバス路線の維持存続を図るため欠損額に対し補助を行う。	通院、通学、買い物等の生活交通手段である公共交通機関であるバス路線を維持する。	路線バスの年間利用者数（市内完結線のみ対象） 万人	139 142	97.9	106,681 1,089	123,715 726	A	地域公共交通網形成計画に基づき、バス路線の確保維持を図るため、関係機関と連携を図りながら利用者増に向けた取り組みを進めていく。	地域公共交通網形成計画における基本的な方針に基づき、幹線と支線の役割を明確にしたうえで、交通モードの転換等、持続可能な公共交通ネットワークの検討を進める。
No.403 生活交通活性化事業費 （公共交通対策課）	コミュニティ交通の運行及び既存の公共交通の環境改善や利用促進を図る。	地域における移動手段を維持確保する。	コミュニティ交通延べ利用者数計 人	15,341 15,526	98.8	37,769 7,261	44,834 7,261	A	地域公共交通網形成計画に基づき、交通事業者、利用者、地域住民等との協議、連携を図り、生活交通維持確保に向けた取り組みを推進する。	地域公共交通網形成計画における基本的な方針に基づき、幹線と支線の役割を明確にしたうえで、路線バスからの見直し等、持続可能な公共交通ネットワークの検討を進める。
No.404 公共交通ネットワーク形成事業費 （公共交通対策課）	地域公共交通網形成計画に掲げる地域公共交通の課題を解決するための事業を実施する。	持続可能な公共交通ネットワークを形成し、市民の移動手段を確保する。また、まちづくり計画と連携した事業を実施することにより相乗効果を発揮する。	路線バスやコミュニティ交通の年間利用者数 万人	141 124	113.7	6,633 5,881	11,706 11,255	A	増加する交通不便地域などの公共交通を取り巻く環境は依然厳しさを増している。様々な交通課題の解決に向け交通事業者等と連携し検討を行う。	
No.405 駅前トイレ管理事業費 （公共交通対策課）	戸田駅前トイレ、高水駅前トイレ及び勝間駅前トイレの管理を行う。	駅周辺において、市民が利用しやすい環境を維持する。	維持トイレ箇所数 箇所	3 3	100.0	722 726	968 726	A	駅利用者が快適に使用できるよう、引き続き適正な管理に努める。	
No.406 駐車場管理事業費 （公共交通対策課）	勝間駅駐車場、高水駅駐車場、（代々木公園地下駐車場）の管理業務　※代々木公園地下駐車場はＨ28年度から休止中であり、その維持管理費については一般会計「駐車場管理事業費」から特別会計「路外駐車場管理費」へ繰出しを行い、特別会計から支出している。　※令和2年度から自転車駐車場対策事業と統合し「駐車場・駐輪場管理事業費」とする。	駐車場の管理を行うことで、安全な交通環境及び乗継環境をつくる。	駐車場管理のための委託業務数 件	4 4	100.0	1,367 1,815	6,222 2,324	A	今後も引き続き適正な維持管理と予算執行に努める。	賑わい交流施設や市営駐輪場等、中心市街地エリア内の施設の一体的に管理について検討を行う。
No.407 路外駐車場管理費 （公共交通対策課）	周南市営路外駐車場管理事業　徳山駅前駐車場及び熊毛インター前駐車場は、指定管理者制度（利用料金制）により、一括管理する。 徳山駅西駐車場及び代々木公園地下駐車場は、直営により管理する。　※代々木公園地下駐車場についてはＨ28年度から休止中であり、その維持管理費については一般会計「駐車場管理事業費」から繰入を受け、特別会計上で処理している。	３箇所の駐車場を運営することにより、中心市街地及び熊毛インターチェンジの駐車需要に応じ、かつ、周辺の円滑な道路交通を確保する。	駐車場年間利用台数 台	416,928 420,000	99.3	22,238 2,614	32,229 3,776	A	賑わい交流施設などと連携し、利便性の向上や利用者拡大へ向け、適切な施設運営と維持管理に取り組んでいく。	中心市街地エリアにおける都市施設の一体的な管理について検討を行い、効率的な管理運営について検討を進める。
No.408 交通結節点環境整備事業費 （公共交通対策課）	新南陽駅前における路線バス等の乗降場所の見直し、トイレ・スロープ・シェルターの整備を行う。 櫛ヶ浜駅トイレの整備を行う。	交通結節点の環境整備等により機能強化を図り、利用者の利便性、快適性の向上を図る。	整備件数 件	1 1	100.0	13,350 5,446	160,932 7,624	A	事業の着実な実施に向け引き続き関係団体と綿密な協議を行う。	
No.409 市街地循環線運行事業 （公共交通対策課）	市街地循環バスの運行	都市拠点の機能や回遊性の向上及び過度なマイカー利用の抑制、公共交通全体の活性化	１便あたりの利用者数 人	7.1 7.1	100.0	31,267 2,178	13,150 2,904	B	本事業の実施により、都心軸のアクセス性を向上され、来街者が回遊する移動手段として一定の効果が認められる。	引き続き、市街地循環バスの利用状況や来訪者の回遊性等を把握し、効果的・効率的な運行を実施する。
No.538 徳山駅北口ロータリー整備事業費 （公共交通対策課）	老朽化に伴い美観が低下している徳山駅前ロータリーについて、平成30年2月に供用を開始した駅前賑わい交流施設や現在整備中の駅前広場と調和した高質空間を形成するため、噴水、看板等構造物の撤去や換気塔の切り下げなどの徳山駅周辺整備と連動した美装化を行う。	徳山駅前賑わい交流施設や駅前広場と一体的な整備を行うことで中心市街地の活性化を図る。	中心市街地１４箇所における歩行者等通行量 人	25,987 28,800	90.2	4,668 2,614	50,332 2,614	A	関係団体と調整を図り、着実な事業実施に努める。	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.425 建築開発指導事業費 （建築指導課）	都市計画法に基づく開発許可、宅地造成許可、優良宅地・優良住宅認定。 建築基準法に基づく建築物等の確認審査・検査、建築行為の許可、建築物の指導、特殊建築物・昇降機定期報告、その他関係法令による届出（建設リサイクル法・省エネ法・山口県福祉のまちづくり条例）、道路位置指定等。	適切な開発審査による無秩序な市街化の防止と良好な環境を整えた市街地の整備を図る。 建築確認審査の適正実施と法定日数内審査の全件実施。	法定日数内審査の実施率 %	100 100	100.0	8,213 74,353	2,944 76,241	A	法に基づき、的確に事務を執行していく。	都市計画法及び建築基準法等に基づく必須業務であり、今後とも適正且つ効率的な職務執行を行う。
No.426 土地対策事業費 （建築指導課）	国土利用計画法に基づく土地売買届出書の受理及び県への進達、遊休土地に関する調査。	土地の投機的取引や地価高騰を抑制し、適正な土地利用の確保。 進達事務の適正実施と法定日数内審査の全件実施。	法定日数内審査の実施率 %	100 100	100.0	436 2,178	436 2,178	A	法に基づき、適正かつ効率的に事務を執行していく。	国土利用計画法に基づく必須業務であり、今後とも適正且つ効率的な職務執行を行う。
No.439 住宅等土砂災害対策事業費 （建築指導課）	土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していない既存建築物に対して施工される改修工事への補助。	土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していない既存建築物の安全性の確保。	改修工事への補助件数 件	0 1	0.0	0 1,162	759 363	B	市民に周知を図り、安心・安全に寄与していく。	土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性の確保を目的としているものであり、住民の安心・安全のためには必須業務であり、今後も効率的な職務執行を行う。
No.440 民間建築物アスベスト対策事業費 （建築指導課）	吹付アスベスト等が使用されている恐れのある民間建築物に対するアスベスト含有調査の補助。	民間建築物のアスベスト対策を促進し、市民の健康被害を未然に防止。	アスベスト含有調査実施件数 件	2 3	66.7	240 2,904	750 363	A	市民に周知を図り、安心・安全に寄与していく。	民間建築物のアスベスト対策を促進し市民の健康被害を防ぐことを目的としているもので、住民の安心・安全のためには必須業務であり、国庫補助終了に伴い、調査補助は令和２年度でいったん終了するが、国の補助制度の状況を注視し、今後も効率的な職務執行を行う。
No.410 周南緑地整備事業費 （公園花とみどり課）	周南緑地基本計画に基づく施設整備の実施。	周南地域の中核となる都市公園であり、スポーツ交流の拠点、憩いの空間として市民に親しまれ、安全・安心・快適で魅力のある公園として計画的な整備を行う。	年間利用者数 人	695,530 800,000	86.9	10,999 13,360	21,000 11,037	B	周南緑地基本計画や長寿命化計画に基づき、公園利用者の安心・安全と施設の更新を図るため、計画的に事業を進めていく。	PPP/PFIの導入検討。
No.411 鹿野天神山公園整備事業費 （公園花とみどり課）	周南市過疎地域自立促進計画に基づき、平成28年度から令和2年度の5年間で計画的な整備を行う。	中山間地域の拠点となる公園・緑地として、適切な維持・管理と公園機能の充実を図る。	改修施設数 箇所	3 3	100.0	4,997 6,535	0 0	B	利用者の安全安心のため、適切な維持管理を行うとともに、地域の特色ある景観保全に向け、計画的に整備を進め、交流人口の増加を図っていく。	過疎債を活用し、過疎自立促進計画に基づき整備することで利用者の安全安心な公園利用を促進する。
No.412 公園施設長寿命化対策事業費 （公園花とみどり課）	周南市公園施設長寿命化計画に基づく、計画的な維持管理及び適切な長寿命化対策の実施。	設置から30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる都市公園において、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減や平準化を図る。	長寿命化対策着手公園数 箇所	3 4	75.0	24,102 12,997	33,398 16,119	B	周南市の都市公園の内、長寿命化計画を策定している公園は24公園であり、公園利用者の安全・安心の確保の観点から事業拡充する必要がある。	公園施設の老朽化の進行は今後益々顕著となり、現在の事業進捗状況では安全性を確保するため、公園施設の撤去や利用禁止で対応することとなり、市民への著しいサービス低下となる。
No.413 公園緑地一般事務費 （公園花とみどり課）	・公園緑地等の管理車輌の維持管理（パッカー車３台・クレーン付トラック１台・原付バイク１台）　・公園関係団体負担金（日本公園緑地協会）	公園緑地等の維持管理に必要な事務事業を実施し、公園緑地環境の適切な保全を図る。	指標なし 	- -	-	4,234 1,815	2,858 6,680	B	毎年公園緑地の維持管理のため効率的に事務を執行していく	

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.414 公園・街路樹維持管理事業費 （公園花とみどり課）	都市公園及び普通公園を、利用者が安全・安心に利用できるよう管理を行う。街路樹について、周辺の交通安全を配慮しつつ、まちの緑化推進のため適正な管理を行う。 ⑴公園数　都市公園（全体）：166箇所・182.50ｈａ、普通公園：4箇所・3.12ｈａ、未開設公園：40箇所・2.56ｈａ ⑵街路樹管理路線　50路線：徳山地区29路線・新南陽地区12路線・熊毛地区9路線 【業務内容】公園全般の管理、樹木の管理、公園施設の管理、有料施設の管理・運営、公園緑地の使用及び占用許可、公園使用料等の収納、トイレの清掃・管理、街路樹の管理他 【管理体制】嘱託職員5名雇用	公園の管理体制の充実を図り、誰もが安心安全に利用できるように維持管理を行う。 街路樹の維持管理においても緑の保全と景観、交通の安全に配慮し適正な管理を行う。	遊具の点検回数 回	6 6	100.0	129,052 25,050	130,460 22,436	B	良好な景観や生態系の保全等の機能を維持するため樹木の管理マニュアルを基に、委託業者への指導を行うなど効率的かつ適正な維持管理を図る。また、公園愛護会活動の充実を図り、市民協働のまちづくりによる総体的な維持管理費の縮減を図っていく。	事故を未然に防ぐための予防保全的な維持管理を計画的に推進する。 公園愛護会活動の充実を図り、市民協働のまちづくりによる総体的な維持管理費の縮減を図っていく。
No.415 永源山公園管理事業費 （公園花とみどり課）	【公園の種類】都市計画公園（総合公園）　開園面積：18.0ha　【主要施設】市制広場他14広場、各種遊具、レジャープール、風車、野外ステージ 公園管理事務所、軽飲食施設他 【管理運営】指定管理〔グリーン環境協同組合〕	永源山公園の適正な維持管理を行い、レクリエーションやコミュニティの場として安全安心で、気軽に利用できる公園とする。	年間利用者数 人	282,892 330,000	85.7	54,586 14,159	56,821 5,155	B	公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減に向けて、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改修等を進めていく。	指定管理者による業務実績を検証し、検証結果を基に予防保全的な維持管理を実施することにより、より効果的な管理運営を進める。
No.416 周南緑地管理事業費 （公園花とみどり課）	【公園の種類】都市計画公園（緩衝緑地）　開園面積：79.6ha　【主要施設】西緑地26.8ha、中央緑地20.07ha、東緑地28.23ha、横浜緑地2.7ha、遠石緑地1.8ha　【管理運営】指定管理〔（公財）周南市体育協会〕は、東緑地、中央緑地のみ。 西緑地の維持管理は直営で実施している。	周南地域の中核となる都市公園であり、適正な維持管理を行い、スポーツ交流の拠点、憩いの空間として市民に親しまれ、安全安心で、気軽に利用できる公園とする。	年間利用者数 人	695,530 800,000	86.9	39,289 7,406	35,948 4,865	B	公園施設等については、長期的な社会動向を見極め、維持管理に係る将来計画を策定して、効率的・合理的な維持管理を進める。	指定管理による業務実績を検証し、検証結果を基に予防保全的な維持管理を実施することにより、より効果的な管理運営を進める。 植物管理については、年間を通して一定の美観を確保しつつ、イベントスケジュールに応じたメリハリのある管理を行なう。
No.417 永源山公園イベント事業費 （公園花とみどり課）	実行委員会主導によるイベントの開催 ・5月　つつじ祭り（Ｒ２年度　中止） ・10月　ゆめ風車まつり	市民参加による実行員会を中心としたイベントを開催することより、地域のふれあいの場を提供し、公園の利用を促進するとともに、地域の活性化を促す。	イベント来場者数 人	33,500 50,000	67.0	2,500 6,753	2,500 8,568	B	つつじ祭りやゆめ風車まつりは、従来から実行委員会方式で開催されており、地域の活性化にも寄与していることから、今後も継続して実施していく。	地域の活性化と観光振興に寄与するものであり、実行委員会との連携による市民参画事業でもあるので、継続的に開催していく。
No.418 児童福祉施設管理事業費 （公園花とみどり課）	対象児童遊園48箇所　児童遊園の借地契約事務（借地契約件数8件）、施設の修繕、遊具の点検等	子どもたちが安心して利用できるレクリエーションやコミュニティの場を確保するため、児童遊園の適切な維持管理を行う。	遊具の点検回数 回	6 6	100.0	2,348 2,541	2,379 4,647	B	子どもをはじめ児童遊園利用者の安心安全を図るため、適切な維持管理を行なう。	児童がいつでも安全・快適に使用することができるような適正な管理を行なうことが必要で、危険な遊具については、撤去・修繕に努める。
No.419 農村公園管理事業費 （公園花とみどり課）	鹿野地域6箇所の農村公園の維持管理業務　・小潮農村公園　・西河内農村公園　・本町農村公園　・石船農村公園　・大泉農村公園　・田原農村公園	農村地域の市民のレクリエーションやコミュニティの場として利用されている、農村公園の適切な維持管理を行う。	施設の点検回数 回	1 1	100.0	506 218	566 508	B	中山間地域の拠点となる公園として適切な維持管理を行ない、地域のコミュニケーションや地域の活性化を促す地域活動の場として、さらなる公園機能の充実を図る。	予防保全的な維持管理の実施
No.420 都市緑化推進事業費 （公園花とみどり課）	公園愛護会講習会等において市の緑化推進支援活動（花苗や育苗資材の提供など）を周知し、公園花壇等の維持管理団体の緑化活動の推進を図る。 H24年度に締結した周南市と京都大学フィールド科学教育研究センターとの連携協定に基づき、各種講座を実施し「森・里・海の連環」という広い視野で自然について考えることのできる人材を育成する。	花とみどりに関する情報の普及を行うとともに、花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供し、緑化意識の高揚を図る。	講座開催回数 回	5 5	100.0	2,800 5,881	3,194 6,462	B	市民参画による緑化活動の推進・啓発と緑豊かな環境整備のため、市民及び関係者との協議により事業を継続的に実施していく	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.421 緑のリサイクル事業費 （公園花とみどり課）	公園・街路樹等の維持管理で発生する剪定枝、伐倒木等を指定場所に集積し、木材破砕処理機によりチップ化し堆肥化したものを、公園緑地・地域花壇の緑化促進剤として活用する。樹木管理箇所：街路樹配置路線（５０路線）、公園数（１６６公園）　ストックヤード４箇所：徳山・新南陽地区＝ペガサス・周南緑地、熊毛地区＝高水原、鹿野地区＝石鍋工業団地	公園・街路樹等の維持管理で発生する剪定枝、伐倒木等については、ゴミとしてではなく資源として捉え、地球環境にやさしく、最小の費用で活用を図る。この事業により、公園・緑地・地域花壇の緑化促進資材として、公園緑地分野の循環型社会の形成を目指す。	維持公園箇所数 箇所	166 166	100.0	4,795 2,106	4,818 1,815	B	低炭素社会の実現に向けた取り組みであり、本事業は重要な役割を担っている。今後はさらなるチップ材の利活用を推進する。	これまでの実績では、年間約700m3がチップ化され、愛護会等花壇づくりの団体が緑化促進資材として利用している。今後もコストに配慮し、事業の効率性を高めたい。
No.399 中溝線整備事業費 （市街地整備課）	●施行場所：大字富田字中溝、日地町及び大字富田字新町　●工事種別：道路改良及び舗装　L=320m　W=16m　●施行期間：平成28年9月9日～令和8年3月31日	富田西部第一土地区画整理事業区域界から国道２号までの区間において、歩行空間を確保した道路を整備することにより、歩行者の安心かつ安全な空間を形成しつつ、本市の臨海部から国道２号以北の市街地までの道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図る。	事業進捗率 %	14.9 24	62.1	44,485 13,070	345,384 9,076	A	当該路線の整備は、富田地区における重要路線であるため、着実に事業を進めていく必要がある。	
No.427 土地区画整理管理事業費 （市街地整備課）	区画整理事業が完了した地区内の管理市有地等について、適切な整備・管理を実施する。	管理市有地等の適切な整備及び管理を実施し、良好な住環境の保全を図る。	細事業実施率 %	1 1	100.0	196 1,089	200 363	A	管理市有地を適切に管理し、市民への安心安全を図る。	
No.428 久米中央土地区画整理一般事務費 （市街地整備課）	久米中央土地区画整理事業における審議会、評価員会を開催し、区画整理法上の諸手続きを進める。 道路照明、排水施設の清掃点検、保険料等施行中の公共施設の維持管理を実施する。	一体的整備を図り、公共施設の充足や無秩序な市街化を抑制し、健全で良好な市街地を造成する。	事業進捗率 %	98.2 99	99.2	1,642 3,831	3,919 2,178	A	審議会等の開催及び市管理地の保全にかかる経費削減のため、事業の早期完了に向け重点的に取り組む。	
No.429 土地区画整理清算事業費 （市街地整備課）	分割納付となっている新地地区の徴収清算金について、完納させる事業。	分割納付の徴収清算金を完納させる。	清算金納付 %	98.97 100	99.0	0 363	8 726	A	清算事業の早期完了に向けさらなる徴収率の向上を図る。	
No.430 久米中央土地区画整理事業費 （市街地整備課）	都市計画道路及び区画道路：計画延長6,561.7m、通路：計画延長522.5m、公園：3箇所 8,161.6㎡、宅地整地：187,152.18㎡、保留地：6,020㎡　事業施行期間　平成9年4月15日～令和9年3月31日（清算期間5年含む）	一体的整備を図り、公共施設の充足や無秩序な市街化を抑制し、健全で良好な市街地を造成する。	事業進捗率 %	98.2 99	99.2	84,925 33,047	51,471 22,872	A	事業完了に向け、計画認可等各種の法的手続きを滞りなく進めて行く。	
No.431 富田西部第一土地区画整理一般事務費 （市街地整備課）	富田西部第一土地区画整理事業にかかる審議会、評価員会の開催及び地区内施設の維持管理を行う	健全で災害に強い街づくりに有効であり、家屋の新築や交通の利便性などにより経済的な波及効果も期待できる	事業進捗率 %	97.8 98.8	99.0	697 4,557	1,020 2,178	A	審議会等の開催及び市管理地の保全にかかる経費削減のため、事業の早期完了に向け重点的に取り組む。	
No.432 富田西部第一土地区画整理事業費 （市街地整備課）	都市計画道路及び区画道路；施工延長6,324m、幅員6～28m、通路；施工延長557m、幅員2～4m、公園；整備面積7,060㎡、水路；施工延長334m、宅地；造成面積157,193㎡、保留地；1,500㎡、事業期間；平成5年9月9日～令和9年3月31日（清算期間5年を含む）	健全で災害に強い街づくりに有効であり、家屋の新築や交通の利便性などにより経済的な波及効果も期待できる	事業進捗率 %	97.8 98.8	99.0	50,524 31,885	42,712 25,050	A	早期完了に向け、関係権利者・関係機関との合意形成及び協議を積極的に進めて行く。	
No.537 徳山駅周辺整備事業費 （市街地整備課）	●ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した、すべての人に快適で利便性の高い駅周辺の整備　●南口駅前広場の整備（H28～R2）　●北口駅前広場の整備（H29～R1）	快適で利便性の高い駅周辺にするとともに、都市の拠点づくりを行い中心市街地活性化につながる。	中心市街地１４箇所における歩行者等通行量 人	25,987 28,800	90.2	420,448 11,618	205,795 16,337	A	徳山駅周辺整備事業は、周南市の重要なプロジェクトであり、南北の駅前広場の早期完成を実現し、中心市街地の活性化につなげていく必要がある。	令和２年度に南口駅前広場の整備をもって、事業は完了見込であり、早期の完成を目指して進めていく必要がある。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.654 会計管理事務費 （会計課）	歳入確定事務、公共料金の一括支払事務、毎月3回の定例口座払・口座随時払・還付命令等の伝票審査等を正確かつ迅速に行う。	適正な会計管理事務を執行する。	指標なし -	- -	-	6,071 58,088	6,533 65,349	A	今後も「会計審査だより」・「会計出納だより」等で基本的事項や誤りの多い事項等を周知するとともに、適正な指導を行うことで、職員の習熟を図っていく。	平成30年度に導入された新財務会計システムの機能を有効に活用することで、収入及び支出に関する事務を正確かつ迅速に行う。
No.121 新南陽ふれあいセンター管理運営事業費 （新）地域政策課）	・新南陽ふれあいセンターの施設管理及び運営　・多目的ホールをはじめとする貸館・福川図書館・武道館・市民センター等の複合施設として運営	学びの場として、文化・スポーツ・コミュニティ・趣味等の市民活動を支援することにより、生涯学習の推進及び活発な市民交流による地域活性化を図る。	図書館、トレセン、プールを除いた利用者数 人	80,147 90,000	89.1	45,588 14,522	105,786 14,522	A	生涯学習及び地域づくりの拠点として継続利用する。	
No.187 新南陽地区コミュニティセンター管理運営事業費 （新）地域政策課）	新南陽地区のコミュニティ醸成を図り、潤いのある地域づくりを推進することを目的に設置した富田東地区コミュニティセンター、地域交流センター、福川地区コミュニティセンター、福川南地区コミュニティセンターの管理運営を実施する。	地域住民の交流施設として、各地区におけるコミュニティ意識の醸成を図り、潤いのある地域社会を形成する。	年間利用者数 人	51,873 60,000	86.5	22,405 2,324	14,206 1,089	A	平成30年度に策定した施設分類別計画に基づき、地域コミュニティの活動拠点として、継続利用する。	
No.188 西部市民交流センター管理事業費 （新）地域政策課）	市民活動の推進、市民交流の促進、児童の育成及び福祉の増進を図ることを目的に設置した西部市民交流センターの管理運営を実施する。	地域の交流施設として、地域の活性化を図る。	年間利用者数 人	5,437 7,000	77.7	3,200 1,089	3,683 1,089	B	平成30年度に策定した施設分類別計画に基づき、施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来の施設の方向性を検討する必要がある。	
No.611 新南陽総合支所管理運営事業費 （新）地域政策課）	窓口のワンストップサービスを提供するため、案内表示設置、職員の窓口対応の充実を図る。	来庁者や職員の安全性と利便性を高める。	指標なし -	- -	-	10,323 7,479	11,784 8,350	A	・仮庁舎において、窓口対応の充実、窓口案内表示の工夫などにより市民サービスの向上に努める。 ・新南陽総合支所の今後の方向性は、昨年度、庁内で、効率的にサービス提供ができる総合支所の機能や体制等の基本的な整備方針をまとめた。今年度は、これについての住民説明会を開催し、住民からの意見を踏まえ方針を決定する。	
No.73 周南こどもゆめまつり開催事業費 （熊）地域政策課）	ゆめプラザ熊毛周辺を会場として、こどもを主役とした体験型のイベントを開催する	子どもから大人までの市民ネットワークを広げ、市民の一体感を醸成する	参加者数の拡大 人	10,000 10,000	100.0	500 5,809	500 5,809	A	青少年の健全育成のためのまつりであり、熊毛地域のみならず、周南市のこどもまつりとして継続するために、効率的な運営に努めている。	こどもに特化した市のイベントとして、更なる内容の充実を図る。
No.176 高水ふれあいセンター管理運営事業費 （熊）地域政策課）	高水ふれあいセンターの運営　高水ふれあいセンター本館・入浴館の維持・管理　通学合宿の実施やコミュニティ行事の支援	高水ふれあいセンターを管理・運営し、地区住民の地域活動を支援する。	利用件数 件	421 500	84.2	5,974 2,759	5,405 2,541	B	入浴館のあり方については、関係課と連携し、地元住民との十分な協議を踏まえ検討していく必要がある。	施設の普及啓発など、利用者拡大に向けた取組を進める必要がある。
No.655 熊毛総合支所管理運営事業費 （熊）地域政策課）	ゆめプラザ熊毛（図書館を除く）及び熊毛総合支所庁舎の維持管理	市民に安心・安全なサービスが提供できるよう、施設の適切な維持管理を行う	施設管理経費削減 千円	23,984 26,443	90.7	23,984 27,156	36,044 22,073	B	熊毛地域における行政サービスの最前線として、機能の維持、向上に努めている。	市民に最善のサービスが提供できるよう、引き続き施設の適切な維持管理を行う。
No.606 鹿野総合支所管理運営事業費 （鹿）地域政策課）	住民にとって利用しやすく懇切丁寧な行政窓口でありつつ、コスト縮減に努めた総合支所の施設管理を行う。	鹿野総合支所の適切な維持管理を行う。	庁舎業務委託件数 件	9 8	112.5	15,816 1,452	17,714 0	A	外壁の一部落下など、施設の老朽化が著しく、対応が追い付いていないが、概ね目標を達成した。	老朽化した施設であるが、委託業務の見直しや光熱水費のエネルギー削減など経費節減に努め、適正に維持管理していく。
No.607 コアプラザかの管理運営事業費 （鹿）地域政策課）	快適な地域の拠点施設となるように維持管理し、利用者の増大に努める。	コアプラザ鹿野の適切な維持管理を行いながら、利用者の増大を図る。	利用者数 人	21,032 31,440	66.9	14,117 3,994	15,081 0	B	新たな利用者も増えず利用者の固定化が進んでいるため目標を下回った。	利用率向上のため、各種団体や個人と連携し、体験会の実施や教室などの開催に努め、周知を図っていく。
No.217 消防機械器具強化充実事業費 （消防本部消防総務課）	○複雑多様化及び大規模化する災害に対応するため、老朽化した消防車両及び消防機械器具等を更新整備することにより、消防力の強化充実を図る。	○消防車両及び消防機械器具等を更新整備することで、消防力の強化充実を図り、市民の安心安全を確保する。	更新車両数 台	1 1	100.0	62,425 2,396	105,593 1,743	A	複雑多様化する災害に適切に対応するため、消防機械器具に関する研究を行い、財政状況を考慮した計画的かつ効果的な機械器具の更新整備を行うこと。	
No.218 消防団機械器具強化充実事業費 （消防本部消防総務課）	○老朽化した消防団車両及び消防団機械器具を更新整備する。	○消防団車両や消防団機械器具等を更新整備することで、地域防災体制の強化充実を図り、市民の安心安全を確保する。	更新車両数 台	3 3	100.0	32,587 2,541	32,041 2,541	A	消防団の機械器具等の更新整備は、地域防災体制の強化充実を図るために必要不可欠な事業である。消防機械器具に関する研究を行い、財政状況に応じて計画的かつ効果的に更新整備を図ること。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.219 消防施設整備事業費 （消防本部消防総務課）	○消防団機庫の集約・拠点施設化をはじめとした更新整備や、消防施設の改修を実施することで、消防体制の強化充実を図る。	○消防団機庫の集約・拠点施設化をはじめとした更新整備や、消防施設の改修を実施することで、消防体制の強化充実を図り市民の安心安全を確保する。	消防施設数（整備実施） 施設	1 1	100.0	23,164 2,541	66,412 2,541	A	年度を超える工期の延伸が生じた事業もあったが、適切に事業を進めている。消防施設の更新整備は引き続き進めていく必要があり、今後も「まちづくり総合計画」や「公共施設再配置計画」を踏まえ、集約化を含めた効率的な整備を進めること。	
No.220 消防庁舎管理事業費 （消防本部消防総務課）	○消防庁舎の維持管理に係る設備保守委託、保全修理及び光熱水費等の適正管理	○消防庁舎を適正に管理することで消防力の充実を図り、市民の安心安全を確保する。	消防庁舎数 施設	6 6	100.0	29,187 0	30,942 2,977	A	消防庁舎を維持管理するために必要不可欠な事業であり、予算状況を考慮し、職員の節約意識と予防保全の醸成を図り、より一層の経費節減と施設愛護に努めること。	
No.221 消防機械器具管理事業費 （消防本部消防総務課）	○消防車両の法定点検及び消防機械器具の整備、維持保全を行う。 ○老朽化した消防資機材を計画的に更新整備する。	○消防機械器具を適正に維持管理することで、消防活動の円滑な遂行を図り、市民の安心安全を確保する。	消防車両台数（車検） 台	35 39	89.7	19,789 3,413	19,379 3,413	A	消防力を維持するために必要な事業である。消防機械器具を適正に維持管理するとともに、職員に対し、機器の取扱いや整備方法について技術指導を行うこと。	
No.222 消防団機械器具管理事業費 （消防本部消防総務課）	○消防団車両の法定点検や消防団機械器具の維持管理を行う。 ○老朽化した消防団資機材を計画的に更新整備する。	○消防団機械器具を適正に維持管理することで、消防団活動の円滑な遂行を図り、市民の安心安全を確保する。	消防団車両台数（車検） 台	36 42	85.7	10,230 2,904	12,760 3,267	A	消防団機械器具の適正な維持管理を行うとともに、消防団員に対して適切な指示・助言を行い、故障の未然防止と初期段階での対応が可能となるよう指導を行うこと。	
No.223 消防施設管理事業費 （消防本部消防総務課）	○消防団機庫の維持保全に係る修理等を適切に行う。	○消防団機庫を適正に維持管理することで、地域防災体制の充実を図り、市民の安心安全を確保する。	消防団機庫数 箇所	71 71	100.0	1,067 6,099	1,801 6,099	A	消防団機庫を維持管理するうえで重要な事業である。各分団・支部と共働し、今後とも適切な維持管理に努めること。	
No.224 常備消防費一般事務費 （消防本部消防総務課）	○消防職員の健康管理及び安全衛生の向上を図るため産業医を選任し、定期健康診断、特定業務（深夜業務）従事者健康診断及び各種予防接種を実施する。 ○全国消防長会、山口県消防長会に参画し事業の研究及び検討を行う。 ○消防職員採用試験を実施し、優れた人材を確保する。 ○消防業務（一般事務）に必要な物品の調達を予算の範囲内で適正に行う。	○消防本部の運営に係る一般事務を適正に執行することで、消防業務の円滑な遂行を図り市民の安心安全を確保する。	職員数（貸与品） 人	210 210	100.0	14,368 10,892	14,104 10,892	A	消防本部の運営事務を適正に行うとともに、消防職員採用試験や昇任試験等により、優れた人材確保と職員の資質の向上を図り、適正な装備品を貸与することで、厳正な規律を有する強固な組織づくりに努めること。	
No.225 非常備消防一般事務費 （消防本部消防総務課）	○消防団の人事、庶務及び表彰に係る事務を適正に行う。 ○消防団員の報酬及び費用弁償に係る事務を適正に行う。 ○消防団の充実強化に関すること。 ○出初式に関すること。	○消防団の運営に係る一般事務を適正に執行することで、消防団業務の円滑な遂行を図り、地域防災体制の強化充実に資する。	消防団員数（新入団） 人	38 46	82.6	102,994 14,159	120,365 14,522	A	地域防災の中核となる消防団を運営する上で重要な事業であり、消防団員の定年延長や女性消防団員の登用など、積極的に入団促進に取組んだと考える。引き続き消防団と協力し、あらゆる機会を捉えて入団促進を実施していくこと。	
No.226 消防職員研修養成事業費 （消防本部消防総務課）	○県消防学校及び消防大学校等に入校し、各種教育課程を修了する。 ○各種資格取得講習を受講し、幅広い技能資格を習得する。	○消防職員が幅広い知識及び技術を習得することで、消防活動の質の向上を図り市民の安心安全を確保する。	消防職員数（教育） 人	17 17	100.0	5,027 3,631	3,479 3,631	A	時代の変化や多様化する災害に対応するためには、高度な消防知識及び技術の習得は不可欠である。今後も計画的に学校教育、各種研修に職員を派遣し、資質の向上に努めること。	
No.227 消防団員研修養成事業費 （消防本部消防総務課）	○県消防学校等に入校し、各種教育課程を修了する。 ○消防本部が実施する新入団員、幹部研修等を受講し、幅広い知識及び技術を習得する。	○消防団員が、幅広い知識及び技術を習得することで地域防災力の強化充実を図り、市民の安心安全を確保する。	消防団員数（教育） 人	35 74	47.3	136 1,089	387 1,089	A	消防団の充実強化にあたっては人材育成が重要であり、教育機会の確保は不可欠である。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、計画していた部内教育が一部実施できなかったが、今後は年間を通じて受講できる環境を整え、効果的に事業推進すること。	
No.228 消防団員等公務災害補償等共済基金事業費 （消防本部消防総務課）	○消防団員等公務災害補償等共済基金に加入し、公務災害が発生した場合の損害補償に係る手続き、及び消防団員が退職した際の退職報償金に係る手続きを行う。	○消防団員の公務災害補償及び退職報償金に係る事務を適正に執行することで、消防団員の福利厚生を向上させ、地域防災体制の強化充実を図る。	指標なし 	- -	-	25,489 2,541	25,490 2,541	A	本事業は、消防組織法に基づく重要な事業である。公務災害を防止するための教育指導を含め、引き続き適切に対応すること。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.229 西消防署整備事業費 （消防本部消防総務課）	○老朽化した西消防署の建替えを実施し、西部地域の消防防災の拠点として整備する。	○老朽化した西消防署を整備することにより、西部地域の消防防災の要として地域住民の安心安全を確保する。	西消防署整備関係事務 件	6 6	100.0	184,944 5,446	979,111 5,446	A	昭和56年に実施した消防本部庁舎建設事業以来の大規模プロジェクトであり、本市初となる総合的な訓練施設を有し、時代に則した消防拠点とすべく、適切な事務推進に努めること。	
No.230 消防水利施設管理事業費 （消防本部警防課）	○「消防水利の基準」の他、関係法令に基づき消防水利についての整備を図るとともに維持管理を適正に行う。	○消防水利を効果的に設置するとともに、適切に維持管理することで消防力の強化を図る。	水利施設の改修 基	3 3	100.0	22,209 4,502	20,736 3,994	A	事業開始からの推移を鑑みて、消火栓に偏らず耐震型防火水槽など、バランスのとれた消防水利の確保が必要となっている。効率的かつ効果的な消防水利の整備を進めること。	
No.233 救急救助業務推進事業費 （消防本部警防課）	○救急救助資機材の整備と教育訓練の実施　○緊急消防援助隊の機能強化と訓練への参加　○心肺蘇生法等、応急手当の普及啓発	○救急救助業務に係る資機材の整備や訓練及び教育を行うとともに、医療機関等との円滑な協力関係を構築することで、周南市における救急救助体制の充実を図る。	救急救命士再教育　実施者数 人	42 39	107.7	10,231 16,628	11,027 8,641	A	高齢化に伴う救急業務の増加、複雑多様化する救助業務に対応するため必要不可欠な事業である。今後も市民のニーズ、時代の変化に沿った事業を積極的に展開すること。	
No.234 救急業務高度化推進事業費 （消防本部警防課）	○救急救助資機材の更新整備と救急救命士養成等による救急業務高度化の推進	○救急救命士等の養成や救急資機材の整備を行い、病院前救護体制の高度化を推進し救急業務の質の維持向上を図る。	救急救命士の養成 人	2 2	100.0	41,298 5,518	45,388 3,776	A	救急救助業務の質の維持向上が求められている中で、関係機関等との連携も含め、重要な事業である。国・県の動向、市民ニーズ等を踏まえた事業推進に努めること。	
No.231 通信指令管理事業費 （消防本部指令課）	○各種災害の受付から指令、情報伝達までを迅速・確実に行う。　（1）消防緊急通信指令システムの保守管理 （2）消防無線設備の保守管理 （3）１１９番の受付から指令、情報伝達などの支援業務　（4）消防緊急通信指令システムのデータ管理（ＯＡ含む） （5）広報活動	○消防緊急通信指令システムや消防無線設備などの消防通信施設の安定稼働を継続するとともに、効果的な通信指令体制を確立することで、火災をはじめとするあらゆる災害からの被害の軽減を図ることを目的とする。	保守管理に係る契約件数 件	10 10	100.0	90,699 78,564	94,646 81,686	A	通信指令業務は、消防救急活動を円滑に遂行する上で重要な事業である。今後も、施設の安定稼働を継続するとともに、効果的な通信指令体制の構築に努めること。	
No.235 火災予防普及啓発事業費 （消防本部予防課）	⑴火災予防意識の普及啓発　⑵住宅用火災警報器の設置対策　⑶防火クラブ等の育成指導	市民の防火意識の高揚を図り、関係法令に基づき防火対象物等の防火を推進することにより、市民の安心安全が守られる。また、幼年・少年消防クラブ及び婦人防火クラブの活動を支援し、火災予防意識の醸成を図ることにより、地域の安心安全が守られる。	住宅用火災警報器の設置率 %	84.8 100	84.8	1,561 50,827	824 50,827	A	防火対象物の安全を図るとともに、維持管理を含めた住宅用火災警報器の普及促進、並びに消防クラブの育成と活性化に引き続き取り組まれたい。	
No.236 危険物保安事業費 （消防本部危険物保安課）	危険物許認可及びこれに係る完成検査等、完成検査前検査、事故調査、石油コンビナート等災害防止法に係る届出・検査等業務を実施する。 コンビナート事業所等の立入検査を実施し、保安指導を行うとともに法令不備等の是正を行う。	危険物施設における災害・事故を減少させることで、市民の安心安全を確保する。	査察回数（コンビナート事業所） 回	10 10	100.0	12,795 50,827	17,315 50,827	A	コンビナート事業所をはじめとする危険物施設に対し、適切な指導を行うとともに事業者との連携を図りながら災害事故の未然防止に努めること。	
No.1 教育委員会費 （教育政策課）	●毎月定例教育委員会を開催、必要に応じて臨時会を開催する。 ●教育委員会会議録をホームページ等通じて公表 ●教育委員会委員が小・中学校を訪問し、指導助言を行う。 ●教育委員会委員が各種研修会に出席し、情報入手や課題等の共有に努め、各教育委員会間の連絡調整、諸課題の解決を図る。 ●総合教育会議の開催	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校教育、生涯学習、社会教育の振興、文化財の保護等の面において、政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保により、教育行政の充実を図る。	教育委員会の開催 回	12 12	100.0	3,730 2,687	3,751 3,050	B	引き続き、市長部局とも連携を図りながら、教育委員会の活性化と民意の反映に一層努められたい。	隔年実施の教育委員会委員の研修に積極的に参加することで、国や県の動向をはじめ、他市の状況把握に努める。
No.2 事務局一般事務費 （教育政策課）	●教育委員会の内部調整及び管理的業務 ●教育長秘書業務 ●嘱託職員の管理（小・中学校環境整備業務、文書逓送業務）	人事・秘書・統括的な業務を持つ教育委員会事務局の管理運営を遂行することで、教育行政の充実を図る。	課長会議の回数 回	13 12	108.3	7,361 6,971	10,856 9,875	B	教育委員会事務局として、総合調整機能強化はもとより、市長部局との連携を強化し、引き続き新たな大綱の具現化に努められたい。	さらなる事務局内の効率的な運営と市長部局との連携を強化していく。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.3 小学校嘱託教職員経費 （教育政策課）	●県職員の配置基準により、県費事務・養護教職員が配置されない小学校（事務、養護）に会計年度任用職員を配置・R1実績　学校事務：須磨小・八代小に各1人、計2人配置　　学校養護：すべて県費職員が配置された	県費の事務・養護教職員が配置されない小規模校に市費で配置することにより、学校管理運営を円滑に行い、教育の充実が図られる。	指標なし	-	-	3,606	4,696	A	小規模の学校運営上必要な事業であり、学校教育の充実の基礎となるものであることから、県費での配置の要望を引き続き行われたい。	引き続き、県費職員の配置拡充に向けた要望を行う。
				-		145	799			
No.4 中学校嘱託教職員経費 （教育政策課）	①県職員の配置基準により、県費事務・養護教職員が配置されない中学校（事務、養護）に嘱託職員を配置　・令和元年度実績　学校事務、学校養護ともにすべて県費で配置	①県費の事務・養護教職員が配置されない小規模校に市費で配置することにより、学校管理運営を円滑に行い、教育の充実が図られる。	指標なし	-	-	0	5,230	A	小規模の学校運営上必要な事業であり、学校教育の充実の基礎となるものであることから、県費での配置の要望を引き続き行われたい。	引き続き、県費職員の配置拡充に向けた要望を行う。
				-		0	799			
No.5 私学等助成事業費 （教育政策課）	●（学）山口県桜ケ丘学園に対する補助（1）管理運営事業費の一部を補助、補助率1/6　（ただし、市内在住の生徒一人当たり6,000円を限度）　●（学）徳山教育財団に対する補助（1）保護者が市内在住である父子・母子家庭の学生の授業料減免に対する補助、補助率1/2、入学生のうち３人以内	私立学校の運営費等の一部を補助することにより、私学振興の充実が図られる。	指標なし	-	-	3,853	4,400	A	周南市の教育環境の充実のために、私学助成は重要な政策であるため、引き続き事業の進展に努められたい。	周南市の教育環境充実のために、引き続き私学助成を行う。
				-		871	2,469			
No.6 奨学金貸付等基金事業費 （教育政策課）	●家庭の経済的理由により修学が困難な人への奨学金の貸付・給付 (1)対象者　高等学校（高等学校専攻科含む）、高専、大学、短大及び専修学校の学生　(2)貸付月額　・一般奨学金：18,000円(公立高等学校、高専1～3年)、24,000円(私立高等学校)、35,000円(大学、専修学校、高専4～5年)　・定住促進奨学金：10,000円(高専（4～5年）・大学等)※一般奨学金に上乗せ　(3)給付月額　・修学支援奨学金：10,000円(高等学校・高専・大学等)※一般奨学金に上乗せ　※「修学支援奨学金」は、経済的理由により著しく修学が困難な者が対象	奨学金を貸付け及び給付することで修学困難者の修学機会を確保できる。	奨学生決定者数	6	60.0	3,405	2,323	B	本基金は、市民の修学機会を確保するための市民共有の財産である。対象となる市民に、より多く有効活用してもらうための周知を行うとともに、世代を超えて活用され続けるものとなるように、適切な債権管理に努められたい。	令和元年から、高等学校専攻科に通う学生に対する制度を拡充したことを受け、これまで以上に広報活動に努めることで、更なる修学機会の確保を図る。
			人	10		3,267	3,631			
No.42 小中学校再編整備推進事業費 （教育政策課）	●小中学校再編整備の取組方針に基づき対象校の保護者や関係者の合意形成を図り推進（1）　学校再編整備に対する児童生徒の不安の解消を図るための統合先学校との交流学習（2）　統合により休校となった学校施設の適正管理	小中学校の適正規模の配置を実現することで、教育環境を充実させ、十分な教育効果を得ることができる。	指標なし	-	-	757	928	B	教育環境の充実の観点から、統合先校への通学の支援を実施しつつ、保護者や学校運営協議会の動向を注視しながら、学校の再編整備に取り組まれたい。また、休校となっている学校については、地域とともに学校施設の利活用を検討する中で、廃校への理解を得ることに努められたい。	休校中の学校施設の利活用に関した方向性の検討を進める。
				-		3,413	3,267			
No.51 教育施設ＡＥＤ設置事業費 （教育政策課）	●教育施設（学校、生涯学習、教育支援センター）にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を継続設置　●生涯学習施設５台（学び２・中央図書館・鹿野図書館・大田原自然の家）、小・中学校４６台、教育支援センター１台、計５２台（うち、３台は日本赤十字社が設置、１台は徳山医師会が設置）	ＡＥＤ設置により、万一の事故に対する救命措置が可能となり安心して施設を利用できる。	ＡＥＤの設置数	52	98.1	1,551	1,552	B	ＡＥＤ設置に関しては教育施設のみでなく、全市的な対応となっている。公共施設再配置も踏まえて、効果的な配置を、引き続き関係部署との協議を進められたい。	引き続き、教育施設の安心・安全な利用のため、ＡＥＤの適切な維持管理に努める。
			台	53		145	436			
No.52 小学校施設管理費 （教育政策課）	休校を含む小学校全校の施設等修繕、漏水調査、汚水管清掃、消防用設備点検、遊具点検、電気工作物保守管理、エレベーター保守管理、プールろ過装置保守点検、機械警備等	小学校施設の適正な維持管理を行い、安心・安全な教育環境を確保する。	修繕対応率	100	100.0	68,133	246,327	B	経費の抑制に留意し、計画的かつ効率的な維持管理に努められたい。	契約締結による事務負担の軽減や施設維持管理コストの縮減を図るため、種別毎に発注している業務の包括発注に向けた検討を進める（包括管理業務委託の検討）。また、軽微な修繕対応についても包括管理業務に盛り込むことをあわせて検討していく。
			%	100		5,809	7,987			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.53 小学校改修事業費 （教育政策課）	小学校施設の修繕・改修工事	小学校施設を計画的に改修することで、安心安全な教育環境を確保する。	事業費執行率 %	79.86 100	79.9	689,961 9,076	38,502 6,898	B	老朽化施設の改修は、安心安全な教育環境の確保のために必要な事業であることから、「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき計画的に進められたい。	令和元年度に「周南市学校施設等長寿命化計画」を策定したことに伴い、今後は計画に基づき施設整備を進めていく。
No.54 中学校施設管理費 （教育政策課）	休校を含む中学校全校の施設等修繕、漏水調査、汚水管清掃、消防用設備点検、遊具点検、電気工作物保守管理、エレベーター保守管理、プールろ過装置保守点検、機械警備等	中学校施設の適正な維持管理を行い、安心・安全な教育環境を確保する。	修繕対応率 %	100 100	100.0	30,946 5,809	132,035 7,987	B	経費の抑制に留意し、計画的かつ効率的な維持管理に努められたい。	契約締結による事務負担の軽減や施設維持管理コストの縮減を図るため、種別毎に発注している業務の包括発注に向けた検討を進める（包括管理業務委託の検討）。また、軽微な修繕対応についても包括管理業務に盛り込むことをあわせて検討していく。
No.55 中学校改修事業費 （教育政策課）	中学校施設の修繕・改修工事	中学校施設を計画的に改修することで、安心安全な教育環境を確保する。	事業費執行率 %	95.8 100	95.8	68,709 7,624	384,399 14,885	B	老朽化施設の改修は、安心安全な教育環境の確保のために必要な事業であることから、「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき計画的に進められたい。	令和元年度に「周南市学校施設等長寿命化計画」を策定したことに伴い、今後は計画に基づき施設整備を進めていく。
No.56 中学校普通教室空調設備整備事業費 （教育政策課）	空調機器の設置	生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保する。	整備率 %	100 100	100.0	261,013 3,994	0 0	A	予定どおり令和元年度で事業を完了した。引き続き、空調設備運用ガイドラインの周知により、経費の抑制を図られたい。	予定どおり令和元年度で整備を完了した。
No.62 学校施設等長寿命化計画策定事業費 （教育政策課）	学校施設等長寿命化計画の策定	学校施設の施設整備には多額の改修費用がかかるが、本計画に基づき中長期的な改修計画を立てることにより、適正な予算配分が可能となり、安定した財政運営に寄与できる。	事業実施数 件	1 1	100.0	23,551 3,631	0 0	A	予定どおり令和元年度に計画を策定した。本計画に基づき施設整備を実施することで、学校施設改修事業に係るトータルコストの縮減や財政支出の平準化が図られるため、具現化に努められたい。	令和元年度に策定した「学校施設等長寿命化計画」を着実に進めることで、学校の施設の改善に努める。
No.63 小学校普通教室空調設備整備事業費 （教育政策課）	空調機器の設置	児童が安心して快適に学べる教育環境を確保する。	整備率 %	0 0	0.0	29,818 6,535	896,172 8,350	A	市内小学校２５校への空調設備の一括整備の早期実現に向け、着実に事業を進められたい。	新型コロナウイルスによる学校の休業に伴い、夏休み期間が短縮される可能性が高いことから、当初の予定である令和２年９月の供用開始から前倒しできるよう、事業を計画的に進めていく。
No.604 こども議会開催事業費 （教育政策課）	児童が市議会議員の立場から、市政全般について市長に対し一般質問を行う。	模擬議会を通して議会の仕組み等を学びながら、まちづくりについて考えることで、市の未来を担う子供たちの市政への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着心を醸成するとともに、子供たちのアイデアを市政に生かす。	こども議会に参加した児童数 人	29 30	96.7	158 2,687	133 3,631	B	学校での学習効果の向上だけでなく、授業を通じて作り上げた成果を市議会議場で発揮することで、将来のまちづくりや議会に携わる人材の育成に繋げることができるため、当初の計画に基づき取組を進められたい。	引き続き、こども議会を通して、まちづくりや政治への関心を高め、将来のまちづくり等に携わる人材の育成に努める。
No.622 分庁舎管理事業費 （教育政策課）	徳山港町庁舎内の施設及び設備の維持管理、修理、整備及び財産管理等を適切に行う。	生涯学習課職員に対し、文化財保護業務に従事できる環境を提供する。 徳山港町庁舎を利用している各種団体に対し、適切な環境を提供する。	適正施設管理指数 %	100 100	100.0	2,424 944	2,533 581	A	今後、管理経費の増大が見込まれるが、適切な管理を進められたい。	老朽化に伴う修繕費用等の増大が見込まれる。
No.66 成人式開催事業費 （生涯学習課）	（１）記念式典を開催し、新成人の新しい門出を祝福・激励する。　（２）成人式の企画・運営を担う実行委員会を、青少年により組織する。	新成人にとって想い出深い式典を開催するとともに、実行委員会を組織し、企画・運営を担当する青少年の育成を行う。	成人式実行委員数 人	12 18	66.7	1,287 4,720	1,319 2,904	B	新成人にとって想い出深い式典を開催することも重要であるが、実行委員会を通して若者が企画・運営に携わることは、未来を担う人材を育成する大切な取組みである。引き続き、実行委員会の充実に努められたい。	実行委員会を充実したものとするため、多様な主体が参画できる環境を用意する（市内の高等教育機関や企業に対し、募集告知の強化）。 成人式を周南市の魅力を発信する機会としても捉え、市外に出ている学生等のＵターンを推進する。
No.67 少年の主張大会事業費 （生涯学習課）	（１）小・中学生を対象に「青少年健全育成及び青少年非行防止」をテーマとした「作文」「文字デザイン」「標語」「４コマコミック」を募集する。　（２）少年の主張大会を開催し、小・中学生が、学校生活や日常生活を通じて考えていること、同世代や大人に訴えたいことなどについての想いや意見を発表する場を設ける。	学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成を推進する。	作品提出数 点	1,689 3,000	56.3	137 1,815	145 1,815	B	青少年に対する市民の理解を深めることができる事業である。 また、多くの市民が青少年の想いに共感できる重要な機会であるため、今後も内容の充実及び応募作品数の増に向けた取組みに努められたい。	引き続き、応募作品増に結び付く方法を検討・実施する。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.68 青少年団体等活動助成事業費 （生涯学習課）	周南市社会教育関係団体補助金交付要綱第２条の規定により、補助対象と位置付けられた社会教育関係団体（周南市子ども会育成連絡協議会、孝女阿米顕彰会、徳山地区ボーイスカウト育成会、徳山地区ガールスカウト団）の活動に対して補助金を交付するとともに、必要な助言・指導を行う。 また、科学やものづくりの体験を通して、次代を担うひとづくりの一助とするため、周南ロボコン実行委員会の活動に対して助成を行うとともに、必要な助言・指導を行う。	青少年教育団体等（周南市子ども会育成連絡協議会、孝女阿米顕彰会、徳山地区ボーイスカウト育成会、徳山地区ガールスカウト団、周南ロボコン実行委員会）の活動に対して助成を行うことにより、団体活動の拡充と育成を図る。	会員数、参加数 人	6,332 8,500	74.5	2,084 581	2,084 653	B	各団体の主体性を尊重しつつも、事業の公益性やその目的が達成されるよう、引き続き必要な助言や指導に努められたい。	財政面でも主体的な活動を促し、自活できる組織となるよう、助言・指導を行う。
No.69 青少年育成協働ネットワーク推進事業費 （生涯学習課）	市民会議及び学校・家庭・地域と連携・協働し、次の事業を実施する。 （１）地域のおじさん、おばさん運動の実践 （２）青少年健全育成に関する事業の開催 （３）各地域において、青少年健全育成活動の実施 （４）ＰＴＡなどが推進している子どもの安心・安全に関する取組への支援（子どもの安心・安全交付金推進事業）	市内で活動する青少年育成団体で構成される「周南市青少年育成市民会議」（以下、市民会議）と連携・協働し、青少年の健全育成活動に取り組むとともに、活動の原動力となる「地域力」「市民力」を高める。	こども１１０番の家登録件数 件	943 1,000	94.3	2,678 3,050	2,671 6,390	B	青少年の健全育成は、学校や家庭、地域、行政が連携・協働し、総がかりで取り組む必要がある。市民会議の活動はこの取組みの中心になるものであり、活動をさらに充実していくため、また自主・自立に向けた組織づくりを推進するため、さらなる支援と活動のＰＲに積極的に取り組まれたい。	自立可能な組織となるよう、支援を継続するとともに、情報発信の強化や工夫を凝らした活動を行うよう指導し、市民会議の認知度を高める。
No.70 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費 （生涯学習課）	（１）小学生を対象とした放課後子供教室を実施する。 （２）保護者等を対象とした家庭教育講座を実施する。 （３）学校と地域をつなぐため、中学校区ごとに配置する地域学校協働活動推進員の活動を支援する。	地域ぐるみで子どもを育てる体制の構築。	放課後子供教室参加児童数 人	15,985 32,000	50.0	10,343 10,093	12,980 14,014	B	社会総がかりで子どもを育むためには、学校・家庭・地域の連携・協働が不可欠である。新たな人材の確保に努めながら、子どもたちの豊かで健やかな成長のために、連携をさらに強化しつつ、各事業に取り組まれたい。	社会総がかりで子どもたちを育むため、地域学校協働活動推進員の活動を活発化させ、新たな地域人材の発掘や養成に取り組む。
No.72 青少年育成センター運営事業費 （生涯学習課）	警察の少年相談員、地域の校外補導組織等の関係機関と連携し、主に次の事業を実施する。 （１）街頭補導活動 （２）成人向け図書販売店や深夜営業店（カラオケ店など）を対象とした調査・指導 （３）青少年の健全育成に関する相談業務 （４）インターネットの適切な利用方法を学ぶためのリテラシー教育や、保護者への啓発活動	青少年にとって有害な環境の除去、また補導活動による適切な指導などを通じて、健全な青少年の育成を行う。	補導活動日数（合同） 日	24 45	53.3	445 1,743	569 1,017	B	青少年の非行防止や環境浄化活動を充実していくため、青少年育成センターの活動を推進するとともに、関係機関や警察、各地域の校外補導組織等との連携強化に取り組まれたい。	街頭補導については、警察との合同の定期的な活動に加え、不審者情報などを参考にした臨時の活動を、今後も継続していく。 子供や保護者を対象としたスマートフォンの正しい使い方教室など、時代のニーズに合った新しい事業として推進する。
No.113 社会教育振興一般事務費 （生涯学習課）	社会教育全般に係る会議資料等の作成や情報収集業務、庁内連絡事務等を行う。	市民の自主的、継続的な学習活動を支援し、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の整備・充実に取り組む等、社会教育行政全般に係る円滑な事業実施を図る。	社会教育主事講習受講者 人	1 1	100.0	585 3,413	323 2,541	B	社会教育法の改正など国の動向を踏まえ、また社会教育主事の年齢構成を考慮しながら、計画的な人材育成に取り組まれたい。	社会教育行政を効果的に進めるうえで、専門知識を持つ職員の育成が必要であり、計画的に進める。 また社会教育主事が中心となって、生涯学習主事のスキルアップも図っていく。
No.114 社会教育委員会費 （生涯学習課）	社会教育法第１５条に基づき設置し、同法第１７条の職務（調査研究、会議、研修等）を行う。	社会教育委員の意見を本市の社会教育行政に反映し、社会教育事業の推進を目指す。	社会教育委員会議（全体）開催回数 回	3 3	100.0	176 1,017	228 1,452	A	市民の多様な意見を市政に反映するため、積極的に社会教育委員会議を開き、生涯学習事業の推進に努められたい。	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するために必要であり、継続する。
No.115 鶴いこいの里管理運営事業費 （生涯学習課）	鶴いこいの里（交流センター、運動広場、水泳プール、野鶴監視所等）の効率的な管理運営　地域行事や生涯学習活動の開催	人と鶴との共存をめざした交流を推進する　コミュニティ活動及び生涯学習活動を推進する	鶴いこいの里利用者数 人	22,265 30,000	74.2	11,138 9,004	11,596 3,921	B	生涯学習及び地域づくり活動の拠点としての価値を高めるよう、複合施設としての特性を活かした管理運営に努められたい。	地域の拠点及び複合施設としての価値を高める。
No.116 学び・交流プラザ管理運営事業費 （生涯学習課）	（１）生涯学習拠点としての学習機会の提供 （２）生涯学習活動の相談、情報の収集発信 （３）生涯学習活動の場の提供 （４）交流アリーナ、多目的ホール、武道場、交流室等を備える複合施設としての効率的な管理運営	市民の主体的な学習活動を推進するとともに、幅広い世代の市民が集い、交流を深めることにより、まちづくりを実践する人を育み、人とまちの活性化に寄与する。	施設利用者数（図書館含む） 人	319,283 400,000	79.8	69,979 21,783	75,467 21,783	B	本市の生涯学習の拠点としての価値を高める事業展開を進めるとともに、市民一人ひとりの多様な学習ニーズを把握し、本市の生涯学習センターとしての機能発揮に努められたい。	講座数及び講座内容の充実、情報発信の工夫を行う。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.117 生涯学習推進事業費 （生涯学習課）	市民センター等での学習機会を提供する	市民センター等における生涯学習活動を推進する	生涯学習講座受講者 人	6,438 6,000	107.3	2,431 1,743	2,505 1,888	B	地域の多様な学習資源・社会資源をつなげ、市民センターが多世代間交流の場、次世代育成の場、学習成果還元の場などとして生涯学習の拠点となるよう、具体的な取組みを推進されたい。	市民センターが多世代交流の場、生涯学習の拠点としての機能を発揮するよう多様な講座開催に努める。
No.118 社会教育団体助成事業費 （生涯学習課）	周南市社会教育関係団体補助金交付要綱第２条の規定により、補助対象と位置付けられた社会教育関係団体（徳山ユネスコ協会、徳山花いっぱいの会、周南市ＰＴＡ連合会、周南市連合婦人会）の活動に対して補助金を交付するとともに、必要な助言・指導を行う。	社会教育団体（徳山ユネスコ協会、徳山花いっぱいの会、周南市ＰＴＡ連合会、周南市連合婦人会）の活動に対して助成を行うことにより、団体活動の拡充と育成を図る。	会員数 人	11,821 16,000	73.9	1,266 653	1,302 2,178	B	各団体の主体性を尊重しつつも、事業の公益性やその目的が達成されるよう、引き続き必要な助言や指導に努められたい。	財政面でも主体的な活動を促し、自活できる組織となるよう、助言・指導を行う。
No.119 花いっぱい推進事業費 （生涯学習課）	市内９の育苗グループに花の種子を配布し、育った苗を市民センターを通して地域や学校花壇に配布する。地域・職場や学校で展開されている花いっぱい運動の成果と更なる推進のため、優秀な花壇を表彰する。市民センターを通じ、花いっぱい運動のため「花づくり講習会」を開催する。	育苗グループや花壇関係者の生きがいづくりや地域花壇等によるまちの潤いづくりとともに、学んだ成果をまちづくりに生かす実践につなげる。	花壇コンクール参加団体数 団体	26 50	52.0	2,830 2,614	3,030 3,994	B	花いっぱい運動を継続するため、人材発掘や育成に努められたい。 また、花壇整備や植栽等を地域住民（子どもからお年寄りまで）の協働によって行い、交流の輪を広げる活動となるよう、具体的な取組みを推進されたい。	地域団体等との連携による推進に努める。
No.120 大田原自然の家管理運営事業費 （生涯学習課）	指定管理者と連携し、次の事業を実施する。 （１）集団宿泊体験活動事業 （２）自然の家周辺の大田原地区の自然を活用した体験活動事業 （３）自然の家の施設を活用した食育・食農に関連した事業 （４）野外活動及び体験活動等における青少年健全育成の指導者や青少年のボランティアの育成	大田原自然の家を設置し、集団宿泊訓練、野外活動、自然体験活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成する。	利用者数 人	8,045 9,500	84.7	33,833 3,267	34,772 2,251	B	豊かな自然の中で、多様な活動プログラムを体験できる施設は他にないものであり、青少年教育やリーダー育成の面からも貴重な施設である。引き続き利用者の安心・安全を第一に施設運営を行うとともに、移転に向けた検討と取組を早急に進められたい。	移転先の調整を迅速に進めるとともに、新たな施設の準備が整うまでの間は、利用者の安心・安全を第一義に、現在地で事業を実施する。
No.140 文化財保護一般事務費 （生涯学習課）	（１）文化財等に関する調査等の実施 （２）市民の誇りにつながる歴史文化の学習機会の提供	郷土の特色ある歴史や文化の継承を図る	文化財件数 件	106 106	100.0	1,277 2,832	1,985 2,541	B	事業の継続は必要であり、市の主体性を発揮しながら、関係機関等と協議を重ね、効果的・効率的な事業運営に努められたい。	計画的に文化財の指定登録を進めるため、周南市文化財審議会に諮りながら、未指定文化財の情報収集及び調査に努める。
No.141 文化財等管理運営事業費 （生涯学習課）	（１）文化財の保護及び活用のための効率的な管理運営 （２）市民の誇りにつながる歴史文化の保護及び利用機会の提供	文化財の周知と積極的な活用を図り、市民の文化財保護意識を高める	山田家本屋入館者数 人	1,226 2,000	61.3	4,881 2,687	4,109 2,541	B	事業の継続は必要であり、市の主体性を発揮しながら、関係団体等と協議を重ね、効果的・効率的な事業運営に努められたい。	公開施設などの活用を図るため有効な広報活動のほか、文化財の適切な管理と伝承に資する取組に努める。
No.142 埋蔵文化財保護費 （生涯学習課）	（１）周知の埋蔵文化財包蔵地の照会対応 （２）やむをえず破壊される埋蔵文化財に必要となる調査の実施	埋蔵文化財保護を通じた郷土の歴史の伝承を図る	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の照会回答件数 件	461 430	107.2	3,602 3,122	4,426 3,195	B	事業の継続は必要であるが、実施方法やコストを随時見直して、効果的・効率的な事業運営に努められたい。併せて、調査報告書を速やかに刊行できる体制と、整理作業後の出土物活用について、検討を進められたい。	埋蔵文化財保護の周知方法や、経費節減のための効果的な調査方法の工夫を進める。 出土物の展示など埋蔵文化財の積極的な活用を進める。
No.143 民俗資料展示室管理運営事業費 （生涯学習課）	（１）新南陽・熊毛・鹿野の民俗資料展示施設の効率的な管理運営 （２）児童に対する調べ学習などの機会の提供 （３）市民に対する郷土の歴史や民俗に親しむ機会の提供 （４）民俗資料の適切な管理	市内の民俗資料や文化財等を収蔵・展示することにより、文化財保護の意識を高め、郷土の歴史や文化の伝承を図る。	新南陽民俗資料展示室見学団体数 団体	5 10	50.0	2,445 3,848	2,386 3,340	C	周南市の歴史や民俗を伝えていくことは必要であるが、新南陽民俗資料展示室の代替施設検討を深められたい。併せて、市内全域での効果的な民俗資料の展示・活用プランの検討を進められたい。	新南陽民俗資料展示室の代替施設について、検討を深める。 熊毛・鹿野の同種施設を含めた、民俗資料の展示及び活用法の検討を深める。
No.144 鶴保護対策事業費 （生涯学習課）	（１）保護啓発活動及び調査研究 （２）野鶴の監視、保護ツルの移送及び放鳥 （３）ねぐら及び施設の維持管理 （４）関係機関及び団体との連携	特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護を図る 市民の文化財保護意識を高める	ツル渡来数 羽	13 10	130.0	16,991 12,997	19,244 12,416	B	ツルの生息環境整備については現状を維持するとともに、移送・放鳥事業については、国・県及び出水市との協議を続け、円滑に進められたい。	これまでの越冬環境整備及び渡来実績から、整備内容等の見直しを進める必要がある。 国の進めるツル類の分散化に向けた計画策定の動きに関連して、環境省や文化庁、関係機関との連携を強化する。
No.145 児玉源太郎資料調査事業費 （生涯学習課）	（１）児玉源太郎に関するデータ収集及び史料調査の実施 （２）調査報告書の作成	郷土の先人について周知することにより、本市の特色ある教育及び文化の振興を図る	調査報告書の作成 部数	200 200	100.0	5,338 1,380	0 0	A	定められた期限の中で有用な資料が作成できたと考える。今後は資料の効果的な活用に努められたい。	３か年事業の最終年度である平成３１年度に報告書を刊行し、事業を終了した。

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.164 人権教育推進一般事務費 （人権教育課）	・人権教育推進のための一般庶務 ・各種研修会、大会への参加 ・関係機関、団体及び庁内部課との連携 ・人権教育の推進体制の整備に関する支援	関係機関との連携により、様々な人権課題に対応した推進体制を整え、市民の活動へ反映する。	連絡会議の開催、研修会への参加回数 回	34 30	113.3	7,828 7,406	8,184 10,380	B	社会教育主事及び社会教育指導員が様々な研修を受講することにより、その成果を各種研修会や出前講座に活かし、内容の一層の充実を図られたい。	様々な人権課題に対応した研修を受講することで、職員の資質向上を図るとともに、新たな人権課題に対応した各種研修会・出前講座を開催する。また、庁内各課の人権に関わる情報やニーズを把握し、既存の研修会・出前講座の学習内容や学習内容の工夫・改善に生かすことにより、研修内容の一層の充実を図る。
No.165 学校人権教育研修事業費 （人権教育課）	・学校・園内研修会の実施 ・保護者の人権教育研修会の機会の充実 ・学校・園における人権教育に対する指導助言	学校・園における、研修会や講演会を行うことにより、児童、生徒、保護者、教員への人権意識の向上を図る。	園、小・中学校の研修会、講演会の参加人数 人	10,867 10,000	108.7	371 2,832	572 1,525	B	「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に資するためにも保護者や教育職員が参加しやすく有意義な研修となるよう一層の充実に努められたい。	様々な人権課題があるなかで、各学校・園のニーズに応じた効果的な人権教育の取組みを進める。また、保護者や地域住民と連携した多様な学習機会を提供し、学校と地域社会が一体となった取組みを進める。
No.166 人権教育指導者研修事業費 （人権教育課）	・指導者研修会の開催 ・情報交換会の実施 ・各種研究集会等への参加 ・各種自主研修の指導助言	地域社会における人権教育のリーダー的な役割を担う方を対象とした「ステップアップセミナー」を行うことにより、人権教育指導者の育成と指導者としての資質の向上を図る。	ステップアップセミナー参加人数 人	34 70	48.6	267 1,452	289 1,089	B	リーダー的役割を持つ方が、セミナーに参加したい研修にするとともに、新しいリーダーを育てる研修に取り組み、裾野を広げられたい。	地域社会におけるリーダー的役割を担う方が、「ステップアップセミナー」へ参加してみたいと思えるような魅力ある研修内容を計画する。また、多様な人々の参加とそれを可能とする多様な参加方法を工夫し、多くの方が参加できる研修会を計画する。
No.167 人権教育講座運営事業費 （人権教育課）	市民センター等での人権教育講座（ハートフル人権セミナー）を開催する。	市民センター等を会場として人権教育講座を行うことにより、地域住民の人権意識の向上を図る。	ハートフル人権セミナー参加人数 人	545 460	118.5	208 2,541	212 1,815	B	市民の正しい人権意識・認識を育てていく事が大切であり、常に検討しながら内容の充実を図られたい。	人権の基礎講座として地域住民を対象に「ハートフル人権セミナー」を行っている。より多くの市民が人権課題に気づき、人権尊重の精神の涵養が図れるよう実施していく必要がある。
No.168 地域人権教育推進事業費 （人権教育課）	・周南市人権教育推進協議会の運営 ・周南市地域人権教育連絡協議会の運営 ・各ブロック人権教育推進協議会の活動支援 ・地域等における人権教育講演会の活動支援 ・人権教育総合推進地域事業への支援	10ブロックに分けた各地域の特色を生かした講演会等の開催を支援することにより、地域内での連携を図りながら人権意識の向上を図る。	協議会、ブロック講演会等への参加人数 人	3,931 3,500	112.3	1,314 11,109	1,477 6,608	B	人権問題の解決に向け、市民ぐるみの活動が必要であり、今後も各組織と連携を図りながら事業を進めていかれたい。	市民一人一人の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け地域学校との連携強化に努めるとともに地域間相互の情報交流を図りながら本事業を一層充実させる。
No.169 教育集会所管理運営事業費 （人権教育課）	・集会の場や生涯学習の場の提供（明石、御山、西殿木原、平井集会所の管理運営） ・施設の清掃、施錠確認等は地域に委託	集会の場として地域の連携や連帯を強化するとともに、趣味や文化教養講座等を通じた生涯学習の場として地域教育力の向上を図る。	施設利用人数 人	674 1,000	67.4	559 1,525	579 1,525	B	施設も老朽化しており、機能保全等について地域住民と協議を行いながら適切な維持管理に努められたい。	・管理委託料を平成２７年度より減額してきた。今後の施設の方向性、管理について地元自治会と協議をしていく必要がある。 ・管理運営については、効率性を追求し、最小の経費で実施している。
No.7 教育指導一般事務費 （学校教育課）	●学校教育課運営上の必要経費。 ●教育支援委員会、通学区審議会等に係る経費。	子供たちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそれぞれ調和のとれた「生きる力」として身につける。 学校教育の円滑な実施。	指標なし -	- -	-	97,128 1,670	72,251 1,307	B	実施方法、コスト等を考慮しながら、学校運営の円滑な実施に努められたい。	学校教育の円滑な実施に向けた運営経費であり、重要であるため、事業の継続・維持は必要である。
No.8 教職員研修推進事業費 （学校教育課）	●周南市立小・中学校教職員により構成される団体の研修活動や協議活動への補助を行う。 ●教育研究センターの運営及びキャリアステージに応じた教職員の研修を行う。	教職員の資質向上により学校が安定し、児童生徒の学力を向上させる。	教育研究センターが主催する「若人の会」研修会の育成状況 %	99.4 100	99.4	6,114 726	6,680 653	B	教育研究センターでは、引き続き教職員のキャリアステージに応じた研修を充実し、教職員の資質向上に努められたい。加えて、ＩＣＴ教育充実のため、児童生徒1人1台端末整備や校内通信ネットワークの整備等を進めていることから、その環境を生かし、ＩＣＴの利活用促進に向けた研修等の充実を図られたい。	教職員の育成に向けた研修体制を維持し、さらにＩＣＴ教育推進を図る必要がある。
No.9 学校文化体育関係経費 （学校教育課）	●小・中学校体育連盟の活動への補助、文化連盟の活動への補助、音楽祭・美術展・科学展の開催費の補助、読書感想文（画）の審査会開催の補助等を行う。 ●英語暗唱大会における淺田榮次賞の授与を行う。	小中学校の体育や文化団体に対する補助金や交付金の交付を通して、体育・文化の充実を図り、児童生徒の一人ひとりの特性や能力を伸ばす。	中国・全国大会出場数 団体数	28 30	93.3	14,184 726	14,369 726	B	実施方法やコストについては引き続き検証しながら、より効果的な事業目的の達成に努められたい。	事業を継続・維持していくことにより、子どもたちの活動に対する意欲の向上が図られる。
No.10 小学校就学援助費 （学校教育課）	学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、新入学児童学用品費等を援助する。	必要な援助を与えることで義務教育の円滑な実施に資することができる。	指標なし -	- -	-	90,862 1,089	99,779 1,525	B	認定基準や対象費目など、適切な援助となるよう国の動向や他市の動向を注視しながら、適切な支援に努められたい。	必要な事業であるため、認定基準や対象費目など、適切な援助となるよう国の動向や県内の動向を注視しながら事業を継続実施する必要がある。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.11 中学校就学援助費 （学校教育課）	学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、新入学生徒学用品費等を援助する。	必要な援助を与えることで義務教育の円滑な実施に資することができる。	指標なし -	- -	-	78,595 1,089	89,925 1,525	B	認定基準や対象費目など、適切な援助となるよう国の動向や他市の動向を注視しながら、適切な支援に努められたい。	必要な事業であるため、認定基準や対象費目など、適切な援助となるよう国の動向や県内の動向を注視しながら事業を継続実施する必要がある。
No.12 スクールソーシャルワーカー配置事業費 （学校教育課）	課題のある家庭への迅速かつ適切な支援に資するため、地域スクールソーシャルワーカーを配置し、専門相談等を行う。	いじめや不登校等に対する専門相談体制の充実を図り、学校教育の充実につなげる。 課題のある家庭への迅速かつ適切な支援が可能となる。	指標なし -	- -	-	2,074 508	1,632 1,234	A	スクールソーシャルワーカーの派遣を通して、児童生徒等の理解を深めることで、適切な支援を図り、継続して学校教育の充実へと繋げられたい。	学校教育体制において、必要な事業として継続・維持していく必要がある。
No.13 児童・生徒・教職員健康管理費 （学校教育課）	学校保健安全法の規定により、児童生徒、教職員の健康保持増進と学校環境衛生の維持するため、尿検査業務等定期健康診断を行う。	保持増進を図り、安心安全に学ぶことにより、学校教育の円滑な実施につなげる。	むし歯のない児童生徒 人	5,929 5,600	105.9	144,343 13,578	137,216 9,730	B	学校保健安全法及び同法施行令の規定に基づき、児童生徒、教職員の健康管理や快適な学校環境の維持に努められたい。	児童生徒、教職員の健康保持増進と学校環境衛生の維持改善に、引き続き取り組む。
No.14 医療扶助費 （学校教育課）	就学援助の認定を受けた世帯のうち、定期健康診断において学校保健安全法に該当する病気で治療が必要と指示を受けた児童生徒の保護者の申請に基づき医療費を援助する。	保護者の経済的理由で未治療者が生じないことにより、児童生徒の健康が守られる。	指標なし -	- -	-	62 581	281 726	A	学校保健安全法及び同施行令の規定により、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の基準において引き続き事業を進められたい。	保護者の経済的理由で未治療となる児童生徒が生じないよう、引き続き取り組む。
No.31 学校業務支援員配置事業 （学校教育課）	教員がその専門性を活かしつつ、子どもたちに接する時間を十分確保し、真に必要な総合的な指導を継続的に行うことのできる環境を創り出すとともに、学校における働き方改革を進めるため、地域の人材を活用しながら、授業準備や学習評価等の補助業務を行うサポートスタッフを小中学校に配置する。	学校業務支援員を配置し、持続可能な学校指導・運営体制の構築及び教職員のワークライフバランスの実現を図ることを目的とする。	指標なし -	- -	-	17,566 1,089	20,164 871	B	児童生徒と触れ合う時間を増やし、一人ひとりの生活や学習を総合的な視点から支援するためにも、今後も学校と連携を図りながら、計画的に取り組まれたい。	教員の平均時間外勤務はまだ多く、今後も計画的に体制づくりを行う必要がある。
No.32 教育支援センター事業 （学校教育課）	不登校及び不登校傾向にある児童生徒に、心理的重圧の少ない安らぎの場（周南市教育支援センター）を設け、そこでの諸活動・野外活動などにより生活の意欲化を図る。	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の状態の改善、学校への復帰を図る。	不登校児童生徒のうち教育支援センターを利用した児童生徒の割合 %	38.4 30	128.0	9,460 726	10,956 799	B	教育支援センターとして、スクールカウンセラーと連携して、登校が難しい児童生徒の学校復帰に向けた組織的な取組を今後も継続していくとともに、多くの登校が難しい児童生徒が支援センターに登校できるよう、学校との連携に努められたい。	問題を抱える児童生徒数は増加傾向にあることから、現在の支援体制について、改善を図りながら維持していく必要がある。
No.33 充実した学校生活サポート事業費 （学校教育課）	●生徒指導対策の強化、情操教育の推進、特色ある学校づくりに係る支援等を進めていくことで、児童生徒がより充実した学校生活を送れるようサポートしていく。 ●本市の持つ地域資源を積極的に活用した学習を推進する。	生徒指導上の諸課題に対して適時適切に対応することを通じて、児童生徒の学校生活の充実が図られる。 地元の芸術文化や財産等を現場で学習することで、豊かな心と感性、郷土を愛する心を育む教育の充実が図られる。	地域や社会をよくするために何をすべきか考える子供の割合（小学校） %	54.3 100	54.3	6,062 871	6,279 290	B	「確かな学力」、「豊かな心」を育む教育の充実を図るためには、長期にわたって継続することが必要である。事業の成果を確認しながら事業を進められたい。	豊かな心の育成を基本とし、「生きる力」を育む教育に引き続き取り組む。
No.34 英語教育推進事業費 （学校教育課）	●小・中学校へ外国語指導助手を配置し、英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図る。 ●夏季休業中のスピーチコンテスト指導を行う。	英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上が図られる。	ＡＬＴの配置人数 人	11 11	100.0	47,606 1,089	67,676 726	A	令和２年度からの新学習指導要領の全面実施に対応し、英語教育の一層の充実をめざして主体的に取り組むことで、国際理解教育の推進やグローバルな視点をもった人材育成に努められたい。	新学習指導要領に沿った授業時数の拡充により、外国語指導助手を増員対応する必要がある。
No.35 我が国の伝統や文化に関する教育充実事業費 （学校教育課）	●三作神楽の継承活動への取り組み ●アントレプレナーシップに基づいた伝統産業の活性化提案による地域貢献活動	山口県が行う「我が国の伝統文化に関する教育の充実に係る調査研究事業」の実践校として、和田小・中学校が三作神楽の伝承活動を通じて、次世代への継承、郷土への愛情と誇りが持てるよう、総合的な学習等を活用して、伝統文化の価値と継承する意義について理解を深める。	指標なし -	- -	-	378 145	401 145	B	国の重要無形民俗文化財に指定されている三作神楽を通じて、郷土への愛情と誇りが醸成する事業であり、今後も実施方法やコストを検証しながら取り組まれたい。	本事業は、令和2年度末までの2年間事業である。このため、次年度以降は、別事業としての継続、あるいは学びへの支援を検討していく。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.36 子供農山漁村交流推進モデル事業費 （学校教育課）	ツル保護の活動を行っている他地域と、相互に活動や学習成果について発表しあったり、宿泊体験活動等を行う。　受入側：愛媛県西予市石城小学校	ツル保護の活動を行っている他地域と、相互に活動や学習成果について発表しあったり、宿泊体験活動等を行うことで、自分たちの地域での今後の活動の参考とするとともに、郷土愛や地域の自然、産業（農業）への理解、関心を高める。	指標なし -	- -	-	577 73	0 0	B	本事業を通して、自分たちの地域について再発見し、郷土への誇りをもつことができる事業であることから、事業効果やコストに留意しつつ、工夫して取り組まれたい。	補助金は初年度のみであり、事業としては廃止となる。今後は、別事業の中で工夫しながら取組を進めていく予定（R3まで）。
No.37 学校図書館活用推進事業費 （学校教育課）	司書資格を持つ学校図書館司書を小学校６校、中学校３校に配置する。 学校図書館司書の配置がない学校に学校図書館指導員を配置(週２日程度)する。	学校図書館の充実を図るとともに、機能の充実に努め、読書活動の推進と学習支援の充実を図る。	読書が好きな子供の割合 %	77.4 100	77.4	24,792 1,452	27,465 508	B	図書館司書及び学校図書館指導員の配置拡充を検討するとともに、効率的な運営による学校図書館の一層の充実を図り、子どもたちの豊かな心の育成に努められたい。	平成29年度から「学校図書館図書整備等5ケ年計画」において図書館司書の配置拡充等が示されており、この計画に沿って、今後、学校図書館司書の増員に取り組む必要がある。
No.38 生活指導推進事業費 （学校教育課）	●（介助員）基本的な生活動作の支援が必要な児童生徒に、1対1で補助員を配置する。 ●（生活指導員）特別支援学級や、特別な配慮を要する児童生徒が複数在籍する学級へ補助員を配置する。	特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援が可能になる。	指標なし -	- -	-	94,605 1,452	101,949 508	A	特別な配慮を要する児童生徒の支援として、生活指導員、介助員の配置は重要である。必要に応じて適切な配置をされたい。	生活指導員、介助員の配置は重要であり、必要に応じた配置のため、事業の維持・継続は重要である。
No.39 小学校特別支援教育就学奨励費 （学校教育課）	小学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資することを目的とし、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、職場実習交通費、新入学児童生徒学用品費等を援助する。	小学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資する。	指標なし -	- -	-	2,951 1,089	3,621 1,162	A	必要な事業として、事業効果に留意しながら、継続して適正な支援に努められたい。	必要な事業であるため、引き続き事務の効率化を図り、継続・実施する必要がある。
No.40 中学校特別支援教育就学奨励費 （学校教育課）	中学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資することを目的とし、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、職場実習交通費、新入学生徒学用品費等を援助する。	中学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資する。	指標なし -	- -	-	1,309 1,089	2,526 1,162	A	必要な事業として、事業効果に留意しながら、継続して適正な支援に努められたい。	必要な事業であるため、引き続き事務の効率化を図り、継続・実施する必要がある。
No.41 コミュニティ・スクール事業費 （学校教育課）	●周南市立小・中学校に学校運営協議会を設置する。 ●地域の学習拠点としての学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と学校の教育機能の提供を行いながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりを推進する。	学校の良さの更なる伸長と課題解決に保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりが可能となる。	地域住民の来校者数 人	61,998 90,000	68.9	2,861 2,106	4,336 218	A	周南市の教育の重点事業であり、地域の特性を活かした特色ある学校づくりに引き続き取り組み、コミュニティ・スクールの充実に努められたい。	引き続き、学校・保護者・地域が協働し、地域に開かれた学校づくりに取り組む。
No.43 小学校児童輸送費 （学校教育課）	小学校の統廃合等による遠距離通学児童の通学費の補助等を行う。	遠距離通学児童の通学費の補助等を行うことで通学の安心安全を確保できる。	指標なし -	- -	-	15,380 1,597	18,264 1,089	A	児童の充実した教育環境を保障するために必要な事業である。	学校の再編整備等により、児童の通学の安全を確保するためにも今後とも継続して必要とされる事業である。
No.44 中学校生徒輸送費 （学校教育課）	中学校の統廃合等による遠距離通学生徒の通学費の補助等を行う。	遠距離通学生徒の通学費の補助等を行うことで通学の安心安全を確保できる。	指標なし -	- -	-	11,407 1,234	21,612 726	A	生徒の充実した教育環境を保障するために必要な事業である。	学校の再編整備等により、生徒の通学の安全を確保するためにも今後とも継続して必要とされる事業である。
No.57 小学校運営費 （学校教育課）	小学校管理運営業務等、小学校における維持管理を行う。	小学校運営の円滑化が図られる。	指標なし -	- -	-	173,933 871	0 0	B	令和２年度から他事業に組替を行うこととしているが、各事業において効果的な予算執行に努めるとともに、各校に対し、経費削減努力の継続の意識付けを図られたい。	令和２年度から他事業へ組替を行うこととしているが、小学校運営の円滑化のために必要な事業経費であるため、経費節減に努めながら、各事業において必要な予算確保については継続・維持していく必要がある。
No.58 小学校教材教具費等 （学校教育課）	●小学校の授業に必要な教材・備品・教材作成機器・図書の充実。 ●校内無線LAN及びタブレット型情報端末の整備や授業での有効活用のための研修を実施。	学習指導の充実及び深化により教育水準の向上が図られる。教育の情報化に対応した教育環境の整備が図られる。	小学校の大型ディスプレイの導入率 %	100 100	100.0	135,848 2,106	70,171 1,162	B	ＩＣＴ機器を使用した学習の更なる充実を図るとともに、今後の国や情報社会の動向を注視し、学校ＩＣＴ環境の整備や利活用をについて引き続き検討し、教育の充実に努められたい。	各学校でのＩＣＴ機器類の活用状況を把握し、情報化に係る教育環境の向上を図る。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.59 中学校運営費 （学校教育課）	中学校管理運営業務等、中学校における維持管理を効果的に推進し、中学校運営の円滑化を図る。	中学校運営の円滑化が図られる。	指標なし	-	-	108,434	0	B	令和２年度から他事業に組替を行うこととしているが、各事業において効果的な予算執行に努めるとともに、各校に対し、経費削減努力の継続の意識付けを図られたい。	令和２年度から他事業へ組替を行うこととしているが、中学校運営の円滑化のために必要な事業であるため、各事業において経費節減に努めながら必要な予算確保については継続・維持していく必要がある。
				-		871	0			
No.60 中学校教材教具費等 （学校教育課）	●中学校の授業に必要な教材教具・備品・図書等の充実　●校内無線LAN及びタブレット型情報端末の整備や授業での有効活用のための研修を実施	学習指導の充実及び深化により教育水準の向上が図られる。教育の情報化に対応した教育環境の整備が図られる。	中学校の大型ディスプレイの導入率	100	100.0	87,971	46,857	B	ＩＣＴ関連機器を使用した学習の更なる充実を図るとともに、今後の国や情報社会の動向を注視し、学校ＩＣＴ環境の整備や利活用について引き続き検討し、教育の充実に努められたい。	各学校でのＩＣＴ機器類の活用状況を把握し、情報化に係る教育環境の向上を図る。
			%	100		2,106	1,162			
No.61 学校廃棄物対策事業費 （学校教育課）	学校からの廃棄物の適正な分別排出及び資源回収を実施する。	計画的な排出と排出量削減により、学校環境の整備美化へつなげる。	廃棄物を処分した学校	38	92.7	4,872	0	B	学校運営上、廃棄物対策は不可欠な事業である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、適正に実施するとともに、効率的かつ経済的な運営に努められたい。	令和２年度から他事業へ組替を行うこととしているが、各事業において計画的な排出と排出量削減により、学校環境の整備と環境学習へつながるよう、引き続き取り組む。
			校	41		726	726			
No.64 学校安全体制整備推進事業費 （学校教育課）	●防犯の専門家を安心安全サポーターとして雇用し、スクールガードリーダーと連携して、小・中学校を訪問指導し、見守り隊等の研修指導など安心で安全な学校づくりを支援する。　●小学校新一年生に交通安全の黄色い帽子の配付を行うとともに、学校から要望のあった通学路の電柱に表示看板の取り付けを行う等、総合的に小・中学校及び児童生徒の学校安全に取り組む。　●周南市通学路安全推進会議を通じて、関係者機関とともに、周南市通学路交通安全プログラムを実施し、安全対策に努める。	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安心で安全な学校づくりを支援する。　児童生徒に対して学校内外での安心安全が図られる。	学校からの指導要望に対してスクールガードリーダーが対応した割合	100	100.0	2,826	3,428	A	「周南市通学路総合安全プログラム」に基づき、関係機関との連携や、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を強化し、児童生徒の安心安全に努められたい。	学校の安心安全に係る体制づくりを安定させていくために、今後も継続して維持していく必要がある。
			%	100		799	73			
No.15 学校給食費一般事業費 （学校給食課）	●一般管理事務（学校給食センターの衛生・アレルギー対応、職員育成、労務管理等）及び各給食センター間の調整　●学校給食費の滞納整理　●学校給食運営審議会、給食協議会の開催	各学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい給食の安定供給を可能とする。　また、市と保護者との経費負担の明確化を図るとともに、負担の公平性を確保する。	学校給食費収納率（現年度）	99.8	99.9	11,400	3,055	B	学校給食費の負担の公平性を担保するためには、現年度分の収納率100%をめざし、滞納分も放置することなく、学校長の協力を得て、今後の方向性に掲げる改善案を確実に実行されたい。	今後も、債権管理条例に基づき、適切な滞納整理に努める。学校との連携を図り、年度内納付を徹底し、新たな未納を生じさせない取組み（納付相談など）を実施する。
			%	99.9		19,459	16,846			
No.16 学校給食管理運営事業費（栗屋） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数	443,527	91.4	101,547	103,787	B	安心安全な学校給食の提供のため、施設設備の維持管理と衛生管理の徹底とともに、効率的な運営に努められたい。また、異物混入が発生しないよう、常時、従業員の危機管理意識を高め、発生時は迅速かつ的確に対応されたい。	学校給食衛生管理基準を遵守のうえ、自主点検・予防保全や衛生管理等を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。
			食数	485,001		7,043	7,334			
No.17 学校給食材料費（栗屋） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース）	23.8	79.3	111,579	129,756	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。
			%	30		508	581			
No.18 学校給食管理運営事業費（住吉） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数	341,242	90.8	83,996	84,181	B	安心安全な学校給食の提供のため、施設設備の維持管理と衛生管理の徹底とともに、効率的な運営に努められたい。また、異物混入が発生しないよう、常時、従業員の危機管理意識を高め、発生時は迅速かつ的確に対応されたい。	学校給食衛生管理基準を遵守のうえ、自主点検・予防保全や衛生管理等を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。
			食数	375,946		7,043	7,334			
No.19 学校給食材料費（住吉） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース）	28.9	96.3	87,718	103,106	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。
			%	30		508	581			

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.20 学校給食管理運営事業費（徳山西） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数 食数	243,617 265,701	91.7	41,992 56,926	291 0	A	老朽化施設ではあるが、新学校給食センター供用開始までの間、施設の維持管理に努め、学校給食センターの機能を保つことができた。	令和2年3月末に施設閉鎖。令和2年度は「学校給食センター解体事業費」を計上するとともに、1か月分の光熱水費等を計上。
No.21 学校給食材料費（徳山西） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース） %	26 30	86.7	68,411 799	0 0	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。令和2年度以降は、新南陽学校給食センターとの統合により、事業廃止。
No.22 学校給食管理運営事業費（高尾） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数 食数	266,305 290,158	91.8	79,916 6,971	84,283 7,334	B	安心安全な学校給食の提供のため、施設設備の維持管理と衛生管理の徹底とともに、効率的な運営に努められたい。また、異物混入が発生しないよう、常時、従業員の危機管理意識を高め、発生時は迅速かつ的確に対応されたい。	学校給食衛生管理基準を遵守のうえ、自主点検・予防保全や衛生管理等を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。令和元年9月からは須々万地区の小中学校が配送先に加わっており、より一層円滑なセンター運営が求められる。
No.23 学校給食材料費（高尾） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース） %	23.3 30	77.7	65,628 508	81,464 581	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。
No.24 学校給食管理運営事業費（新南陽） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数 食数	425,305 466,891	91.1	82,024 6,825	400 0	A	老朽化施設ではあるが、新学校給食センター供用開始までの間は、施設の維持管理に努め、学校給食センターの機能を保つことができた。	令和2年3月末に施設閉鎖。令和2年度は「学校給食センター解体事業費」を計上するとともに、1か月分の光熱水費等を計上。
No.25 学校給食材料費（新南陽） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース） %	25.8 30	86.0	119,386 799	0 0	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。令和2年度以降は、徳山西学校給食センターとの統合により、事業廃止。
No.26 学校給食管理運営事業費（熊毛） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数 食数	210,812 232,636	90.6	72,956 7,043	76,479 7,334	B	安心安全な学校給食の提供のため、施設設備の維持管理と衛生管理の徹底とともに、効率的な運営に努められたい。また、異物混入が発生しないよう、常時、従業員の危機管理意識を高め、発生時は迅速かつ的確に対応されたい。	学校給食衛生管理基準を遵守のうえ、自主点検・予防保全や衛生管理等を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。
No.27 学校給食材料費（熊毛） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース） %	24.1 30	80.3	53,264 508	62,071 581	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。
No.28 学校給食管理運営事業費（鹿野） （学校給食課）	●学校給食センターの管理運営　●施設の維持管理　●調理・配送・洗浄	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童生徒に安心安全でおいしい給食を提供する。	年間提供食数 食数	28,130 31,715	88.7	9,661 16,918	12,197 17,136	B	安心安全な学校給食の提供のため、施設設備の維持管理と衛生管理の徹底とともに、効率的な運営に努められたい。また、異物混入が発生しないよう、常時、従業員の危機管理意識を高め、発生時は迅速かつ的確に対応されたい。	学校給食衛生管理基準を遵守のうえ、自主点検・予防保全や衛生管理等を徹底し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。
No.29 学校給食材料費（鹿野） （学校給食課）	●安心安全で良質な食材を適正価格で購入　●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	安心安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	地産地消実施率（重量ベース） %	51.7 30	172.3	7,237 145	7,511 145	B	給食を通して児童生徒が健康で豊かな学校生活を送ることができるよう、バランスの良いおいしい献立作りに一層努められたい。また、産地の現地調査や給食用としての計画的生産を関係団体に要請するなど、積極的に地産地消を推進されたい。	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。
No.30 防災給食提供事業費 （学校給食課）	●学校給食における備蓄用非常食の購入　●非常食としての使用機会がなかった場合は、3月11日頃に給食として提供	●備蓄用非常食の有効活用　●児童生徒の防災意識の向上　●学校給食への感謝の気持ちの醸成	防災給食実施センター数 センター	1 1	100.0	707 436	900 581	A	事前準備や関係校との調整など、金額に表れない部分での業務負担があるが、防災意識の向上の観点からも重要な事業であり、継続的に進められたい。	平成29年度から令和2年度の4年間で、7センターを一巡し、市内全域で備蓄品を活用した防災給食を実施する。令和2年度の新センター供用開始を踏まえ、令和3年度からは、3年間で6センターを一巡する計画とする。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 / 単位	実績値 / 目標値	達成率 %	R1事業費 / R1人件費	R2事業費 / R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.65 （仮称）西部地区学校給食センター建設事業費 （学校給食課）	●H28　敷地測量、地質調査、造成設計、敷地造成工事　●H28　ＰＦＩ導入可能性調査　●H29　ＰＦＩアドバイザリー業務（ＰＦＩ事業者選定及び契約締結）　●H30　設計・建設モニタリング　●H31　建設モニタリング、公有財産購入、開業準備	老朽化した徳山西及び新南陽学校給食センターを、学校給食衛生管理基準に適合した施設として　統合整備することにより、一層安心安全な給食を提供する。	事業進捗率 %	100 100	100.0	1,507,463 7,116	0 0	A	PFI方式は本市初の取組であり、事業契約締結後も調整事項が多岐にわたっていたが、PFI事業者や庁内の関係課、モニタリング委託業者と連携を図りながら、無事竣工し、施設の供用を開始することができた。	建設事業は終了するが、維持管理・運営経費は「学校給食管理運営事業費（新南陽）」において毎年度約2.3億円を支出予定。 PFI方式を活用することで、H29～R16におけるVFM6.3%（約2.9億円程度）の財政負担の削減効果が見込まれる。
No.122 鹿野図書館整備事業 （中央図書館）	鹿野図書館に隣接する法面の工事　鹿野図書館の施設設備改修工事	鹿野図書館は築後２５年以上経過し、施設の老朽化や空調機器の不良、雨漏り等により利用者に不便をかけているとともに、近隣の住宅との法面は土砂災害の危険があり、住民に不安を与えている。これらの不便や不安を解消し、鹿野地域の知の拠点として市民が安心して快適に利用できるような施設にするため、また維持管理を適正に行って施設の延命化をはかるため施設改修を行なう。	事業実施率 千円	5,497 7,110	77.3	5,497 1,452	3,177 1,452	A	引き続き、安全で快適なサービスの提供を維持されたい。	施設の老朽化による利用者の不便や不安を解消し、鹿野地域の知の拠点として市民が安心して快適に利用できるよう維持管理を適正に行い施設の延命化をはかる。令和２年度中に、照明設備改修工事を実施。
No.123 図書館管理運営費 （中央図書館）	市内６館の円滑な運営　お話し会など各種行事の運営 関係部局とのコラボ企画の実施	地域の読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで、利用者の満足度が向上し、利用者増加が図られる。	館外貸出利用者延べ数（個人） 人	289,049 380,000	76.1	164,926 47,197	177,059 49,012	B	読書活動推進のために、学校図書館などとの連携を密にするとともに、読書環境の整備を図ることで、利用者の増加、満足度の向上に努められたい。	利用者の満足する図書館づくりに努め、徳山駅前図書館との相乗効果で、利用者増を目指す。
No.124 図書館資料購入費 （中央図書館）	ニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料の収集	利用者の多様化するニーズに対して的確に応え、利用者の満足度を向上させる。	資料購入点数 点	18,853 20,000	94.3	34,625 11,981	34,578 10,528	B	利用者のニーズに応えるとともに、資料を有効活用するため、多種多様な資料の選択・受入を計画的に進められたい。	多様化するニーズに応えるよう新鮮で広範囲にわたる資料を収集し、利用者への的確で迅速な対応を行う。
No.125 移動図書館運営事業費 （中央図書館）	移動図書館車による地域への巡回　学校（小規模校）への乗り入れ　やまびこ号　平成22年7月更新　やまびこ号ジュニア　平成7年5月導入	図書館サービスの地域間格差の是正・均等化を図る。	館外貸出利用者延べ数（移動図書館個人） 人	4,332 4,900	88.4	3,714 6,172	3,977 3,631	B	移動図書館を必要としている人に継続的なサービスを提供するとともに、利用者増に向けた方策を検討されたい。	移動図書館車を運行することにより、図書館サービスの地域間格差を解消し、地域での読書活動を推進する。
No.126 図書館システム管理運営費 （中央図書館）	図書館システムの活用により、市立図書館全館の資料管理、利用者管理、資料貸出・返却事務等を迅速かつ正確に処理し、さらにインターネットの活用により利用者への情報提供や、資料検索・予約等が館内外を問わず24時間可能となる。	資料・利用者の迅速・正確な管理、サービスの向上を図る。	予約・リクエスト資料数 件	122,237 120,000	101.9	37,986 5,083	39,109 5,083	B	システムを適切に運用することで、利用者の利便性の向上、正確な情報提供を図られたい。	徳山駅前図書館を含む市内6館の図書館で共通システムを運用し、利用者への迅速な対応に努める。
No.656 議会運営費 （議会事務局）	本会議・各委員会・全員協議会等の運営、議会だより（音訳・点訳版含む）の作成・配布、会議録の作成及び会議録検索システムの運用、ＣＡＴＶ・インターネットによる議会中継及び録画番組の制作、行政視察受け入れ等	各会議の適正な運営を行うとともに、議会を活性化し、その活動状況を広くＰＲする。 また、行政視察の受け入れ拡充により、全国への本市のＰＲにつながり、さらに経済効果も期待できる。	行政視察受入件数 件	73 100	73.0	16,728 62,086	18,615 58,814	B	議会の活性化は、立案機能・監視機能の強化のため必要不可欠であり、引き続き議会改革を進めていく。また、本市の特色ある事業を積極的に情報発信し、本市のＰＲや経済効果に資する事業としていく。	引き続き議会改革に努めるとともに、積極的に行政視察を受け入れ、本市のＰＲと経済効果に資する。 また、議会運営へのタブレット導入によるコスト増が想定されるため、議事録の自動反訳システムの導入などコスト削減への方策を検討する。
No.657 議会活動及び政治活動事業費 （議会事務局）	政務活動費の交付、各委員会の行政視察、加盟団体負担金・会議等出席	議会活動及び政治活動として、議員の調査研究に資するための事業である、また、関係団体に加盟し、情報収集・調査研究を行い、会派及び議員個人の能力向上を図る。	政策立案・提言・機関意思決定件数 件	24 17	141.2	15,979 11,137	22,559 13,796	A	議員・議会の資質向上につながる事業であり、引き続き取り組んでいく。また、政務活動費の領収書公開など、市民への説明責任を果たすべく取り組んでいくが、さらに改善の余地はないか研究していく必要がある。	積極的に研修を開催すること等により、議員、職員の資質を向上し、政策決定能力を高めていく。
No.658 選挙管理事務費 （選挙管理委員会事務局）	定例選挙管理委員会の開催、永久選挙人名簿・在外選挙人名簿・海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧及び閲覧事務、滞在地及び船員の不在者投票事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者の選定など	選挙環境の向上	定例選挙管理委員会開催数 回	12 12	100.0	2,197 7,624	2,249 8,350	A	法令により市が処理することとされている。	
No.659 選挙常時啓発事業費 （選挙管理委員会事務局）	新たに有権者となる１８歳、児童生徒等への啓発、明るい選挙推進協議会の開催等	投票率の向上	出前授業等開催数 回	1 3	33.3	15 5,446	221 9,802	B	若年層をはじめ投票率の低下傾向は近年、全国的にも続く傾向である。このため、常時啓発の手法を改良しながら継続していくことが必要である。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）　　（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.660 県議会議員選挙事務費 （選挙管理委員会事務局）	山口県議会議員選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数 回	1 1	100.0	39,974 8,713	0 0	A	法令により市が実施することとされている。	
No.661 市長選挙事務費 （選挙管理委員会事務局）	周南市長選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数 回	1 1	100.0	41,420 8,713	0 0	A	法令により市が実施することとされている。	
No.662 市議会議員補欠選挙事務費 （選挙管理委員会事務局）	周南市議会議員補欠選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数 回	1 1	100.0	5,881 3,631	0 0	A	法令により市が実施することとされている。	
No.665 参議院議員選挙事務費 （選挙管理委員会事務局）	参議院議員選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数 回	1 1	100.0	59,227 7,261	0 0	A	法令により市が実施することとされている。	
No.666 市議会議員選挙事務費 （選挙管理委員会事務局）	市議会議員一般選挙の適正な管理執行	公正な選挙	選挙執行回数 回	0 0	0.0	2,165 2,178	135,608 18,153	A	法令により市が実施することとされている。	
No.691 監査委員事務費 （監査委員事務局）	例月現金出納検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査、健全化判断比率等審査、住民監査請求に係る監査等の実施。	法令に定められた権限に基づき監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。	監査等の実施 回	106 106	100.0	988 35,216	939 35,216	A	監査委員制度は、地方自治法に定められた制度であり、これからも法の趣旨に基づき監査業務を遂行していく必要がある。	監査基準の改正を契機に、令和２年度に定期監査の実施方法の見直しを行う。
No.692 公平委員会費 （公平委員会事務局）	・定例会の開催（毎月）　・職員団体の登録申請の受理　・職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定　・職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定　・職員からの苦情相談の処理	地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定、職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定、職員からの苦情相談の処理、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の業務を行う。	公平委員会の開催 回	14 12	116.7	1,724 1,089	1,735 1,089	A	公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の利益保護のための中立的かつ専門的機関であり、今後もそのための業務を継続して遂行していく必要がある。	公平委員会は、法に基づき、今後も職員の利益保護のため中立的かつ専門的な機関として業務を遂行していく必要があり、そのための方策を講じていくことが大切である。
No.471 農業委員会事務費 （農業委員会事務局）	○農地の売買・貸し借りの許可(農地法第3条関連)や農地転用の許可及び届出受理(農地法第4条・第5条関連)、遊休農地対策、違反転用防止対策など農地に関する業務をはじめ、農地の税制や農業者年金に関わる業務を行う。 ○農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、意見の公表や他の行政庁への建議を行うほか、行政庁への諮問に応じて答申を行う。 ○法令に基づいた業務を執行するため、農業委員や農地利用最適化推進委員への報酬やその他事務経費の支払いを行う。	○法令に基づき農地の権利移動や転用の審査を正確、迅速、公正に処理する。 ○農地等の利用の最適化の推進を図り、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行う。	国による適正な事務実施の評価 件	0 0	0.0	33,140 43,566	45,041 43,566	B	法令に基づき適正に事務処理を行い、農業委員会の円滑な運営を図ることが重要である。農地利用状況調査を効率的に実施し、遊休農地の発生防止・解消に更に努めることが課題である。	農業委員および農地利用最適化推進委員と連携を図り、人・農地プランの実質化に取り組む。
No.677 モーターボート競走事業 （ボートレース管理課）	今後も安定的にモーターボート競走事業を実施することで、その収益を継続的に一般会計へと繰り出し、住民福祉の向上や市の財政運営の健全化等に貢献します。	モーターボート競走法（第１条、第３１条）等に規定されているとおり、住民福祉の向上に寄与します。	当年度純利益（千円） %	3,891,378 160,330	2427.1	64,488,500 152,481	46,627,866 152,481	A	モーターボート競走事業の収益を一般会計へ繰り出すことを通じて住民福祉の向上に寄与。	

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.688 人事管理関係事業 （上下水道局総務課）	・経験年数に応じて研修を受講させ、技術力向上を図る。 ・随時組織を見直し、効率的な組織体制を目指す。	研修等により職員の技術力向上を図り、また、職員が健康な心身で公務に専念できるように体制を整え、効率的な事業運営を可能とする。	専門研修の受講者数 人	21 21	100.0	3,486 21,783	4,034 21,783	A	事務事業の方向性のとおり進めていくこと。	組織として、適正な職員数の検討を進めるとともに、職員の専門知識の向上、スキルアップに努める。
No.689 共通財産管理事業 （上下水道局総務課）	公用車及びパソコンについて、総務課で一括管理し効率的な運用を行う。	財産の効率的、効果的な運用による事業運営	事業費削減額（対予算額） 千円	8,368 8,319	100.6	8,368 7,261	7,273 7,261	A	今後の実施方向性のとおり進めていくこと。	適正な公用車台数を検討する。 市長部局と連携して、旧上下水道局庁舎（速玉）を適正に管理する。
No.452 上下水道事業企画・計画業務（上水） （上下水道局企画調整課）	「周南市水道事業ビジョン」「周南市水道事業施設整備基本計画」に基づき水道施設の長寿命化・ 耐震化計画を策定、見直しを行う。また、「水安全計画」の適正な運用・見直しにより安全性の強化を図る。	安全で安定した水道水を供給する。	計画書策定実施数 業務	2 2	100.0	0 21,783	0 14,522	A		ＰＤＣＡ手法により、適切な時期を定めてフォローアップを実施する。
No.453 徳山中央浄化センター再構築事業 （上下水道局企画調整課）	再構築事業は、民間事業者の持つノウハウや資金を活用する官民連携手法の導入を前提として推進していく。また、官民連携手法の精査をアドバイザリー業務の中で進めていく。	供用開始から50年以上が経過し、老朽化が著しい徳山中央浄化センター水処理施設の再構築を行う。	アドバイザリー業務 業務	0 0	0.0	29,550 14,522	50,000 14,522	B		アドバイザリー業務において、さらなる経済効果を目指す。
No.454 上下水道事業企画・計画業務（下水） （上下水道局企画調整課）	下水道施設全体を俯瞰したストックマネジメント計画を平成29～30年度で策定し、計画に基づいて効率的に下水道施設の維持管理や更新を行う。	下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新を行う。	計画書策定実施数 業務	2 2	100.0	22,796 7,261	10,000 7,261	A		計画的に施設の更新を進めていく
No.443 水道事業の経営健全化推進事業 （上下水道局財政課）	毎年度定期的に事業内容を精査・検証し、経常経費や投資的経費の縮減を図る。	持続可能な事業運営	経常収支比率 %	108.1 107.6	100.5	0 23,235	0 23,235	A	経営健全化計画目標達成に向け、短期的な実施計画の見直しを行うこと。	事業内容について随時検証・精査し、経常経費や投資的経費の縮減を図る
No.445 下水道事業の経営健全化推進事業 （上下水道局財政課）	毎年度定期的に事業内容を精査・検証し、経常経費や投資的経費の縮減を図る	持続可能な事業運営	経常収支比率 %	101.6 105.9	95.9	0 23,235	0 23,235	B	経営健全化計画及び下水道経営戦略の目標達成に向け、ストックマネジメント計画等により費用の平準化を図ること。	事業内容について随時検証・精査し、経常経費や投資的経費の縮減を図る。
No.444 上下水道料金徴収事業 （上下水道局料金課）	債権の早期回収により不良化を防止する。	水道の使用に対する公平な受益者負担としての料金回収に努めることにより、公営企業財政の健全な運営をめざす。	現年収納率 百分率	99.6 99.4	100.2	128,704 51,964	139,425 43,566	A		収納率は高水準を維持しており、破産倒産等の債権回収困難事案が主であるため、新規未回収債権の発生防止とともに、回収困難債権の保全や管理が主となる。
No.446 水道施設（管路等）の長寿命化・耐震化事業 （上下水道局水道工務課）	布設年度と漏水発生件数を考察し、総合的に優先順位を決定し、計画的に布設替えを行い耐震化率の向上を図る。	老朽化した配水管等を布設替えし、耐震化率の向上を図る。	管路耐震化率 %	30.47 30.4	100.2	425,740 45,744	548,780 36,305	A		計画的に老朽管の耐震化を図っていかなくてはならないが、財政の健全性や今後の水需要の動向を踏まえ管路たダウンサイジングや、軌道敷下の管路については、統廃合を考慮しながら計画的に耐震化を実施していく。
No.447 漏水防止対策事業 （上下水道局水道工務課）	配水管の中で約４０%を占めるビニル管路と、口径40mm以上の連合給水管の路面音調及び配水管から量水器までの戸別音調を実施することにより、早期に漏水を発見する。	給配水管の漏水を早期に発見し、修繕を行う事により有収率の向上を図るとともに安定給水を確保する。	有収率 %	87.8 91	96.5	12,430 16,700	14,577 12,707	A		路面音調調査は、作業の性質上すべて夜間に実施しているが、通行量の少ない区域での昼間の実施、新しい技術による漏水調査の実施などを検討し、少しでも効率的に実施できるよう努力していく。

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名（担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.448 給配水管維持管理事業 （上下水道局水道工務課）	徳山地区・新南陽地区それぞれ1者と契約し、24時間の修繕体制を確立する。修繕業務が発生した場合は速やかに業務を履行する。 熊毛・鹿野地区においては、年末年始や長期の休日に合わせ各地区2者と契約し、速やかな修理体制を確立する。 ﾏｯﾋﾟﾝｸﾞｼｽﾃﾑを正確に更新し、漏水箇所等を視覚化して計画的な更新を行う資料とする。	迅速な漏水修理により有収率の向上、断水・道路陥没等の二次災害の防止 ﾏｯﾋﾟﾝｸﾞｼｽﾃﾑの定期的な更新により正確な情報提供と適切な給配水設備の維持管理に実施	指標なし	-	-	76,090	85,746	A		昼夜を問わず24時間体制で対応できる体制を整えていくことは必須であるが、対応業者の減少や簡水統合による対応地区の拡大等の環境変化が見られ、周辺市町と情報交換をするとともに、体制の在り方について調査研究していく。
				-		49,375	41,751			
No.451 水道施設整備事業 （上下水道局水道工務課）	未普及地域の給水要望を集約し、安全な水質の確保及び事業の健全性等を考慮し配水管の整備を実施していく。	配水管未普及地域にて井戸水を使用している地域で給水要望を精査し、配水管の整備を行う。	指標なし	-	-	9,434	15,840	B		今年度以降は、熊毛地区に特化した給水要望アンケートを基にした整備ではなく、水道事業全体で「周南市上下水道局配水管延長布設基準」により統一した配水管の整備を実施していく。
				-		5,083	3,631			
No.449 下水道施設（管路等）の長寿命化・耐震化事業 （上下水道局下水道工務課）	老朽化が進む下水道汚水管渠及び合流管渠を長寿命化計画に基づき、国庫補助事業として経済的・効率的に管渠の布設替または更生を実施する	管渠やポンプ場などの施設の点検・診断・改築更新を体系的に捉えた長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化や耐震化を推進する。	管渠の布設替え・更生延長	2.9	74.4	43,890	84,500	A		改革案はない
			ｋｍ	3.9		21,783	21,783			
No.463 汚水処理施設の整備事業 （上下水道局下水道工務課）	管渠やポンプ場の整備を行い、汚水処理の普及を推進する。	人口減少などの社会情勢を踏まえ、地域の実情に応じた汚水処理施設を選択し、未普及地区の水洗化を推進していく。	汚水処理人口普及率	94.4	97.2	62,448	128,000	B		改革案はない
			%	97.1		7,261	7,261			
No.467 雨水排除施設の整備事業 （上下水道局下水道工務課）	●徳山駅前の浸水を解消するため、徳山駅周辺の整備事業と連携を図りながら、雨水函渠の増強を効率的に整備する。 ●富田西部区画整理内の浸水を解消するため、区画整理事業などと連携を図りながら、雨水函渠やポンプ場を効率的に整備する。 ●富田南部他市街地の浸水を解消するため、雨水函渠を効率的に整備する。	雨水管渠等の整備を進めるとともに、土地区画整理事業や河川事業などと整合を図りながら、推進対策を推進する。	都市浸水対策達成面積	777.8	100.8	244,583	509,500	A		改革案はない
			ｈａ	771.7		14,522	14,522			
No.450 浄水施設長寿命化・耐震化事業 （上下水道局浄水課）	大迫田浄水場について平成28年度に基本計画・実施設計を完了しており、平成30年度より7箇年計画で耐震・劣化補修工事を実施する。	浄水施設が老朽化する中で耐震化工事を実施することで安定供給が促進できると共に、劣化補修工事を併せて実施することで施設の長寿命化を図る。	浄水施設耐震化施工箇所数	0	0.0	185,680	113,017	A		「周南市水道事業施設整備基本計画」に基づき、楠本浄水場は将来、廃止の方向性で動向している。耐震性の有無については、簡易診断により判定を行い、耐震補強の必要性が生じた時に業務委託により詳細な耐震診断および耐震補強設計を実施することとする。
			箇所	0		15,248	20,331			
No.455 水道施設の統合事業 （上下水道局浄水課）	一の井手浄水場の浄水処理を中止し、菊川浄水場の給水区域へ統合することで低水準であった菊川浄水場の稼働率を向上させる。	浄水場の施設統合を進めることでランニングコストの縮減と今後の設備投資費用の抑制が見込まれる。	施設最大稼働率	61.1	97.6	0	0	A		一の井手浄水場の菊川浄水場への統合が完了し、実運用の結果、想定していたよりも動力費が大幅に増え、ランニングコスト面で効果が縮減した。今後、運転管理方法の見直しを検討する必要がある。
			%	62.6		7,261	7,261			
No.458 浄水施設安全対策事業 （上下水道局浄水課）	各浄水場および配水池の必要箇所に監視カメラを新設し、またこれらカメラ設備の維持管理を行っていく。浄水場の主要ポイントに自動水質監視装置（油膜検知器・バイオアッセイ監視装置等）を設置する。	浄水場、配水池等へ監視カメラを設置することで迅速な不法侵入者対応やテロ抑止力の向上を目指す。また、自動水質監視装置を設置し安全な水の供給に努めるものである。	監視カメラ設置箇所数	10	100.0	22,940	23,699	A		テロ対策として監視カメラの設置箇所、台数、運用方法等について検討が必要である。
			箇所	10		15,974	18,153			
No.464 浄化センター施設管理事業 （上下水道局下水道施設課）	施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、産業廃棄物の適正処分を行う。	浄化センターを安定的に運転し、市民の衛生的な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	水質分析を行った検体のうち、基準を遵守した検体数	1,870	100.0	934,611	1,299,985	A		ストックマネジメント計画に基づいた事業計画を推進し、施設機能の維持を図る。
			検体	1,870		0	0			

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応

令和2年度事務事業評価結果一覧表（所管課別）

（単位：千円）

No. 事務事業名 （担当課）	手段	意図	指標名 単位	実績値 目標値	達成率 %	R1事業費 R1人件費	R2事業費 R2人件費	総合 評価	評価責任者コメント	今後の実施方向性
No.465 下水道水質指導監督事業 （上下水道局下水道施設課）	特定事業場の排出水を測定し、指導監督を行う。	特定事業場の排出水について指導監督することで、公共用水域の水質保全に寄与する。	排除基準遵守事業場数 事業場	71 71	100.0	660 2,178	936 1,452	A		調査事業場、調査頻度についても検討を要するが、基準を順守できない事業場については粘り強く指導する。
No.466 下水道施設（浄化センター等）の長寿命化・耐震化事業 （上下水道局下水道施設課）	老朽化施設の延命化対策における改築更新の実施。	浄化センターの安定的な機能維持を行い、市民の衛生的な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	改築更新に基づく長期的事業件数 件数	2 2	100.0	522,600 17,426	245,000 17,426	A		
No.459 水質検査事業 （上下水道局水質管理課）	水質検査技術の向上と検査可能項目の更なる拡充を目指す。	市民の水道水質に対する安心・安全の意識の向上を図る。	指標なし 	- -	-	49,203 37,474	56,586 38,035	A		

※No.は事務事業評価結果一覧表（推進施策別）概要に対応